

豊後国田原別符染荘史料 正誤表

2	1	
本文	目次	
三〇	一〇	頁
三	終二	所
大〇分永弘文書 。分県史料三	(永弘文書)	誤
大〇分到津文書 。分県史料一	(到津文書)	正

渡辺澄夫編

豊後国莊園公領史料集成一

豊後国
田染莊
田原別符
史料

別府大学史料叢書第一期

刊行 別府大学付属図書館

『豊後国莊園公領史料集成』に期待する

竹 内 理 三

わが国の莊園研究の歴史は、一八八八年（明治二一）に発行された栗田寛博士の『莊園考』に始まる。同博士は、水戸における最後の『大日本史』編集者であり、同書の志類表類は、博士によって完成されたとされるが、この『莊園考』は三卷より成る。この書は、古代における国郡鄉村制の変じたものとして莊園を捉え、後に皇室領長講堂領の伝領をめぐって南北朝の争乱が起ったことを説いて、莊園研究の重要性を主張した。この指摘をうけて、明治末年から大正初年にかけて八代国治博士によって「長講堂領の研究」「七条院御領考」に発展した。これとは別に、一九〇六年（明治三九）から、法制史家中田薫博士の日本・中国の莊園と西歐の Manor との比較法制史的方法による莊園の研究が相ついで発表された。この西歐の Manor との比較研究の下に、「王朝時代の庄園に関する研究」が発表された。

日本の莊園研究は、この二つの潮流から急速に発展したが、その研究関心は、時の社会情勢と密接に関連して推移した。初め、皇室領の伝領から始った莊園研究の展開は、明治末に起った政治問題南北朝正閏問題と無関係ではなかった。やがて莊園伝領の問題は、皇室領以外に及んで、中村直勝博士らの莊園研究の主題となったが、大正年代に全国に小作争議が起って農村問題が盛んに論ぜられる風潮となるにつれて、莊園の構造の解明の必要がさげられた。莊園の政治史的研究から、社会経済史的研究への転換である。その中心となったのが、西岡虎之助氏による

数多くの個別荘園の研究である。氏の研究は、後に『荘園史の研究』全三巻としてまとめられた。氏の荘園研究は、荘園の土地配分に重点がおかれたが、その徹底した史料の博搜ぶりは、荘園研究者の指針となっている。氏の研究は、荘園の土地配分を主としたが、氏ののちにつづく研究者は、荘園内の農民の階級的分析に向った。これらは、昭和年代、内部構造派とよばれ、今日まで荘園研究の主流となった。渡辺博士の若きころの名著『畿内庄園の基礎構造』は、この内部構造派の頂点に立つ不朽の著として評価されているのである。

荘園の内部構造の分析となれば、具体的に個々の荘園の分析が必要となる。伝領派の研究のように、荘園目録では不可能である。研究のためには、個別荘園史料集が必要となる。日本荘園研究の創始者栗田寛博士の下にあった清水正健氏の『荘園志料』上下二巻は、古文書・記録等に見える全国の荘園三千余の史料を、荘園ごとに整理編纂したもので、一応各荘園の史料検索には、甚だ便利であるが、内部構造に関する史料は、殆んど割愛されている。戦後の県市町村史では、地域の史料の徹底蒐集とその刊行が行われ、個別荘園史料の体をなしているものが少くない。渡辺博士にも膨大な『大和国若槻荘史料』全四巻があり、筆者も、同学の協力を得て刊行した個別荘園史料集がある。荘園研究の発展を願ったものである。

だが、これまでの日本荘園の研究は、余りに荘園に没入し過ぎた観がある。とくにこれまで殆んどその存在が無視されていた中世の公領について、一国平均の課役、一国平均の段銭・段米等の分析がすすむにつれ、中世における公領は、荘園と並ぶ機能をもったことが認められ、中世を「荘園公領制」とよぶべしとの主張がある。これまでの荘園一辺倒、武家政権一辺倒の中世理解に反省を与えるものであり、荘園研究に新しい視角を与えるものである。この時期に当って、公領史料をも網羅した『豊後国荘園公領史料集成』の出現は、荘園及び中世史研究の転機を促

すものとして、評価されるであろう。

近世に小藩分立した豊後の地にあつては、広瀬淡窓、旭莊、三浦梅園等の学者を生んだにも拘わらず、他の国にみられるような国誌の編纂は、わずかに唐橋世済の『豊後国志』があるにすぎず、豊後国志は、筑前の学者伊藤常足の『太宰管内志』を参考にせざるを得ぬ状況であつたが、最近渡辺博士を委員長として、『角川日本地名大辞典大分県』が刊行され、その欠を漸く埋めることが出来たが、この史料集は、この辞典のための史料集でもある。さらに、田北学氏の『増補訂正編年大友史料』が縦の豊後国史であるのに対し、本書は地域的に史料を集成した横の豊後国誌である。ひろく日本中世史研究に新展開を促がすばかりでなく、郷土の研究にも不測の貢献をなすことが期待される。

昭和五十九年十一月十一日

本史料集成刊行に当たって

最近の荘園研究——従って中世史研究——の躍進は、瞠目すべきものがある。「荘園公領制」という新しい概念が普遍化して国衙領に対する新視角が開け、荘園研究は従来の文献史料中心の机上操作から、現地調査による学際的な復原的研究へと進み、かつて想像もしなかった新分野の開発が日程に上りつつある。

こうした荘園研究にとっては、完備した個別荘園（公領をも含む）史料の存在が前提となることはいうまでもない。その最も先駆的かつ全国的規模のものが、清水正健編『荘園志料』上・下二巻であるが、その荘園数の網羅性に比して、個々荘園の史料内容の不備に大きな限界があった。

戦後『備中国新見荘史料』や『山城国山国荘史料』等、完備した個別荘園史料集が刊行されはじめたことは、前者の欠を補うものとして高く評価された。しかし、こうした個別荘園史料の刊行も、なお散発的かつ例外的に過ぎなかった点に、限界があった。そうした意味で、竹内理三博士を中心とした『九州荘園史料叢書』の刊行は画期的な業績で、九州各国の著名な個別荘園史料を公にすること十八巻に及んだ。ついで同じく竹内博士と稲垣泰彦氏、瀬野精一郎氏との三氏を監修とする『荘園史料叢書』（吉川弘文館）が企画され、全国的規模において個別荘園史料の刊行が進められ、多くの期待が寄せられた。

ところが、『九州荘園史料叢書』は十八巻をもって中絶し、『荘園史料叢書』は伊賀国黒田荘（二巻）・肥前国神

崎莊・紀伊国阿氏川莊・豊後国大野莊の四莊をもって中絶の状態にあることは、その期待の大きかっただけに、まことに遺憾という他はない。仄聞するところ、史料出版の企業的經濟性が最大の障碍というが、一応それもやむをえないことと納得されるものの、これをそのまま放置しておいてよい道理はない。まして「莊園公領制」が強調される今日、公領の研究は太田文のみに頼り、公領史料の編集刊行の為されたのを、寡聞にしてきかないのは、どうしてであろうか。私も莊園研究の末端に連なりながら、史料刊行の必要性を痛感し、竹内博士の企画の中で、若干の史料集を出さしていただき、なお、『大和国若槻庄史料』全四卷（喜多考之共編）を公刊した。そしてつねづね、中世史研究は究極的には、すべての莊園公領史料集の完成によって、はじめて十全を期しうるであろうと考えるようになり、微力の及ぶ範囲として豊後国内の莊公史料をまとめてきた。またまた昭和五十二年刊の『角川日本地名大辞典』の大分県版の編集委員となったことが、これを促進させる契機となったことも否定しえない。

こうした際に、私の勤務する別府大学では、史学科開設二十周年にあたり、その記念事業として付属図書館が主体となり、『別府大学史料叢書』の刊行にふみ切ることになった。その最初の試みとして、幸にも本史料集成の刊行が取り上げられることになった。これによって永年の隘路がはじめて除去されたことは、大学当局の恩恵は勿論ながら、また天与の幸運というべきであろう。

本書の内容・構成等の問題については、終始竹内理三博士の助言と指導を仰いだのみならず、公私御多用中にもかかわらず、懇切な序文までいただいた。博士の交らぬ学恩と厚情に、衷心から感謝申上げる次第である。

なお本書刊行を快諾せられた佐藤義詮学長、小松幹・西村駿一両理事、出版に協力された賀川光夫・後藤重巳両教授、とくに直接刊行事務を引き受けられた付属図書館長林章教授等の方々に、深甚の敬意と謝意を表する。

末筆ながら、本書の口絵写真や付録の田染組絵図の写真等については、県立佐風土記の丘歴史民俗資料館の海老沢衷氏の援助を仰ぎ、その他についても種々の助言を得た。また、付録の大字・小字帳や史料の点について、大田村中学校教諭河野了氏の援助をえた。ともに銘記して謝意を表す。

昭和五十九年十一月十五日

― 編者 記 ―

凡 例

- 一 本書は『豊後国荘園公領史料集成』の第一巻として、国東郡田染荘史料六〇一点（付録四）・同田原別符一〇七点（付録一）を収めた。
- 一 史料蒐集に当たっては、文書のみならず、記録・編著・系図・金石文等、参考しうるものは可能な限り網羅することにとめた。
- 一 史料蒐集は、当該荘公の地名を中心としたが、該地を本領とした地頭・御家人等については、人名中心の編集法をも併用した。
- 一 文書名は、原則として正文・案文・写等を区別したが、記録・編著によるのは、その区別を示さなかった。
- 一 文書名の下に、史料名・出典等を註記し、原本・現物の場合は所在地・所蔵者を記入した。
- 一 各荘ごとに、付録として大字・小字表を加え、地名にはすべて読み仮名を付した。
- 一 原文には、句点（、）・並列点（・）を付し、異字・俗字・変体仮名等は、原則として正字・現行仮名に改めた。
- 一 巻末に当該荘園の所在を示す地形図を付した。
- 一 編者の用いた記号は、左の通りである。



欠字。



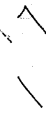
墨抹で、原字判読可能なものの左側に付した。



墨抹で、原字不明のもの。



異筆・追筆等。



墨合点。



朱合点。



糊放れ・礼紙等の別紙。



首欠。



尾欠。行間にあるものは中間欠。



欠部・誤記・誤脱等に対する編者の案、年月の傍註等。



文字の誤記・誤脱。



原本の判読に疑問のあるもの。



編者の説明。

以上

目次

はしがき
凡例

田染莊史料

一	豊後國風土記	一
二	倭名類聚鈔	二
三	關白 <small>藤原基實</small> 家政所下文	三
四	仁安三年六郷二十八山本寺目錄	四
五	八幡宇佐宮御神領大鏡	五
六	慈鎮所領讓狀案	六
七	番長兼辨官宇佐保實解狀	七
八	圖書允清原某等連署奉書案	八
九	關東御教書寫	九
一〇	大宮司宇佐公仲寄進狀案	一〇
一一	宇佐末利栗林賣券	一一
一二	六郷満山祈禱卷數目錄	一二
一三	前太政大臣 <small>近衛家實</small> 家政所下文案	一三
一四	藤原某安堵狀	一四
一	豊後國風土記	一
二	倭名類聚鈔	二
三	關白 <small>藤原基實</small> 家政所下文	三
四	仁安三年六郷二十八山本寺目錄	四
五	八幡宇佐宮御神領大鏡	五
六	慈鎮所領讓狀案	六
七	番長兼辨官宇佐保實解狀	七
八	圖書允清原某等連署奉書案	八
九	關東御教書寫	九
一〇	大宮司宇佐公仲寄進狀案	一〇
一一	宇佐末利栗林賣券	一一
一二	六郷満山祈禱卷數目錄	一二
一三	前太政大臣 <small>近衛家實</small> 家政所下文案	一三
一四	藤原某安堵狀	一四

目次

九

目次

一五	仁治二年 ^{辛丑} 八月十二日	富貴寺笠塔婆銘	………	(大分縣金石年表)	………	五
一六	仁治四年卯月十五日	富貴寺笠塔婆銘	………	(同)	………	五
一七	寬元三年七月三日	大宮司宇佐公高切符案	………	(永弘文書)	………	五
一八		宇佐宮神領次第案	………	(到津文書)	………	六
一九	建長七年十月十日	大宮司宇佐某下文	………	(同)	………	六
二〇	康元々々年十二月十八日	關東御教書案	………	(益永文書)	………	六
二一	正嘉	沙彌昇蓮起請文案	………	(永弘文書)	………	六
二二	嘉	惣檢校宇佐某證狀案	………	(同)	………	六
二三	嘉	左衛門尉某書下案	………	(同)	………	六
二四	嘉	左衛門尉某書狀案	………	(同)	………	六
二五	嘉	宇佐某請文案	………	(同)	………	六
二六	永	沙彌妙性 ^{字佐} 申狀案	………	(同)	………	六
二七	永	政所惣檢校益永行輔申狀案	………	(益永文書)	………	六
二八	永	富貴寺笠塔婆銘	………	(大分縣金石年表)	………	六
二九	永	富貴寺供養碑銘	………	(同)	………	六
三〇	永	富貴寺供養碑銘	………	(同)	………	六
三一	永	大宮司宇佐公氏下文	………	(到津文書)	………	六
三二	治	公近書狀	………	(永弘文書)	………	六
三三	弘安	將軍 ^{王惟康} 家政所下文案	………	(曾禰崎元一文書)	………	六
三四	弘安	關白 ^{兼藤原} 家御教書案	………	(到津文書)	………	六
三五	弘安	大宮司宇佐公有下文	………	(同)	………	六
三六	弘安	宇佐春基重申狀	………	(永弘文書)	………	六
三七	九月十五日	大宮司宇佐公有舉狀	………	(到津文書)	………	六

目次

六	弘安	三年十二月十日	關白 <small>藤原</small> 家御教書案……………	(到津文書)	三
元	弘安	七年三月廿五日	某施行狀……………	(太宰管内志)	三
四	弘安	七年九月 日	六鄉山異國降伏祈禱卷數目錄……………	(同 上)	三
四	「弘安八年」	二月五日 日	大官司字佐 <small>根若</small> 公春書狀……………	(到津文書)	三
四	弘安	八年九月晦日 日	豐後國大田文案……………	(平林本)	三
四	正應	二年五月五日 日	伴兼守田地放狀……………	(永弘文書)	三
四	正應	四年三月八日 日	沙彌某施行狀……………	(太宰管内志)	三
四	正應	四年五月三日 日	字佐基弘重申狀……………	(永弘文書)	三
四	正應	五年五月 日	字佐基弘申狀……………	(到津文書)	三
四	正應	六年六月廿二日 日	大官司字佐某下文……………	(同 上)	三
四	永仁	二年二月廿一日 日	豐後國守護大友親時施行狀……………	(永弘文書)	三
四	永仁	三年二月□九日 日	尼正法讓狀案……………	(同 上)	三
四	永仁	三年六月廿七日 日	大官司家專使字佐賴生施行狀案……………	(同 上)	三
四	永仁	四年十月 日	字佐定基安堵申狀……………	(同 上)	三
四	永仁	五年卯月 日	沙彌西法 <small>字佐</small> 安堵申狀……………	(同 上)	三
四	永仁	六年五月 日	字佐宮寺供僧阿闍梨尊晴申狀寫……………	(宮成文書)	三
四	永仁	七年二月廿日 日	沙彌行信寄進狀……………	(永弘文書)	三
四	正安	二年閏七月 日	字佐春基申狀……………	(湯屋文書)	三
四	正和	元年十月廿一日 日	字佐益輔讓狀案……………	(永弘文書)	三
四	正和	二年正月 <small>廿一日</small> 日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀案……………	(同 上)	三
四	正和	二年三月三日 日	遠江守某宛行狀案……………	(同 上)	三
四	正和	二年三月十二日 日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀……………	(同 上)	三
四	正和	二年三月廿一日 日	鎮西 <small>北條</small> 御教書……………	(湯屋文書)	三

六	正	和	二年六月十六日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	………	(北和介文書・永弘文書)	………	吾
三	正	和	二年六月廿二日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	………	(湯屋文書)	………	五
三	正	和	二年六月廿七日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀案	………	(永弘文書)	………	三
三	正	和	二年六月廿七日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	………	(同)	………	三
三	正	和	二年七月二日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	………	(到津文書)	………	三
三	正	和	二年七月二日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	………	(永弘文書)	………	三
六	正	和	二年七月十一日	鎮西 <small>北條</small> 御教書案	………	(到津文書)	………	五
六	正	和	二年七月十二日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	………	(永弘文書)	………	五
六	正	和	二年九月八日	鎮西 <small>北條</small> 御教書案	………	(同)	………	五
七	正	和	二ねん九月十三日	正信請文案	………	(同)	………	五
七	正	和	二年九月卅日	鎮西 <small>北條</small> 御教書	………	(同)	………	五
七	正	和	二年十月六日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	………	(同)	………	五
七	正	和	二年十月六日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	………	(湯屋文書)	………	五
七	正	和	二年十月六日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	………	(永弘文書)	………	五
七	正	和	二年十月十二日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀案	………	(永弘文書)	………	五
七	正	和	二年十月廿四日	豐後守護大友貞宗施行狀案	………	(同)	………	五
七	正	和	三年九月	鎮西 <small>北條</small> 御教書	………	(同)	………	六
七	正	和	三年六月	沙彌妙覺 <small>字佐</small> 田島等配分狀	………	(同)	………	六
七	正	和	四年十二月十四日	鎮西 <small>北條</small> 御教書案	………	(同)	………	六
七	正	和	四年十二月廿日	鎮西 <small>北條</small> 御教書	………	(湯屋文書)	………	六
六	正	和	五年二月四日	田染莊本家御教書	………	(永弘文書)	………	六
六	正	和	五年十二月十二日	大宮司宇佐公世下文	………	(志賀文書)	………	六
六	正	和	六年正月廿六日	宇佐宮政所下文	………	(永弘文書)	………	七
六	正	和	六年正月廿六日	宇佐宮政所下文	………	(同)	………	七

四	文保	元年八月 日	若宮權擬神主字佐忠基申狀	(永弘文書)	三
三	文保	二年三月十五日	鎮西 <small>北條</small> 御教書案	(同)	三
二	元應	元年閏七月廿一日	掃部允景親書下案	(同)	三
一	くゑんをう	三年三月 日	擬神主字佐定基讓狀	(同)	三
六	正中	二年十二月廿日	掃部允景親書下案	(同)	三
五	嘉曆	元二月十日	番長字佐安守下作職賣券案	(同)	三
四	かりやく	元二月十日	安藤寶通下作職契約狀	(同)	三
三	かりやく	二年二月九日	沙彌妙覺 <small>字佐定基</small> 讓狀案	(同)	三
二	かりやく	三年三月五日	擬神主字佐定基讓狀	(同)	三
一	かりやく	三年三月五日	擬神主字佐定基讓狀	(同)	三
六	かりやく	四年七月廿五日	藤原 <small>貞廣</small> 田昌請取狀案	(同)	三
五	かりやく	四年七月廿五日	藤原 <small>貞廣</small> 田昌請取狀案	(同)	三
四	貞廣	貞廣契約狀案	藤原 <small>貞廣</small> 田昌請取狀案	(同)	三
三	貞廣	貞廣契約狀案	藤原 <small>貞廣</small> 田昌請取狀案	(同)	三
二	貞廣	貞廣契約狀案	藤原 <small>貞廣</small> 田昌請取狀案	(同)	三
一	貞廣	貞廣契約狀案	藤原 <small>貞廣</small> 田昌請取狀案	(同)	三
六	元德	貳年三月十日	前擬大宮司字佐清輔讓狀案	(到津文書)	三
五	元弘	三年八月廿七日	左衛門尉重康奉書案	(同)	三
四	元弘	三年九月十三日	字佐宮神官等連署起請文	(到津文書)	三
三	元弘	三年九月十三日	字佐宮神官等連署起請文	(到津文書)	三
二	元弘	三年九月十三日	字佐宮神官等連署起請文	(到津文書)	三
一	元弘	三年九月十三日	字佐宮神官等連署起請文	(到津文書)	三
六	正慶	二年十二月十八日	民部少輔某賣券案	(永弘文書)	三
五	正慶	二年十二月十八日	民部少輔某賣券案	(永弘文書)	三
四	正慶	二年十二月十八日	民部少輔某賣券案	(永弘文書)	三
三	正慶	二年十二月十八日	民部少輔某賣券案	(永弘文書)	三
二	正慶	二年十二月十八日	民部少輔某賣券案	(永弘文書)	三
一	正慶	二年十二月十八日	民部少輔某賣券案	(永弘文書)	三
六	武建	元年五月 日	康直書狀	(北和介文書)	三
五	武建	元年六月十六日	雜訴決斷所牒	(田原卯七文書)	三
四	武建	元年六月十六日	雜訴決斷所牒	(田原卯七文書)	三
三	武建	元年六月十六日	雜訴決斷所牒	(田原卯七文書)	三
二	武建	元年六月十六日	雜訴決斷所牒	(田原卯七文書)	三
一	武建	元年六月十六日	雜訴決斷所牒	(田原卯七文書)	三

一〇七	建武元年	申戌八月廿四日	山門板碑銘	(大分縣金石年表)	〇七
一〇八	建武元年	申戌十一月廿二日	山門板碑銘	(同)	〇八
一〇九	建武二年	六月 日	字佐田宣基申狀	(湯屋文書)	〇九
一一〇	建武二年	八月(月)廿(日)	平野園板碑銘	(大分縣金石年表)	一〇
一一一	建武二年	九月十日	雜訴決斷所牒	(永弘文書)	一一
一一二	建武二年	九月十日	雜訴決斷所牒案	(同)	一二
一一三	建武二年	九月十二日	豐後國々宣案	(同)	一三
一一四	建武二年	九月廿八日	大友貞載施行狀案	(同)	一四
一一五	建武三年	卯月十三日	田原直平契約狀	(同)	一五
一一六	建武四年	正月廿日	若宮權擬神主宣基契約狀	(同)	一六
一一七	建武四年	正月廿日	田原直平契約狀案	(同)	一七
一一八	建武四年	正月廿日	六郷山本中末寺次第并四至等注文	(同)	一八
一一九	建武四年	六月十五日	平野園板碑銘	(大分縣金石年表)	一九
一二〇	建武四年	十月三(日)	田染入道某本役用途請取狀案	(永弘文書)	二〇
一二一	建武四年	十月廿四日	平野園板碑銘	(大分縣金石年表)	二一
一二二	建武二年	十二月十五日	胎藏寺懸佛銘	(同)	二二
一二三	建武五年	六月 日	大宮司字佐田公和下文	(到津文書)	二三
一二四	建武五年	七月十八日	字佐宣基軍忠狀	(北和介文書)	二四
一二五	建武五年	八月十一日	沙彌某宛行狀案	(曾禰崎元一文書)	二五
一二六	建武五年	正月十七日	曾禰崎道西 _{定通} 去狀	(湯屋文書)	二六
一二七	建武五年	正月十七日	懸樋景幸去狀	(同)	二七
一二八	建武五年	正月十七日	藤原 _原 貞廣去狀	(永弘文書)	二八
一二九	建武五年	正月十七日	正曇 _{田原} 去渡文書目錄	(同)	二九

一三〇	曆	應	九月十八日	正曇 <small>田原</small> 書狀案……………	(永弘文書)	二〇
一三一	曆	應	二年三月十日	左衛門尉高直奉書案……………	(同)	二〇
一三二	曆	應	三年五月十四日	吉良貞家奉書……………	(同)	二〇
一三三	曆	應	四年五月十一日	足利直義下知狀案……………	(到津文書)	二〇
一三四	曆	應	四年十月八日	沙彌道圓 <small>坂八</small> 請文……………	(同)	二〇
一三五	曆	應	四年十月十一日	田染入道某請取狀案……………	(永弘文書)	二二
一三六	曆	應	五年五月二日	豐後守護代備前介宗頼請文……………	(同)	二二
一三七	曆	應	五年五月十日	沙彌道圓 <small>坂八</small> 請文……………	(同)	二三
一三八	曆	應	元年十月卅日	沙彌正全請文……………	(到津文書)	二三
一三九	康	永	三年二月廿八日	田染莊糸永名惣帳案……………	(永弘文書)	二三
一四〇	康	永	三年二月廿八日	田染莊糸永名惣帳案……………	(同)	二六
一四一	康	永	三年三月四日	吉良貞家奉書……………	(同)	二九
一四二	康	永	三年七月廿日	大友氏奉行人連署奉書案……………	(同)	二九
一四三	康	永	三年七月廿八日	田原貞廣文書請取狀案……………	(同)	三〇
一四四	康	永	三年八月九日	宇佐宮神官等僉讓狀……………	(同)	三三
一四五	康	永	三年八月廿五日	大友氏代官河野道繼施行狀案……………	(同)	三三
一四六	康	永	參年十二月廿四日	宇佐宮神官等問狀……………	(同)	三三
一四七	康	永	參年十二月廿四日	大宮司字佐公浦舉狀……………	(到津文書)	三五
一四八	康	永	參年十二月廿四日	大宮司字佐公浦舉狀……………	(同)	三五
一四九	康	永	三年乙酉正月廿一日	少宮司兼番長永弘保範文書目錄……………	(永弘文書)	三六
一五〇	康	永	四年六月八日	大宮司字佐公浦番長職讓狀……………	(同)	三七
一五一	康	永	四年六月八日	室町幕府引付頭人上杉朝定奉書……………	(同)	三七
一五二	康	永	四年六月十八日	室町幕府引付頭人上杉朝定奉書案……………	(同)	三八

目次

一五	康永	四年十月七日	豐後守護大友氏泰遵行狀……………	(別府大學所藏文書)	二六
一五	貞和	元年十一月八日	室町幕府引付頭上人上杉朝定奉書……………	(永弘文書)	二六
一五	貞和	貳年六月五日	豐後守護大友氏泰請文……………	(到津文書)	二六
一五	貞和	二季十月廿五日	豐後守護代備前介宗賴請文……………	(永弘文書)	二六
一五	貞和	二季十月廿五日	豐後守護代備前介宗賴請文……………	(永弘文書)	二六
一六	貞和	二年十一月六日	竈門貞鄉請文……………	(益永文書)	二六
一六	貞和	二年十一月六日	竈門貞鄉請文……………	(永弘文書)	二六
一六	貞和	二年十二月廿日	豐後守護大友氏泰請文案……………	(同 上)	二六
一六	貞和	貳年十二月廿日	豐後守護大友氏泰請文案……………	(同 上)	二六
一六	貞和	貳年十二月廿日	豐後守護大友氏泰請文案……………	(同 上)	二六
一六	貞和	三年十二月廿七日	左近將監良重奉書……………	(到津文書)	二六
一六	貞和	三年十二月廿七日	沙彌光々 <small>宮成</small> 讓狀……………	(永弘文書)	二六
一六	貞和	四年二月廿三日	沙彌道圓 <small>坂八</small> 請文案……………	(同 上)	二六
一六	貞和	四年二月廿三日	某讓狀案……………	(同 上)	二六
一六	貞和	四年十二月五日	沙彌光永 <small>宇佐</small> 讓狀案……………	(到津文書)	二六
一六	貞和	四年十二月廿九日	番長宇佐 <small>保範</small> 得分物注進狀……………	(同 上)	二六
一六	貞和	五年三月廿二日	權擬大宮司宇佐 <small>保範</small> 三職讓狀……………	(永弘文書)	二六
一六	貞和	五年七月十八日	けんあゝ文書借券案……………	(同 上)	二六
一七	貞和	六年二月 日	田部氏女代香志田内重申狀……………	(到津文書)	二六
一七	貞和	六年十一月八日	足利義詮御判御教書寫……………	(渡邊敬喜代文書)	二六
一七	貞和	二年十二月廿日	永兼奉書……………	(同 上)	二六
一七	貞和	三年六月廿五日	大友氏時知行預ヶ狀……………	(曾禰崎元一文書)	二六
一七	貞和	二年六月廿五日	富貴寺棟札銘……………	(富貴寺藏)	二六
一七	貞和	二年五月十六日	立岩入道某書狀……………	(永弘文書)	二六

一六	正平廿五年 <small>かのへとし</small> 十一月十五日	沙彌一曇 <small>弘言氏稱</small> 書狀	(同上)	一六
一七	應安元年 <small>戊申</small> 乙月一日	官貴寺地藏菩薩光背銘	(大分縣金石年表)	一六
一八	正平廿二年八月一日	元阿書狀案	(同上)	一六
一九	治四年 <small>きのとの</small> 六月廿八日	沙彌妙圓 <small>香志田</small> 讓狀	(同上)	一六
二〇	康安二年十一月十八日	豐後守護大友氏時書下	(河野正文書)	一五
二一	ちやうち二年三月十七日	公文權大夫しんけう田島等渡狀	(永弘文書)	一五
二二	正平廿二年八月一日	沙彌妙圓 <small>香志田</small> 讓狀	(同上)	一五
二三	應安元年 <small>戊申</small> 乙月一日	官貴寺地藏菩薩光背銘	(大分縣金石年表)	一五
二四	正平廿五年 <small>かのへとし</small> 十一月十五日	沙彌室妙讓狀	(永弘文書)	一五
二五	正平廿五年 <small>かのへとし</small> 十一月十五日	沙彌一曇 <small>弘言氏稱</small> 書狀	(同上)	一五
二六	延文六年七月廿五日	富貴寺板碑銘	(大分縣金石年表)	一四
二七	延文六年七月廿五日	足利義詮御判御教書寫	(渡邊敏喜代文書)	一四
二八	延文六年十二月廿二日	豐後守護大友氏時書下	(河野正文書)	一四
二九	康安二年十一月十一日	豐後守護大友氏時書下	(同上)	一四
三〇	康安二年十一月十一日	豐後守護大友氏時書下案	(永弘文書)	一四
三一	延文五年八月廿二日	基阿 <small>田架秀基</small> 契約狀案	(同上)	一三
三二	延文五年八月廿二日	香志田内重去狀案	(同上)	一三
三三	延文二年十月十日	田架莊末次名土帳案	(同上)	一三
三四	延文二年十月十日	字佐宮神官等僉議狀	(同上)	一三
三五	正平十三年五月廿一日	大宮司 <small>成宮</small> 佐居舉狀案	(同上)	一三
三六	正平十一年十二月十一日	豐後守護大友氏時書下案	(同上)	一三
三七	正平十一年九月十八日	豐後守護大友氏時書下案	(同上)	一三
三八	正平十一年九月十八日	豐後守護大友氏時書下案	(同上)	一三
三九	比丘尼くうえん寄進狀案	(永弘文書)	一三	

目次

一九	應	安	四月十四日	一曇 <small>吉弘</small> 書狀	(同)	上	一六
二〇	應	安	三月十一日	一曇 <small>吉弘</small> 書狀	(同)	上	一六
二〇	應	安	九月十四日	一曇 <small>吉弘</small> 書狀	(同)	上	一六
二一	應	安	四年十一月十五日	一曇 <small>吉弘</small> 宛行狀	(同)	上	一六
二二	應	安	五年八月廿九日	田染莊惡黨交名注進狀案	(同)	上	一六
二三	應	安	五年九月十一日	大宮司宮成公居書狀	(同)	上	一六
二四	應	安	八天 <small>乙卯</small> 麦刈上旬	熊野共同墓地國東塔銘	(大分縣金石年表)	上	一六
二五	永	和 <small>乙卯</small>	四月 <small>(三九)</small> 日	金高墓地國東塔銘	(同)	上	一六
二六	永	和	三年 <small>(三九)</small> 十七日	豐後守護大友親世書下	(永弘文書)	上	一六
二七	永	和	三月 <small>(三九)</small> 十七日	了曇 <small>吉弘</small> ・宗源 <small>野</small> 連署書狀	(湯屋文書)	上	一六
二八	永	和	十二月六日	眞中釋迦堂跡寶篋印塔銘	(大分縣文化財調查報告書)	上	一六
二九	康	曆	貳年六月一日	正仙 <small>田原</small> 讓狀案	(志賀文書)	上	一六
三〇	至	德	元年十月十日	吉弘氏鄉・岩部宗宣連署奉書案	(永弘文書)	上	一六
三一	至	德	二年十月	吉弘氏鄉・岩部宗宣連署奉書	(同)	上	一六
三二	至	德	二年十月	吉弘氏鄉・岩部宗宣連署奉書	(同)	上	一六
三三	至	德	二年十月	吉弘氏鄉・岩部宗宣連署奉書	(同)	上	一六
三四	至	德	二年十月	吉弘氏鄉・岩部宗宣連署奉書	(同)	上	一六
三五	至	德	二年十月	某知行預分狀	(大友家文書錄)	上	一六
三六	(至德三年)		九月二日	吉弘氏鄉書狀	(永弘文書)	上	一六
三七			正月十一日	到津公弘書狀	(到津文書)	上	一六
三八	應	永	二年七月十三日	藤原直重讓狀	(矢治文書)	上	一六
三九	應	永	二年七月十三日 年十七 月廿五日	沙彌 <small>吉弘</small> ・沙彌 <small>宗經</small> 連署奉書	(永弘文書)	上	一六
四〇	應	永	參年卯月廿五日	沙彌 <small>了曇</small> ・沙彌 <small>宗經</small> 連署奉書案	(同)	上	一六
四一	應	永	參年十月八日	沙彌 <small>吉弘</small> ・沙彌 <small>宗經</small> 連署奉書案	(同)	上	一六

三三	「應 永 三」十一月六日	親廣・野田惟榮連署奉書	(永弘文書)	二七
三三	八月十八日	野田惟榮書狀	(同 上)	二七
三四	「應 永 六年」十月五日	宇野宗經・昌勝連署奉書	(同 上)	二七
三五	神川書狀	……	(同 上)	二七
三六	「應 永 十年」六月三日	沙彌某・左衛門尉某連署奉書	(到津文書)	二七
三七	應 永 十一年九月廿六日	田染榮重・資道連署田畠取帳案	(永弘文書)	二七
三八	「應 永 十二年」卯月八日	永正のこれしげ請文	(同 上)	二七
三九	「應 永 十二年」八月七日	永弘重世置文	(同 上)	二七
四〇	「應 永 十二年」六月一日	永正幸番帳	(同 上)	二七
四一	「應 永 十四年」十一月七日	永正幸・立石智尊連署段錢請取狀	(同 上)	二七
四二	「應 永 十二年」十二月十三日	永正幸屋敷田畠讓狀案	(同 上)	二七
四三	「應 永 十七年」正月十一日	永弘重輔番長職等讓狀	(同 上)	二七
四四	「應 永 十七年」十月十九日	永弘重輔番長職等讓狀	(同 上)	二七
四五	「應 永 十九年」六月十五日	永弘重輔田畠賣券	(同 上)	二七
四六	「應 永 十九年」六月	永弘重輔讓狀案	(同 上)	二七
四七	「應 永 十九年」七月二日	永弘光世書狀	(同 上)	二七
四八	「應 永 十九年」七月廿五日	榮綱請文	(同 上)	二七
四九	「應 永 十九年」十一月十五日	六郷離山衆徒等申狀	(大宰管内志)	二七
五〇	「應 永 十九年」十二月十三日	宗因畠地去狀	(永弘文書)	二七
五一	「應 永 十九年」八月八日	源正義安堵狀案	(同 上)	二七
五二	「應 永 十九年」七月八日	資忠奉書案	(同 上)	二七
五三	「應 永 十九年」十一月十五日	三位阿闍梨定祐下作職宛文	(富貴寺文書)	二七

目次

目次

二四〇	應	永	廿〇年十一月廿三日	田染莊段錢請取狀	……………	(永弘文書)	……………	一四九
二四〇	應	永	廿二年	田染莊段錢結解狀	……………	(同)	……………	一五〇
二四一	應	永	廿三年 十二月十九日	利治等五名連署奉書案	……………	(同)	……………	一五一
二四二	應	永	廿四年閏五月七日	永弘重輔讓狀案	……………	(同)	……………	一五二
二四三	應	永	廿四年七月十日	田染莊段錢結解狀案	……………	(同)	……………	一五三
二四四	應	永	廿四年七月十日	田染莊本田段錢結解狀	……………	(同)	……………	一五四
二四五	應	永	廿四年七月十日	田染榮重起請文案	……………	(同)	……………	一五五
二五〇	應	永	廿四年十一月十五日	田染榮重起請文案	……………	(同)	……………	一五六
二五二	應	永	廿六年十一月廿六日	某裁許狀	……………	(同)	……………	一五七
二五三	應	永	廿七年庚子 <small>つちのとの</small> 二月十一日	字佐宮社人中連署書狀	……………	(同)	……………	一五八
二五四	應	永	廿七年 <small>井のとし</small> 八月三日	田染榮重質券案	……………	(同)	……………	一五九
二五五	應	永	廿七年 <small>子のとし</small> 十一月一日	番長永弘重輔等紛失狀	……………	(同)	……………	一六〇
二五七	應	永	十一月一日	田原親幸書狀	……………	(同)	……………	一六一
二五八	應	永	十二月廿一日	田原親幸書狀案	……………	(同)	……………	一六二
二五九	應	永	六月廿七日	田原親幸書狀	……………	(同)	……………	一六三
二六〇	應	永	廿九年八月廿七日	前大宮司宮成公則寄進狀案	……………	(同)	……………	一六四
二六一	應	永	廿九年八月廿八日	某書狀案	……………	(同)	……………	一六五
二六二	應	永	廿九年 <small>かのへ</small> 十一月十五日	沙彌室妙讓狀案	……………	(同)	……………	一六六
二六三	應	永	卅年二月 日	少宮司兼番長永弘光世解狀	……………	(同)	……………	一六七
二六四	應	永	卅年卯月 日	字佐宮神事諸役支配注文	……………	(矢野文書)	……………	一六八
二六五	應	永	卅〇〇月十七日	宮成公則請文	……………	(永弘文書)	……………	一六九
二六六	應	永	卅一年卯月三日	田染莊段錢請取狀案	……………	(同)	……………	一七〇
二六七	應	永	卅三年正月十六日	田原因幡太郎書狀	……………	(同)	……………	一七一

二六八	應永丙午三十三年十二月	日	熊野墓地五輪塔銘	……………	(大分縣金石年表)	………	二四四
二六九	應	永卅四年十一月一日	宮内少輔某・沙彌某連署奉書	……………	(到津文書)	………	二四四
二七〇	應	永卅四年十一月十日	久保時久料足請取狀	……………	(永弘文書)	………	二四五
二七一	應	永卅四年十一月十九日	宇佐擬官使二郎重久質券	……………	(同)	上	二四五
二七二	應	永卅四年十二月十日	久保時久段錢請取狀	……………	(同)	上	二五六
二七三	應	永卅四年十二月十三日	永弘光世田地去狀	……………	(同)	上	二五六
二七四	應	永卅五年三月廿日	立石通永・久保時久連署段錢請取狀	……………	(同)	上	二七七
二七五	應	永卅五年三月廿日	立石通永・久保時久連署段錢請取狀	……………	(同)	上	二七七
二七六	應	永卅五年三月廿一日	久保時久段錢請取狀	……………	(同)	上	二七八
二七七	をうえい三十五ねん	………	比丘尼そんいん讓狀	……………	(同)	上	二八九
二七八	正	元年八月十一日	田染榮重起請文	……………	(同)	上	二八九
二七九	正	元年八月十一日	永弘光世番長職等讓狀	……………	(同)	上	二九〇
二八〇	正	二年九月十八日	田染莊重安・末次兩名取帳	……………	(同)	上	二九三
二八一	永	享 ^亥 二年二月十八日	永政惟永田地去狀	……………	(同)	上	二九四
二八二	………	□月廿八日	某書狀	……………	(同)	上	二九五
二八三	「永	享三」八月四日	田染榮重書狀	……………	(同)	上	二九五
二八四	永	享參年九月廿一日	田染莊内永正名大まかり取帳	……………	(同)	上	二九六
二八五	永	享五年十一月十三日	某安堵狀案	……………	(同)	上	二九七
二八六	「永	享五」十一月十五日	大友親綱安堵狀	……………	(同)	上	二九八
二八七	永	享五	親成書狀	……………	(同)	上	二九八
二八八	永	享 ^{癸丑} ………	福壽寺磨崖國東塔銘	……………	(大分縣金石年表)	………	二九九
二八九	永	享六年五月三日	永弘光世下作職安堵狀	……………	(永弘文書)	………	二九九
二九〇	永	享六甲歲七月五日	すへのふのそうきん質地流文	……………	(同)	上	三〇〇

目次

三四	「文 安二」	四月廿五日	大友氏社家奉行奉書案	(永弘文書)	三四
三五	文 安	五年 卯月廿六日	吉増證狀案	(同)	三五
三六	文 安	五年 六月五日	永弘某畠地賣券	(同)	三六
三七	(文 安 六年)	九月廿一日	久保親千・長野親昌連署段錢請取狀	(同)	三七
三八		九月廿一日	長野親昌・久保親千連署段錢請取狀	(同)	三八
三九	寶 德	二年 卯月十日	久重田地預り狀案	(同)	三九
四〇	寶 德	二年 卯月十日	久重田地預り狀案	(同)	四〇
四一		八月十七日	しゅんとく請文案	(同)	四一
四二	ほうとく	二年十一月廿六日	吉増田地讓狀案	(同)	四二
四三	寶 德	二年二月三日	田染榮重讓狀	(同)	四三
四四	寶 德	二年二月十三日	田染榮重讓狀	(同)	四四
四五	寶 德	□年十二月□日	空木愛宕社棟札銘	(大分縣金石年表)	四五
四六			田染榮重・榮佐起請文案	(永弘文書)	四六
四七			田染榮重讓狀案	(同)	四七
四八	(享徳元年カ)	潤八月廿三日	權擬大官司祝宮増等連署書狀案	(同)	四八
四九	享 徳	元年十月五日	重吉秀直・豊饒直弘連署奉書案	(同)	四九
五〇	享 徳	元年申十二月十三日	久保九郎讓狀	(同)	五〇
五一	享 徳	貳年 四月	永弘榮佐證狀	(同)	五一
五二	享 徳	二年五月三日	田染莊段錢請取狀	(同)	五二
五三	享 徳	二年十一月三日	重吉秀直・豊饒直弘連署奉書	(同)	五三
五四	享 徳	十一月三日	重吉秀直・豊饒直弘連署書狀	(同)	五四
五五	享 徳	二年十二月十五日	ミやうけん田地去狀案	(同)	五五
五六		十二月十五日	ミやうけん契約狀案	(同)	五六

目次

三七	□ ^(奉) 德	武年十二月十七日	永弘榮佐契約狀……………	(永弘文書)	………	二五
三八		卯月十九日	俣見親氏等連署段錢請取狀……………	(同)	上	二五
三九		卯月十九日	俣見親氏等連署段錢請取狀……………	(同)	上	二五
四〇	享 德	三年三月□八日	永弘榮佐出舉米借券案……………	(同)	上	二六
四一	享 德	□年八月廿二日	番長當知行御炊殿御榮米免坪付……………	(同)	上	二六
四二	(康正二年 ^カ)	九月十五日	久保親千・小田原秀能段錢送狀案……………	(同)	上	二六
四三	康 正	貳年十月十八日	八坂公世・上野利貞・寒田頼吉連署段錢請取狀……………	(同)	上	二六
四四	康 正	二年十一月十四日	田染重昌請文……………	(同)	上	二六
四五	康 正	三年八月十三日	永弘重世證狀……………	(同)	上	二六
四六		十一月十五日	朽網備後守・重吉親成連署書狀……………	(同)	上	二六
四七	長 祿	貳年正月十六日	田染榮忠田地屋敷賣券……………	(同)	上	二六
四八	長 祿	貳年閏正月十一日	田染榮重・同榮佐連署契約狀案……………	(同)	上	二六
四九	ちやう六二年 ^{つちの}	二月一日	永政たうしう置文案……………	(同)	上	二六
五〇		三月二日	盛福寺聖芳書狀……………	(同)	上	二六
五一	(長 祿 貳年)	三月十一日	田染榮忠書狀案……………	(同)	上	二六
五二	(長 祿 二年 ^カ)	五月十八日	飯田昌秀書狀案……………	(同)	上	二六
五三		五月廿二日	惣檢校益永通輔請文案……………	(同)	上	二六
五四	長 祿	貳年五月廿二日	惣檢校益永通輔番長進止領注進狀案……………	(同)	上	二六
五五	長 祿	二年五月廿二日	惣檢校益永通輔番長榮佐私領分注進狀案……………	(同)	上	二七
五六	長 祿	貳年五月廿二日	大官司到津公弘字佐官御供米御榮免注文……………	(到津文書)	………	二七
五七	長 祿	二年六月廿五日	豐前守護大内教弘補任狀……………	(永弘文書)	………	二七
五八	長 祿	二年六月廿九日	大内氏奉行人連署奉書……………	(同)	上	二七
五九	長 祿	貳年七月七日	大内氏年老奉書……………	(同)	上	二七

三六〇	長祿	貳年 <small>戊辰</small> 七月卅日	少官司小袋宗輔・彦三郎重種連署請文	(永弘文書)	上	二五
三六一	長祿	貳年八月十六日	大内氏年老奉書	上	二五
三六二	長祿	貳年拾月廿六日	永弘重成畠地賣券	上	二六
三六三	(長祿二年 <small>九</small>)	十一月廿八日	石合氏傳・豐饒直弘連署奉書案	上	二六
三六四	長祿	貳年十二月五日	長野親昌打渡狀	上	二七
三六五		七月十七日	益永道永・長野親昌等五名連署契狀	上	二七
三六六		正月八日	長野親昌書狀	上	二八
三六七	長祿	三年 <small>己卯</small> 二月十八日	番長田染榮忠置文	上	二九
三六八	長祿	三年 <small>己卯</small> 二月十八日	田染榮忠段錢免除狀	上	二九
三六九		九月五日	長野親昌書狀	上	三〇
三七〇		二月四日	田染榮忠書狀案	(永弘文書)	上	三〇
三七一			某書狀案	上	三一
三七二		八月廿二日	田染榮忠書狀	上	三一
三七三		八月廿四日	田染榮忠書狀案	上	三二
三七四		八月廿三日	田染榮忠書狀案	上	三二
三七五		十一月廿日 <small>(四日<small>九</small>)</small>	永弘氏知行所領由緒書上	上	三三
三七六		十一月十三日	豐饒直弘奉書	上	三三
三七七		十二月十三日	豐饒直弘書狀案	上	三四
三七八	長祿	四年二月十九日	久保親千打渡狀	上	三四
三七九		二月廿五日	久保親千書狀	上	三五
三八〇		三月五日	久保親千書狀	上	三五
三八一		四月十三日	久保親千書狀	上	三六
三八二	長祿	二年五月七日	石合氏傳・豐饒直弘連署奉書	上	三六

目次

三三三	八月十五日	久保親千外二名連署施行狀	(同)	上	二二七
三三四	八月廿一日	久保親千・竈門繁貞連署書狀	(同)	上	二二七
三三五		田染莊内神領本地注文	(同)	上	二二八
三三六	長祿 二年十一月十五日	石合氏傳・豐饒直弘連署奉書案	(同)	上	二二八
三三七	長祿 四年十一月十五日	石合氏傳・豐饒直弘連署奉書	(同)	上	二二九
三三八	長祿 二年十一月十九日	長野親昌打渡狀	(湯屋文書)	上	二二九
三三九		石合氏傳書狀	(永弘文書)	上	二三〇
三四〇	九月八日	豐饒直弘・重吉秀直連署書狀	(同)	上	二三一
三五一	十月四日	豐饒直弘書狀	(同)	上	二三一
三九二	十二月五日	豐饒直弘書狀	(同)	上	二三二
三九三	十二月十一日	豐饒直弘書狀	(同)	上	二三三
三九四	十二月十一日	久保親千書狀	(同)	上	二三三
三九五	十二月廿一日	某書狀案	(同)	上	二三四
三九六		某書狀	(同)	上	二三四
三九七		某書狀案	(同)	上	二三五
三九八	正月廿五日	永弘某契約狀	(同)	上	二三八
三九九	三月廿一日	都甲著利・田北高理連署奉書	(工藤隆弘文書)	上	二三八
四〇〇	六月 二月十一日	大友親繁書狀	(財前市十郎文書)	上	二二九
四〇一	正 元 七月廿五日	田染久重義絶狀	(永弘文書)	上	二二九
四〇二	正 元 七月廿五日	田染久重讓狀	(同)	上	二二九
四〇三	正 元 十月廿五日	山城守某段錢請取狀案	(同)	上	二三〇
四〇四	正 元 元 年	田染莊段錢帳	(同)	上	二三〇
四〇五	正 元 貳年 五月八日	都甲左衛門大夫・廣瀬美濃守連署段錢請取狀	(同)	上	二三三

四〇六	文	正	貳年五月八日	廣瀨美濃守・都甲左衛門大夫連署段錢請取狀 (永弘文書)	……	三〇三
四〇七	應仁	貳歲	八月彼岸	延壽寺石殿銘	……	三〇三
				(大分縣文化財調査報告書)	……	三〇三
四〇八	文		六月三日	古庄秀次書狀案	……	三〇三
				(到津文書)	……	三〇三
四〇九	文		八月十五日	益永道永・宮成公忠・祝宮氏連署書狀 (益永文書)	……	三〇四
四一〇	文	明	元年 ^{己未} 十二月十三日	永正惟久下作職去狀	……	三〇五
				(永弘文書)	……	三〇五
四一一	文	明	元年十二月十三日	永正惟久下作職去狀案	……	三〇五
四一二	文	明	元年十二月十三日	永正惟久下作職讓狀案	……	三〇六
四一三	文	明	二年正月十一日	田染久重證狀	……	三〇六
四一四	文		八月六日	某書狀	……	三〇七
四一五	文	明	參 ^{卯辛} 十一月十六日	田原融昭請取狀	……	三〇八
四一六	文	明	三年 ^{卯辛} 十二月十六日	田原僧融昭去狀	……	三〇八
四一七	文	明	四年卯月十三日	大内政弘書狀案	……	三〇九
四一八	文	明	五年二月 日	大内政弘感狀案	……	三〇九
四一九	文	明	六年 ^{甲午} 八月十二日	永りう讓狀案	……	三〇〇
四二〇	文	明	十年八月十七日	大内政弘番長職等補任狀案	……	三〇〇
四二一	文	明	十年八月十八日	杉重國遵行狀案	……	三〇一
四二二	文	明	十年八月廿日	永弘氏輔契約狀	……	三〇一
四二三	文	明	十年八月廿二日	佐田忠景遵行狀	……	三〇二
四二四	文			某披露狀案	……	三〇二
四二五	(文明十一年)		壬九月廿一日	竈門繁貞書狀案	……	三〇三
四二六	文	明	十一年 ^{己未} 十月彼岸日	兼高墓地五輪塔銘	……	三〇三
四二七			十月十四日	息壽書狀	……	三〇四
				(永弘文書)	……	三〇四
四二八				某書狀	……	三〇四
				(同)	上	三〇四

四三九	「文明十二」十一月廿八日	上野利貞・竈門繁貞連署書狀……………	(同)	上	……………	三三五
四四〇	四月十五日	上野利貞・竈門繁貞連署安堵狀……………	(同)	上	……………	三三六
四四一	四月十五日	上野利貞・竈門繁貞連署安堵狀……………	(同)	上	……………	三三六
四四二	文 明十三年 <small>五月辛</small> 十二月十一日	大佐井安義・波多繁秀連署段錢請取狀……………	(同)	上	……………	三三七
四四三	文 明十三年 <small>五月辛</small> 十二月十一日	大佐井安義・波多繁秀連署段錢請取狀……………	(同)	上	……………	三三七
四四四	文 明十二年三月十日	永弘氏輔下作職宛行狀案……………	(同)	上	……………	三三八
四四五	文 明十二年三月十日	永弘氏輔下作職宛行狀案……………	(同)	上	……………	三三八
四四六	文 明十二年三月十日	永弘氏輔書狀案……………	(同)	上	……………	三三九
四四七	(文明十四年) 壬七月廿六日	永弘氏輔書狀案……………	(同)	上	……………	三三〇
四四八	八月十一日	杉重親書狀案……………	(同)	上	……………	三三〇
四四九	文 明十五年 <small>八月癸</small> 八月十三日	宇佐榮忠權擬大宮司職補任狀……………	(同)	上	……………	三三一
四五〇	三月二日	秋吉昌綱書狀……………	(同)	上	……………	三三二
四五一	八月廿九日	秋吉昌綱書狀……………	(同)	上	……………	三三三
四五二	文 明十七年三月十一日	竈門繁貞奉書案……………	(同)	上	……………	三三三
四五三	文 明十七年 <small>七月乙</small> 七月 日	大宮司宇佐 <small>宮成</small> 公永讓狀案……………	(宮成文書)	上	……………	三三四
四五四	文 明十八年二月十三日	永弘氏輔賈案……………	(永弘文書)	上	……………	三三五
四五五	文 明拾九年 <small>未丁</small> 三月廿六日	田染榮忠神領公驗證文等目錄……………	(同)	上	……………	三三六
四五六	文 明十九年 <small>未丁</small> 霜月十日	田染莊段錢當納分注文……………	(同)	上	……………	三三三
四六七	文 享元年 <small>丁未</small> 潤霜月十日	田原繁正・古庄若狹守連署段錢請取狀……………	(同)	上	……………	三三三
四六八	長享 <small>式九</small> 年 <small>申戊</small> 二月吉日	永政龍綱讓狀案……………	(同)	上	……………	三三三
四六九	文 元とく元十月十八日	安藤利尚定狀……………	(同)	上	……………	三三四
四七〇	德 參年三月二日	永政重行請文……………	(同)	上	……………	三三五
四七一	德 參年三月二日	永弘氏輔日安案……………	(同)	上	……………	三三五

四三	明 應	四天乙卯九月二日	番長免田所々注文	(永弘文書)	三六
四二	「明 應 四」	十月六日	田染莊年貢算用狀	(同)	三九
四一	「明 應 四」	十月廿四日	秋吉昌綱書狀	(同)	四一
四〇	「明 應 四」	十月廿四日	市河親清書狀	(同)	四二
三九	「明 應 四」	十月吉日	永弘重幸・同氏輔連署讓狀	(同)	四三
三八	「明 應 四」	十月吉日	田染莊重安名田畠坪付	(同)	四四
三七	「明 應 四」	十月三日	田原繁正書狀	(同)	四五
三六	「明 應 四」	霜月三日	田原繁正書狀	(同)	四六
三五	「明 應 四」	十一月三日	田原繁正書狀	(同)	四七
三四	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	四八
三三	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	四九
三二	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	五〇
三一	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	五一
三〇	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	五二
二九	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	五三
二八	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	五四
二七	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	五五
二六	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	五六
二五	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	五七
二四	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	五八
二三	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	五九
二二	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	六〇
二一	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	六一
二〇	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	六二
一九	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	六三
一八	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	六四
一七	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	六五
一六	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	六六
一五	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	六七
一四	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	六八
一三	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	六九
一二	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	七〇
一一	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	七一
一〇	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	七二
〇九	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	七三
〇八	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	七四
〇七	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	七五
〇六	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	七六
〇五	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	七七
〇四	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	七八
〇三	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	七九
〇二	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	八〇
〇一	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	八一
〇〇	「明 應 四」	十一月三日	某書狀	(同)	八二

目次

四七五	九月廿一日	寒田親景書狀	(同)	上	三三五
四七六	九月廿一日	寒田親景書狀	(同)	上	三三四
四七七	四月廿二日	田原繁正書狀	(同)	上	三三四
四七八	九月十三日	田原繁正書狀	(同)	上	三三五
四七九	八月十三日	大友政親一跡安堵狀案	(同)	上	三三六
四八〇	五月	大友氏奉行人連署書狀	(同)	上	三三六
四八一	(明應五年カ)	大友氏奉行人連署書狀案	(同)	上	三三七
四八二	(明應五年)	大友親治知行預ケ狀寫	(平林文書)	上	三三七
四八三	明應五年十二月十三日	大友氏奉行人連署奉書案	(碩田叢史平林文書)	上	三三八
四八四		某書狀案	(永弘文書)	上	三三八
四八五	九月廿五日	寒田親景書狀	(同)	上	三三九
四八六	九月廿六日	寒田親景書狀	(同)	上	三三九
四八七	十月四日	大友親治知行預ケ狀案	(大友家文書錄)	上	三三〇
四八八	十月六日	寒田親景書狀	(永弘文書)	上	三三〇
四八九	明應七年十一月廿一日	大聖院宗心知行預ケ狀	(湯屋文書)	上	三三一
四九〇	十一月廿四日	永弘氏輔書狀	(永弘文書)	上	三三一
四九一	六月廿九日	得永親宣・大神親照連署書狀	(同)	上	三三二
四九二	八月廿八日	大神親照書狀	(同)	上	三三二
四九三	九月七日	本庄右述・豐饒親富・大神親照連署書狀案	(同)	上	三三三
四九四	九月廿六日	迫田昌世書狀	(同)	上	三三四
四九五	「明應八」	親家書狀	(同)	上	三三四
四九六	□月廿八日	某書狀	(同)	上	三三五

四九七				めうしやう讓狀案	(永弘文書)	三六八
四九六		十二月三日	得永親宣書狀	(同)	三六六
四九六		十二月廿一日	得永親宣書狀	(同)	三六七
四九〇	〔文〕	龜 元年 <small>西平</small> 十月二日	永政帖正證狀	(同)	三六七
四九〇	文	龜 元天辛酉十二月五日	盛福寺聖致書狀	(同)	三六八
四八三	「文」	龜 三 <small>亥</small> 七月廿三日	曾禰崎繁通書狀	(同)	三六八
四八三	文	龜 三 十月十日	神領内永弘重幸渡坪付	(同)	三六九
四八四			某書狀	(同)	三七〇
四八五	永	正 八年二月廿三日	本庄右述等連署奉書案	(同)	三七一
四八六	永	正 十年十二月十九日	古庄治重料足請取狀	(同)	三七二
四八七		一月廿四日	道嘉書狀	(同)	三七三
四八八		三月十七日	田原藤左衛門尉親家書狀案	(同)	三七三
四八九	〔永正〕	拾一年 <small>いきのへ</small> 十月三日	大神親照書狀	(同)	三七三
四九〇	永	正 拾一年 <small>いきのへ</small> 十月十九日	古庄治重書狀	(同)	三七三
四九一		二月廿二日	本庄右述・豐饒親富・大神親照連署奉書案	(同)	上	三七四
四九二		二月廿四日	大神親照書狀	(同)	三七四
四九三			大神親照書狀	(同)	三七五
四九四	永	正 十二年十月十九日	古庄治重書狀案	(同)	三七五
四九五	永	正 十五年八月六日	田原親述安堵狀	(同)	三七六
四九六	永	正 十五年八月十日	田原親述安堵狀案	(同)	三七六
四九七	(永正十六年 <small>カ</small>)	正月廿七日	大友親敦感狀寫	(渡邊敏喜代文書)	三七七
四九八		卯月十九日	永弘重行書狀案	(永弘文書)	三七七
四九九		十月十五日	永弘重行書狀案	(同)	三七八

目次

五〇	永正十八年十月十三日	久保親續等連署書狀案	(同)	三九
五一	二月十九日	堀榮・平林尊頼連署書狀案	(同)	三〇
五二		永弘重行書狀	(同)	三〇
五三	大永三年卯月十一日	田北親忠・平林尊頼連署書狀	(同)	三一
五四	神無月十三日	田北親忠・平林尊頼連署書狀	(同)	三一
五五	(大永五年)三月十五日	津久見常清・臼杵長景連署書狀	(同)	三二
五六	正月十六日	秋吉綱重書狀	(同)	三三
五七	〔 <small>手</small> 〕 <small>口</small> 祿三)六月六日	秋吉綱重打渡狀	(同)	三三
五八	(天文七年)三月廿九日	大友義鑑感狀	(渡邊敏喜代文書)	三四
五九	天文十二 <small>乙</small> 二月廿八日	宇佐 <small>田</small> 宗榮讓狀案	(永弘文書)	三四
六〇	天文十二 <small>乙</small> 二月廿八日	宇佐 <small>田</small> 宗榮讓狀	(同)	三五
六一	天文十四年 <small>乙</small> 六月卅日	永正惟定契約狀	(同)	三五
六二	(天文十四年 <small>力</small>)七月八日	田染建築書狀	(同)	三六
六三	(天文十五年)正月十八日	野原長堅書狀案	(同)	三六
六四	(天文十五年)二月一日	松崎惟匡書狀	(同)	三七
六五	(天文十五年 <small>力</small>)二月二日	木付鑑盛書狀	(同)	三七
六六	(天文十五年 <small>力</small>)二月廿八日	田北鑑生書狀	(同)	三八
六七	(天文十五年 <small>力</small>)二月廿九日	木付鑑盛書狀	(同)	三九
六八		某書狀案	(同)	三九
六九		某書狀案	(同)	三九
七〇		某書狀	(同)	三九
七一		某書狀	(同)	三九
七二	〔 <small>天文</small> 〕十五年丙午〕七月八日	間戸圓盛書狀	(同)	三九

五五	「てん文十五年ひのへむま」八月十日	經久請文	……………	(永弘文書)	……………	三九三
五四	(天文十五年カ) 九月廿日	吉弘休圓書狀案	……………	(同)	……………	三九二
五四	(天文十五年カ) 十月廿八日	大友義鑑書狀案	……………	(同)	……………	三九三
五四	(天文十五年カ) 霜月十日	木付鑑盛書狀案	……………	(同)	……………	三九三
五四	(天文十五年カ) 十一月十日	雄城治景書狀	……………	(同)	……………	三九四
五四	「天文十五年 ^カ 」十一月十二日	松崎惟匡書狀	……………	(同)	……………	三九五
五四	「天文十五年 ^カ 」十一月十七日	鑑泰・重弘連署書狀	……………	(同)	……………	三九五
五四	「天文十六年丁未」十一月六日	某奉書案	……………	(同)	……………	三九六
五五	天 文 十九年八月 ^{庚戌} 廿七日	田染莊永正名坪付并分米注文	……………	(同)	……………	三九六
五三	弘 治 三 ^丁 十一月廿七日	田染莊段錢算用狀	……………	(同)	……………	三九七
五四	卯月廿五日	大友氏奉行人連署奉書案	……………	(同)	……………	三九八
五四	十二月八日	雄城治景書狀	……………	(同)	……………	三九八
五五		鑑介書狀	……………	(同)	……………	三九九
五五		某書狀	……………	(同)	……………	四〇〇
五七	卯月二日	大友氏奉行人連署書狀案	……………	(同)	……………	四〇〇
五六	弘 治 四年 五月六日	田北鑑生書狀案	……………	(同)	……………	四〇一
五六	「弘 治 四年」五月六日	木付鑑盛奉書	……………	(同)	……………	四〇二
五〇	(弘 治 四年) 五月 ^(カ) 〇日	大友氏奉行人連署奉書案	……………	(同)	……………	四〇三
五六	(弘 治 四年) 五月十六日	首藤鑑秀・竹田津鑑和連署書狀	……………	(同)	……………	四〇三
五三	六月三日	古庄長方奉書	……………	(同)	……………	四〇四
五四	(永 祿 四年カ) 七月廿六日	田原親賢書狀案	……………	(同)	……………	四〇五
五四	永 祿 六年 ^{亥癸} 三月五日	田染建築書狀案	……………	(同)	……………	四〇六
五六	三月五日	田染建築書狀案	……………	(同)	……………	四〇六

目 次

目次

五八	(永祿八年)	九月廿三日	大友宗麟書狀寫	(渡邊敏喜代文書)	四〇七
五七			衆中書狀案	(永弘文書)	四〇七
五六		十二月廿四日	建是書狀案	(同)	上	四〇八
五九		正月廿七日	田染建築書狀案	(同)	上	四〇九
五〇		正月卅日	田原親賢書狀案	(同)	上	四〇九
五一		二月十八日	古庄鎮光書狀案	(同)	上	四一〇
五二		五月六日	奈多鎮基書狀	(同)	上	四一一
五三		六月八日	古庄鎮光書狀	(同)	上	四一一
五四		六月八日	奈多鑑基書狀	(同)	上	四一二
五五		七月十日	奈多鑑基書狀	(同)	上	四一二
五七			田染建築書狀案	(同)	上	四一三
五七			古庄鎮光書狀案	(同)	上	四一五
五八	(永祿九年カ)	七月十日	奈多鑑基書狀案	(同)	上	四一五
五九	永祿九年 <small>（とらのとし）</small>	八月十九日	奈多鑑基書狀案	(同)	上	四一七
五〇	(永祿十一年)	八月廿二日	奈多鑑基書狀案	(同)	上	四一七
五一			某書狀案	(同)	上	四一九
五二			某書狀案	(同)	上	四一九
五三		十一月廿五日	田染建築書狀案	(同)	上	四二〇
五四		霜月十七日	奈多鑑基書狀案	(同)	上	四二〇
五五		□月十九日	奈多鑑基書狀	(同)	上	四二二
五六	(永祿十二年)	十二月十九日	吉岡宗歡奉書	(湯屋文書)	四二二
五七	元龜四年 <small>（西榮）</small>		田染建築護狀案	(永弘文書)	四二三

五六	「天正六年 <small>庚戌</small> 」三月十六日	田染鎮富讓狀	……………	(永弘文書)	……	四三
五六	(天正七年)二月廿二日	大友義統知行預ヶ狀案	……………	(兒玉齋採集文書)	……	四三
五九〇	十月七日	田原親家奉書寫	……………	(永弘文書)	……	四三
五九二	十月九日	帶刀紹慶書狀	……………	(同)	……	四四
五九三	十一月六日	帶刀紹慶書狀	……………	(同)	……	四四
五九三	天正七年 <small>卯巳</small> 十二月七日	帶刀紹慶實地預り狀案	……………	(同)	……	四五
五九四	(天正八年)三月廿三日	田原親家感狀	……………	(渡邊敏喜代文書)	……	四六
五九五	(天正八年)五月十四日	大友義統感狀案	……………	(大友家文書錄)	……	四七
五九六	(天正八年)六月廿四日	大友義統感狀	……………	(渡邊敏喜代文書)	……	四七
五九七	(天正八年)八月廿三日	田原親貫宛行狀案	……………	(大友家文書錄)	……	四八
五九八	(天正九年)五月一日	大友義統諸點役免除狀案	……………	(同)	……	四八
五九九	天正九年 <small>巳辛</small> 八月六日	統運奉書	……………	(永弘文書)	……	四九
六〇〇	てん正九年十二月二日	田染統富請取狀案	……………	(同)	……	四九
六〇二	「天正十五年」三月廿日	大友義統感狀寫	……………	(河野正二文書)	……	五〇

付 録

一	永弘・田染兩氏位記口宣補任次第	……………	(永弘文書)	……	四二	
二	宇佐宮番長職系譜	……………	(同)	……	四四	
三	島原(松平氏)領豊後國國東郡田染組繪圖	……………	(田染支所藏)	……	四六	
	(一) 天保七 <small>申</small> 七月	小崎村繪圖	……………	(同)	……	四六
	(二) 天保七 <small>申</small> 七月	間戸村繪圖	……………	(同)	……	四六
	(三) 天保七 <small>申</small> 七月	眞木村繪圖	……………	(同)	……	四六
	(四) 天保七 <small>申</small> 七月	陽平村繪圖	……………	(同)	……	四六
	(五) 天保七 <small>申</small> 七月	藪木村繪圖	……………	(同)	……	四六

四	豐後高田市田染地区大字・小字一覽表	四四	
①	天保七申七月	中村繪圖	四四
②	天保七申七月	上野村繪圖	四三
③	天保七申七月	相原村繪圖	四三
④	天保七申七月	池部村繪圖	四二
⑤	天保七申七月	觀音堂村繪圖	四二
⑥	天保七申七月	大曲村繪圖	四一
⑦	天保七申七月	能野村繪圖	四一
⑧	天保七申七月	田野口村繪圖	四〇

田原別符史料

一	建	三年正月 日	八幡字佐宮御神領大鏡	(到津文書)	四九
二	寬	三年七月三日	番長兼辨官字佐保實解狀	(永弘文書)	四九
三	寶	三年正月卅日	大宮司字佐公高切符案	(同 上)	四〇
四	長	七年十月十日	大宮司字佐公高切符	(同 上)	四一
五	文	二年九月 日	字佐宮神領次第案	(到津文書)	四二
六	弘	二年二月 日	大宮司某下文	(同 上)	四三
七	弘	二年九月十日	少宮司兼番長字佐保重申狀案	(永弘文書)	四三
八	弘	二年五月十日	武藤資能・某連署書狀	(同 上)	四三
九	弘	六年五月十日	權擬少宮司兼番長字佐保廣申狀案	(同 上)	四四
一〇	弘	八年九月晦日	關東御教書	(植田廣文書)	四四
一一	弘	十年十月 日	豐後國大田文案	(平林本)	四五
一二	弘	十年十月 日	田原別符御供米惣徴符	(永弘文書)	四五

三	嘉元	二年十二月八日	散位三善雅行下知狀案	(永弘文書)	四七
四	嘉元	二年十二月八日	字佐守輔・同保景連署施行狀案	(同 上)	四七
五	正和	二年六月廿七日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀案	(同 上)	四八
六	元應	貳年十一月七日	良舜奉書	(同 上)	四九
七	元應	貳年十一月 日	字佐官定米切符寫	(同 上)	四九
八	元應	第三祀 <small>慶曆</small>	財前墓地國東塔銘	(大分縣金石年表)	四〇
九	元應	元年十一月廿一日	財前墓地板碑銘	(同 上)	四〇
一〇	元德	二年 <small>庚午</small> 十月廿八日	塔ノ本國東塔銘	(同 上)	四〇
一一	元武	元年六月十六日	雜訴決斷所牒	(田原卯七文書)	四〇
一二	元武	十二月廿四日	田原正曇 <small>直</small> 書狀案	(永弘文書)	四一
一三	元武	十二月廿四日	田原正曇 <small>直</small> 書狀案	(同 上)	四二
一四	元應	二年三月十日	左衛門尉高直奉書案	(同 上)	四二
一五	元應	二年十一月二日	攝津親秀奉書	(大友家文書錄)	四三
一六	元應	二年十一月八日	足利直義安塔狀案	(同 上)	四三
一七	元應	參年七月十七日	一野板碑銘	(大分縣金石年表)	四三
一八	元康	三年 <small>甲申</small> 九月廿日	尾迫墓地板碑銘	(同 上)	四四
一九	元康	三年正月廿一日	番長職得分物御菜米文書目錄	(永弘文書)	四四
二〇	元貞	三年二月九日	河原畑板碑銘	(大分縣金石年表)	四五
二一	元貞	四年十二月廿九日	番長字佐 <small>永弘</small> 保範得分物注進狀	(到津文書)	四五
二二	元貞	五年三月廿二日	權擬大宮司字佐 <small>永弘</small> 保範讓狀	(永弘文書)	四六
二三	元應	元年八月十八日	田原正曇 <small>直</small> 讓狀	(草野文書)	四七
二四	元應	元年十一月廿二日	足利義詮袖判下文案	(大友家文書錄)	四七
二五	元應	二年四月五日	豐後守護大友氏時遵行狀	(草野文書)	四七

目次

三	文	和	二年四月五日	豐後守護大友氏時邊行狀	(同)	上	四三
三	ふん	八	二年十月二日	比丘尼くうゑん寄進狀案	(永弘文書)		四三
三	文	和	二年十一月六日	田原正曇 <small>貞直</small> 讓狀	(入江文書)		四三
三	文	和	二年十一月	永弘方定米切符	(永弘文書)		四四
四	文	和	三年三月廿三日	豐後守護大友氏時舉狀	(草野文書)		四五
四	正	平	十三年五月廿一日	大官司宇佐 <small>成宮</small> 公居舉狀案	(永弘文書)		四六
四	貞	治	三年二月	大友氏時當知行所領所職等注進狀案	(大友家文書)		四六
四	貞	治	三年二月初秋上旬	田原河内板碑銘	(大分縣金石年表)		四六
四	永	和	元年 <small>卯乙</small>	坂水五輪塔銘	(同)	上	四六
四	永	和	二年 <small>辰丙</small> 三月	龍蓮寺國東塔銘	(同)	上	四六
四	「永	和	三十二年六月	吉弘了曇 <small>輔直</small> ・宗源連署奉書	(湯屋文書)		四六
四	永	和	四年四月廿日	うゑた宮内左衛門入道出舉勅借券案	(志賀文書)		四六
四	康	曆	元年十二月廿四日	足利義滿袖判下文	(入江文書)		四六
四	康	曆	貳年六月一日	田原正仙 <small>平直</small> 讓狀案	(志賀文書)		四六
五	康	曆	貳年六月一日	田原正仙 <small>平直</small> 讓狀	(同)	上	四六
五	永	德	三年七月十八日	大友親世當知行所領所職等注進狀案	(大友家文書)		四六
五	應	永	正月十一日	到津公弘書狀	(到津文書)		四七
五	應	永	貳月 <small>(年十一)</small> 五日	吉弘了曇 <small>輔直</small> ・宇野宗經連署奉書	(永弘文書)		四七
五	應	永	參年卯月廿五日	吉弘了曇 <small>輔直</small> ・宇野宗經連署奉書案	(同)	上	四八
五	應	永	三年七月廿二日	筑前守某・民部丞某連署奉書	(志賀文書)		四九
五	「應	永	三十二年六月	親廣・惟榮連署奉書	(永弘文書)		四九
五	應	永	五年九月二日	泉福源燈錄	(泉福寺藏)		四九
五	應	永	五年九月二日	沙彌某・守野宗經連署奉書	(永弘文書)		四九

六	應	永	五年九月二日	沙彌某・守野宗經連署奉書	……………	(永弘文書)	……………	四一
六	應	永	十七年正月十一日	永弘重輔番長職等讓狀	……………	(同)	……………	四一
六	應	永	十七年十月十九日	永弘重輔番長職等讓狀	……………	(同)	……………	四二
六	應	永	十七年七月八日	資忠奉書案	……………	(同)	……………	四三
六	應	永	廿六年正月廿五日	今永宮盛賣券案	……………	(同)	……………	四三
六	應	永	廿七年八月三日	永弘重輔・同光世紛失狀	……………	(同)	……………	四三
六	應	永	卅三年十一月八日	宮成公則書狀案	……………	(同)	……………	四六
六	正	長	元年八月十一日	某寄進狀案	……………	(同)	……………	四六
六	永	享	五年十一月十三日	永弘光世番長職等讓狀	……………	(同)	……………	四六
六	文	安	元年十一月九日	某安堵狀案	……………	(同)	……………	四九
七	享	德	□年八月廿二日	祝宮增書狀	……………	(同)	……………	五〇
七	長	祿	貳年五月廿二日	田染榮重書狀	……………	(同)	……………	五一
七	長	祿	貳年五月廿二日	田染榮重書狀	……………	(同)	……………	五一
七	長	祿	貳年五月廿二日	御炊殿御榮免番長當知行坪付注文	……………	(同)	……………	五二
七	長	祿	貳年五月廿二日	惣檢校益永通輔注進狀案	……………	(同)	……………	五三
七	長	祿	貳年五月廿二日	宇佐宮年中御供米御榮免注文	……………	(到津文書)	……………	五四
七	應	仁	元年十一月廿六日	宮成公基安堵狀案	……………	(永弘文書)	……………	五五
七	應	仁	二月廿二日	田染榮忠書狀	……………	(同)	……………	五六
七	應	仁	八月四日	大宮司家專使吉用明助書狀	……………	(同)	……………	五七
七	應	仁	八月十三日	杉重親書狀	……………	(同)	……………	五七
七	應	仁	三月十二日	田原繁正書狀案	……………	(同)	……………	五八
七	應	仁	三月三日	大友親治知行預ヶ狀	……………	(荒卷文書)	……………	五八
七	應	仁	九月九日	大友親治知行預ヶ狀	……………	(田原達三郎文書)	……………	五九

目次

目次

三	十二月十八日	追田昌世・宗源連署書狀……………	(永弘文書)	五九
三	十二月十八日	追田昌世・宗源連署書狀案……………	(同 上)	五〇
四	十二月十八日	追田昌世・宗源連署書狀……………	(同 上)	五〇
五	應仁二年 <small>子戊</small> 六月六日	益永肥前守某讓狀……………	(益永文書)	五一
六	上智掛後野越方碑銘……………	(大分縣金石年表)	五一	
六	文 明七年 <small>末乙</small> 十月十日	永弘氏輔神領内重幸渡坪付注文……………	(永弘文書)	五二
七	文 龜三 十月十日	番長永弘重幸出舉稻借券……………	(同 上)	五三
八	永 正 <small>亥乙</small> 十二月廿四日	大友親安知行預ヶ狀……………	(野間音一文書)	五三
九	(永 正十四年)十二月廿三日	大友親安知行預ヶ狀……………	(田原瀧藏文書)	五四
十	正 月廿九日	田原別符社米當納分注文案……………	(永弘文書)	五四
十一	永 正 十五十一月二日	田原別符社米當納分注文案……………	(同 上)	五六
十二	永 正 十五十一月二日	田原別符社米當納分注文案……………	(同 上)	五六
十三	大 永 元 十一月廿三日	田原別符社米當納分注文案……………	(同 上)	五七
十四	十月廿日	大友義鑒知行預ヶ狀案……………	(野間音一文書)	五八
十五	田原別符社納米注文……………	(永弘文書)	五八	
十六	永弘通忠覺書……………	(同 上)	五九	
十七	永弘通忠覺書……………	(同 上)	五九	
十八	天 文 五 <small>申丙</small> 十一月八日	永弘通忠書狀案……………	(同 上)	六〇
十九	(天 文五年 <small>卯</small>)十二月六日	田原別符社納米注文……………	(同 上)	六一
二十	天 文 拾年 <small>丑辛</small> ……………	某書狀……………	(同 上)	六一
二十一	天 文 拾五年……………	田原別符社納米注文……………	(同 上)	六二
二十二	天 文 十八年十一月廿三日	田原別符社納米注文……………	(同 上)	六三
二十三	十一月廿日	有永資辰書狀……………	(同 上)	六三
二十四	十二月八日	有河資道書狀……………	(同 上)	六四
二十五	十二月十六日	大友宗麟書狀……………	(田原庸平文書)	六六

105 十一月廿二日 田原親賢書狀……………(長野末夫文書)…………… 三五
 106 天 正 八年 八月廿三日 田原親實恩賞宛行狀案……………(大友家文書錄)…………… 三五
 107 慶 長 拾年乙 七月七日 永松賢實置文……………(永松文書)…………… 三五

付 録

一 大分縣西國東郡大田村大字・小字一覽表…………… 五九

解 説

一 所在と自然環境…………… 五三
 二 成立と支配關係…………… 五三
 (1) 成立過程…………… 五三
 (2) 支配關係と支配機構…………… 五五
 三 下地組織と在地領主…………… 五七
 (1) 田 染 莊…………… 五七
 (2) 田 原 別 符…………… 五八
 四 室町期以後の問題点…………… 五八

圖 版

關白藤原家政所下文……………(到津文書)…………… 卷頭
 富貴寺大堂(國 寶)…………… 同上
 眞木大堂諸佛像(國指定重文)…………… 同上
 熊野磨崖佛(不動明王)(國指定重文・史跡)…………… 同上
 財前家國東塔(國指定重文)…………… 同上
 島原(松平氏)領豊後國國東郡田染組繪圖……………(田染文所等藏)…………… 田染莊 史料 付録
 田染莊・田原別符地域地形圖…………… 卷末折込

田
染
莊
史
料

一 豐後國風土記

鄉陸所

國埼郡 鄉陸所里一十六

昔者、纏向日代宮御宇天皇御船、從周防國佐婆津發而度之、遙覽此國勅曰、彼所見者若國之埼乎、

因曰國埼郡、

伊美鄉在郡北

同天皇、在此村勅曰、此國道路遙遠、山谷阻深、往還疎稀、乃得見此國、因曰國見村、今謂伊美鄉其訛也、

○國埼郡ノミ抽出

二 倭名類聚鈔

國埼郡

國埼郡

田染鄉

武藏 來繩 國前(由) 由染 阿岐 津守 伊美

○津守ハ大分郡内ノ郷ノ混入ナリ。

田 染 莊

三 關白藤原家政所下文

○到津文書
大分県史料一

〔包紙ウヘ書知家事主税允安部民部惟宗（花押）〕

（兼惟宗）

關白家政所下 宇佐宮神官等

可早任宮司與判并次第文書理、令擬大宮司宇佐宿昌輔領掌、神領田染莊内糸永名田島等事

副下 次第文書等

惣檢校宇佐基輔

宇佐昌輔ヲシテ
田染莊内糸永名
ヲ領掌セシム

右、昌輔解狀云、件名田、自祖父當宮前權大宮司宇佐宿禰之手、以去長治元年十二月十日、相副次第調度文書、所讓給親（父カ）同政所惣檢校宇佐宿禰基輔也、而基輔舍兄爲同前權大宮司昌基、相語母（母）惟宗氏、稱嫡子令押妨之間、乍壞訴（德）、爲母子之身、自然罷過之處、迄于彼子息之時雖令知行、依爲道理、令訴申當宮之間、與判已畢、仍爲停止彼輩行、所申請（改）所御下文也者、可早任宮司與判并次第文書理、令彼昌輔宿禰領掌件田島等之狀、所仰如件、神官等宜承知、不可違失、故下、

長寛三年五月 日

案 主 惟 宗

別當式部大輔兼（テ）大宰大貳（兼）藤原朝臣（花押）

大書吏主税兼皇太后宮屬惟宗（花押）

右京大夫兼中宮亮播摩守藤原朝臣

知家事主税允安倍

左京權大夫兼備後權守平朝臣（花押）

民 部 錄 惟 宗（花押）

左少辨兼文章博士中宮大進藤原朝臣(花押)

左馬頭兼美作守平朝臣(花押)

中宮權大進藤原朝臣(花押)

中宮權大進平朝臣(花押)

兵部少輔平朝臣

尾張守平朝臣

(裏打紙裏書)
二下宮社司兼番長并御供所別當

永弘權大宮司九郎右衛門氏榮」

四 仁安三年六郷二十八山本寺目錄

○大宰管内志下

西叡山高山寺

馬城山傳乘寺

序分本山八箇寺 後山金剛寺・吉水山靈龜寺・大折山報恩寺・鞍懸山神宮寺・津波戸山水月寺・西

叡山高山寺・良藥山智恩寺・馬城山傳乘寺

正宗文中山十箇寺 (分カ) 足曳山兩子寺・長岩屋山天念寺・金剛山長安寺・加禮川山道脇寺・久末山護國

寺・黑土山本松房・小岩屋山無動寺・大岩屋山應曆寺・補陀落山千燈寺・橫城山東光寺

流通文末山十箇寺 (分カ) 見地山東光寺・大嶽山神宮寺・峨眉山文珠仙寺・石立山岩戸寺・夷山靈仙寺・

田染莊

田染莊

西連山間戸寺
中津尾觀音寺
蓮花山富貴寺
日野山岩脇寺
今熊山胎藏寺

本御莊十八箇所

田染莊

小城山寶命寺・龍下山成佛寺・參社山行入寺・西方山清淨光寺・懸樋山清岩寺

本山分末寺 辻小野西明寺・小溪山大谷寺・西連山間戸寺・中津尾山觀音寺・轆轤山正光寺・妙覺

寺・海見山來迎寺・蓬花山富貴寺・清瀧寺・文傳寺・良醫山西山寺・稻積山慈恩寺・日野山岩脇寺

・鳥目山愛敬寺・今熊山胎藏寺・光明寺・寶壽房・隨求房

中山分末寺 大滿房・付屬寺・玉井山光明寺・吉水山萬福寺・多福院光明寺・唐溪山彌勒寺・毘沙

門多寶院・丸小野寺・平等寺・眞覺寺

末山分末寺 上品寺・願成就寺・虛空藏寺・淨土寺・金剛山報恩寺・吉祥寺・貴福寺・杉山ノ瑠璃

光寺

○『管内志』ハ統書キ。今便宜項目ニヨリ改行ス。本文書ノ年代ニハ疑問アルモ、シバラク通説ニ從フ。

五 八幡宇佐宮神領大鏡

○到津文書
大分県史料二四

○首
略

一本御莊十八箇所

○豊前
国略

豊後國

田染庄四至 田敷

佃二丁

用作田四丁一段

石垣庄 四至 田數百五十丁 用作六丁四反十
一三丁五反
○筑前國
以下略

六 慈鎮所領讓狀案

○華頂要略
鎌倉遺文一九一四

慈鎮所領ヲ朝仁
親王ニ讓ル

〔編纂書〕
「慈鎮和尚建曆目錄青龍院二品親王被記之、」

○首注
記略

讓進

門跡相傳房領等事

無動寺

○中
略

三昧院

○中
略

常壽院

○中
略

法興院

極樂寺

田染莊

田染莊

桂林院大僧正門跡讓給領

坂本御塔、平方庄

坂西庄、砧山庄

福田庄

氣比供僧

比叡庄

金武保、付山室

龍寶寺

千與丸保

永樂寺

松岡庄、別相傳

志度庄

加々美庄

已上三所存日之間、送靈山院之外、如形年貢可沙汰也、

淡輪庄、六郷山

三尾社

西山往生院、割、注、略

持佛堂常燈領、割、注、略

大懺法院寄進領

略、中

六條法印寄進庄

略、中

大乘院領

略、中

右、已上寺院・領所・房舍・聖教、併讓進

六郷山

朝仁親王已訖、其中少々領家職之間、有遺言旨、無指過怠者、不可有相違敷、雖存日之間、於今者、一向御成人之間、仰含御門人等、可有御沙汰也、如此大小巨細、世間出世可仰合人々、

密宗事○割注略

顯宗事○割注略

世間雜事○割注略

建曆三年二月 日

前大僧正判

七 番長兼辨官宇佐保實解狀

○永弘文書
大分県史料三

(端裏押紙)
「時政入道御判

永弘」

(外册)
「任申請旨、以神 [] 内可令知行之、(花押)」

番長兼辨官宇佐宿禰保實解 申請 宮裁事

御菜免二町ナ
シハ用途米三
八石ヲ賜ハラ
コトヲ請フ

請被殊蒙廣大鴻見、賜御供調備御 [] 合貳町御判、令立用、不然者、下御神事用途米内參拾 [] (御解力)

勤仕 [] 勤、致御祈禱丹誠子細狀

右、謹檢案内、保實爲當宮御供番長職、賜御菜符、 [] 勤之間、近來更無辨進、負名之故、難令勤仕彼 []、雖無先例、 [] 御菜免、令 [] 用、不然者、被下行神事用途米内參拾捌斛、存每節御供

田 染 莊

調備忠勤、致御^(御) 御神事威光、欲仰^(明政) 貴、仍謹以解、

建^(保) 三年正月 日

番長兼辨官宇佐宿禰^(保實)

^(實業) 「時政入道御判」

^(真打紙書) 「建保三季 保實解」

^(同上) 「宮司番長并御供所別當永弘」

へ 圖書允清原某等連署奉書案

○到津文書
大分県史料一

「神官等訴申條」

「邦輔宿禰申豐後國田染庄内糸永名事」

「者邦輔^(字佐)、則件名田者、爲重代相傳私領之間、給^(字) 度^(字) 御下知之上、昌重出避文學、而昌

重尚致濫^(大友) 申之、利根二郎親秀、亦彼名者、爲昌重譜代相傳之地、知行無相違、而自昌重之手、

親秀雖讓得之、昌重存^(在方) 之間、尙令領掌之由申之、彼此申狀爲水火之^(尤) 難被成敗、所詮昌重與邦

輔、於宮廳遂一決、理可被成敗矣、

自餘條略之、

「四箇條、仰旨如此、守此旨令成敗、且可令言上^(字) 細給之狀、依仰執達如件、

建保五年十二月廿四日

散位源 奉 在判

田染莊糸永名ニ
ツキ宇佐邦輔ト
糸永昌重トヲ宮
序ニオイテ対決
セシム
大友親秀

宇佐(マ)太宮司殿

九 關東御教書寫

○益永文書
大分県史料二九

証文ヲ糺明シ向
野郷内下糸永以
下ノ買得田畠ヲ
安堵セシム

宇佐忠輔申、豊前國向野郷内下糸永・同秋安・光永・彌同丸、宇佐内屋敷貳ヶ所、榮重・榮房沽却屋敷、柑子籠畠地、大家郷内本成久・今成久・石同丸、下毛光永、封戸郷内恒貞・有永・彌同丸、辛嶋郷内光永、(豊後國東郡)田染庄是行・清成田畠等事、如狀者、件名田畠自甲乙人之手令買領之後、知行雖無相違、爲向後證驗、可給御下知云々者、賣買之地可依證文也、糺眞僞任道理、可令安堵之狀、依陸奥守殿御奉行、執達如件、(七条雜傳)

承久三年十二月十一日

散位藤原 在御判
散位中原 在御判

謹上 (會類方)
前大宰少貳殿

(マ)
卅

(雜目書)宇佐頼元
(花押)

田染莊

一〇 大宮司宇佐公仲寄進狀案

○到津文書
大分県史料一

敬白

露浦阿彌陀寺

奉寄 露浦阿彌陀寺

田染莊末久名田
島・用作糸永放
田ヲ寄進ス

在田染庄内末久名田島并用作糸永放田壹町伍段荒野

右當寺者、是累代之祈願所、攘灾招福之勤于今無懈怠、而料田不幾、其勤莫太也、仍件田島等重所
令奉免也、永爲不輸之地、致天長地久、當宮繁昌之祈請、勿令退轉、故所令奉寄如件、敬白、

貞應二年五月日

太宮司正五位下宇佐宿禰(公仲)

一一 宇佐末利栗林賣券

○永弘文書
大分県史料三

(端裏書)
「ハやしのほんせうもん」

宇佐末利謹沽渡

田染庄永正名内長野くり林二

在四至東限こしきいはのみを、
南限つへかさこ、西限田のふち、
北限吉丸并弁分堺也、

田染庄永正名内
長野栗林
吉丸 弁分堺

右はやしハ、末利相てんのところ []、田地こきやくの狀に、あいのこすと [] あたい
(要)ようく(思)あるによて、小袖ひと []三反、もミ五斗か代ニ、三郎けうとの [](檢校カ)ねんをかきて、
なかくうりわたし申まいらせ []、仍狀如件、

貞應三年八月十二日

宇佐末利 []

嫡子宇佐 []

三 六郷満山祈禱卷數目録

○豊後国六郷山諸勤行並諸堂役諸祭等目録
太宰管内志下

注進、豊後国六郷満山谷々別院靈寺靈窟佛神等將軍家御祈禱卷數目録

本山分

一後山ノ岩屋云、一伊多井社云、一吉水寺云、一津波戸石屋云、一大折山云、一鞍懸

間戸石屋

石屋云、一高山寺云、一間戸石屋云、一喜久山云、一不動ノ石屋云、一大目石屋云、

(二懸)辻小野寺云、一大谷寺云、一智恩寺云、惣山一屋山寺云、

中山分

○中略

末山分

○中略

田染莊

六郷山將軍家祈
禱以下卷數目録
ヲ注進ス
本山分

右、於當山靈場、所致御祈禱目錄如此、仍顯密學侶者、跪觀音醫王寶前、開講一乘(イ)增佛(イ)、賢密教
 佛子者、堀八幡尊神六所權現社壇、唱神咒、備法味、初覺行者、學人聞菩薩舊行、巡禮一百餘所岩
 窟、偏是兼三道鎮大將軍家御願圓滿、異國降伏、聖朝安穩、大施主殿下相模守平朝臣御息災、延命
 御壽命長遠、御心中御願圓滿成就之由、祈精之狀、如件、

八十五代安貞二年五月日

小寺主法師

權都維那大法師

都維那大法師

權寺主大法師

寺主大法師

權上座大法師

上座大法師

權別當大法師

權別當大法師

執行兼權別當大法師

六郷山衆徒御中

○刊本ハ統書キ。今右ノ如ク改ム。

三 前太政大臣近衛家實家政所下文案

○益永文書一
大分県史料二九

太政大臣家政所下 宇佐宮神官等

近衛家実家政所
御馬所檢校宇佐
嗣輔ヲシテ相佐
所領ヲ安堵セシム

可且依先度政所下文并關東下知狀、且任親父益永忠輔讓狀、以御馬所檢校宇佐益永嗣輔令領掌、當宮領江

嶋小犬丸名田島、（宇佐郡）下毛庄封秣糸永名田島、同乙王丸名田伍町、秋眞名田島、向野郷内下糸永名田

島、同秋安名田島、同枝恒名草郷・近口、（宇佐郡）封戸・向野彌同丸田島、封戸有永田島、（宇佐郡）辛嶋郷恒松名

田參町捌段、（豊後國）田染庄清成少口田島、（名刀）安岐郷小俣・波多、（豊前國）大野庄成吉名田、（筑前國）椿庄重末名田、（下毛郡）大家郷

石同名田、（宇佐郡）宇佐内郡村屋敷、同門田捌段以下散在光永名田島等事

副下

先度政所下文以下證文等案

右、彼嗣輔解狀云、件田島等者、依爲父母相傳之私領、相副次第證文等、嗣輔所令讓得也、其中江嶋小犬丸・辛嶋（豊）桓松・大野成吉・椿重末・宇佐内屋敷等者、外祖父榮定朝臣之時、二ヶ度賜預御下知畢、於石同名者、自養父辨官忠廣宿禰之手、所令讓得也、仍雖無相違、爲備向後之公驗、欲被成下政所御下文者、可且依先度政所下文并關東下知狀、且任親父忠輔讓狀、以嗣輔令領掌彼田島等之狀、所仰如件、故下、

寬喜元年十二月 日

案主 惟宗

田 染 莊

田染莊

一四

別當播磨守平朝臣在判

大從右衛門少志惟宗在判

左中辨平朝臣在判

少從彈正少忠惟宗在判

右少辨藤原朝臣在判

右衛門權佐平朝臣在判

宮内大輔藤原朝臣在判

一四 藤原某安堵狀

○永弘文書
大分県史料三

一 永正

田染

人勾引ノ罪ニヨ
リ永正名田ヲ渡
ス

豊後國田染庄内永正名田事

右件名田者、本主吉近、依令勾引右近將監貞所從三人之罪科、爲古庄次郎之沙汰、相副本證文、

所傳渡貞綱也、但於吉近手次者、依相交他事、不令副渡云々、子細具次郎渡文狀者、任證文道

理、可領掌之狀、如件、

仁治二年正月廿七日

藤原 (花押)

裏打紙裏書
「仁治二年正月田染庄」

広増笠塔婆ヲ造
立ス

一五 富貴寺笠塔婆銘

○豊後高田市田染地区大字路
大分県金石年表

仁治二年辛丑八月十二日、造立者廣増、彼岸第二日、

一六 富貴寺笠塔婆銘

○豊後高田市田染地区大字路
大分県金石年表

宝阿彌陀仏長円

仁治四年卯月十五日、□□□□□佛坊□□、右爲□□□□安□也、寶阿彌陀佛長圓、

一七 大宮司宇佐公高切符案

○永弘文書
大分県史料三

御炊殿年中御菜
米三十六石ヲ下
行セシム

下 田原郡司并田染庄糸永保司等

可早下行御炊殿年中御菜米參拾陸斛事

右件御菜米者、以田原別符定米内參拾斛、并田染庄糸永所當米内陸斛、可令下行之狀、如件、

寛元三年七月三日

大宮司宇佐宿禰御判

田染莊

一六 宇佐宮神領次第案

○到津文書補遺
大分県史料三〇

〔佐宮御神領次第大略、壹万六千餘町云々、

仁治二年散田帳云、

〔封戸郷百十七名

向野郷草郷八付向野 百四十二名

高家郷 七十四名

辛嶋郷 百三十五名

付辛嶋 萬原郷八

已上内封四郷是也、

八十五名

豊後國

同國

一 安岐郷四十六名 武藏郷六十四名

豊前國

上毛封

同、七十四名

大家郷

同、八十四名

野仲郷

深水庄付野□

豊後

來繩郷 百三名

已上十郷御封加四郷定、

田染莊廿三名

豊後

同國

一 田染庄 廿三名

同國

石垣庄 十四名

豊前

新開庄 廿名

同、

角田庄 十五名

豊後

緒方□

豊前國

勾金庄 百六十丁

同國

到津庄 百一十三丁

同國

貫庄 十名

同弁分六名

筑前國

津隈庄

同國

椿庄 廿

筑前、廿八名

綱別庄

肥前國

米多庄

同、

赤自庄

同、

大町庄

同、

大揚庄□

〔筑後國
百三十丁、小河庄
六十丁

同國

守部庄

同國

小家庄已上十六ヶ所本庄
野津手浦

豊前國

同國

一 宇佐庄 百廿名

同國

上毛庄 百廿名

同、二百卅六名

下毛庄

同

規矩庄 十八名

同

田河庄

別符

同

大野庄。 四十七名

同

中北郷 百廿五丁五反

同國

同西郷

京都庄 十五名

已上当國□

築城庄

田原別符十九名

一 以東新庄

豊後 八名 同國 十九名 十一名 此外敷、十三丁二反
太田原 八十七丁一反 加之敷、十一名
朝見郷 田原別符 榦來別符 十一名
同、廿五丁
舟生津留 同、五十丁
勝津留 同
勾別符

一 以西新庄

筑前國 同、郡敷、
嘉摩庄 穂浪庄

右、以西庄之者、 月十三日 宇多院第七宮内親王御奉寄也、
肥前國 同、

一 大以西新庄 二千六十三丁七反卅 十六ヶ所

高來別符 高來郡村田別符

注進 三ヶ社卅一丁二反内
一日向國千八百八十九段廿、起請田定加收納使分名々定、十八ヶ所

除諸免事

廣幡社十三丁七反 赤幡社七丁四反
橘社十一丁一反

一 女禰宜免十六町内 以東八丁 以西八丁
安岐郷 武威郷

一 十六町 同新免十四丁 縦横也、但御封依新儀
但御封

一 同國免十三丁

一 大尾社免八丁 但付稅申致免田沙汰、

一 奈多宮神田卅丁 免十五丁 已安岐郷米光名
新免十五丁

一 妻垣社免十七丁五段 宮司公通御任依 相
本免十五丁 新免十五丁

田 染 莊

田 染 莊

一 薦社免十八丁 下毛庄池永名

一 田笛社免

一 大根河社免十丁

本市丸一丁 未久市丸一丁 成元一丁

重光市丸六反 今行一丁 稻男一丁五反

豐利一丁 稻因一丁 本重光市丸四反

屋方香丸一丁五反

一 鷹居社免

一 瀬社免十丁 宮司公順御任
寛治二年三月廿日宮裁成、

宇佐庄今平一丁七反 小今平一丁五反 友藤五反

南並松九反 武吉四丁 末弘九段 吉永五反

但六丁 大宮分 四丁 若宮分

一 乙比咩社免 文云、宮司公通御任安元二年十月九日
可為瀬社本免之由、被下文了、

一 泉社免 下 宇佐郡庄司可
早免除瀬社免田拾丁事

一 小山田社免 成吉三丁 今成四丁 今口三丁

一 猪山社免

一 椿社免

一 綱別社免

一 御柱社免

一 金堂免廿丁

下毛庄本永久十二丁一段、同庄北松永四丁、同庄今永久二丁二段、本名小鳥、同庄本稻重五丁

一 祈皇寺免七丁五段

封戸 向野 葛原

一 本宮御菜免十二町

建永元年十二月始社家御下文、建保三年始被定卅六石云々、前々者宮符成天四郷仁

被切之、被卅二石者、日向國竹崎地子米也、庄度々數年納之、又未久納所ニ御下知成ル、

又天福元年以降豐後國ヨリ。田原別符定米伍拾壹石大尾社三十一石、楓沙汰、大官分三十石、番長沙汰三十石、田染庄糸永名同

名重安・末次兩名仁參石ツ、六石納之、不足貳石□每年末久納所仁、以社家御下知致沙汰

云々、已上、

一 若宮御菜免六丁 正治二年依若宮神官申狀

(御下知也)

一 陰陽師免



前宮司公持任八丁給之、一野宮司公高御任四丁御下知、

○天福元年(一二三三)以後ナルモ、年次未詳。仮リニココニ收ム。

田 染 莊

天福元年ヨリ田原別符。田染庄糸永名等ニ課ス

一九 大宮司宇佐某下文

○到津文書
大分県史料一

田原別府定米并
田染莊糸永名所
当米ヨリ下行セ
シム

下 田原別符并田染庄糸永名

可早下行御炊殿年中御菜米參拾陸〔解事九〕

右件御菜米、以田原別符定米内參拾斛・田染糸永名所當米内陸斛、可令下行之狀、如件、

建長七年十月十日

太宮司宇佐宿禰〔マ〕(花押)

二〇 關東御教書案

○益永文書
大分県史料二九

宇佐宮造當二國
郡莊園地頭名主
對押

造 宇佐宮事、三十三年一度邂逅之勤也、是則 朝家之大營異他、關東之崇重不輕、誰人可忽

渚哉、而國郡莊園地頭名主等、募權勢之威、皆致〔稱〕自由對押云々、實者神慮非無其恐之間、所驚思

食也、早相催地頭名主等、期日以前終土木。功、早々可遂行御遷宮也、若猶有難澁輩者、且不嫌權

門勢家、令迫却其所、且可令注進交名者、依仰執達如件、

八十八代後深草御宇
康元々々年十二月十八日

豐〔分武資能〕前々司殿

〔北条長時〕武藏守 在判
〔北条政村〕陸奥守 同

壹岐中内左衛門殿

(宇部宮信忠)

三 沙彌昇蓮起請文案

○永弘文書
大分県史料三

吉基ノ本姓
吉基ハ基平ノ子

〔年〕^(字也) 月日之吉基本姓事、於〔 〕不覺悟、吉基〔 〕爲基平子之條、〔 〕且田染

糸永二〔 〕昌〔 〕自〔 〕被知及歟、其上昇蓮姉令見存、有御尋之日、不可有其

隱、若偽〔 〕、八幡三所大菩薩并若宮御討〔 〕

正嘉〔 〕十月 日

沙彌昇蓮 在判

三 惣檢校字佐某證狀案

○永弘文書
大分県史料三

田染權三郎刑部
入道ハ田中六郎
大夫ノ子

〔 〕田染權三郎刑部入道事、去年此沙汰出〔 〕^(字)候、前權太宮司俊輔宿禰、相尋江嶋五郎〔 〕昇蓮候之

處、彼刑部入道者、田中六郎大夫〔 〕^(子)恒子也、仍昇蓮ニハ爲兄弟之由、令申候了、其上〔 〕御尋、

知子細之人々ニ相尋申候處、爲田中六〔 〕^(郎次)夫之子息條、實正之由、所令申候也、恐々謹言、

〔 〕年十二月廿七日

字佐惣檢校字佐 在判

〔 〕^(裏書)文 田染權三郎刑部入道間事 正嘉三 二 廿二

田 染 莊

〔^(実書)正文〕^(実書) 渡訖、所留置如件、

正嘉三年三月一日

權大宮司宇佐 在判

三 左衛門尉某書下案

○永弘文書
大分県史料三

□^(尋) 與權三郎刑部入道相論事、相□于證人益永左衛門尉并安岐三郎□之處、申狀如此、可

被存知其旨之狀、如件、

□^(正カ) 嘉三年二月廿二日

□^(左カ) 右衛門尉 在判

□ 入道殿并權三郎刑部入道殿

二 左衛門尉某書狀案

○永弘文書
大分県史料三

田染莊住人

□^(追カ) 申候、^(訴 應) そうちんのしやう御らんのみちハ、かへし給ハるへく候也、かさねてきようく、

□^(田 染 莊) しふしやうのちう人いちしらうにうたう・^(入 道) □にうとうとさうろん、^(相 論) たなかの^(田 中) ろくらう

□^(カ) ゑろしのいはやの事、^(訴 應) そうちんのしやう□候、^(美 正) しいしろしめされて候、^(めカ) たつね

□りやうはうより申さしめ候、もし□しめして候はは、^(美 正) しちしやうにまかせて、^(めカ) □しあつか

証人益永某及比
安岐三郎ノ申狀
ヲ伝フ

り候へく候、かくのこときの事、さう□さしめ候てう、そのはかり候といへとん、□うは
うより、さし申候、□□申候へく候、□

しやうかさんねん十二月十一日

さゑもんせう あ (りはん)

□なりの□(まか)ふらうたゆとのへ

□候つる左えもん殿よりう、さのくないさへもんとの□なりの三郎左門殿りやうはう二、御たつねの御ふみのあんもん

三 宇佐某請文案

○永弘文書
大分県史料三

追申候、訴陳□候、謹令返進之候者也、重恐々謹言、

□月十一日御札、同廿一日到來、謹以承了、□仰候田染庄住人一次郎入道與刑部入道相論、□田中

六郎大夫□(実心)子たる□事、親父俊輔□(宿願)在國仕申候、令申候しハ、爲刑部入道之田□(せ)六郎大夫子息

之條、勿論之由、具承及候者也、□所載申狀候、人々可有御尋候哉、恐々謹言、

□年十二月廿一日

宇佐 在判

三 沙彌妙性字佐吉基申狀案

○永弘文書
大分県史料三

(端裏書)
「田染庄恒任・永正社家外題案」

田染 莊

刑部入道ハ田中
六郎大夫ノ子息

田染莊

社家安堵ス

五ヶ条ニツキ外
題ヲ請フ

〔(外題)件名田島以下散在田地等、依(有九)知行實、任次第

證文并在地□旨、妙性可相傳領掌、——□〕

(宇佐吉惠)
沙彌妙性言上

條々

略之、

田染莊永正名

一欲同任相傳證文給御外題、田染莊永正名事

件名者、自宇三(、)本司之手、妙性買得之、又同名自源藤右近貞綱之手、女子藤原太子讓得之、自同

太子之手、妙性買取之、多年知行畢、同任相傳欲給御外題矣、

同恒任名

一欲同任相傳證文給御外題、田染莊内恒任名事

件名者、自野仲郷司道俊之手、妙性買得之、廿餘年知行雖無相違、爲備向後證文、欲給御外題
矣、

自餘略之、

以前五ヶ條、給御外題、爲備向後證文、言上如件、

文永元年十一月九日

沙彌妙性上

三 政所惣檢校益永行輔申狀案

○益永文書
大分県史料二九

一(外題)
仰(マ)候(分)通

知行不可有相違之狀、如件、

同年同月 日 判

宇佐行輔所領ヲ
妻子ニ分スル
ニツキ本家政所
ノ御判ヲ請フ

八幡宇佐宮惣檢校前豐前守宇佐行輔謹言上、
欲且依相傳領掌旨、且任 本家度々政所御下文已下次第證文等、賜御判、以所々益永領、令處
分妻子子細狀

一 津隈辨分辨濟使職田畠

一 江嶋別府吉弘名田畠

中間略之、

一 田染大能丸・金丸名等

自餘略之、

右、件田畠所帶等、當知行之、分配分之自余者、當時將來公驗賜御判、且處分妻子等、且永無罕籠
爲令知行、言上如件、

文永二年乙丑(分)月 日

宇佐宮惣檢校行輔 在判

田 染 莊

田染莊大能丸・
金丸名

二六 富貴寺笠塔婆銘

○豊後高田市田染地区大字路
大分県金石年表

広増笠塔婆ヲ造
立ス

造立者廣増、文永五年二月八日、

二九 富貴寺供養碑銘

○豊後高田市田染地区大字路
大分県金石年表

広増供養碑ヲ造
立ス

造立者廣増、文永五年戊辰二月八日、右爲志者往生極樂、

三〇 富貴寺供養碑銘

○豊後高田市田染地区大字路
大分県金石年表

広増供養碑ヲ造
立ス

造立者廣増、文永五年戊辰二月八日、彼岸第五日、

三一 大宮司宇佐公氏下文

○到津文書
大分県史料一

〔編纂書公□御狀〕

下 田染庄辨濟使

豊後国田染荘内
重安名田島等ヲ
安堵ス

可早任當知行旨、忝能重(令カ公重、信成)以下舍弟等安堵領掌、當庄内重安名田島等事

右、如訴狀者、雖無當知行相違、親父覺妙死去之刻、依讓得之、所申安堵下知也云々者、早任當知行、各令安堵領掌、有限神用并本役神事等、無懈怠可令勤仕之狀、所仰如件、

文永八年三月十五日

太宮司宇佐宿(彌 花押カ)
(マシ) 公氏カ

○首繼目裏ニ花押半分アリ、

三 公近書狀

○永弘文書
大分県史料三

(裏打紙端裏書)

「下宮御炊殿」

御炊殿造營役ヲ
沙汰セシム

御炊殿御造營役所京都□御下知就條々、可致奉行之由、近日可忿沙汰之由、自京都被仰下候者

也、仍今一兩日之中、面々奉行人、被催役庄々候也、忿可令致沙汰給敷、

一田染庄種稻事、可令沙汰給之由候、彼種稻事、嚴重神物候間、適敬神人ニおハし候へハとて、

如此被仰候、守跡文、被書進御下知候へ、可申越御判候、

「一御炊殿舊殿事、如此日うららかに候はん時、こほちまへらせられ候へきよし候、兼日可被定申候、可催役人夫候、

一二殿御うちをいを、しまへらせて候を、一日三殿のあまかさ、もらせ給候よし被仰候之間、

田染莊

田染莊

二八

可奉覆候、大曹司候ハ、可給候歟、
以前條々、能々可令致沙汰給候乎、恐々謹言、

〔押紙〕 建治二年十月八日

公近

〔花押〕

〔西明寺殿〕

〔奥ウハ書〕
〔番神主殿〕

公近

〔裏打紙裏書〕
「建治二年十月八日」

三 將軍惟康家政所下文案

○曾禰崎元一文書
大分県史料九

將軍家政所下 豊後國田染郷内糸永名綿貫左衛門入道行仁跡

可令早曾禰崎法橋慶増爲地頭職事

右、文永十一年蒙古合戰賞、在郷名字相違之間、所成改也者、早守先例、可致沙汰之狀、所仰如件、以下、

弘安元年七月八日

案主菅野

知家事

令左衛門少尉藤原

別當相模守平朝臣

在御判

田染莊糸永名ヲ
恩賞ノ代所トシ
テ与フ

三 關白藤原兼平家御教書案

○到津文書
大分県史料一

(藤原兼平之)
御判

神主重基遺領ヲ
春基ニ領掌セシム

宇佐春元(基)申、舍兄若宮神主重元(基)之遺領并末次名田等事、申狀如此、子細見狀候、若所申無相違者、件遺領等、春元(基)可領掌之由、可被下知之旨、所候也、仍執啓如件、

弘安元年九月五日

左衛門少尉言廣

謹上 宇佐大宮司殿
(宇佐公尊)

三 大宮司宇佐公有下文

○到津文書
大分県史料一

下 田染庄辨濟使

本家御教書ニ任
セ末次名・永正
内本屋敷ヲ安堵
ス

可早令任 本家御教書旨、安堵領掌、勤仕有限神用、春元(宇佐基)申當庄内舍兄重元(基)遺領末次名田島・永正内本屋敷□長渡繩手御堂前田島等事

右、去年九月五日 本家御教書狀傳、宇佐春元申、舍兄若宮神主重元之遺領并末次名田等事、申狀如此、子細見狀候歟、所申無相違者、件遺領等春元可領掌之由、可被下知之旨所候也、仍執啓如件云々者、件名田島等任本家御教書之旨、令安堵領掌、有限神用等無懈怠、可令勤仕之狀、所仰如件、

田 染 莊

田染莊

三〇

弘安二年正月廿八日

太宮司宇佐宿禰(公卷)(花押)

三六 宇佐春基重申狀

○永弘文書一
大分県史料三

(瑞葉ウハ書)

「□基申狀到來弘安三年十廿」

宇佐春基謹重言上

養父宇佐重基跡
田島資材等ノ安
堵領掌ヲ請フ

欲早賜御舉狀言上 本家、且爲傍輩向後、被處所當罪科、且糺返抑□物等、永被停止非分濫訴、

令安堵領掌、爲改嫁後家并盛重等、一向募(武カ)□威、違背度々御下知、致苅田狼藉、養父重基遺跡田

島資財物等事

副進

二通 本家御下知

二通 御施行

件田島等者、重基重代所領也、仍春基爲養嫡令相傳之間、去年賜安堵御下知、預社家御施行畢、爰後家違背和與之狀、盛重令同心、募武威不絀用御下知、抑留證□致苅田狼藉之間、就令言上子細、去二月五日重賜御下知之刻、任被仰下之旨、可糺返作毛并證文以下遺物等之由、御催促之處、盛重等一切不叙用、終拒對決畢、而竊若他行令上洛、依掠申種々今案、爲御糺明、春基九月中可參洛之

篠原田地

由、被仰下、其間者、被留置盛重於京都云々、通同心之沙汰也、後家同時可參洛之由、就令申、同御催促處、如請文者、爲彼沙汰、令差進盛重於代官之由、令申之間、春基無擬令參洛之處、盛重今月二日不慮逃下、猶以、苻取篠原田地作稻之條、奸濫之企取喻無物、且不相待春基對竊逃下、猥致自由濫妨之條、重疊罪科餘于身者哉、就中盛重者一分神官也、後家者神領名主也、而彼等偏募武威、不叙用御下知、不相隨御成敗之條、爲傍輩向後、爭無御誠哉、然者早賜御舉狀、言上 本家、重蒙御成敗、於後家・盛重等者、永被停止非分濫訴、且糺返抑留物等、且爲被行所當罪科、恐々言上、如件、

弘安參年九月日

三 大宮司宇佐公有舉狀

○到津文書
大分県史料一

重ネテ改家後家
并盛重ノ狼籍ヲ
停メラレンコト
ヲ請フ

宇佐春基申、爲改嫁後(家カ)□并盛重等、抑留養父重基遺跡田畠資財物、違背御下知、致苻田狼藉候事、重訴狀一通(副具書等)進讒候了、子細載于狀候歟、任道理、可令申沙汰給候哉、恐々謹言、

九月十五日

(宇佐公告)
太宮司(花押)

謹上 宮左衛門尉殿

田 染 莊

三 關白藤原兼平家御教書案

○到津文書
大分県史料一

改家後家并盛重ノ濫妨ヲ停メ先下知ニ從ハシム

□抑留養父□ □次(乙)□所從等、致苺田(乙)□ □等經御覽致進□事、

去(乙)□永御代官令參洛候、□ □彌々訴申□春基代帶□ □參狀同□之處、

□之間、不日□春基□使兩方、任□由、被仰含盛重□與不相待□ □神官身、

云社家糺明、云京都御沙汰、不□ □由、狼藉之條太奇恠也、此上先依□ □後家

□等之濫妨、任先御下知被糺返候、□ □彼神官御□ □田畠之由、可令□

□、仍執達如件、

弘安三年十二月十日

左衛門少尉定(成力)□□

謹上 宇佐大宮司殿(公)

三 某施行狀

○豊後国六郷山諸勤行並諸堂役諸祭等目錄
太宰管内志下

異國降伏御祈事、守關東御教書旨、且致懇懃之祈精、且可被注申勤行之次第也、仍執達如件、

弘安七年三月廿五日

六郷山供僧御中

關東御教書ニ從イ異國降伏ノ祈リヲ勤行シ次第ヲ注進セシム

異國降伏祈禱
卷數目錄ヲ進ズ

四〇 六郷山異國降伏祈禱卷數目錄

○豊後国六郷山諸勤行並諸堂役諸祭等目錄
太宰管内志下

將軍家御祈願所豊後國六郷山異國降伏御祈禱御卷數目錄

本山分 後山云云、吉水寺云云、辻小野寺云云、大谷寺云云、

中山分 屋山云云、長石屋云云、小石屋云云、夷山云云、千燈山云云、

末山分 大嶽寺云云、兩子山云云、小城山云云、

右、任關東御教書、并守護所御施行之狀、或請六所權現社壇、或就人聞菩薩・八幡大菩薩尊靈場、
満山ノ住侶、各擬一心之精誠、勤修上件經王行法、祈精大將軍家御息災延命・御願圓滿・異國征伐
云云、如件、謹言、

弘安七年九月 日

六郷山執行法橋圓位 裏判

○刊本ハ統書キナルモ、今右ノ如ク改ム。

四一 大宮司宇佐根公春書狀

○到津文書
大分県史料一

〔（編裏ウハ書）田染代々社家跡符御書下〕

仰給候田染宮内丞春基舎兄重基者、當宮若宮勤神官役候了、恐々謹言、

田 染 莊

田染春基兄重基
ハ若宮神官役ヲ
勤ム

田染莊

〔異筆〕
一弘安八年二月五日

高田左衛門入道殿 御返事

〔マ〕
太宮司〔花押〕
〔岩根公卷〕

三四

三 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇号

略○首

弘安八年九月晦日

〔大友頼泰〕
沙彌道忍裏一

謹上 信濃判官入道殿
〔二階堂行忠〕

略○中

一 國崎郡 千六百三拾八町内

略○中

田染郷九拾町 宇佐宮領

領主

本郷四拾町 大藏卿法眼有寛跡、小田原又次郎景春法師、法名寂仏、相傳之由申之、

吉丸名貳拾町 名越尾張入道殿
〔時重〕

地頭

田染郷

本郷

吉丸名

糸永名

糸永名參拾町 肥前國御家人會放（註）隘淡路法橋慶增
略○下

三 伴兼守田地放狀

○永弘文書
大分縣史料一

（編纂書）「かねもりのいやとうしかはなちのしやう」

（田巻）たしふのしやう内、ゆきなり（行）のみやうの内、すく六田のにし（乏カ）のより、二反かはなち（乏カ）事

右、件田二反ニをいてハ、こきやく（カ）しやう（カ）のちなりといゑとも、今にをい（乏カ）、長野馬殿

ニ永遠子細候（カ）によて、まい（カ）セ候了、のちの一口の事は、し（カ）候、よて爲後日狀、如件、

正應二年五月五日

伴兼守（花押）

四 沙彌某施行狀

○太宰管内志下

関東御教書ヲ施行シ異國降伏ノ祈禱ヲ致サシム

豊後國分異國降伏御祈ノ事、去月三日關東御教書案、如此、任仰下之旨、殊致丹誠、毎日可致進上卷敷候、仍執達如件、

正應四年三月八日

沙彌判

田染莊

三五

六郷山別當執行御中

○刊本ハ統書キ。今右ノ如ク改ム。尚「沙彌判」ハ宛所ノ次ニ記スモ、本文ノ如ク訂正ス。

四 宇佐基弘重申狀

○永弘文書
大分県史料一

〔外題〕

□

〔後家〕

□ 沙汰敷、然間

□

後家分田地屋敷等、基弘可領掌也、〔花押〕

〔宇佐〕
基弘重言上

大神氏女ノ改嫁ニヨリ田地屋敷永正名ノ返付ヲ請フ

欲早蒙御成敗、且全御神役、且訪〔父方〕追善、大神氏女依改嫁咎、彼後家處分田〔衆庄方〕永正名内田地

壹段貳拾代・同屋敷壹所事

〔神後〕改嫁事、度々雖令言上、不及參陳、無理之□然也、所詮任被定置之法、預御成敗、且全御

□、且爲訪亡父追善、重言上、如件、

正應四年五月三日

興 宇佐基弘申狀

○到津文書
大分県史料一

〔外題〕
〔信也〕
「如申狀者、公春宿禰之時、□經沙汰預下知之上、改嫁事□武家殊有

同ジク返付ヲ請フ

孝令違犯ノ罪科

小田原道弘ノ押
妨ヲ停メ信戒ヲ
シテ田染庄重安
名・末次名ヲ領
掌セシム

宇佐基弘謹言上

其沙汰歟、 後家分田地屋敷等、基 令領掌、 ——（花押）

欲早蒙御成敗、且全神役、且訪亡父追善、大神 依改嫁咎、後家處分田染庄永正名内田地壹

段貳拾代・同屋敷壹所事

件氏女改嫁事、前宮司御時度々雖令言上、不及陳詞、 理之至顯然也、乍云同改夫、泰基令嫁繼母之條、希代未曾有所行也、且於泰基者、難遁孝令違犯之罪科者哉、此上者於泰基分名田者、社家被收公、於後家處分者、任被定置之旨、欲宛賜基弘、且前宮司御時、訴申此等子細之處、理非顯然之間、任道理、預基弘御成敗畢、所詮此上者、任先御下知之旨、蒙御成敗、且全神役、且爲訪亡父追善、恐々言上、如件、

正應五年五月 日

四七 大宮司宇佐某下文

○到津文書
大分県史料一

下 八幡宇佐宮神領豐後國田染庄辨濟使

可令早停止小田原次郎入道々佛寄沙汰押妨、任 關東并社家代々下知次第證文道理、信戒安堵領掌、當庄内重安名并末次名内田畠等事

右、如信戒訴狀者、道佛得博奕人行信信戒 舍弟之語、募武威、以大勢押寄信戒之住宅、致追補狼藉、剩

田 染 莊

與恥辱於妻子之間、就狼藉之篇、雖訴申當國守護所、道佛者、(依カ)爲守護被官人、優豫之間、不達愁訴、所詮於當名者、社家進止之條、云關東御下知、云社家代々御下知、分明之上者、早任重代相傳道理、欲蒙安堵社裁云々者、早停止道佛寄沙汰押妨、且依社家代々下知之旨、且任重代相傳之次第證文道理、信戒可令進退領掌之狀、如件、

正應六年六月廿二日

大宮司宇佐宿禰(花押)

四八 豐後守護大友親時施行狀

○永弘文書
大分県史料三

(裏打紙裏書)
一、永仁二年二月廿一日田澁庄之夏

宇佐神官西法代
定基ノ訴訟ニツ
キ論人小田原某
ヲシテ博多ニ參
決セシム

八幡宇佐宮神官西法代定基申、押領當宮領□□田染庄恒任名田畠以下屋敷等由事、今月十六日

御教書副訴狀、同廿日到來、各案文如此、早任被仰下之旨、恐可令申參決也、仍執達如件、

永仁二年二月廿一日

(大友親時)
前因幡守(花押)

小田原四郎左衛尉殿

(押紙)
一、伏見院御宇、將軍久明親王、執權平貞時歟、前因幡守(永仁二年ヨリ寛永四年)

三十四年
迄三百四十年

(裏打紙裏書)
一、證文主田染宇佐宿禰

兜 尼正法讓狀案

○永弘文書
大分県史料三

田染庄行成名田
島・本屋敷等ヲ
讓ル

讓與 相傳所領田島屋敷事

在 田染庄内

一所 本屋敷 四至本券ニ見之、

荒平野島

行成名田島等并荒平野島

右件名田島屋敷者、正法相傳之所領也、而於今者、嫡子馬二郎定基、相副次第證文於手繼、限永代、所讓與也、但領主御分神用米五舁七合舁、每年無懈怠可辨進、將又不可有他人沽却讓事、仍讓狀、如件、

永仁三年二月□九日

尼正法 在判

(字佐春基)
沙彌西法 在判

(長基)
一於彼正文者、所持者也、沙汰之時者、可披見也、仍裏書狀如件、

建武三年卯月十三日

(田原)
直平 (花押)

(眞基)
一以本錢請返、社家知行了、

〔花押〕

田染莊

五〇 大宮司家專使宇佐賴生施行狀案

○永弘文書
大分県史料三

田染莊永正名
地屋敷ニ対スル
泰基ノ押領ヲ停
ム

沙彌行信申、田染庄永正名之内、田地壹段廿代、并徳次郎屋敷一所三段事、去正應四年於社家番丁(子)訴陳之處、停止泰基押領、基弘任道理、蒙御成敗云云、早停止泰基自由押領、任先御下知、行信可致領掌也、仍執達如件、

永仁三年六月廿七日

專使宇佐賴生

五一 宇佐定基安堵申狀

○永弘文書
大分県史料三

(編纂書)

〔宇〕□佐宮田染證文

(外題)

「任西法讓狀并沽券等之旨、令安堵領掌、可全神役」

—— (花押) ——

田染莊内田地屋
敷ノ安堵ヲ請フ

〔宇〕□佐宮神官宇佐(定巻)事

條々

一 欲任次第證文并西法讓狀旨、預(安堵力)御下知、備向後龜鏡證文、豊後國田染庄内名田畠屋敷等事

末久名

一末久名田畠屋敷等事

永正名

一永正名内居屋敷、并御堂上屋敷山野等

末次名

一末次名内飯塚三郎火木屋敷事

唐木田

一唐木田地壹段十代事

□伊三郎入道屋敷田地壹段事

副進

次第證文等

件名田畠屋敷等者、沙彌西法定基親父重代相傳地也、而自西法之手、定基讓得之、當知行于今無相

違、且爲御不審、次第證文并□狀等案文、進覽之、然則欲預安堵御下知矣、

一欲且依沽券之旨、且任傳領之實、賜安堵御下知、備向後龜鏡之證文、豐後國田染庄内所々田畠等

事

永正名雨引新田

一永正名雨引新田壹段貳拾代者、

自龜鶴之手定基買得之、當知行之、

余田

□餘田參拾代、新田壹段貳拾代者、

自小觀音六郎之手、定基買得之、當知行之、

赤迫

一赤迫參段田内壹段者、

□信字佐氏女字初生子之手、定基買得之、當知行之、

田染莊

飯塚芝原・觀音丸

□飯塚芝原大畠一所、并觀音丸内雨引卅田、河□卅田等事(引)

自兵衛太郎之手、定基買得之、□(當知行之方)

峯田

一峯田貳段者、

自又太郎左衛門尉妻女之手、定基買得之、當知行之、

一末次名内赤迫壹段貳拾代者、

自行信房之手、定基買得之、當知行之、

綿田

□綿田參段者、

自上野房之手、定基買得之、當知行之、

副進

八通 沽券狀案文

右、田島等者、自甲乙人之手、定基買得之、當知行于今無相違、且爲御不審、沽券案文□、進覽(等方)之、然則、且依沽券之旨、且任傳領之實、定基、預安堵御下知、欲備向後龜鏡證文矣、仍粗言上、如件、

永仁四年十月日

(裏打紙裏書)
「永仁四」

三 沙彌西法宇佐春基安堵申狀

○永弘文書
大分県史料三

(端裏書)
「一行成名下作職事」

行成名下作職
安堵ヲ請フ

御神領田染庄行成名(宇佐春基)主沙彌西法謹言上、

欲早被停止〔名下カ〕所司大檢校神昌後家尼不知實名非分妨、

〔御神カ〕安堵御下文、

全〔御神カ〕用米以下所

濟物、當庄行成〔名下カ〕作職事

副進 次第證文等案

一通 當名本主元清嫡子清永仁讓狀案建久四年十月三日

〔名下カ〕 一通 清永清房仁讓狀案寬喜二年二月十二日〔目〕

〔名下カ〕 一通 清房清常仁讓狀案弘安十年五月廿日〔目〕

〔名下カ〕 一通 清常西法于時左馬允沽券狀案正應元年十一月廿八日

〔名下カ〕 名下作職者、西法由緒相傳之間、當知行無相違之〔名下カ〕所、神昌後家尼、寄事於左右、掠賜

本所御教書、〔名下カ〕妨、成下作人之煩之條、希代未曾有之今案也、縱於下作職、可〔名下カ〕有由緒

者、經次第沙汰、可遂對決之處、竊掠申御教書、令押領員外之下作職之條、謀略之至不當也、所詮

於西法之〔名下カ〕、相傳之次第、備進之證文顯然之上者、早任道理、賜安堵御下知、爲令勤仕御神用米

以下所濟物、恐々言上、如件、

田染莊

田染莊

四四

永仁五年卯月 日

三 宇佐宮寺供僧阿闍梨尊晴申狀寫

○宮成文書
大分県史料二四

〔外題〕
○御在判

仰、件經番供新米、相語用名、以器量之仁、致相傳、可抽御祈禱忠者、

同年六月八日

左衛門尉中原 御判

八幡宇佐宮寺供僧阿闍梨尊晴言上、

用名ヲ語ライ法
華不斷經ヲ勤仕
セントス

欲早依社裁、任傍例、相語用名、（要名）引募供新、爲相傳職、可勤行法華不斷經由、預御裁許、奉行

聖朝安穩・異國降伏 御寶前經番六口一口別十八石内、壹口刁番事

副進

社家下知狀案 永仁六年三月廿二日

右經番者、後冷泉院御宇康平年中、撰定六口供僧、讀誦一乘妙典、爲長時不斷之勤行、所奉祈 天
長地久之御願也、依之雖爲僧（僧）、非器不堪輩不能相傳、以當宮社僧被定補之條、爲先傍例之處、豐
後國蔭寺院主祐秀法橋、雖稱相承之由、非社僧居他國之故、不斷御祈禱及闕怠之間、前太宮司公春宿（岩根）

落（富貴） 寺院
主祐秀

禰社務之時、被改^{一書}扶之畢、爰尊晴爲宮寺御^{二僧}、扈從神事佛會、勤仕講經、已雖積七旬之年齡、未^{三俗}一塵之社恩、幸今闕職出來之間、所被定補也、然者依社家下知、任先傍例、相語用名^{（脱アルカ）}供米爲證代之所職、可令相傳器量門徒之由、賜御外題、備永代之證驗、奉祈 一天四海安全、欲抽異國降伏之丹誠矣、仍言上、如件、

永仁六年五月 日

五四 沙彌行信寄進狀

○永弘文書
大分県史料三

〔編裏書〕
一田染右衛門三郎入道狀 羽弘田一反廿代事

〔編書〕
一明和九マテ 四百七十三ニ成

御供米代ニ寄進
又

田染莊重安名

在原羽弘田

当社興行ノ繪旨

在 田染莊重安名内行信讓得田地内

在原羽弘田壹段廿代事

右田地者、行信相傳之地也、然近年同庄住人又二郎入道仁、聊雖令沽却候、今依繪旨、當社御興行之間、行信分御供米代、奉寄狀、如件、

永仁七年二月廿日

沙彌行信（花押）

田 染 莊

田 染 莊

四六

番少宮司殿

〔(奥書)永仁七年二月廿日沙彌行信御供田奉寄狀〕

五 宇佐春基申狀

○湯屋文書
大分県史料二

〔(外題)向後闕之時可補任也、(宮次公教)(花押)〕

宇佐春基謹言上、(某筆)「福永美翁」

欲早任嫡々正流、以嫡孫基守、被補任若宮權擬神主職子細事

〔神主職者、故重基宿禰多年勤仕之間、爲春基彼嫡々、遺跡相承勿論也、然者、早以嫡孫基守、被補任 當宮權擬神主、爲致神事忠勤、粗言上、如件、〕

正安二年潤七月 日

五 宇佐益輔護狀案

○永弘文書
大分県史料三

〔(編纂書)書案〕

田染莊金丸名等

讓與

嫡孫基守ヲ若宮
權擬神主職ニ補
セラレンコトヲ
請フ

神領豊後國田染全丸名・豊(前園下毛任カ)野仲得光名田島等事

右彼所領等者、益輔重代相傳之本領也、而いまにきてハ、子息宇佐米持丸に、讓與ところ也、本證文にきてハ、舍兄益壽丸に、讓與ところの類券たるあひた、副渡(カ)□す、若沙汰あらん時ハ、こいうくへし、不出ハ、罪(科カ)□おこなふへき也、且又先日惣を讓之時、□太間の帳ニ見えたリ、更に他のさまた(けある)□へからず、仍後日ために讓狀、如件、

正和元年十月廿一日

益(カ)□(輔カ)
宇佐

五 鎮西北條政顯下知狀案

○永弘文書
大分県史料三

(裏打歌謡裏書)
「下宮社司番長御供所別當」

(編書)
「當社下宮社司大夫」

兼番長(世)□(田)染庄永正名内御供田壹段貳拾代事

右田地者、爲當社實(世)相傳之條、證文分明也、小田原(大歌)□左衛門入道宗忍所從(信實爲非器之カ)仁知行之

條、□許容、就神領興行、可被返付之由、帶前對馬守(公世之等)□狀、實(世)依訴申、爲尋明實否、

可召進信覺(之旨被仰)□宗忍之處、如宗忍去十八日請文者、□申田地壹段廿代事、可避與之由、令下

知信覺訖云々、此上不及□儀(奥カ)、然則於彼田地者、所被□也者、依仰下知、如件、

正和二年正月□(廿日)

田染莊

小田原宗忍所從
信實ノ知行セル
田染莊永正名内
供田一反余ヲ社
家ニ返付セシム
神領興行

田 染 莊

四八

前上總介平朝臣(北条政親)(花押)

(裏打紙裏書)
「正和二年正月□□」

五八 遠江守某宛行狀案

○永弘文書
大分県史料三

(編裏書)
「遠江殿狀」

宇佐宮御神領申、豊後國田染庄内名々以下事、重訴狀如此、仍所(充カ)行長野馬次郎貞□也、仍執達如件、

正和二年三月三日

遠江守
在判

長野馬次郎殿

○本文書検討ノ余地アリ。

五九 鎮西北條下知狀
政顯

○永弘文書
大分県史料三

(裏打紙端裏書)
「宇佐宮 祠官田染」

宇佐宮神官定基與、小田原大藏左衛門向入道宗忍從人源馬入道信覺相論、豊後國田染(庄田八郎)加号須(加号)事

田染庄内須加牟
田八反ニ対スル
神官定基ト信覺
ノ相論ヲ裁シム
家ニ返付セシム

田染庄内名々以
下ヲ長野馬次郎
ニ宛行フ

往古神領定基相
伝ノ地
神領興行ノ法

對馬前司公世ノ
準狀

右、訴陳之趣、枝葉雖多、所詮定基則件田地者、往古神領、定基相傳之地也、而延慶二年爲質券之地、所入^(置付)覺也、任興行之法、可糺返之由訴之、信覺亦令買得畢、本所一圓之地也、非神官社司之跡、定基者、田染庄住人、三郎檢校吉基孫子也、爲神官否、可被尋證人之旨、陳之者、買領之條自稱已畢、但或以彼田地、非社司之跡、或以^(信覺)基非神官之由、信覺雖申之、定基帶對馬前司公世宿禰舉狀、經上訴之間、不能不審、然則於彼田者、停止^(信覺)領作、所被返付社家也者、依仰下知如件、

正和二年三月十二日

前上總介平朝臣(花押)
(北条政時)

(裏打紙裏書)
「正和二年三月

定基」

KO 鎮西 北條 政顯 御教書

○湯屋文書
大分県史料二

田染庄重安名吉
松石丸田地等ニ
ツキ陳弁セシム

字佐宮神官忠基申、豊後國田染庄重安名、吉松・石丸田地六段・畠地四段事、訴狀如此、早企參上、可被明申候、仍執達如件、

正和二年三月廿一日

前上總介(花押)
(北条政時)

曾禰崎三郎入道殿

田 染 莊

二 鎮西 北條 政顯 下知狀

○北和介文書・永弘文書
大分県史料二・三

宇佐(念)神官定基與、狹間四郎左衛門入道智覺(相諭)、豐後國田染庄永正名内田參段事

田染庄永正名ニ
対スル狭間知覚
ノ知行ヲ止メ字
佐定基ニ返付セ
シム

右件田地者、一圓神領、定基相傳之地也、而智覺押領之上、任興行法可被糺返之由、帶前對馬守公(宇佐)

世宿禰舉狀、訴申之間、去年十一月十七日・同十二月廿日。兩度雖下召文、不參之間、今年正月廿九

日仰眞玉孫四郎惟氏、被催促之處、如惟氏同三月七日請文者、雖相觸知覺、不及陳狀云々(起請之詞略之)

者、以難澁之篇、擬有其沙汰處、知覺同廿九日、帶陳狀所進代官貞泰也、仍爲問答四月廿一日、雖

成書下、不參對之間、五月二日以奉行(長嗣・重行)使者、雖遣催促狀、不叙用之條、違背之科難

遁、隨如陳狀者、當庄者非一圓神領、國衙半不輸之地也、仍云國衙年貢、云社役、共令勤仕云々

者、非一圓神領之由、雖稱之、神領之條無異論之間、於彼田者、停止智覺知行、所返付社家也者、

依仰下知、如件、

正和二年六月十六日

前上總(北條政顯)介平朝臣(花押)

○『永弘文書』八案文。

六三 鎮西北條政顯 下知狀

○湯屋文書
大分県史料二

田染莊尾崎屋敷
二箇所ヲ社家ニ
付セシム

神領興行ノ法

宇佐宮神官宇佐忠基申、豊後國田染庄尾崎屋敷貳箇所事
右件屋敷者、往古神領、忠基外曾祖父信戒(音忠)本領也、而尾崎彌三郎久澄・同五郎等知行之上、任興行
之法、可被糺返之由、帶前對馬守公世宿禰舉狀、訴申之間、仰八坂彌五郎入道々海、下召文之處、
如道海二月十三日請文者、雖相觸彌三郎等、不及散狀云々起請之詞者、違背之科難遁、然則於彼屋
敷者、所被付社家也者、依仰下知如件、

正和二年六月廿二日

前上總介平朝臣(北條政顯)(花押)

六三 鎮西北條政顯 下知狀案

○永弘文書
大分県史料三

校正

田染莊永正名ノ
地ヲ社家ニ返付
セシム
猿喰・赤坂

神領興行

宇佐宮神官定基并忠基等申、豊後國波多方村住人左近次郎正信妻知行、同國田染庄永正名田内猿
喰四段卅・赤坂壹段十并屋敷三箇所・荒野等事(田原別等)
右彼名田屋敷等者、定基等重代本領也、而正信妻非分知行之上者、就神領興行、可被糺付之由、帶
前對馬守公世宿禰舉狀、定基等訴申間、仰眞玉孫四郎惟氏、被尋下之處、如惟氏去五月廿六日請文

田染莊

者、雖相觸正信妻、不及請文陳狀云々起請之、詞略之、難遁違背之咎、然則於彼田畠屋敷者、所被返付社家也者、依仰下知如件、

正和二年六月廿七日

(北条政頭)
前上總介平朝臣

在御判

六四 鎮西 北條 政顯 下知狀

○永弘文書
大分県史料三

田染莊末次名内
田地ヲ社家ニ返
付セシム

宇佐宮神官忠基申、小田原彌五郎泰郷知行、豊後國田染庄末次名内田地貳段(田集) 袖田領・永正名内南屋敷并園田貳段事

袖領興行

右、當名内田地者、忠基相傳之地也、爰曾祖父吉基、(金)放券于峯八郎吉親畢、泰郷傳領之南屋敷、(并)園田者、嘉元二年以來、非分所押領也、就神領(興)行、可被糺付之由、帶前對馬守公世宿禰舉狀、(忠)基訴申之間、去年十一月廿一日・今年正月廿七日、兩(邊)雖被尋下、無音之間、仰八坂彌五郎入道(道海備)促之處、如道海雖進泰郷去三月十六日請(文者)、泰吉令在津候、定可明申候歟云々、捧自由之請(交)之後、于今不及陳狀、難遁違背之咎、然則於彼(屋)敷者、所被返付社家之者、依仰下知如件、

正和二年六月廿七日

(北条政頭)
前上總介平朝臣

在御判

六五 鎮西北條政顯下知狀

○到津文書
大分県史料一

(裏打紙端裏書)
「宇佐宮 神官 田染」

田染莊恒任名ヲ
社家ニ返付セシム
ム
神領興行

宇佐宮神官定基申、狹間四郎左衛門(常智)入道押領、豊後國田染庄恒任名事

右彼名者、(田染)定基祖父吉基本領也、而狹間四郎左衛門(智覺)入道、以武威押領之上者、就神領興行、可被糺

付之由、帶前對馬守公世宿禰舉狀、依訴申、去年十一月廿三日・同十二月十八日兩度雖尋下、無音

之間、今年二月二日、仰眞玉孫四郎惟氏催促之處、如惟氏三月七日請文者、雖相觸狹間四郎左衛門

入道、不及請文陳狀云々(起請之詞略之)、難遁違背之咎、然則於彼名者、所被返付社家也、依仰下知如件、

正和二年七月二日

前上總(北條政顯)介平朝臣(花押)

○『永弘文書』一五三号ニ案文アリ。

六六 鎮西北條政顯下知狀

○永弘文書
大分県史料三

宇佐宮神官忠基與、小田原四郎左衛門(兼重之)入道智覺代貞(兼)相論、豊後國田染庄末次名内田地五段

并間□原末吉田地參段事

田染莊

田染莊末次名ノ
地ヲ社家ニ返付
セシム

神領興行

右件^(田カ)地者、忠基相傳之地也、而曾祖吉基^(父)法名、令放^(卷)于峯八郎吉親^(法名)西法^(田カ)、知覺^(田カ)行之上者、

興行、可被糺付之由、帶^(前カ)對馬守^(公)世宿彌舉狀、忠基依訴^(申)、去年十二^(田カ)月十七日

兩度雖被尋下、無音之間、三月一日^(即八坂跡カ)五郎^(入道カ)海、催促之^(如、如道カ)海口

不輸地之間、 領興行、可^(田カ)濫訴^(田カ)

輸之地^(田カ) 被返付社家也者、依仰下知如件、

正和二年七月二日

前上總介平^(北条政顯)^(朝臣) (花押)

六七 鎮西^(北條)政顯御教書案

○到津文書
大分県史料一

小田原宗忍從人
ノ手ヨリ田染莊
内ノ地ヲ社家ニ
交付セシム

宇佐宮神官定基申、^(豊後)國田染庄田捌段事、社^(田カ)許之處、小田原大藏左衛^(田カ)宗忍從人

渡馬入道信^(應) 叙用云々、甚自由也、不日^(田カ)彼所、守御下知、可被^(沙汰カ)付社家、仍執達

如件、

正和二年七月十一日

前上總介^(北条政顯)

阿波五郎太郎殿

六 鎮西北條政顯下知狀

○永弘文書
大分県史料三

(裏打紙端裏書)

「字佐宮 證文 田染忠(基)」

字佐宮神官忠基申兩條

田染莊重安名及
尾崎屋敷等ラ
社家ニ返付セシ
ム

一 小田原掃部助入道々佛女子藤原氏知行、豊後國田染莊重安名事

一 尾崎右衛門三郎入道行信知行、同庄尾崎屋敷三箇所、并為延屋敷二箇所事

右當名并彼屋敷等者、往古神領、忠基外曾。祖父當宮御馬所檢校能重法師(重重)相傳之地也、而氏女等

知行之上、任興行之法、可被糺返之由、帶前對馬守公世宿禰舉狀、依訴申之、被尋下之處、當庄糸

永名地頭曾禰崎十郎左衛門三郎通定法師法名、道西、所捧申狀也、如狀者、於當名、祖父慶增文永十一年

拜領之、慶增・道慶・道西三代知行、經年序畢、爰忠基、以當名內行信并藤原氏女以下名主請作分

田畠屋敷等号重安、稱一圓神領、(應)關地頭道西、申成召文於氏女等之條奸謀也、所詮、至彼重安名田

畠屋敷等者、爲糸永最中、自先司之時至道西、數代地頭進止之條、御下知以下證文顯然也云々、仍

及訴陳之間、於內談之座召決之處、如道西備進弘安元年御下文者、糸永名云々、當名爲糸永名內之

條、無支證、且名內有名之由、道西申之條、非普通之儀、加之、忠基所令進覽寛元二年以後數通社

裁以下證文等也、如彼狀等者、當名爲私領之條分明也、於件狀等者、道西承伏之間、以重安名、爲

糸永名內之由申之條、甚奸曲也、爰如氏女代觀佛今年四月十五日請文者、惣領道西支申之上、宜依

忠基外曾祖父御
馬所檢校能重相
伍ノ地

糸永名地頭曾禰
崎通定ノ申狀

文永十一年慶增
拜領慶増・道慶
・道西三代知行

重安名田畠屋敷
ハ糸永名内

名中ニ名アル事
ハ普通ノ儀ニ非
ズ

田 染 莊

五五

彼落居云々、道西訴訟爲非據之條、見先段、次於行信者、仰八坂彌五郎入道々海、被催促之處、如道海同三月十三日請文者、雖相觸行信、不及散狀云々起請之詞者、違背之科難遁、然則、於重安名并尾崎屋敷等者、停止氏女并行信知行、所返付社家也矣、以前條々、依仰下知如件、

正和二年七月十二日

前上總介平朝臣(北条政顯)(花押)

六九 鎮西北條政顯 御教書案

○永弘文書
大分県史料三

田染莊恒任名ヲ
社家ニ返付セシム

字佐宮神官定基申、豊後國田染(庄恒任名)事、重訴狀如此、被裁許之處、(被仰下旨カ)掾間四(郎左衛門入道)覺致、尋可沙汰付社家、至狼藉篇者、乎究可被注申、仍執達如件、

正和二年九月八日

前上總介(北条政顯)在

大友左近(貞亮)大夫將監殿

七〇 正信請文案

○永弘文書
大分県史料三

(端裏書)
「あん 正信」

田染莊永正名ヲ
預カル

ふこのくにたしふのしやうな^{（前）}かまさみ^{（後）}やふのこと、こうきやう^{（所）}御あつかり候うへハ、しさいお申におよはず候、きやうこうハ、かのてんはくさんやらお、あつかり給候て、せたくくしけん^{（所）}たいあるへからす候、もしふほうおいたし候ハ、おしとられ候ハんに、一こうこと申へからす^{（事）}候、仍しやう、くたんのことし、

正わ二ねん九月十三日

正信^{ありハん}

七一 鎮西^{北條} 政顯 御教書

○永弘文書
大分県史料三

^{（裏打紙端裏書）}
「關東政所御判」

^{（端裏書）}
「將軍家ヨリ下」

末次永正兩名内
田原村ヲ社家ニ
渡付セシム

宇佐宮神官忠基申、豊後國田染庄末次・永正兩名内田原村事、其沙汰如此、被裁許之處、小田原彌五郎泰郷不承引云々、招罪科敷、早任下知狀、可被沙汰付社家也、仍執達如件、

正和二年九月卅日

前上總介^{（正條政頭）}（花押）

八坂左衛門五郎入道殿

田 染 莊

七三 鎮西北條政顯下知狀

○永弘文書
大分県史料三

(端裏書)
「宇佐宮 祠堂」

宇佐宮神官忠基申、豊後國田染庄吉丸名地(領)□代安藤入道西願知行、同庄近弘名内得太郎屋敷(申)□右彼屋敷者、忠基曾祖父吉基法名妙性令沽却于得太郎畢、而西願展轉知行之上者、就神領興行、可被糺付之由、帶前對馬守公世宿禰舉狀、忠基訴申之間、去年十月廿一日仰八坂左衛門五郎入道、被尋下之處、如道海今年二月八日請文者、相觸西願之處、如西願答申者、正員關東仁依御渡候、御教書者、關東仁滿伊良世候畢、其上者、重非可被相觸之由、令申之、不及請文云々起請之詞、難遁違背之咎、然則於彼屋敷者、所被返付社家也者、依仰下知如件、

正和二年十月六日

前上總(北條政顯)介平朝臣(花押)

(裏書)
「正和二年十月六日定基解」

七三 鎮西北條政顯下知狀

○湯屋文書
大分県史料二

宇佐宮神官忠基申、小田原彌五郎泰郷□五郎元實字知行、豊後國田染庄内峯屋敷壹所事

沽却地田染莊内

安藤西願ヲシテ
吉基ヨリ實得セ
ル田染庄近弘名
内得太郎屋敷ヲ
社家ヲ返サシム
神領興行
西願御教書ハ關
東ニ出スト称シ
請文ニ及バズ

峯屋敷ヲ社家ニ
返付セシム
神領興行

来繩郷内小野名
ニ関スル相論ヲ
裁シ社家ニ返付
セシム
田染在篠原名ト
相傳
神領興行
天台無動寺別院
六郷山内

右彼屋敷者、忠基曾祖父吉重法名所領也、而信戒令沽却于峯八郎吉親法名畢、爰元一展轉實知行之上、

神領興行可被糺付之由、帶前對馬守公世宿禰舉狀、忠基依訴申、去年十一月廿一日・今年正月

廿七日、兩度雖被尋下、無音之間、三月一日仰八坂彌五郎入道海處、如道海執進泰郷同月十

六日請文者、代官泰吉令在津候、定可明申候歟云々、棒棒自由請文之後、于今不及陳狀、難遁違背之

咎、然則於彼屋敷者、所被返付社家也者、依仰下知如件、

正和二年十月六日

前上北条政顯平朝臣□花押

七四 鎮西北條政顯 下知狀案

○永弘文書
大分県史料三

追奉「當宮兼番領」

宇佐宮神官定基與、小田原大藏左衛門入道宗忍相論、豐後國來繩郷内小野名事

右彼内小野名者、定基祖父吉基法名相傳之地也、同國田染庄篠原名者、宗忍亡父蓮佛所領也、而相

互依爲便宜、令神博之處、自去弘安二年、云内小野、云篠原、兩名共以押領之、以篠原、讓與四郎

左衛門入道、至内小野者、讓與宗忍之條、無謂、就神領興行、可被糺付之由、帶對馬前司公世宿禰

舉狀、定基訴申之處、如宗忍去二月十日請文者、宗忍知行之條、勿論候幾、但去正安四年雜掌法眼嚴

成、弘安年中以來、爲散在花光領之由、訴申之間、此所者、天臺無動寺別院、爲六郷山内、彼執行

令知行之處、令相博同山領高山法花口田畢、云彼、云是、共以六郷山之由、備本證文雖陳之、弘長以來四十一年、爲散在花光領之上者、任實檢帳、可札給每年壹貫文之由、雜掌嚴成頻訴申之間、且依爲最少地、正(安)四年八月四日、避退嚴成畢云々、宗忍知行之條、散狀畢、而正安四年、避與于嚴成之由、雖申之、宗忍出帶延慶・應長・正和季貢返抄畢、不令知行下地者、何可辨季貢哉、宗忍當知行之條顯然也、然則於彼名者、所被返付社家也、至領口季貢者、任先例、可被沙汰者、依仰下知如件、

正和二季十月十二日

前上總(北条政頭)介平朝臣 在 一

七五 豐後守護大友貞宗施行狀案

○永弘文書
大分県史料三

田染莊恒任名ヲ
社家ニ沙汰シ付
ケシム

宇佐宮神官定基申、豐後國田染庄恒任名事、去月八日御教書如此、早任被仰下之旨、可被沙汰付社家、至狼藉之篇者、遂檢見、裁起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

正和二年十月廿四日

左返將監(大友貞宗) 在 一

都甲四郎入道殿

惠良五郎入道殿

七 鎮西 北條 政顯 御教書

○永弘文書
大分県史料三

小田原泰郷以下
ノ押領ヲ停メ神
官忠基ニ渡付セ
シム

〔宇〕
〔忠カ〕
□佐宮神官□基申、豊後國〔田染庄カ〕名田畠等事、請文披露□
〔弥五〕
訴狀〔副具〕三通遣之、小田原□郎

泰郷・曾禰崎三郎入道道西・越門次郎等、令押領云々、事實者、招其咎歟、早任興行下知狀、可被
沙汰付彼名田畠等於忠基、若不叙用者、載起誦之詞、可注申、仍執達如件、

正和三年九月□

〔北條政顯〕
前上總介〔花押〕

八坂彌五□
〔彌カ〕

七 沙彌妙覺 宇佐 田畠等配分狀

○永弘文書
大分県史料三

〔編基書〕
「はいふんしゃうのした□」

注進

男女子息等ニ所
領ヲ配分ス

上洛間、もししせんの事もあらハ、おの／＼こ日こそ□させんために、男女のこともに、わけ
あたうる、そりやうてんはくくわ□や、ならひニめうしらの事
〔所領田畠荒野〕
〔名字カ〕

一かんぬしたゝもとかふん

田 染 莊

田染莊

田染莊末次名以下

田地

御神りやうふんこのくにたしふのしやうすへ^(ミヤウ)ミやう以下所々さんざい

田地

一所 おゝその一丁五反 末次名

一所 同くすのきの下五反廿 同名

一所 同かうた三反卅 同名

一所 なかまさ名南そのた二反

一所 同名さるハミ貳・廿^反

一所 同庄いとなかミやうのうち、にたゝ二反卅

一所 同庄内宇佐若宮奉寄田一丁^{よしまつ以下所々散在}

一所 同重安名おやま三反

一所 同名いたやその五反

一所 同名つるのいけつゝらきこの尻二反

一所 同日のゝ田地廿

┌ 一所 同庄すゑつきの山口二反

一所 同ゆミきりの口新かい一反

一所 ふせんのくからしまのあしわら五反

└ ^(いやし) きならひにはたけ

重安名

糸永名

さるはミ

永正名

末次名

居屋敷並二畠

永正名

おさき

糸永名

近弘名

一 所 なかまさみやうのうち、〔本カ〕やしき 當屋敷也、
□〔三〕所 同ミなミのその

一 所 おさきのミたうその五反

一 所 同いや三郎のその三反

一 所 同日五郎のその二反〔マ〕

一 所 同きたのいやしき二反

一 所 同九郎いやしき二反 田卅あり、

一 所 同へらの畠三反并荒野

一 所 糸永名内松尾いやしき四反宇佐若宮免

一 所 同ふたこそその二反、同前

一 所 ミねの西法〔筆吉越〕のあと以上八反

一 所 いつかのやしき三反 少宮司古蘭

一 所 同引入たうのその二反

一 所 同はやしの下畠二反

一 所 同たくミその二反

一 所 ちかひろみやうのうち、とく大郎〔マ〕その四反

一 所 同常住房〔カ〕その三反

田 染 莊

田 染 莊

重安名

- 一所 同ひやうこのあまた佛その一反
- 一所 しげやすみやうのうち、くろくさ八反

荒野草場

- 一所 おさきのミスミはたけミねの五郎のつくり、もと八たしろ也、
- 一所 ふせんのくにからしまのかうしこもり二反半
- 荒野くさはのふん

末次名

- 一所 すゑつきみやういゝつかのくさは、并まつは(らカ)
- 『一所 同名たゝらのはらのく』

永正名

- 一所 同名野すみのくさハ

重安名

- 一所 永正名内西野同あまひ(まカ)の 畠
- 一所 重安名内くろくさきくやまの荒野
- 一所 同名つるのいけのくさハ

このほか、自餘のことニ □ ゆつるところくのはか、もふところあらは、ちぢへし
 したいたるへし、所従分同前、

(一七)
□ らはう丸分

田地

田地

近弘名

- 一所 同庄ちかひろみやう田地一丁五反 つほくしよく
さんさいい

重房名

- 一所 同庄しげふみやうのうち 井尻一反廿

畠地

近弘名

- 一所 同名かわそいのでんち一反廿
- 一所 同名こくそさこの本田冊 新開一反

畠地

ちかひろミやうのうち、さんさいする畠地、神主た^(基以下)もといけのこともニ、せうくわけゆつるほか、數ヶ所たるあいた、ちうしんにおよハす、御けちいけのせうもん^(下知以下証文)及たうちきやうにまかせて、ほんミやうのしんしとして、とらはう丸ちきやうすへき也、

重安名

所従分

- 一所 こミネの畠地、并荒野等本名□松尾
- 一所 重安名内、こくそさこの荒野畠地等 ^{四至せうもんニミへたり、}

- 一人 一人かめほう 一人二郎^(マ)太郎入道、同子息 ^{とりこゑの子也、}

あいます丸分

田地

田地

一あいます丸分

末次名

永正名

- 一所 同庄すゑつきミやうのうち、いけのうち六反卅 ^{加新開定}
- 一所 同庄すゑよしのわさた三反廿
- 一所 同庄永正名^(内カ)□かとおうさ冊代
- 『一所 同□

田 染 莊

田 染 莊

一所 同名内はひろた壹(羽 弘 田)口

畠地

一所 西法かあと、十郎かいやしき

一所 なかまさみやうのうち、かとのいやしき一反

一所 同ミなミのこはたけ廿

これハ馬太郎入たう殿と、(尾 勘)おさきのしん(マ)大郎入たうのふるやしきに、(相 博)さうはくするところ也、もしこのこはたけ、さをいあらん時ハ、おさきのはたけをとるへし、

二ヶ所 ためのふのやしき六反 (いや六かいそのをくわへたるちやう)

一所 ちかひろみやうのうち、いや四郎官人代かやしき

一所 同庄まとのハうのくわうや

所従分

一人又三郎 一人 くそほうし

一人

一 (左)あいねうこセンのふん

田地

一所 すゑつきみやうのうち、いた五反

一所 同名内、こふけ一反十

畠地

永正名

近弘名

所従分

あいねう御前分

田地

末次名

畠地

一所 同庄さこた一反

畠地

一所 まつをのけん六やしき三反

近弘名

一所 ちかひろのうち、はかへの太郎(たろう)入たうのいやしき

一所 同ふ(む)へいや太郎(たろう)かやしき

所従分

所従分

一人 つるくそ 一人 ちよくそ

うふた御前分

一うふたこせんのふん あきの

田地

田地

近弘名

一所 ちかひろみやうのうち、かしすきてん三反卅

畠地

畠地分

『一所 同名い□

一所 おさき□

宇佐太子分

一字佐太子のふんふ□

来繩郷

一所 くなわのか□

田染荘

一所 たしふのよこ□ □二反

一所 同庄(西法音題)ミねのさいほうかあとのへ(な)らかいやしき

田染荘

所従

一人 ミかわ 一人 かめくそ

一人 うくいす

おとあい御前

一 おとあいこせんのふんさのへ

永正名

一所 たしふのしやうなかまさみやうのうち、あかさこ一反口

一所 同庄いゝつかのくわのうまろの田卅

近弘名

一所 ちかひろみやうのうち、あらひらの又五郎かつくりはたけ

一所 いゝつかの六郎かふるやしき

所従

所従分 おはま

上洛ノタメ不慮
ニ備フ

右、上洛間、この日のために、しるしおくところ也、もし萬一、しせんの事あらは、このおもむきを、めんくゝにそんちすへき也、略之、

興行御下知

つきに、こうきやうのへん(興行)につきて、給ハるところの御けち十通内、とらほう丸・あいます丸・あ

い。こせん(女)ニ、こうたいきけい(後代)のためニ、一つつゝとらせ候ところ也、よてこのさたの事、たゝも(念)と

いまたようせう(幼少)なりといゑとも、めうかく(妙)□(巻)□のあいた、みやうしを申あて候、しかるを、こう

きやう御さたとくり(マ)のならい、そうりやう御けちを給ハるといゑとも、はつし(采子)にはいふん(配)する事は

うれい也、もしこのきをそむきて、たゝもと(父)しさいを申事あらは、ふして(子)きたいのきたるへし、す

ゑかすゑまでも、一(麻)ミ(同)しん(心)の思ひをなして、ちきやうすへき也、このほか條々略之、よてこ日

のために、しるしおくところ也、よくくそんちすへきしやう、如件、

正和三年六月 日

沙彌妙覺(花押)

七 鎮西北條種時御教書案

○永弘文書
大分県史料三

宇佐宮神官定基申、豊後國田染庄恒任名事、重訴狀・具書如此、挾間四郎左衛門入道智覺跡、背興行下知狀、致苅田狼藉云々、太招罪科敷、所詮於下地者、可沙汰付社家、至狼藉者、尋究可被注申候、仍執達如件、

正和四年十二月十四日

(北條種時)
左近將監 在

大友左近大夫將監殿

七 鎮西北條種時御教書

○湯屋文書
大分県史料二

宇佐官神官忠基申、豊後國田染庄重安名并尾崎屋敷三ヶ所・爲延屋敷二ヶ所事、重訴狀如此、藤原氏女并尾崎右衛門三郎入道行信、背下知狀、不避與云々、甚招其咎敷、所詮任彼狀、且沙汰付下地於社家、且可被注申子細也、仍執達如件、

正和四年十二月廿日

(北條種時)
左近將監(花押)

田染 莊

六九

田染莊重安名等
ヲ社家ニ交付セ
シム

田染莊恒任名ヲ
社家ニ沙汰シ付
ケ狼藉ヲ糺明セ
シム

田 染 莊

大友左近大夫將監殿(貞宗)

七〇

八〇 田染莊本家御教書

○永弘文書
大分県史料三

〔端裏書〕
殿 〔 〕

〔花押〕

恒任・永正・須
加牟田・加良木
田等ヲ興行下知
ニ任セ定基ニ安
堵ス

當宮領豊後國田染庄恒任・永正并須加牟田・加良木田地等事、任武家興行下知、領掌不可有相違之由、可被下知定基給之旨、被仰下候也、仍執達如件、

正和五年二月四日

左衛門尉親榮

謹上 宇佐(勘檢校)殿

〔裏書〕
〔正和五年二月四日 定基〕

八一 大宮司宇佐公世下文

○志賀文書
熊本県史料中世二

下 田染庄

可早令任例進上、明年御修正二立事

右、任例可令進上之狀、如件、

田染庄ヲシテ明
年修正二立ヲ進
上セシム

正和五年十一月十二日

太宮司宇佐宿禰(公世)(花押)

△ 宇佐宮政所下文

○永弘文書
大分県史料三

(政所下)

田染庄

本家ノ下知ニ任
セ忠基ヲシテ田
染庄末次名等ヲ
領掌セシム

可令早任 本家御下知旨、忠基字領掌、當庄内田畠等事

右、去年二月四日御下知狀傳、當宮領豐後國田染庄末次・永正名・近弘内、池部・荒平□法跡及尾崎・爲延・小峯畠以下事、□(注)武家興行下知、領掌不可有相違之由、可令下知忠給旨、被仰下候也云々者、早任御下知狀、忠知行不可有相違之狀、所仰如件、

正和六年正月廿六日

(註永字補カ)
惣檢校宇佐(花押)

(裏書)
「惣檢校關係狀」

△ 宇佐宮政所下文

○永弘文書
大分県史料三

(政所下)

田染庄

本家下知ヲ施行
シ定基ヲシテ田

田染庄

田染莊恒任・永正名等ヲ領掌セシム

武家興行下知

可令早任 本家御下知旨定基領掌、當庄内田地等事
右、去年二月四日御下知儀、當宮領豐後國田染庄恒任・永正并須加牟田・加良木田等事、任武家興行下知、領掌不可有相違之由、可令下知定基給之旨、被仰下候也云々者、早任御下知狀、定基知行不可有相違之狀、所仰如件、

正和六年正月廿六日

〔檢校字卷〔花押〕〕

八四 若宮權擬神主宇佐忠基申狀

○永弘文書
大分県史料三

〔八〕 幡宇佐若宮權擬神主宇佐忠基 口

田染莊系永名ニ対スル地頭曾禰崎道西ノ押領ヲ停止セラレンコトヲ請フ

〔雙〕 口後國田染庄系〔八〕 名地頭曾禰崎 口郎左衛門尉通幸 今者、違 口度々召符、不進三答陳狀、子息同左

衛門三郎入道々西、同押領 〔業書〕〔花押〕 口被成下御教書、被召出三答陳狀、被經急速御沙汰、停止無道

口年々抑留神用物、欲被行其身於罪科、押領 當宮若宮 口神用物、罪科難遁間事 仁王講 吉松尻貳段・石丸壹段・

松尾兩子菌内田島壹町、令抑留 口副進

副進

鎮西御教書案 自余数通路之、

右神田島等事、通幸押領之間、忠基祖父春基、帶社家舉狀被經上訴、爲久居左近將監奉行、番三問

久居左近將監奉行

三問二答ヲ番フ

三答陳狀

二答畢、仍可進覽[]由、雖被成下度々召符、通幸令違背畢、爰云春基、云通幸、死去之間、御沙汰于今令延引者哉、仍通幸子息曾彌崎左衛門三郎入道々西、同押領之上者、對於道西、被成下御教書、被召出三答陳狀、[]速御沙汰、停止無道押領、被糺返年々抑留神用物、於道西者、任定置之旨、被行其身於罪科、彌欲致御祈禱之忠勤、仍粗言上如件、

文保元年八月日

八五 鎮西北條隨時御教書案

○永弘文書
大分県史料三

(編纂書)

てんの事

[]御教書 []道西申狀 []三答 []

田巻
陳狀由事

宇佐宮權擬神主忠基申、豊後國[]染庄田地以下事、訴狀副具如此、爲[]其沙汰、早可令參對也、仍執達如件、

文保二年三月十五日

北條隨時
遠江守 御判

曾彌崎左衛門三郎入道殿

通定、道西

曾彌崎道西ヲシ
テ參決セシム

八六 掃部允景親書下案

○永弘文書
大分県史料三

田染弁分雜掌盛
久ノ訴ニヨリ長
野馬次郎等ヲ催
シ進ゼシム

宇佐宮領豊後國田染辨分雜掌盛久申、
菊田放火以下狼藉與力事、
訴狀二通 副注文如此、爲有其沙
汰、早可被催進當庄住人長野馬次郎・
大野宮内(長子)郎入道、
同子息孫六(二子) 執達如件、

元應元年閏七月廿一日

掃部允景親 在

八坂岡五郎殿

八七 擬神主宇佐定基讓狀

○永弘文書
大分県史料三

田染莊内永正名
猿喰等ヲかなは
う丸ニ讓ル

ゆつりあたうる、さうてん(はく)のてん(はく)の事

ふこのくにたしふのしやうの内、
なかまさ(永正名)ミやうの内、
さるは(猿)ミのけ(猿)□たうつくり、
をなしきや

しきくわうやらの事、
すかむた四反か事

右件てんちく(は)くらハ、
さたも(定基)とちうたいさうてん(相進)のしよりやうなり、
かなほう丸ニゆつりあたうると
ころ也、
すへかすへまで、
さぞ(元)いなくちきやうすへき也、
のちのためにしや□、
くたんのことし、
くゑん(元)をう三年三月日

きかん(の)しうさ(の)のさたも(定基)□(花押)

きかん(の)しうさ(の)のさたも(定基)□(花押)

刃傷狼藉ノ交名
人等ヲ具シ參テ
シム

田染莊吉丸名内
田地五段ノ下作
職ヲ十貫文ニテ
安藤宝通ニ売ル

宮栞

八 掃部允景親書下案

○永弘文書
大分県史料三

宇佐宮神官永基申、又傷狼藉由事、訴狀、爲有其沙汰、可具參郎入道以下交名人等之由、可相觸田染庄辨分領丸候、仍執達如件、

正中二年十二月廿日

掃部
(允景親)

都甲左衛門次郎入道殿

八九 番長宇佐安守下作職賣券案

○永弘文書
大分県史料三

ふんこのくにたしふのしやう吉丸名内

合田地五段 もりの下と
かうす

右彼吉丸名事ハ、一圓宇佐宮御神領たるといへ共、取分此田地事ハ、宇佐安守か、ゑいたをかきら(心懸)さる私領たるニよて、安藤太郎入道方、代用途拾貫文、下作しき永代うりわたし申候、ほんとのい(本懸)ね十五そく分米一石五斗、ミヤます社家へふさたなくさたあるへし、其外六ヶ年一度御行幸、反別(三)升宛さた候て、やすもり子孫として、下作しきいらんわつらい、あるへからす候、仍爲後日、うりけんの狀、如件、

田染莊

田染莊

七六

嘉曆元二月十日

宇佐安守判

○若干文言ノ出入アル案文(二二六号)アリ。

六 安藤寶通下作職契約狀

○永弘文書
大分県史料三

田染莊吉丸名内
五反田下作職ヲ
番長(宇佐安守)
ヨリ買フ
毎年放生會神事
ニ一石五斗ヲ納ム
六ヶ年一度行幸
會ニハ反別三升
計一斗五升柱納
ス

田染莊内ノ地ヲ
嫡子孫六忠基ニ
譲ル

領たしふ庄之内、吉丸名之内(も)りの下五反田於下作職者、永(代安藤)太郎入道寶通、う

さの宮(番長)はんのおさ殿より、かい取申候、御供いね本斗十五そく、ふんまいミヤの御ますにて一石五斗、まいねん御放生會御神事前、はんのおさ殿に、おさめ可申候、ふさた子孫ニいたて申すましく候、又六ヶ年一度御行幸會御神事御とき、反別米三升あて、以上一斗五升定まい外、これ又ふさたなく社納可申候、其外御公事ハ、あるましく候、仍定狀如件、

かりやく(嘉)元二月十日

安藤太郎入道寶通(花押)

うさのミヤはんのおさとの(安守)へ

九一 沙彌妙覺宇佐定基讓狀案

○永弘文書
大分県史料三

名々事

跡の分しけやす・末つく・

忠基活知等ノ事
アラハ馬次郎知
行スベシ

田染荘内田島等
ヲ孫三郎ニ譲ル

恒任名

来繩郷内小野名

〔ミ〕やうくハ、沙彌〔秘賢が書〕代相傳之地〔秘〕、しかるニ、ちやくし孫六たゝもとに、次〔秘〕せう文

ニ、手つきを相そへて、〔秘〕ゆつり候也、たゞし、ふてう不思議〔秘〕事有て、他人ニけいやく

うりこき〔秘〕く、なかくする事あらハ、馬次郎殿定〔秘力〕子孫として、此名くをおさへ知行あるへし、

もし本せう文ありと申候事あらハ、此狀〔秘〕さきとして、ぬすミ文書とあるへし、たかいニ、此かき

かへを本文書とすへし、定基跡〔秘〕くのことく同也、仍かきかへ狀、如件、

かりやく二年二月九日

沙彌妙覺
(田染定基)
在判

三 擬神主宇佐定基讓狀

○永弘文書
大分県史料三

〔秘裏書〕まご三らうにゆつる狀也、

ゆつりあたふ

ふんこのくにのうち、たしふのしやうの内

一所 つねたう(恒任)ミやうの内、五らう三郎のつくり三反、おなしきいやしき

一所 おなしきくに、く(采細)なはのかう(郷)のうちのをのうち、又二郎つくり一反冊

一所 二反はん、三郎かつくり

一所 二郎三郎か いやしき

右くたんのてんはくらハ、さたもと、ちうたいさうてんのちきやうのところなり、まご三郎にゆつ

りあたへ候ところ也、元 悉けんを三ねんニ、ゆつりて候ところ、おなしくちきやうあるへく候、のちのためにしやう、くたんのことし、

かりやくにねん三月五日

擬 神 主 定 悉
きかんぬしさともと (花押)

九三 擬神主宇佐定基讓狀

○永弘文書
大分県史料三

(編 異 書)
「いや五らうゆつる狀也、」

ゆつりあたふ

ふんこのくにたしふのしやうの内(田 染 莊)

一所 采 次 名すへつきまやうの内、きやうしんつくりなつゑ

右くたんのてんちハ、さともと、ちうたいさうてんのちきやうのところなり、(跡)いや五らうに、ゆつりあたへ候ところなり、元 悉けんをう三ねんに、ゆつりて候ところ、おなしくちきやうあるへく候、のちのためにしやう、くたんのことし、

(嘉 應)
かりやくにねん三月五日

(麻 神 主 定 悉)
きかんぬしさともと (花押)

田染莊内ノ地ヲ
弥五郎ニ讓ル

末次名

曾禰崎道西ヨリ
田染莊系永名リ
田地五町ヲ請取
ル

糸永名ニ違乱ア
ラバ一円讓得者
ト同心明メ申ス

六 藤原貞廣田畠請取狀案

○永弘文書
大分県史料三

ふこの國たしふの庄の内いとなか名三十町之内、わたし給候てんはくの事

合伍町之内

てんち二ちやう二たん

はくち二ちやう八たん

い上五町

右、わたしちやうニまかせて、ちきやうせしむへく候、よてこのためニ、うけ取ところ如件、

かりやく四年七月廿五日

ふちわら 在判
貞廣

そねさき入道殿

七 藤原貞廣契約狀案

○永弘文書
大分県史料三

〔糸書〕 貞廣讓狀請取案文

〔意〕 後國田染庄内、糸永名參拾〔町之内讓カ〕給候田畠伍町分之事

〔右カ〕 曾禰崎入道々西、重代相傳之地〔名カ〕りといへとも、貞廣親子の義おもて、〔讓カ〕給候上者、若彼名々

田 染 莊

いつ方よりも違亂煩の時者、道西子（子カ）孫（孫）にいたても、彼地（名）一圓ゆつられさせ給候方と、寄合たて
まつり（候）京都關東當守護之御義（御義）までも、あきらめ申すべく候、若無沙汰之時者、契約を改られ候へく
候、（者）別紙ニ給候、守先例可令領掌候、仍爲後日契狀、如件、

（嘉曆四九）
年七月廿五日

（自願）在判
藤原貞廣

（曾禰崎入道殿）

○別ニ若干文言ノ異同アル案文（二二六ノ一号）アリ。宛名ハ同案文ニヨリ註ス。

六 藤原田
原貞廣契約狀案

○永弘文書
大分県史料三

（端裏書）
一田原豊前守契約狀案文

糸永名

契約申、豊後國田染庄糸永（名カ）、曾禰崎入道（親子カ）西知行半分事、（曾禰）の義をもて讓給候上者、道西
（階通定）におゐて、所領い下いつ方よ（全）慮之沙汰出來候ハぬ時者、（分）分ゆつられさせ給候ハん
方と、（全）たてまつり候て、京都關東（全守カ）護殿義をも、明申すべく候、若（全）孫ニいたて、無沙汰の
時（全）、仍爲（全）

○尾破
損關

○前文書ト同内容ナルモ、少異アリ。

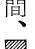

九七 通昌書狀案

○永弘文書
大分県史料三

〔端裏書〕
「いせの守上候へし、」

尙々又四郎事、御ふち□ □そのふんなく候ハ、すなハち、御いとまを給ハるへく候、

糸永名

かしこまで申上候、 抑いとなが名(糸)の事、しせんハ、むりのやうに申さるゝ方もあるへく候間、春三月しふん、あにゝて候たちまの守(但)ニ、あいたつね候へハ、かくのことく状候、すなわち 上らんつかまつりたく候ところニ、御とりミたしに候間、しんしつしやくに候、さりながら、御いけんのために進上候、それニつゝて、身のことたかさき□しゆのよし、度々御さいそくにあつかり候つゝる、かいふんちうせつと申、ゆいしよと申、一ゑんわたし給候ハんすると存候へハ、そのきなく候によて、ほうこう(もはや)。大くつ仕候、しかりといへとも、ねんらいしんこう(ちう)の事に候、たう國いちつま(カ)てあ□す候てハ、ふちうハきりにはつれ候間、候、次ニ又四郎事、ゆいしよことくくく□

田染 莊

候て、御ふち候ハ、しかるへく候、身の事ハむそくにて、一ちやく御ようニたち候て、御いとま
たく候を申たて候、このむねをもて、御ひろうにあつり候ハ、(か脱)かしこまり入候、恐惶謹言、

通 昌

六 前擬大宮司宇佐清輔讓狀案

○到津文書
大分県史料一

(異書)
「同前」

讓與

嫡子彌太郎奉輔所

在宇佐宮領筑前國立岩別符一方

豊前國辛嶋郷内名田畠等 在坪付
別紙

田染弁分内石王
丸名・草葉名

豊後國田染辨分内石王丸・草葉兩名以下事

女子分

右所々者、清輔先祖相傳、當知行無相違者也、而今相副興行御下知以下公驗證文等、限永代所讓渡
 于奉輔實也、相從御神事、無他妨可令領掌矣、次女子分仁少々相分所々、不可成煩、可加扶持也、
 仍爲後證讓之狀、如件、

元徳貳年三月十日

前擬大宮司清輔在

九 某讓狀案

○永弘文書補遺
大分県史料六

任讓狀之旨、知行不可有相違、可全神役、——在判

ゆつりわたすうさのミヤ御りやう、ふんこのくにたしふのしやうしけやすのミやうのてんはく
やしきくわうやらの事

右のミやうく^(田部氏女)所々ハ、たへのうちのものによニ、しやけ御けち・ふけの御くたしふミ、^(武家)たうちきや

うさをいなきところ也、しかるをいまニをきてハ、をなしおいなから、こゝろさし、あきからさ
るあいた、かの御けち御くたしふミをあいそへて、こんのそう□ □んニ、なか

くゆつりわた□^(すころしカ)□つ也、たのさまたけなく、ちきやう□ □なり、よてのちのためゆ

つりしやう、^(くたんカ)□のことし、

○年号未詳ナルモ鎌倉時代末期ト推定ス。

100 左衛門尉重康奉書案

○永弘文書
大分県史料三

在御判

□光御領田染庄行成・□並名田畠山野等事、止非分輩知行、可被進濟御年貢由、被仰下候也、仍執

田染庄行成・光

田染庄

並名ニ対スル非
分輩ノ知行ヲ停
ム

田 染 莊

八四

達如件、

元弘三年八月廿七日

左衛門尉重康

謹上 次郎兵衛尉殿

〔裏書 宛書ノアタリ(田原)〕
此正文ハ直平令所持候、

左近將監直平(田原)〔花押〕

田原直平

101 宇佐宮神官等連署起請文

○到津文書
大分県史料一

〔(繪巻書)〕
「神官起請」

敬白

起請文

神領興行沙汰事

右、當宮衰微者、依廟領窄籠、神事陵遲者、故社務轉變之謂也、是併有本所輕行之御計、惣官無安堵之恩之間、不及興隆沙汰處、今就 聖代憲政、被止本所御號、糺理運器量、被撰定當任公連宿禰之上、被付窄籠惣神領於社家、可有興行沙汰之由、拜 綸旨之條、爲神爲身一同之大幸也、然者各成自訴之思、敢不可有聊爾、將又面々所持之文書内、若可爲沙汰肝要者、致披見可隨評議也、惣是非

本所ノ号ヲ停メ
理運器量ヲ撰ビ
興行沙汰アルベ
キ綸旨アリ
自訴ノ思ヲ成シ
所持文書ハ沙汰
ノタメ肝要ナラ
バ評議ニ從フ

親疎ヲ論ゼズ漏
脱セズ

採擇之趣、用捨治定之篇、此衆中之外、不論親疎、更不可有漏脱也、此條申偽者、
八幡三所大菩薩御爵、各可蒙之狀、如件、

元弘三年九月十三日

次第不同

明^(吉庸)守(花押)

永^(祝)氏(花押)

宮^(祝)義(花押)

明^(小田)正(花押)

清^(金光)言(花押)

重^(祝)興(花押)

宮^(祝)比(花押)

信^(江上)道(花押)

盛^(江上)勝(花押)

宮^(池永)政(花押)

重^(池永)繼(花押)

遠^(池永)輔(花押)

信^(池永)賢(花押)

田 染 莊

1011 民部少輔某賣券案

○永弘文書
大分県史料三

〔端裏書〕
〔狀案〕

〔異筆〕

〔明和九マテ〕

〔巻後〕

〔國田染庄内〕

〔事〕

田染庄内ノ地ヲ
田原直平ニ売ル

〔等相傳〕〔相違〕也、而於于今者、依有用、代用途十貫仁、大友豊前左近藏人殿仁、
(田原直平)

限永代所賣渡也、若子孫等〔(中)〕ニ、此於背者、可爲不孝子、又雖有興行之沙汰、以別儀沽却上者、不
(元弘三)

可有相違、仍爲後日、賣渡之狀、如件、

正慶二年十二月十八日

民部少輔〔(親忠方)〕在判

1011 田染莊永正名内坪付注文案

○永弘文書
大分県史料三

田染莊永正名

注進 田染庄永正名内坪付之事

一所くすの木の下畠一反廿、同くすの木下田廿代、
(左) 此外所く略之、

行成名

一所行成名内まわたり卅代、此所く本證文明白也、

○尾ナン。便宜ココニ収ム。

104 康直書狀

○北和介文書
大分県史料二

田染庄内光並・
行成名ヲ知行セ
シム

花光御領豊後國田染庄内光並・行成名事、くわんけん(マ)けふ御年貢、年々ニよくくり□候、よて下地を
めしあけられて、康直ニあて給候といへとも、たしふのくそ丸、ちうたい重代相さうてんのしよりやうた
るあいた、行成名にをさてハ、せうもん(証文)のたうりに□ちきやう候て、かきりある御ねんく、け
たい息あるへからす候、同光ミつな並ミ名事、康直ちきやう候命行へしといへとも、□ちきやう候て、御ねん
く(金)をまたくして給ハリ□候(候へし)、よて狀如件、

建武元年五月 日

康直(花押)

田染くそ殿

○『永弘文書』ニ案文(二三三号)アリ。奥書ニ「此正文ハ直平(田原)令所持候、仍如件、左近將監直平(花押)」トアリ。

105 雑訴決斷所牒

○田原卯七文書
増補訂正編年大友史料五

雑訴決斷所牒 大友豊前藏人次郎盛直法師所

田原別符以下地
頭職ヲ安堵ス
田染荘弁分

豊後國田原別府本惣領三分二・同別府内利行名除明正
買得地・同國田染庄辨分田島山野半分・筑後國田口
村惣領西方三分二・筑前國怡土庄内末永名十町惣領三分二田島屋敷等地頭職事

田染 莊

田染莊

八八

右、件所々地頭職、當知行不可有相違者、以牒、

建武元年六月十六日

左少史高階朝臣(花押)

左少辨藤原朝臣

107 雜訴決斷所牒寫

○西東東郡真玉町真玉寺藏
真玉氏系圖

木付莊本方以下
地頭職ヲ安堵ス

田染莊牧村

雜訴決斷所牒

大友木付大炊助藤原貞重所

豐後國木付莊本方惣領分

八坂莊惣領分三分二

牧村之内本方二十町

筑後國中莊村惣領東分三分二・筑前國原田之内西方名十五町惣領三分二田

阜山野産數等地頭職事

右、件所々地頭職、當知行不可有相違者、天氣如斯、悉之、以牒、

建武元年六月十六日

左少史高階朝臣(書判)

左少辨藤原朝臣(書判)

裏ニ關白二條左大臣道平公御判一有之、

○本文書檢討ヲ要ス。傍註ハ「豊城世譜乾」ニヨル。

道安・日照聖靈
訪ヒノタメ
板碑
ヲ建立ス

地藏堂講衆

田染莊永正名内
ノ田地屋敷等ニ
対スル田原法光
家人ノ押領ヲ停
メラレンコトヲ
請フ

正和興行下知

107 山門板碑銘

○豊後高田市田染地区大字蔭、中村
大分県金石年表

建武元年甲戌八月廿四日、□房尼法阿、所奉訪聖靈、沙彌道安・沙彌日照、

108 山門板碑銘

○豊後高田市田染地区大字蔭、中村
大分県金石年表

建武元年甲戌十一月廿二日、地藏堂講衆等、敬白、

109 宇佐田宣基申狀

○湯屋文書
大分県史料二

(端裏書)
「宇佐宮證文田染」

□宇佐若宮權擬神主宣基謹言上、

欲早預御吹擧、任神領興行 叡願、被退豊(田原盛也)藏人(田原盛也)次郎入道法光家人兵衛次郎不知非分濫妨、蒙天
裁、豊後國田染庄内、永正名田地屋敷荒野等事

副進

一通 正和興行武家下知

田染莊

一通 親父定基讓狀

〔田〕地屋敷荒野等者、當宮一圓神領、亡父定基相傳〔波〕多方左近次郎正清妻、令非分知行之間、去正和二期六〔七〕日預武家下知、令知行處、法光家人兵衛次郎等、令押〔下〕地之條、其科難遁哉、於正和武家下知之者、可有裁許之由、被定下上者、被退非分法光等濫妨、爲〔備〕勅裁、言上如件、

建武二期六月 日

二〇 平野園板碑銘

○豊後高田市田染地区大字路、陽平、平野園大分県金石年表

建二八廿、大別、

二一 雜訴決斷所牒

○永弘文書大分県史料三

雜訴決斷所

〔大友貞載館之〕

八幡宇佐

神

内、永正名田地屋敷荒野

郎等

〔妨〕事

具

牒、帶正和興行之鎮西下知、當知行之處、法光等〔田原盛通〕云々、當知行有無被尋之處、散狀分明之

田染莊永正名田地屋敷等ヲ宣基ニ交付セシム

上者、止其妨、先可沙汰付下地於宣基、若有子細者、帶文書正文、來月中可參洛之由、宜相觸法光
等者、以牒、

建武二年九月十日

中納言兼大藏卿左京大夫大判事侍從藤原朝臣(九条公明) (花押)

修理大夫藤原朝臣(四条隆實)

信濃守藤原朝臣(藤原光慈)

勘解由判官三善朝臣 (花押)

前筑後守藤原朝臣(小田貞和) (花押)

明法博士兼左衛門權少尉左京大進中原朝臣(職政) (花押)

右少辨藤原朝臣(前橋範國)

右中辨藤原朝臣(高倉光守)

○次号案文ト同日付・同内容ナルモ、「就被尋貞載」ノ文言ナン。恐ラク大友貞載ニ宛テタルモノナラン。

二三 雜訴決斷所牒案

○永弘文書
大分県史料三

雜訴決斷所牒 豊後國衙

八幡宇佐若宮權擬神主宣基申、當國田染庄内永正名田地屋敷荒野等、(山原盛直)法光并家人兵衛次郎等濫妨

事解状
具書

牒、帶正和興行之鎮西下知、當知行之處、法光等致濫妨云々、當知行有無就被尋貞載(天老)、彼散狀分明也、然者止其妨、先可沙汰付下地於宣基、若有子細者、帶文書正文、來月中可參洛之由、宜相觸法光等者、以牒、

田染莊

田染莊

九二

建武二年九月十日

勘解由判官三善朝臣在^一

^{〔中納言〕}兼大藏卿左京大夫大判事侍從藤原朝臣 ^{在御判}

前筑後守藤原朝臣在^一

^{〔信〕} ^{〔總〕} 大夫藤原朝臣

明法博士兼左衛門權少尉左京大進中原朝臣在^一

^{〔信〕} ^{〔總〕} 守藤原朝臣

右少辨藤原朝臣

右中辨藤原朝臣

二三 豐後國々宣案

○永弘文書
大分県史料三

雜訴決斷所牒ヲ
施行ス

八幡字佐宮若宮權擬神主宣基申、豐後國田染庄内永正名田地屋敷荒野等、^{〔田原盛徳〕}法光并家人^{〔氏〕}衛次郎等濫妨事、決斷所牒解狀具書如此、早任牒送之旨、先沙汰付下地於宣基、^{〔美善〕}若有子細也、^{〔美善〕}帶文書正文、來月中可令參洛之旨、可被相觸法光等之旨、^{〔美善〕}國宣^{〔候〕}所也、仍執達如件、

建武二年九月十二日

散位長兼 在^一

賀來五郎入道殿

伊美五郎四郎殿

雜訴決斷所牒ヲ
施行ス

二四 大友貞載施行狀案

○永弘文書
大分県史料三

八幡宇佐若宮權擬神主宣基申、豊後國田染庄内田地八段号須法光濫妨事、去十日決斷所御（鑒）副解狀
如此、早任被仰下之旨、伊美五郎四郎相共莅彼所、止其妨、先可沙汰付下地於宣基、若有子細者、
帶文書正文、可令參洛由、相觸法光、可令申。狀之狀、如件、
散

建武二年九月廿八日

（大友貞載）
左近將監 在

守護代

二五 田原直平契約狀

○永弘文書
大分県史料三

（繪裏書）
「（箱裏書） せん けいやく狀」

豊後國田染庄行成名本屋敷分雙六田三反依・藺田二反・峯田二反・間渡卅代事

右當名者、尙基神主重代相傳之所也、而今彼名田島屋敷等、依有子細、相副本證文於手繼、渡與之
間、所知行也、但本屋敷并田地七反卅、尙基永代可被知行也、如此去與之上者、向後不可有違亂、
若致違亂煩者、當名を一方仁可被知行也、仍契狀如件、

建武三年卯月十三日

（田原）
左近將監直平（花押）

田 染 莊

〔（家書）「若^{（乱）}盛^{（ノ）}乱^{（ノ）}アケタリ〕田染榮忠過分之料足をもて請返、社家知行了、

二六 若宮權擬神主宣基契約狀

○永弘文書
大分県史料三

花光御領豊後國^{（田染）}庄内光並・行成名田島等事

右の名ハ、領家しんの^{（良）}（^{（部）}）の^{（心）}（^{（心）}）ふの少輔殿より、あて給候、當知行せしむへく^{（候カ）}へ、^{（良）}光並名田島

等□、光並田口依三反^{（心）}卅代・□^{（心）}やけ卅代・なか田卅代、已上田分五反、いやしきハ半分を田原豊前

左近藏人殿きしん御^{（心）}□候、今殘分田三反・いやしき半分、^{（宣基カ）}□へく候、□

光並名半分、領家御年貢^{（心）}□年壹貫五百文にて候を、御ちきやうの分ニしたかいて、よりあいて御さ

たあるへ^{（候カ）}□、此外御くし^{（候カ）}□御さたあるへく□、この上左近藏人殿御ちきやうふんニ、宣基

子々孫々まで、いらんさまたけを申候ハ、宣基知行半分を、一方□ちきやうあるへく候、但行

成名ハ、先日□尙基^{（心）}□やく申候上ハ、子細あるましく候、將又□田地ニ□いて御

合力あるへく候、よてこ日のためけい狀、如件、

建武四季正月廿日

若宮權擬神主宣基（花押）

〔（家書）「此之狀之外、尙基けいやく狀共ニ□返狀□□也、

權擬□宮司田染公貫（花押）」

光並・行成名ニ
ツキ契約ス

二七 田原直平契約狀案

○永弘文書
大分県史料三

光並名田島ニツ
キ契約ス

年賣米ハ寄合沙
汰

宣基知行分ニ違
乱妨ゲヲ為サズ

花光御領豊後國田染庄内光並名田島等事

右件田島等内、ミつな^(元)並^(並)の口田^(田原)□^(二反カ)代冊代・ひやけ冊代・なかつ冊代、已上^(田分)五反、いやしき半

分をきりきしんせられ候間、直平ちきやうせしむへく候、たゝし、りやうけしちの^(んノ誤)ミンふのせう殿

御ねんく、まいねん壹貫五百文ハ、直平ちきやう分ニしたかいて、^(より合)。さた候へく□^(申へく候)。ならひニ御く

うし事ハ、ちけニしたかいて、同さた候へく候、將又かやうにけいやく候上ハ、^(宣)のふもとちきやう

分ニ、いらんさまたけを、直平子々孫々までいたし候ハ、^(以下紙巻合カ)けいやくの分を一方ニつけて、ちきや

うあるへく候、このほかさたと候はん事の半分、ふんけんニしたかいて、「かうりよくあるへく候、

よてけい狀、如件、

建武四年正月廿日

〔^(實書)左近監將直平〕

〔^(實書)田染少宮司榮忠、過分之料足ニて請返、知行了、〕

田 染 莊

九五

二八 六郷山本中末寺次第并四至等注文

○永弘文書
大分県史料三

六郷山本中末次第并末寺四至以下記之、

本山付末寺

^(ナ)一後山 吉水山 大折山 鞍懸山 津波戸山 高山 智恩寺 馬城山

^(ニ後)□山拂^(シ) □料田畠山野等四至以下、院主相傳之證文爾明白也、當寺領

今者宇佐
大宮司押領、

一吉水山拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文爾分明也、當寺領

今者宇佐大宮司
押領、

一大折山拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文爾明白也、當寺領内多分

河野四郎
押領、

一鞍懸山拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文爾明白也、當寺領内少々 小田原助入道押領、

□津波戸山拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文爾明白也、當寺領薰石以下拂門少々

河野四郎
押領、

一高山拂々料田畠山野等四至以下、院主所持證文爾分明也、當寺領 ^(多分) 小田原助入道押領、

一馬城山 限東赤岩辻 限西ハエホシ 限南六太郎
美尾 限北光廣

委院主所持證文爾明白也、但近年 ^(曾禰崎) 十郎押領、

一知恩寺拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文仁明白也、

本山末寺

辻小野山 大谷寺 間戸寺 伊多伊 大日岩屋 中津尾岩屋 轆轤岩屋 ^(威勝岩屋) 良醫岩屋 朝日岩屋

夕日岩屋 聞山岩屋 今熊野岩屋 稻積岩屋 日野岩屋 鳥目岩屋 河邊岩屋 鼻津岩屋 普賢(清原寺)

岩屋 如覺寺(總) 來迎寺 光明寺

一 瀧寺(清心) 限東追 限西マイ淵 限南サクラノ尾立(忠) 北山下美尾

委院主所持證文爾明白也、

一 辻小野寺 大谷寺 河邊 後山ノ末寺也、

彼寺領等 山香郷司家忠以來押領、

寺領四至以下、本寺院主所持證文仁(總)分明也、

間戸寺

一 間戸寺 伊多伊 大日岩屋 大折山末寺也、
彼寺領 小田原助入道押領、

寺領四至下以下塚、本寺院主相傳證文仁(總)明白也、

一 中津尾岩屋 輪轡岩屋 最勝岩屋 鞍懸山末寺也、

彼寺領都甲四郎入道・眞玉又四郎押領、

寺領四至以下、本寺院主所持證文仁(總)分明也、

落寺

一 落寺 高山末寺也、當寺領 調寺實押領、

拂々料田畠山野(等)以下、院主所持證文仁(總)明白也、

一 來迎寺 高山ノ末寺也、限東ノウヘノ谷 限西シテノ大道 限南高田河 限北草地ノ塚

委院主所持證文仁(總)分明也、彼寺領敷地共 小田原助入道押領、

田 染 莊

今熊野寺

一 光明寺 限東美尾 限西馬渡
限南尾立 限北尾立

委院主相傳證文(書)仁(書)分明也、

一 今熊野寺 限コケラ佛 限西赤岩
限南尾立 限北稻積不動堂

委院主相傳證文(書)仁(書)明白也、

一 良醫岩屋 朝日岩屋 夕日岩屋 聞山岩屋 稻積岩屋 日野岩屋 鳥目岩屋 馬城寺末寺也、彼寺

領多分 曾根崎十郎入道押領、

寺領四至堺、本寺院主所持證文(書)仁(書)分明也、

中山

一(ナシ)兩子寺 長岩屋 屋山 加禮河 久末 黑土 小岩屋 大岩屋 千燈山 横城山

一 兩子山 限東犬太郎尾付硯石 限西若松尾
限南歳神 限北丸小野ソユノ嶽

委院主所持證文(書)仁(書)明白也、

一 丸小野寺 限東辺越 限西松カ尾辻
限南権現ノ辻尾 限北ツエ嶽

委院主相傳證文(書)仁(書)明白也、

一 長岩屋山 限東赤丹畑大タウケト号、限西恒吉西福寺下谷
限南尾ノ鼻ヨリ加礼河マテ大道 限北美尾

(委院主相傳證文爾文明也、)

一 岩山 限東田原路 限西明神前道向神護石
限南鳴石 限北折花

委院主所持證文(書)仁(書)明白也、

一加禮河 限東屋山路 限西河(兼) 限南河内山辻 限北百末下迫

委院主所持證文仁(註)分明也、

一久末彼寺領一向戸次侍中禪門押領、
(以下制注)

一黑土 限東美尾 限西大岩屋美尾 限南小岩屋塚 限北大河内夷塚

委院主相傳證文仁(註)分明也、

一小岩屋 限東美尾 限西堂山美尾 限南西拂 限北大石

一(通筆)委院主相傳證文仁(註)明白也、

一大岩屋 限東美尾 限西宇寺西美尾 限南西拂 限北山尾立

委院主相傳證文仁(註)明白也、

一千燈山 限東久保アメ牛淵 限西キコノ畑 限南七曲 限北雨乞下岩鼻

委院主所持證文仁(註)分明也、

一横城山 限東タチノ隈 限西日ノ牟礼 限南カタリ宿塚 限北松弘塚

委院主相傳證文仁(註)分明也、

中山末寺

一小兩子岩屋(ナシ) 龍門岩屋 赤松岩屋 間簾岩屋(ナシ) 后岩屋 石堂 拂岩屋 光明寺 藥師堂

一小兩子 龍門 長岩屋ノ末寺也、

一赤松岩屋 間簾岩屋 后岩屋 小岩屋末寺也、

田 染 莊

一 石堂岩屋彼寺領 号白野畑 限東ヌウト石尾立 限南井ノ牟礼尾立 限西大道 限北麦餅石堂尾

委院主相傳證文仁明白也、

一 藥師堂 料田畠四至以下、院主證文明白也、

一 平等寺 尻付岩屋 五岩屋 小不動岩屋 大不動岩屋 千燈山ノ末寺也、 普賢岩屋

末山

一 見地山 ナシ 大嶽山 岩戸寺 文殊仙寺 夷山 小城山 成佛寺 行入寺 清淨光寺 清淨光寺 行入寺 懸樋山

一 見地 大嶽山拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文仁明白也、

一 岩戸寺 限東サヤノ本 限西赤丹畑美尾 限南櫛来園下尾鼻 限北小市良ノ谷

委院主所持證文仁分明也、但今者伊勢民部入道押領、

一文殊仙寺 限東麻野園澤 限西赤丹畑美尾 限南成佛岩立 限北岩戸美尾

委院主相傳證文仁明白也、

一 夷山 付長小野 拂々料田畠山野等四至以下、

院主相傳證文仁明白也、

一 小城山 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文仁分明也、

一 成佛寺 限東光廣横ナハテ 限西鶴尾ノ尾立 限南畠山尾立 限北ラト牟礼尾立

委院主相傳證文仁分明也、

一 行入寺 限東關光屋尾鼻号狼 限西横嶽 限南赤松畑尾 限北美尾

委院主所持證文(仁明白也)

一清淨光寺 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文(仁明白也)

一懸樋山 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文(仁明白也)

末山末寺

『一今夷(ナシ) 燒尾岩屋 普賢岩屋 輿岩屋 經岩屋 三十佛 瀧本岩屋 西裏岩屋 調子岩屋

師子岩屋 毘沙門岩屋 赤子岩屋 報恩寺 上品寺 淨土寺 貴福寺 吉祥寺 西山

当寺領日田肥前權守入道
押領、

一今夷 燒尾岩屋 夷山末寺也(ナシ)

一虛空藏寺 成仏寺ノ末寺也(ナシ)

一淨土寺 行入寺末寺也(ナシ)
限東赤坂 限西尾鼻 限南赤松美尾 限北石齒

委院主相傳證文(仁明白也)

一報恩寺 限東當寺 限西丸小野 限南美尾 限北美尾

(委院主相傳證文(仁明白也))

一吉祥寺 付貴福寺 限東海掉立 限西齒澤 限南栢野 限北貴福寺 大ナハテ 采ハテ

委院主所持證文(仁明白也)

一願成寺夷山末寺 限東美尾 限西笈立松 限南永小野 限北久保大道

田 染 莊

田 染 莊

一〇二

委院主相傳證文(編明)仁分明也、

右、且依惣公文之帳、且本末寺之披見院主相傳證文(之)、所記如件、

建武四年丁六月一日

(本滿帳裏書)
「享保九甲辰天閏四月六日、爲當用、令書之者也、

屋山長安寺
蓬山(花押)」

○屋山長安寺所藏「本滿帳」ト少異アリ。() 内ハ同書。尚落寺條「調幸實」ハ一七四号註及ビ解説参照。

二九 平野園板碑銘

○豊後高田市田染地区大字蔭、陽平、平野園
大分県金石年表

波多野經清五世孫

建武四年丁六月十五日、波多野經清五世孫、

三〇 田染入道某本役用途請取狀案

○永弘文書
大分県史料三

永正名本役用途
五百文ヲ請ケ取
ル

(異筆)
「おさむるなかま」の内これひらちきやう
「おさむるなかま」
「さみやうの内」
「本役用途の事」
ニうけとりの案「」

合五百文定

右、おさむる所、如件、

建武四年十月三

田染入道

三 平野園板碑銘

○豊後高田市田染地区大字蔭、陽平、平野園
大分県金石年表

某板碑ヲ造立ス
建武四年丁丑十月廿四日、

三 胎藏寺懸佛銘

○豊後高田市田染地区大字平野、熊野
大分県金石年表

今熊野御正躰ヲ
造立ス

六郷本山今熊野御正躰也、建武二年丁丑十二月十五日、願主倉成沙彌道妙、大勸進金剛佛子興濟、大結衆等各敬白、筆者僧秀算大徳、妙心・妙覺・妙縁・森入道定圓・蓮任・齊女・然姓・同女蓮法・女良夢・市三郎・太郎・彌藤士・馬次郎・妙齊、

三 大宮司宇佐出光公和下文

○到津文書
大分県史料一

下

可令早田部氏女領掌、當宮領豊後國田染庄内、重安除宮成御知行・恒任・永正・小手則・末次名等事

右名く者、爲一圓神領、去正和興行以後、無相違、而田染神主号孫六馬二郎以下之輩、屬于武家仁、依令

放埒、宮寺僉議、被解神官名帳畢、然則爲闕所、社家知行、無相違之處、田部氏女、有由緒之由、

田染 莊

田部氏女ヲシテ
田染庄内ノ名々
ヲ領掌セシム
田染神主武家ニ
屬ス

帶證文令申之上者、早令領掌之、有限神役、不可有懈怠、仍所仰下知、如件、

建武五年六月 日

太宮司^(子)宇佐宿禰^(出光公和)
(花押)

一三四 宇佐宣基軍忠狀

○北和介文書
大分縣史料二

山城國八幡合戰
ノ軍忠ヲ上申シ
一見狀ヲ賜ハラ
ンコトヲ請ワフ

八幡宇佐宮神官兼豐後國田染一分領主孫三郎宣基申、山城國八幡合戰軍忠事

右、去月十八日屬于當御手、令發向於葛和路坂口、抽忠節、今月三日致彼坂口城戸之警固、同月六

日、於同一城戸之際、勵軍功之條、下野次郎左衛門尉并豐^(前之)彦六入道、令見知候之上者、且預御注

進、浴恩賞、且賜御一見書、欲備武略之證驗候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年七月十八日

宇佐宣基 (裏花押)

進上 御奉行所 「承了」^(証判)

平 (花押)

○『永弘文書』ニ案文アリ。

二三 沙彌某宛行狀案

○曾禰崎元一文書
大分県史料九

(端裏書)
「田染別符御下文案」

田染別符内十五町ヲ宛行フ

豊後國田染別符内田地拾五町豊前弥太郎跡内地頭職畠地已下可依田數事

爲勲功之賞、所宛行也、早守先例、可致沙汰、仍執達如件、

建武五年八月十一日

沙彌 御判

曾禰崎十郎左衛門入道殿

二三 曾根崎道西通定去狀

○湯屋文書
大分県史料二

田染庄重安名内知行分ヲ田原殿口入ニヨリ去リ渡ス

豊後國田染庄重安名内道西知行分事、就田原殿御口入、不殘段步避退之候、向後立還而、致違亂煩候者、八幡大菩薩御罰お、可罷蒙候、仍去狀如件、

曆應貳年正月十七日

(曾禰崎通定)
沙彌道西 (花押)

(裏書)
「たしふのもん所」

(マ)
「主字佐」

田 染 莊

一三七 懸樋景幸去狀

○湯屋文書
大分県史料二

田染莊内ノ地ヲ
去リ渡ス
田原殿御口入

豊後國田染庄上野下羽廣田壹段十事、景幸子息民部左衛門尉景家帶妙覺讓、當知行雖無相違候、田原殿御口入にて候上者、不日(不日)辟渡之候、更以向後不可申子細候、若背景幸去狀、景家聊毛(聊毛)異儀申候者、不可有親子之儀候之間、可令不孝義絶候、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰お、可能蒙候、仍去狀如件、

曆應二年正月十七日

左衛門尉景幸 (花押)

〔(裏書) 證文主田染字佐宿禰〕

一三六 藤原貞廣去狀

○永弘文書
大分県史料三

重安名内地ヲ田
部氏女ニ去リ渡
ス

豊後國田染庄重安名内、貞廣知行分事、田部氏女仁不殘段歩、所避退之也、(前)後立還而、致違亂煩者、

八幡大菩薩之御罰於、可蒙罷候、仍去之狀如件、

曆應貳季正月十七日

藤原貞廣 (花押)

〔(裏書) 豊後國ノアタリ〕
「曆應二年正月十七日、貞廣田部氏女仁讓狀」

二九 正曇 田原 去渡文書目錄

○永弘文書
大分県史料三

目安(マ)

田染庄内ノ地ヲ
去リ渡ス

豊後國田染庄内田島山野等出避狀

一通 曾禰崎左衛門三郎入道(通)西狀

一通 豊前六郎藏人貞廣狀

一通 懸樋民部左衛門尉景家親父景幸狀

一通 道賢狀(永)

以上四通

但、自分知行分ハ、避渡之由、(永松四郎次郎入道)代官道賢狀内に見候之間、不及別狀候、仍狀如件、

曆應二年正月十七日

(田原直貞)正曇 (花押)

一三〇 正曇 田原 直貞 書狀案

○永弘文書
大分県史料三

「たわらとのゝ御ふみのあん」

の元の(念)そう(校)けん(校)けう(校)の所りやう

(たしか)ふのしやう所くの事、御ふち人(ま)こ三郎入た

田染庄

香志田藤五入道
八扶持人

下宮社司職御供
米御菜米等ヲ安
堵ス

う、やまくちのひやう□うニ、ことのゑんかニよて、かのかう□候、くたんの所々を、おさへさた□^(字カ)なはち、きくち立て申候とこ□しにそんち^(存)せす候、いかやうにも、さた□いたすへきよし、申され候、ふしち□らんをやみ候やうに、御さた候ハ、□^(悦カ)入候、かのしんのち、かうしたのとう□^(番志)入たうハ、これよりふちをくわへ候□^(藤)しんニ候、かつ御そんち候か、そのこへく候うゑ、かの所々を、とう五入たうさた候ほとニ、かやうに申候、かつハ□^(御奉)ほうしよをなされ候、けんみつニ御せいしんをくわられ、さ^(腕)をいなく候ハ、悦入候、ミやうくの事、御ほうしよ「進られ候あいた、こさいにおよハす□^(候)、恐々謹言、

九月十八日

正とん
正とん
(田原置息)
(墨)

かうカ
した殿
(香志田)

三三 左衛門尉高直奉書案

○永弘文書
大分県史料三

御判

下宮^(御炊)殿 社司職并□^(職)、同御供米・御菜米等事、□^(證文等之旨)、相傳
管領不可有相違之由、所被仰下候也、仍執達如件、

曆應二年三月十日

左衛門尉高直 在判

宇佐宮番長殿

一三三 吉良貞家奉書

○永弘文書
大分県史料三

〔異打紙端裏書〕
將軍家ヨリ□□

田部氏申、豊後國田漣庄□□、重安以下名々事、訴狀如此、早可被明申之狀、依仰執達如件、

曆應三年五月十四日

修理權大夫〔花押〕
〔吉良貞家〕

重安名以下ニツ
キ陳弁セシム

〔田原貞也〕
豊前六郎藏人殿

〔異打紙裏書〕
「曆應三年四月十四日田漣庄田之支」

一三四 足利直義下知狀案

○到津文書
大分県史料一

將軍尊氏御判

田部氏申、八幡宇佐宮領豊後國田染庄内、重安除宮成・恒任・永正・小手則・末次名等事

田部氏女ヲシテ
田染庄内重安・小
恒任・永正・小
手則・末次名等
ヲ領掌セシム

右名々者、依爲當宮之舊領、正和興行之時、彼付于社家之隨一也、自爾以降、田染神主以下輩領知

之處、屬武家仁令放埒之間、宮寺令僉議、被解神官名帳之刻、刀闕所社家管領畢、而氏女就申由緒

之子細、建武五年六月預社裁之由所見也、爰豊前六郎藏人貞廣・懸樋三郎左衛門尉景幸・永松四郎

田染莊

田原貞貞・懸樋
景幸・永松道賢
・曾弥崎道西等
押領ス

應二年正月各出廻狀畢、其後社務無子細之處、重致違亂之由、氏女帶社家之舉狀、訴申之間、去年五月十八日各尋下之處、如貞廣同年七月廿五日・景幸同八月廿日・道西十月十八日・道賢十一月二日請文者、田部氏申豐後國田染庄内重安以下八名之事、去年正月出廻狀畢、今更何可及違亂乎云々、此上不及異儀歟、然則於彼名々者、任社裁氏女令領知之、宜全神役之狀、下知如件、

曆應四年五月十一日

(足利貞義)
源朝臣 御判

○『永弘文書』一、二七一号ノ二ニ同一案文アリ。傍註ハ同案文ニヨル。

二三 沙彌道圓坂請文

○到津文書
大分県史料一

重安・恒任名ハ
下地ヲ交付ス
永正・小手則・
末次名ハ打渡歩
ス

田部氏申、豐後國田染庄内重安・恒任・永正・小手則・末次名等事、今年九月九日御教書・同十五日御施行、謹拜見仕候畢、任被仰下之旨、守護御代官相共、菴彼所、致沙汰候之處、於曾禰崎左衛門三郎入道知行重安・恒任名者、應御下知・社裁等、去退之由申間、沙汰付于氏女畢、至永正・小手則・末次名等者、長野右馬次郎・(神主)定基・田原次郎入道法光・同子息掃部藏人貞治・(倉成修理亮)等、申異議不去退候之由、不及打渡候、若此條偽申候者、八幡大菩薩御討於、可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應四年十月八日

沙彌道圓(八坂)請文 (裏花押)

○『永弘文書』二七三号二案文アリ。欠字ハ同案文ニヨリ註ス。

一三 田染入道某請取狀案

○永弘文書
大分県史料三

永正名ノ本役用
途ヲ請取ル

おさむる、なかまさミやうの内本役用途の□^(書)

合六百八十文定

右、なかまさのとう三郎入道のさたとし□^(で、う)けとる所、如件、

曆應四年十月十一日

田染入道□

一三 豊後守護代備前介宗頼請文

○永弘文書
大分県史料三

田部氏申、豊後國田染庄内重安・^(恒任・永正・小)□^(手則)・手則・末次名等事、去年^(曆應)□^(十二月十八日重御奉書)

重安・恒任名ハ
沙汰シ付ク

永正・小手則・
末次名ハ田原法
光等去リ退カズ

・今年四月廿六日御施行、謹承候畢、任被仰下之旨、八坂彦五郎入道相共、^(道也)莅彼所、致沙汰候之處、
於重安・恒任名者、先日沙汰付候之間、氏女當知行、至永正・小手則・末次名者、田原次郎入道法^(盛也)
光・同子息掃部藏人貞治・長野右馬次郎・神主定基^(田染)・^(會成他)□^(理亮等)、榎籠當名、引率多勢、何ケ度
雖被仰下、不可去退於當名、稱可捨身命、對于御使、擬致合戰、相巧搦神人等候之間、不及打渡候、

田染 莊

若此條偽申候者、八幡大菩薩御討於、可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應五年五月二日

備前介宗 (類) (講文)

○欠字八本文書案文二七八号ニヨリ註ス。

二七 沙彌道圓八請文

○永弘文書
大分県史料三

重安名以下ヲ打
渡シ永正名以下
ハ打渡シ難キヲ
上申ス

田部氏申、豊後國田染庄内重安・恒任・永正・小手則・末次名等事、任去年十二月十八日御教書・
今年四月廿六日御施行、守護御代官相共、莅彼所、致沙汰候之處、於重安・恒任名者、先日沙汰付
候之間、(田染)氏女當知行、至永正・小手則・末次名者、田原次郎入道(嚴忠)法光・同子息掃部藏人貞治・長野
右馬次郎・(田染)神主定基・倉成修理亮等、楯籠當名、引率多勢、何箇度雖被仰下、不可去退於當名、稱
可捨身命、對于御使、擬致合戰、相巧搦捕神人等候之間、不及打渡候、若此條偽申候者、
八幡大菩薩御討於、可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應五年五月十日

(八坂彦五郎入道)
沙彌道圓 (永弘) 請文
(裏花押)

三六 沙彌正全請文

○到津文書
大分県史料一

重安・恒任名ハ
田部氏女ニ交付
ス
永正名等ハ長野
右衛門次郎・神
主定基・田原法
光・倉成修理亮
等異議ニ及ブ

田部氏申、豊後國田染庄重安・恒任・永正・小手則・末次名等事、去曆應四年九月九日・同十二月十八日兩度御奉書、謹承候訖、任被仰下之旨、以守護代宗頼并八坂彦五郎入道ノ圓、致沙汰候之處、於重安・恒任兩名者、沙汰付氏女訖、至永正・小手則・末次名等者、長野右衛門次郎・神主定基・田原藏人次郎入道（盛也）法光・同子息掃部藏人貞治・倉成修理亮等、及異儀不去退云云、仍宗頼・道圓等兩度請文、已上四通謹進覽之、子細載于狀候歟、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

康永元年十月卅日

沙彌正全 （請文 裏□押）

三九 田染莊系永名惣帳案

○永弘文書
大分県史料三

（編裏書）
「いとなか惣□案文」

貞廣 在御判

注進

豊後國田染庄内 （康永三年 二月） 系永名田畠彌敷等之事

合參拾町内

田染莊

田染莊系永名田
畠居屋敷ヲ注進
ス

田染莊

用作

三郎丸

一所 一町五段内用作一反十

同弥敷一ヶ所 畠地五段
門布二切代三言文藍一束代百文

□義

一所 一町八反 用作一反十

同弥敷一ヶ所 畠地五段
同前

匠齒

一所 一丁七反 同

畠地三反 同前

太郎丸

一所 一丁七反 同

畠地三反 同前

井本

一所 一丁七反 同

畠地二反 同前

日野

一所 一丁七反 同

畠地五反 同前

□かちや

一所 一丁七反 同

畠地三反 同前

中尾その

一所 一丁七反 同

畠地六反 同前

山下

一所 一丁七反 同

畠地六反 同前

□その

一所 一丁七反 同

畠地五反

かちやその

一所 一丁七反 同

畠地三反

□りの木その

一所 一丁七反 同

畠地三反 同前

城のその

一所 一丁七反 同

畠地五反 同前

さきその

一所 一丁七反 同

畠地三反 同前

以上二十四町内 寺社免田

寺社免田

三町九段卅内

二丁七反五代

一丁二反廿五代

析方

□方

○次 以上畠地五町七段卅

門布二十八切 代二貫八百文

藍十四束 代一貫六百文

以上四貫二百文

於入大豆、門別二三斗

以上五石一斗

但田畠共仁、依毛每年檢注地也、

浮免田下作職

○次 一所 三町 重安 下作治部四郎

尾前 入道妻女

□所一町〔粟並〕 篠原 道玄

□所一丁 奉寄 孫六神

□所一丁 踏寺免

惣以上三十町

宇佐宮御供米 三石五斗內五斗重安

□三月三日會稻四十八束、一把別米五升宛

當社二季彼岸役米二斗四升

田 染 莊

踏寺免

田 染 莊

□御祭禮時馬場役米二斗 代百文 ヤフサメ

右、田染庄糸永名田畠屋敷等、其外御年貢濟物、御得分与成候はんする物、段歩もかくし申さすましく候、
若此條（八）、偽申候ハ、

□幡大菩薩御對於、各身仁可罷蒙候、仍起請文如件、

康永三年二月廿八日

沙汰人惣檢校重家 在判
代官 家 氏 在判

一四 田染莊糸永名惣帳案

○永弘文書
大分県史料三

〔端裏書〕
「いとなか起請帳案文」

田原貞廣 在判

注進

糸永名居居敷

豊後國田染庄之内 康永二年（三カ）
糸永名田畠彌敷等事
二月 日

合

丸

用作

□所一町八段之内 用作 同弥敷一ヶ所畠地五段
一反十 門布二切代百文 藍一束代百文

義

一所一丁八段

畠地五反 同前

高山免
落寺免

匠齒	一〇一丁七反	畠地三反	同前
太郎丸	一〇一丁七反	畠地三反	同前
〇本	〇一丁七反	畠地二反	同前
〇野	〇一丁七反	畠地五反	同前
〇ちや	〇一丁七反	畠地三反	同前
〇尾齒	〇一丁七反	畠地六反	同前
〇下	〇一丁七反	畠地六反	同前
〇齒	〇一丁七反	畠地六反	同前
〇その	〇一丁七反	畠地五反卅	同前
〇〇	〇一丁七反	畠地三反	同前
城のその	一〇一丁七反	畠地三反	〇〇
佐き園	一〇一丁七反	畠地五反	同〇
重安	一〇一丁七反	畠地三反	〇〇
一〇三丁		畠	〇〇
篠原	一〇一丁	道	〇〇
一〇二丁		奉寄	高山免
一〇一丁		落寺免	

惣以上三十町之内

田染莊

田 染 莊

寺社免田

六町九段卅代

□定田二十三町廿代

□畠地以上六町七段卅代

□共仁毎年檢注 □

□三月三日會稻四十八束、一把別米 □

當社二季彼岸役米二斗四升

□御祭禮之時馬場之役米二斗

代百文ヤフサメ引手物

□田染庄糸永名田(音題)島彌敷等、并佛□物以下、其外御得分物等年貢濟物、段歩もかくし申さず

候、若此條く偽申候者、

□幡大菩薩御罰、各可罷蒙候、仍爲後日、起請文如件、

□永三年二月廿八日

沙汰人惣檢校重家在判
御代官 家 氏在判

「糸永氏書類」

一四一 吉良貞家奉書

○永弘文書
大分県史料三

〔裏打紙端裏書〕
「康永三年三月四日田部氏女」

重安・恒任・小
手則・永正・末
次名等ヲ田部氏
女ニ沙汰シ付ケ
シム

田部氏女申、八幡宇佐宮領豊後國田染庄内重安・恒任・小手則・永正・末次名等事、重訴狀如此、
子細見狀、就注進狀所有其沙汰也、所詮日田肥前次郎相共、莅彼所、守御下知狀之旨、退豊前藏人
次郎入道法光・同左近藏人・掃部藏人・倉成修理亮・長野右馬二郎・神主定基等、嚴密沙汰付下地
(盛徳)
(貞徳)
(貞徳)
於氏女代、可全知行、使節打渡之後、重致違亂者、每度雖不被成奉書、隨觸訴、如元遂其節、遵行
之實否、狼藉之真偽、載誓狀之詞、可被注申之狀、依仰執達如件、

康永三年三月四日

(吉良貞家)
修理權大夫(花押)

竹田津小次郎殿

一四二 大友氏奉行人連署奉書案

○永弘文書
大分県史料三

〔端裏書〕
「大友方書下并代施行等案」

(異書)
「正文折紙大友方書下 奉行入 野田進士兵衛入道狀」
矢野五郎入道狀」

字佐宮雜掌申、豊後國田染庄重安名内田地事、可被止違亂之由候也、仍執達如件、

田 染 莊

重安名ニ対スル
違乱ヲ止メシム

田 染 莊

康永三年七月廿日

一一〇

沙 彌 在 判
沙 彌 同

河野孫四郎殿 (通稱)

一四三 田原貞廣文書請取狀案

○永弘文書
大分県史料三

文書ヲ請取ル

請取文書等事

- 一通 仁木殿御教書
- 一通 大宰少貳殿 奉書
- 一々 御判御教書
- 一々 侍所著到
- 一々 一色殿御教書
- 一々 仁木殿御一見狀
- 一々 一色殿御教書
- 一々 同御一見狀
- 一々 同御教書

一々 右馬助殿御教書

一々 同御教書

一々 一色殿御教書

一々 同御教書

一々 同御教書

右文書等者、故曾禰崎左衛門三郎入道(通定)西、先年下楫保興(宗九)寺方丈仁、預進候て候を、爲沙汰請取

之、道西子息(通向丸方へ沙汰)落居之後、可遣之候、仍請取狀如件、

康永三年七月廿八日

(貞広在判也)

一四 宇佐宮神官等僉議狀

○永弘文書
大分県史料三

(裏打紙強襲書)

神官

(田部氏申、八幡宇佐宮領田染庄内重安)

知行・恒任・永正・小手則・

(末次名等事)

重安・恒任・永正・小手則・末次名
正和興行ノ時返付

(存名く者)

當宮領正和興行之時、被付于社家之隨一、若宮前擬神主定基等領知之處、屬于武家

仁田原(藏人次力)郎入道(監造)法光、致種々放埒、敢不能經宮之間、先度宮寺令僉議、被解神官名帳、於知行

神領者、爲關所、任何時之社務管領之、而法光、(仮力)面於定基、就擬分押妨、去曆應四年五月

十一日以領教書嚴重之上、先任(于時号 出光殿)永御知行之段、今僉

定基武家ノ仁ニ
屬スニツキ關所

田 染 莊

一四六 宇佐宮神官等問狀

○永弘文書
大分県史料三

田染莊五箇名ニ
対スル武家仁ノ
濫妨

上司職ハ宮成領
下地ハ田部氏女
ニ領掌セシメ
神役ヲ勤メシム
子細ナシ

〔補〕官等問併、

當宮領豊後國田染庄内五箇名除重安行心跡事、武家仁田原盛直大友藏人次郎入道法光・左近藏人・同弟
掃部藏人・山香倉成肥通定・道西・御家人曾禰崎入道以下輩、非分依致濫妨、神役等一向難濟云云、
然則於上司職者、寄進宮成領、至下地者、田部氏女永代令領掌、有限神役等者、可任先規云云、
此條如何、

各申云、問狀之趣、不可有子細哉、

次第不同

權(マ)太(マ)宮司公(花押)

權惣檢校友輔(花押)

『權擬神主宮久(花押)』

(官人代)清道(花押)(金光)

官人代 保房(花押)

官人代 永明(花押)

官人代 清幸(花押)

田染莊

官人代 永家(花押)

權少宮司 仲輔(花押)

政所惣辨官清言(花押)
(金光丸)

擬大宮司 重繼(花押)

權神主兼祝宮比(花押)

辨官少頭書生倉司永
輔(花押)

盛 (花押)

雄 (花押)

「官人代」 清 (花押)

擬少宮司 保範(花押)
(永弘)

辨官 正義(花押)

神主 手輔(花押)
(山香)

官人代 盛法(花押)
(成鎮丸)

權擬神主 勝輔(花押)

「(筆書)

番長

神官問狀田澁庄之夏」

○継目裏毎ニ公公花押ニアリ。

恒任・永正名ニ
関スル訴状具書
ヲ進シ沙汰ヲ請
フ

須加牟田ニ関ス
ル訴状具書ヲ進
シ沙汰ヲ請フ

一四 大宮司宇佐公浦舉狀

○到津文書
大分県史料一

宇佐宮神官秀基申、當宮領豊後國田染庄恒任・永正名田島屋敷山野等事、訴状具書、令進覽之候、
可被經御沙汰候哉、恐惶謹言、

康永參年十二月廿四日

太宮司公浦（花押）

進上 上相伊豆守殿

○『永弘文書』二八八号ニ案文アリ。

一四 大宮司宇佐公浦舉狀

○到津文書
大分県史料一

宇佐宮神官秀基申、當宮領豊後國田染庄内須加牟田々地事、訴状具書、令進覽之候、可被經御沙汰
候哉、恐惶謹言、

康永參年十二月廿四日

太宮司公浦（花押）

進上 上相伊豆守殿

田染庄

一 兎 少宮司兼番長永弘保範文書目錄

○永弘文書
大分県史料三

目六

御葉米三十六石

番長職得分物御菜米參拾陸(廿九)

□^c通 社家御下知建長三年 □

一通 同 御下知貞永元年 □

一通 同 御下知建長七年年 □

一通 同 御下知天福二年 □

一通 同 御下知天福元年 □

一通 同 御下知寛元三年 □

一通 同 御下知寶治三年 □

一通 本所御下知案奉輔宿禰被封印 □

一卷 先祖相傳系圖

五卷 先祖手繼讓狀等

一通 置于質券狀

右、目六如件、

康永三年乙酉正月廿一日

小宮司兼(永弘保範)

「康永四年古書目錄」

一五〇 大宮司宇佐公浦番長職讓狀

○永弘文書
大分県史料三

番長職ヲ甥某ニ
譲ル

讓渡

宇佐宮番(三)職事

職者、公浦相傳之處、於今者、甥

第證文等、讓

所役已下事、

任先 如件、

□

(宇佐公浦)
宿禰 (花押)

一五一 室町幕府引付頭人上杉朝定奉書

○永弘文書
大分県史料三

小手則・永正・
末次名等ヲ田部
氏女ニ交付セシム

田部氏女申、八幡宇佐宮領豊後國田染庄内、小手則・永正・末次名等事、重訴狀如此、豊前藏人二(田原盛忠) 郎入道法光(田原盛平)。同左近藏人・掃部藏人・倉成修理亮・馬野馬二郎・神主定基等(田巻)、御下知并度々施行濫(倉脱丸)

田染庄

使節緩意ノ旨

妨云々、頗招罪科者歟、所詮不日退彼輩、沙汰付下地於氏女代、遵行之實否載起請之詞、可被注
申、使節緩意咎事、被定其法乎、更不可有遲引儀之狀、依仰執達如件、

康永四年六月八日

(上杉朝定)
散位(花押)

大友式部丞殿

一五三 室町幕府引付頭人上杉朝定奉書案

○永弘文書
大分県史料三

恒任・永正兩名
ヲ社家ニ交付セ
シム

八幡宇佐若宮神主秀基申、豊後國田染庄内恒任・永正兩名事、重訴狀如此、子細見狀、香志田藤五
入道并秦氏女等、非分押妨云□、不日任正和二年六月廿七日下知狀、沙汰付下地於社家、若有子細
者、載起請之詞、可被注申之狀、依仰執達如件、

康永四年六月十八日

(上杉朝定)
散位 御判

大友式部丞殿

一五三 豊後守護大友氏泰遵行狀

○別府市北石垣
別府大学所蔵文書

奉書ヲ遵行シ下
地ヲ田部氏女ニ
交付セシム

田部氏女申、八幡宇佐宮領豊後國田染庄内、小手則・永正・末次名等事、去六月八日御奉書
如此、早任被仰下之旨、守護代相共位彼所、退豊□藏人次郎入道法光跡、左近藏人・掃部藏人并倉

副訴
狀

成修理亮・長野馬次郎・神主定基、沙汰付下地於氏女、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

康永四年十月七日

(大友氏奉乙)
式部丞 (花押)

伊美小四郎殿

一五 室町幕府引付頭人上杉朝定奉書

○永弘文書
大分県史料三

須賀牟田八段ヲ
秀基ニ交付セシ
ム

宇佐若宮權擬神主秀基申、當社領豊後國田染庄内須加牟田八段事、訴狀具書如此、子細見狀、早任
正和二年三月十二日鎮西下知狀、停止豊前藏人次郎入道法光濫妨、沙汰付秀基於下地、執進請取
狀、載起請詞、可被注申、使節緩怠者、任被定置之旨、可有其咎狀、依仰執達如件、

貞和元年十一月八日

(上杉朝定)
散位 (花押)

大友式部丞殿

一五 豊後守護大友氏泰請文

○劉津文書
大分県史料一

(羅兼書)
一田部氏事

大友式部丞請文

貞和二 七 廿八

田部氏女申、宇佐宮領豊後國田染庄内小手則・永正・末次名等事、御奉書謹承候畢、任被仰下旨、

田 染 莊

守護代宗頼・伊
美永親ノ請文ヲ
進ス

以守護代宗賴并伊美小四郎永親、致其沙汰候之處、宗賴・永親捧請文候之間、謹進覽之、子細載于狀候歟、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和貳年六月五日

式部丞氏泰(天友 請文)
裏花押

一五 豐後守護代備前介宗賴請文

○永弘文書
大分県史料三

〔編纂書守護代宗賴請文 貞和三 五二〕

字佐若宮權擬神主秀基申、(後)豐□國田染庄内須加牟田八段事、御奉書副具書・御施行等謹承候訖、任被仰下之旨、竈門孫太郎左衛門尉相共、(貞徳)莅彼□、止豐前藏人次郎(田原盛徳)入道法光跡輩掉妨、沙□(込)付下地候訖、若此狀僞申候者、可罷蒙 八幡大菩薩御討候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和二季十月廿五日

備前介宗賴請文裏花押

〔纂書明和九マテ 三百六十六〕

一五 豐後守護代備前介宗賴請文

○永弘文書
大分県史料三

八幡字佐宮神主秀基申、豐後國田染庄内恒任・永正兩名事、御奉書副具書・御施行等謹承候訖、任被仰下之旨、竈門孫太郎左衛門尉相共、(貞徳)莅彼所、停止香志田藤五入道并秦氏女等掉妨、沙汰付社家候

恒任・永正兩名
ヲ社家ニ交付ス

訖、若此條偽申候者、可罷蒙

八幡大菩薩御罰候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和二季十月廿五日

備前介宗頼 請文

一五 竈門貞郷請文

○益永文書
大分県史料二九

(備前書)

「貞和二ヨリ明和九マテ四百廿七ニ成、

貞郷請文 貞和三 五 二」

須賀牟田八段ヲ
秀基ニ交付ス

宇佐若宮權擬神主秀基申、豊後國田染庄内須加牟田八段事、御奉書 副具・御施行等謹承候訖、抑如

被仰下之候者、守護代相共、(備前介宗頼) 苳彼所、止豊前藏人次郎入道法光跡輩濫妨、可沙汰付下地云々、任被

仰下之旨、沙汰付秀基候訖、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰於、可罷蒙候、以此旨、可有御披

露候、恐惶謹言、

貞和二季十一月六 (日脱)

左衛門尉貞郷 請文 (裏花押)

○『永弘文書』二九八号ニ案文アリ。

一五 竈門貞郷請文

○永弘文書
大分県史料三

八幡宇佐宮神主秀基申、豊後國田染庄内恒任・永正兩名事、御奉書 副具・御施行等謹承候訖、任被

田 染 莊

恒任・永正兩名
ヲ社家ニ交付ス

田 染 莊

一三二

仰下之旨、守護代相共、莅彼所、止香志田藤五入道并秦氏女等捍妨、沙汰付社家候訖、若此條偽申

候者、

八幡大菩薩御罰於、可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和二年十一月六日

左衛門尉貞郷 請文

130 豊後守護大友氏泰請文案

○永弘文書
大分県史料三

宇佐若宮權擬神主秀基申、豊後國田染庄内須加牟田八段事、御奉書謹承候畢、任被仰下之旨、以守護代宗頼并當國御家人竈門孫太郎左衛門尉貞郷、令沙汰付下地於秀基候訖、仍宗頼・貞郷請文謹進上之、子細載于狀候敷、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

(天友) 請文
武部丞氏泰

貞和二年十二月廿日

131 豊後守護大友氏泰請文

○永弘文書
大分県史料三

(並書) 一 宇佐宮

大友式部丞請文

貞和三 五二

「

下地遵行使ノ請
文ヲ上リ打渡シ
完了ヲ上申ス

同ジク下地打渡
シヲ上申ス

八幡宇佐宮神主秀基申、豐後國田染庄内恒任・永正兩名事、御奉書（註）承候畢、任被仰下之旨、以守護代宗頼（分）當國御家人竈門孫太郎左衛門尉貞郷、令沙汰付下地於秀基候訖、仍宗頼・貞郷請文謹進上之、子細載于狀候歟、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和貳年十二月廿日

式部丞氏泰 請（三）

一六三 左近將監良重奉書

○到津文書
大分県史料一

一（附巻） 嘉曆三年任大宮司 鎌倉文書也、

貞和三年七月十二日賜太政官符、

前擬大宮司入道ハ利輔ナリ、一六參照 足利初期」

（花押）

就豐後國田染辨分事、可處罪科之由、雖被仰（マ）太宮司（全私）公浦、企參洛申披之上者、所被免除也、可被存其旨之由、所候也、仍執達如件、

九月廿三日

左近將監良重

謹上 宇佐宮前擬大宮司入道殿

一（英書）下宮社司番長」

參洛陳弁セシニ
ヨリ罪科ヲ免ズ

一六三 沙彌光々 宮成讓狀

○永弘文書
大分県史料三

宮成知行分ヲ藤
原内重ニ讓ル

宮 名事、去正安年中ニ、寄進宮成 、すてニ公世・公敦・公右三
 代、當知行無相違之地也、而彼半分、田部氏相傳ニよて、武家社家沙汰了、於宮成御知行分者、香
 志田藤五入道妙圓爲給所也、今又重安名本主方文書を、妙圓子息藤原太郎内重、相傳分明之間、宮
 成御知行分をも、限永代太郎内重ニ、所讓與也、子々孫々いたるまで、宮成

「候て、無不和之心して、可領掌之狀、如件、

貞和三年十二月廿七日

沙彌光々 (花押)

前大宮司公右 (花押)

「彼寄進ハ、公連・定輔方抑留之間、其沙汰了、文書かんとの時、とりわたすへき也、

花押

○継目裏毎ニ光々花押半分ズツアリ、

一六四 沙彌道圓八請文案

○永弘文書
大分県史料三

重安・恒任・小
手則・永正・末
次名ノ下地打渡
シ

長野馬次郎以下
ハ去リ退ク
田原直平・同貞
治・同直広等ハ
城郭ヲ構エテ入
立テズ

(無書)

〔 〕郎入道請文〔 〕而申比前〔 〕

(田部氏)

女代郷輔申、宇佐神領豊後國田

(袋庄内重安・恒任・)

小手則・永正・末次名等事、去

(御下)

知御施行者取

去年十二月四日

副申状
具書

如此、就請文其沙汰、爰豊前藏人〔 〕跡、倉成

修理亮・長野馬次郎・神主定〔 〕被用云々、太不可然、重莅彼所、打渡下地〔 〕、於申〔 〕輩者、

爲糺明可參洛之旨、相觸之〔 〕更可被注申云々、仍任被仰下之旨、都甲〔 〕郎入道相共、以今月十

九日、欲打渡下地於〔 〕女代候之處、長野馬次郎・神主并秀基〔 〕修理亮等、應御下知去退候之

間、打渡氏女〔 〕候畢、豊前藏人次郎入道跡左近藏人・掃〔 〕藏人・次郎藏人入道等者、構城墾、不

入立御〔 〕候之間、〔 〕及打渡候、次彼輩等參上候之段、〔 〕觸之候、不及是非之散狀候、若此條偽

申〔 〕者、

〔 〕大菩薩御罰於、可罷蒙之候、以此旨、可有〔 〕披露候哉、恐惶謹言、

貞和四年二月廿三日

請文
沙彌道圓
裏判

一六五 某讓狀案

○永弘文書補遺
大分県史料六

某安堵ス

重安名田畠屋敷
荒野等ヲ讓ル

任讓狀之旨、知行不可有相違、可全神役、——在判

ゆつりわたす、うさのミヤ御りやう、ふんこのくにたしふのしやうしけやすのミやうのてんは
く・やしき・くわうやら事

右のミやうく所々ハ、たへのうち田部氏の女ニ、しやけ御けち・ふけ武家の御くたしふミ、ルカたうち

きやうさをいなきところ也、しかるを、いまニをきてハ、をなしおいながら、こゝろさし、あさか

らさるあいた、かの御けち・御くたしふミをあいそへて、こんのそう□ □んニ、

なかくゆつりわた□字とろし□つ也、たのさまたけなく、ちきやう□ □なり、よてのちのため、

ゆつりしやう、□くたん□のことし、

○年代不明ナルモ、田部氏女ニヨリ便宜ココニ収ム。

一六六 沙彌光永宇佐奉讓狀案

○到津文書
大分県史料一

(籠筆)
「同前」

讓與

利輔ニ立岩別符
及ビ田染莊石王

丸・草葉兩名ヲ
讓ル

宇佐宮御領筑前國立岩別符一方

豐後國田染辨分石王丸・草葉兩名等事

右所領者、奉輔法師法名光永、重代相傳當知行、無相違之地也、而今相副代々御下知以下公驗手繼等、

一子六郎太郎利輔仁、限永代所讓與實也、全神役、無他之妨可令知行也、爰於去康永三年十月二日

河嶋村、不慮子細出來之時分、地下文書以下少々、令紛失之條、近隣無其隱之上者、若號有彼文書

等之輩、出來者、准盜賊可申行罪科也、仍爲後日讓狀、如件、

貞和四年十二月五日

(宇佐奉輔)
沙彌光永 在

一六七 番長宇佐永弘保範得分物注進狀

○到津文書
大分県史料一

(編替)
「當社宇佐宮兼番長保範注進狀、番長(永弘也)所帶得分物等事

貞和四年十二月廿九日

注進

御炊殿番長所帶得分物等事

一 御菜米每年參拾捌石田原別符仁參拾石、末久貳石、賜社家御下知、已上參拾八石

一 御炊殿御供稻内、一年中斂物參拾八束分米二石一斗八升

又節料拾束分米二斗、アツカエノ稻十束二斗

田染莊

一三七

番長所帶得分物
等ヲ注進ス

御菜米田原別符
田染莊永・重
安名三十八石

田染莊

已上一石五斗四升

御煎油

一御煎油一斗五升內

田染弁分

二月御祭三升田染辨分 五月會同未時二升秋吉一升 六月御祓會由丸二升 永正二升 御放生

會秋吉二升 是行一升 十一月御祭 爲包一升 行成一升 飲物五升 代一貫

一御供菓子等、自貫庄今吉名御菌(ツル) 四種

暑預(暑カ)一籠 五十本 野老一籠 栗一籠 三升

串柿三連 筵三枚 二季春冬御祭并五月會進之、

代一貫(カ)近年沙汰之、

一五月會國衙甘葛煎一升、瓶子ニ入之、瓶子ノ代五百近年ハ、三百文、

一每節自御倉、進于御炊殿紙等、一年中九拾八帖也、

此内幣帟十六帖、又十二帖番長取之、

御炊殿加用雜仕

一御炊殿加用雜仕等事

封戸郷四人雜仕二人 加用二人 向野郷四人高家・辛嶋 同

安岐郷二人雜仕一人 加用一人 來繩郷二人 大家郷二人 同

一自深水庄翁丸名御菌、栗ノ上分進之、三斗

惣都合四拾貳石(斗)・四升

一六ヶ年一度御行幸會御殿替、同御還遊御供米柒石、賜社家御下知、

深水莊翁丸名

横山浦今手名・
小今手名

一同御行幸會瀨社御供米事

横山浦今手・小今手名内免田六町 分米黑米七石二斗一段別一斗二升 白米六斗一段別一升 油六升

段別一合 菓子已下雜事等無懈怠、

已上八石

恒松名

一同御行幸會時、安心院妻垣社御供米恒松名沙汰、御供米拾貳石、雜事細々物々等仁五貫文

山下保藤丸名

一同時寺領山下保藤丸名國檢田事

白米六斗一段別六合 黑米四斗一段別四合 秣五斗一段別五合 又一段仁馬整子三筋辨之、整八二

段二一口、又打替秣『三束 昏三帖 油 炭木 已上參石

一同時大根河社ノ覆勘料米二石、并大盤三前代布在之、錢一貫

一三十三年一度御遷宮、并御還宮御供米事

遷宮二八

拾五石以下雜事等、自豐後國勘渡之、

遷宮二八

筑前國五石 筑後國五石

肥前國五石 肥後國五石

豐後國二石 常見二石五斗

得善二石五斗

田染莊

菓子以下雜事等、見例文、

已上五拾石遷宮・遷宮加雜事等定、

一同御還宮之時、古ノ御器・佐良・御服以下御炊殿分預之、

一同御還宮・御遷宮之時、被物饗膳在之、

一御炊殿造營、并御遷宮之時、得分在之、

右、注進如件、

外ニ大雜仕女ニ下行分、小雜仕女下行分

貞和四年十二月廿九日

兼番長宇佐保範(永弘) (花押)

二六 權擬大宮司宇佐永弘保範三職讓狀

○永弘文書
大分県史料三

(兼番)
一 兼番長佐忠養子時忠十八

四條大納言時忠子宮雄千歲丸

三職ヲ子息二郎
丸ニ讓ル

(讓号)

御炊殿社司職・同番長職、所々御供米・御菜用途米以下之奉備物、并同詞官職事

右、於彼三職者、先祖宮雄以來、無他妨相傳畢、而今子息宇佐二郎丸、相副公驗證文手繼等、限永年所讓渡實也、有前後讓申輩出來者、定法可被申行、此上者、云出仕、云所役、任何可致其沙汰、

仍讓狀、如件、

貞和五年三月廿二日

權擬太宮司宇佐保範(花押)

一六九 けんあゝ文書借券案

○永弘文書
大分県史料三

□⁽⁶⁾り申候、ところくもん^(文書)その事

なかまざ^(興)みやう ころきやう^(行)けち^(下想)一つう

つねたう^(興)みやう ころきやう^(行)けち^(下想)一つう

すゑつき^(興)みやう

かなまる^(興)みやう

金丸名
末次名
恒任名
永正名
来繩郷内小野名
行成名
光並名

かなまる^(内小野)みやう ころきやう^(古)けち、おなしく^(古)ふるさう^(古)の大くらさへもん入道そうにん、^(向)きやう^(後)ころいう^(後)ハしといふきしや
うちのおの うもんの状一つう

ゆきなり^(興)みやう

みつな^(興)みやう

ひやけかい^(興)もと

□、めう⁽⁶⁾しやう⁽⁶⁾よりこのかた、さうそくてつき・□⁽⁶⁾う⁽⁶⁾きやう⁽⁶⁾御けち・御くたしふ⁽⁶⁾・しゆ⁽⁶⁾この□⁽⁶⁾し

きやう^(行)、かれ^(これ)三十^(三)七^(七)つう、かり^(申)□候、さたの後ハ、しやてい永野さへもん三郎殿、□^(か)系^(系)し申候

田染莊

へく候、後のために狀、如件、

貞和五年七月十八日

けんあゝ

170 田部氏女代香志田内重申狀

○到津文書
大分県史料一

(冠紙八巻)
「贈太政大臣征夷將軍源尊氏御判」

田部氏女代内重謹言上、

重安・恒任・永
正・小手則・末
次名以下ノ安堵
ヲ請フ

欲早任定法、賜安堵御下文、彌全當知行、八幡宇佐宮領豊後國田染庄重安・恒任・永正・小手
則・末次名以下田畠屋敷山野荒野地頭職事

右、彼名々者、氏女重代相傳當知行、無相違地也、然早、預安堵御下文、爲備後證公驗、粗言上、
如件、

貞和六年二月 日

(葉書)
一任此狀可令領掌、若構不實者、可處罪科之狀、如件、

貞和七年二月廿四日

(足利重冬)
「花押」

足利直冬安堵ス

一七二 足利義詮御判御教書寫

○渡辺敏喜代文書
大分県文化財調査報告書三八

足利直冬・少貳
頼尚ヲ討タシメ
南方和睦ノコト
ヲ報ス

高倉禪門北國没落之間、遣討手候處、重令落散東國訖、仍爲追討、將軍家已所有御發向也、急誅伐
(足利) (少貳)
直冬・頼尚等、可申左右、次南方和睦事、不可有相違由、被成 綸旨訖、可存知之狀、如件、

(興善)
「観応二年辛卯」
正平六年十一月八日

「二代足利義詮將軍」
(花押影)

渡邊六郎藏人殿

○朱傍註アリ。省略。

一七三 永兼奉書

○渡辺敏喜代文書
大分県文化財調査報告書三七

(花押)

(田原別符)
當別符并田染糸永名御菜米事、可被沙汰渡番長權擬神主重輔方之旨、所候也、仍執達如件、

觀應二
十二月廿日

永兼

田原郡司殿

田原別符・田染
米ヲ番長重輔ニ
渡サシム
田原郡司

田染莊

一三 大友氏時知行預ヶ狀

○曾禰崎元一文書
大分県史料九

糸永本名ヲ預ク

豊後國田染庄糸永本名事、^(所カ)可被預置也、仍執達如件、

觀應三年六月廿五日

^(大友)氏時(花押)

曾禰崎助三郎殿

一四 富貴寺棟札銘

○豊後高田市田染地区路
富貴寺蔵

速見郡路阿弥陀
堂ヲ修造ス

奉修造、天長地久、南閻浮洲大日本國豊後州早見郡路阿彌陀堂一字、文和

^(通)
^(二年歲次己巳二月六日)

上棟今成長棟大檀那調宿禰行實、并調宿禰仲實・□□宿禰□實、學頭僧祐禪、

^(大工衛門大夫藤原實吉、小)

正等十人 鍛治忍海 雜宗 執筆祐禪 大德

^(金部七)
^(十五)

○「富貴寺文書」大堂記、「大分県史」美術篇等ヲ参照セリ。尚調行實・同仲實ニツイテハ、山口隼正「筑後木屋氏と富貴寺」(『日本歴史』四三五号)、及ビ「木屋文書」(『福岡縣史資料』九)ヲ参照。

一五 立岩入道某書狀

○永弘文書
大分県史料三

^(編纂書)
一文和二五六 立岩入道殿返狀

田染榮重事

^(編纂切封ワハ書)
一

(墨引)

三嶋殿御返事

尙々、御狀承候、候て、重安殿仰事、御物語候ハ、悦入候、

御札委細承候了、如仰此間者、たし申うけ給はらす候ほとに、心もなくつるに、御

田染某知行ノ石
王丸

音信ことに⁽⁶⁾悦入候、抑田染殿御知行候し、石王丸築の間事、八幡三所も御照

候へ、只今御狀ニ付候てハ、て候へ、何事ニより候て、いらん候するに、

且御察もあるへし、我かて候ところをたに、いま候らん、あす候らん、せられ候ほと

に、あんも候ハすして候に、までのさにハ、思ひもよらす候、いつれと申候とも

し儀事、御仰のに、たれかしか、いらんを申し候や、との地下

一七六 比丘尼くうえん寄進狀案

○永弘文書
大分県史料三

しん申

このくにたしふのしやうのうち、なかの^(長野)くわんおんしのしきち、らひにてんはくはやし

らのしりやうの事

てんはくはやしらハ、ひくに^(比丘尼)くうえんか、ちうたいさうてんのちたるあいた、かのところをこう

りうするとも、^(いへ上カ)いますてに、くわひはうのこにおよふた、^(田原)たわらのほうたしに、^(宝陀寺)きし

ん申ところなり、しりやううちにおいて、たうせいのきをもて、りやうのきありといふと

田染莊長野ノ観
音寺敷地田畠林
ヲ寄進ス

田原別符宝陀寺
ニ寄進

宝陀寺末寺

田染莊恒任・永
正・小手則・末
次名ノ土帳

も、しん(盡)未(来)懸(懸)御(御)□_{きやう}候て、しゆりをくわへ、たゑ候ハすハ、くう□_んかほんゐたるへ
く候、又つほつけのし(西)ハ、ほんせうもんニみゑへく候、しん(親)ふ(父)のさいほう(法)のおきふ(世)にまか□_て
て、御さた候へく候、たゝし、ところの御たいくわんをは、□_くニしやうゑいに申つけ候へく候、
ほうたし(宝陀寺)のまつ□_ととして、きしん申ところなり、よてのちのため□_て、きしんしやう、如件、
ふん(文)八二年十月二日
ひくにくうゑん(ありはん)

一七七 豊後國田染莊土帳

○永弘文書
大分県史料三

ふんこのくにた(しよのしやうカ)
はくとちやうの(主)懸(懸)□_{つね}(とらカ)・な(永)か(正)ま(小)さ(手)・こ(手)て(則)のり(末)・す(末)ゑ(次)つき(次)□

合者 文和三年

- の□
- すへつき
イ廿五、又廿五代
一所卅
よしまつ
- イ卅反十
ためのふ
一所二反廿
イ廿又五
- イ十五又五代
あかさ(あ)ふ(か)ふ(ふ)ナ(な)
一所一反廿
イ卅廿五、又十
- 廿
イ卅廿又十

とくてん五反十、ふんまい石五斗六升、二升、らう、

ナメ
イ廿又廿
イ一反卅

一カ所一反廿ウ
イ卅又十
小十五代とのへ

ナメ
イ十五
イ十五

一カ所一反十
イ卅
あかさこ
イ十五又十五代

イ廿又五
イ廿

一カ所卅
イ十五代

とくてん四反十、ふんまい一石三斗九升一合、この内、斗四升一合カとのへカ

一七六 豊後守護大友氏時書下案

○永弘文書
大分県史料三

〔河野（編纂者）龜殿（基阿）刑部（ウ）太輔〕

宇佐宮權惣檢校内重代宣村申、田染孫三郎入道、打入豊後國田染庄重安・末次・恒任・永正・小手

田染庄

任・永正・小手
則名ニ対スルヲ
染基阿ノ濫妨ヲ
糺明ム
糺明ノタメ參上
セシム

則名、致濫妨狼藉事、由訴狀具書如此、事實者、太無謂、所詮竈門權次郎相共、停止違亂、爲糺明可
參上之由、相觸彼入道、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

正平十一年九月十八日

(大友氏時)
刑部太輔 御判有
(マ)

河野竊龜殿

(兼書)
「永正用之物」

御公事」

一五 豊後守護大友氏時書下案

○永弘文書
大分県史料三

同ジク濫妨ヲ停
メ召シ進ゼシム

ふんこのくにたしふのしやうのしけやす・すゑつき・つねたう・なかまさ・ここの
名等にうちいり、らんほうらうせきをいたすとうんく、(云々)ことしちならハ、はなはたゆわれなし、
しよせん、不ふしちニいらんをちやうし、きうめいのためニ、かのにうたうを、留めししんすへきし
やう、くたんのことし、

しやうへい十一ねん九月十八日

きやうふの (大友氏時) 大ゆふ ありハハ

しもつけの又二郎殿

田染基阿子息舍
弟等下地打渡シ
ニ応ゼズ

重ネテ違乱ヲ停
メ下地ヲ交付セ
シム

御炊殿御供米料
所ニ関スル訴状
ヲ執申ス

一八〇 豊後守護大友氏時書下案

○永弘文書
大分県史料三

宇佐宮權惣檢校内重代宣村申、田染孫三郎入道打入豊後國田染庄重安・永正・小手則・末次・恒任
名等、致濫妨狼籍由事、請文披見畢、如狀者、欲打渡下地於内重之處、孫三郎入道子息五郎并舍弟
右衛門三郎等、正員在符之而、不可退之由申之、不入立使節於[]云々、太招罪科乎、所詮
竈門孫[]相共、莅彼所、止違亂、可被沙汰。内重也、仍執達如件、
付

正平十一年十二月十一日

刑部大輔 御判
(大友氏時)

一八一 大宮司宇佐成公居舉狀案

○永弘文書
大分県史料三

當宮下宮 号御炊殿 御供米料所、豊後國田原別符・同國田染系永名・同勾別符等事、番長神主重輔捧
申狀候、以此旨、可有御披露候哉、恐惶謹言、
(永弘)

正平十三年五月廿一日

大宮司宇佐公 []
(宣成)

進上、御奉行所

田染莊

一三 宇佐宮神官等僉議狀

○永弘文書
大分県史料三

田染秀基ノ悪行
狼藉ヲ僉議ス

定基武家ニ屬シ
神官名字ヲ解カ
ル

重安名以下ニ乱
入

神領内ノ出入ヲ
禁ズ

僉議

今年延文

九月廿六日辰

田染孫三郎其御俗名重基後改秀基

入道社打入神領豐後國來繩郷内小野名、致悪行狼藉マカ子細事

右、彼入道亡父定基、或令放埒、或屬武家之間、有儀宮寺群儀、被解神官名字、被收公知行神領之

刻、於田染庄重安・永正・小手則・恒任・末次名等。田部氏女由緒之由就申之、預吹舉、給將軍

家御下文、當知行無相違、至當名者、社家進止之處、伺擾忌之隙、亂入當所、破損神寶、又傷神人

等、及放火蒞田已下之權惡行狼藉之條、好而招重科者也、早如此子細於守護方訴之、可被斷罪其

身哉、於彼等一類者、任社例被止神領内、出入之條不可有豫儀矣、仍僉議如件、

延文四 年九月廿八日

次第不同

權 大宮司公内 官感 (花押)

擬 大宮司公經 擬志 (花押)

權 擬大宮司宮比 擬 (花押)

少 宮司右輔 擬志 (花押)

辨 官兼頭書生永朝 念書 (花押)

○継目裏ニ権大宮司公内花押ニアリ。

權擬少宮司(永也)重輔(花押)
 官人代 永武(花押)
 擬少宮司宣輔(花押)
 官人代 頼繼(花押)
 擬神主 高輔(花押)
 權擬神主諸武(花押)
 『官人代 正勝(花押)』
 擬神主 家輔(花押)

一八三 田染莊末次名土帳案

○永弘文書
大分県史料三

①端裏書(く脱カ)
「すゑつ(く脱カ)のけんちうちやう」

ちうしんす

延文三年十月十日 ちうしんす
たしふのしやうのうち(畠)はくてん(思)のけんちうち(とちやう)の事
すゑつくみやう(く)

合

田染莊

末次名畠土帳ヲ
注進ス

田染莊

くすのきのつば

一所 五反 分米四斗八升 まこ六殿

一まこ三郎分

をよき

(種下田)

あかさこ

一所 卅

かいま

一所

一反廿 分米七升

こふけ

一所

一反十 分米三升二合

をそのくち

一所二反 かいま

合一斗二合 まこ三郎

一八四 香志田内重去狀案

○永弘文書
大分県史料三

(編纂書)
「かきかへのおん」

去渡

恒任名・永正名
・末次名等ノ田
・居屋敷荒野ヲ
渡ス

豊後國田染庄内、恒任名・永正名并末次名内ひんかしのその田五反、いつかの三郎貫首のいやし
きくわうや 四至ハほんもん 等の事

右名田畠家等ハ、去康永年中、養父田部氏女、武家御下知ニあつかるといへとも、田染孫三郎入道

其阿(俗名宣基、改秀基)後日武家として、任興行御下知、ちきやうあるへき旨、御教書并守護打渡御請文あつ

かる上、はうらつ(坂)の(き)の事、社家ニきこしめしひらかて候て、御(あいた)、彼名田畠等ニ

おいてハ、如元其阿(去渡所也)、但永正名内末正居屋敷・千四郎屋敷・又四郎屋敷・蘭田二反

・大おさ一反・あかさこ田一反・御寶前田一杖ハ、内重(香志田)ちき(や)あるへく候、此外ハ、彼名田畠あ

秀基放埒ヲ申シ
開ク

永正名内末正居
屋敷以下ハ香志
田内重知行

いろいろい申ししく□、如此契約申なから、いさゝかもいとをさうによせて、「其阿の子孫とい、内重子孫とい、。いさゝかいの事あて、へんかいの事あて、ちきやうあるへく候、尙背此旨候ハ、八幡三所大井・若宮四所権現・天満大自在天神御罰を、内□まかりかふるへく候、仍爲後日契約之□、如件、

延文五年八月廿二日

田部氏女養子内重

一八五 其阿 田染 秀基 契約状案

○永弘文書補遺 大分県史料六

〔端裏書〕「かきかへのあん 其阿か」

〔案力〕
〔文〕

末次名・永正名
等屋敷・蘭田ヲ
其阿ニ去渡ス

豊後國田染庄内、末次名并永正□末正屋敷・又四郎屋敷・千如四郎居□・蘭田二反。堂前十代・赤迫一反。大おさ一反等事

右名田皇屋敷等、若宮神主忠基相傳ちきやうあるところニ、去康永年中、田部氏女御下知申給らるゝ上、忠基彼名田皇等次第證文を、田部氏女うりわたすあいた、忠基ふんたるニよて、去與とこる也、但其阿□の恒任・永正名田の事、同田部氏女、被□□かすめ給はられ候といへとも、ふけに□□はうらつこの事、社家□□らるれ候によて、□□蘭□

田 染 莊

恒任・永正名

(以下紙背)

「申候ハ、契約名田畠口

「ちきやうあるへく候、若なを此口

「宇佐三所大井・若宮四所權現・

「天神御罰を、其阿か身ニ、なかくまかりかふるへ

く候、よて爲後日契約之狀、如件、

延文五年八月廿二日

(田染孫三郎入道) 其阿

一八六 富貴寺板碑銘

○豊後高田市田染地区大字路
大分県金石年表

祐禪德七回忌ニ
造立ス

右志者、爲祐禪大德七季忌、造立如件、延文六年七月廿五日、敬白、

一八七 足利義詮御判御教書寫

○渡辺敏喜代文書
大分県文化財調査報告書三八

鎮西凶徒退治事、所被憑思食也、近日可差遣左京大夫氏經、其間令堪忍、可相待下着之狀、如件、

延文六年十二月廿二日

渡邊大和守殿

(翼筆) 足利二代義詮將軍
「花押」

斯波氏經ヲ下ス
ヲ告ゲ下着ヲ待
タシム

田染莊弁分ニ相
キ当知行者・注
伝次第等ヲ進
セシム

重安・永正・小
手則ニ末次・恒
任名ニ対スル
染秀基ノ狼藉ヲ
停メ香志田内重
ニ下地ヲ交付セ
シム

一八八 豊後守護大友氏時書下

○河野正二文書
大分県文化財調査報告書三七

小田原彈正忠入道寂妙申、豊後國田染庄辨分事、云當知行之仁、云相傳之次第、不日相尋之、可被注申也、仍執達如件、

七月七日

刑部大(輪カ)

河野竊龜殿

○『永弘文書』(三五二号)ニ本文書ノ案文アルモ、「小田原彈正忠入道寂妙申」ヲ欠ク。

一八九 豊後守護大友氏時書下

○河野正二文書
大分県文化財調査報告書三七

宇佐宮權惣檢校内重代宣村申、田染孫三郎(其孫案基)入道其阿、打入豊後國田染庄重安・永正・小手則・末次・恒任名等、致濫妨狼藉由事、重訴狀具書如此、子細見于狀、早河野竊龜丸相共、莅彼所、停止其阿違亂、沙汰付内重、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

康安二年十一月十一日

刑部大輔(大友氏時)
(花押)

植田大輔御房(有也)

○『永弘文書』ニ案文アリ。

田染莊

140 豊後守護大友氏時書下案

○永弘文書
大分県史料三

同ジク田染其阿
ノ狼藉ヲ停メ下
地ヲ内重ニ交付
セシム

宇佐宮權惣檢校内重代宣村申、田染孫三郎入道其阿、打入豊後國田染庄重安・永正・小手則・末次

・恒任名等、致濫妨狼藉由事、重而訴狀(異書)如此、子細見于狀、先々被仰畢、早植(母)大輔房相共、

莅彼所、停止其阿違亂、沙汰付内重、載起請文詞、可被注申(他)、仍執達如件、

(康安二年十一月十)

一日

(河野龜丸殿)

(刑部大輔)

(御判)

○欠字ハ前号文書ニヨリ註ス。

141 豊後守護大友氏時書下

○河野正二文書
大分県文化財調査報告書三七

宇佐宮權惣檢校内重代宣村申、田染孫三郎入道其阿、打入豊後國田染庄重安・永正・小手則・末次

・恒任名等、致濫妨狼藉由事、重訴狀具書如此、子細見于狀、早河野羈龜丸相共、莅彼所、停止其

阿違亂、沙汰付内重、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

康安二年十一月十八日

(大友氏時)
刑部大輔 (花押)

(有迭)
植田大輔御房

重ネテ其阿ノ狼
藉ヲ止メ下地ヲ
内重ニ交付セシ
ム

重安押領ノ田畠
居屋敷

子房丸ニ名田畠
ヲ譲ル

一五三 公文權大夫しんけう田畠等渡狀

○永弘文書
大分県史料三

しけやす(重)とのゝあうりやう田畠(肩)いやしき事(敷)、とりかへし候て、わたし申ふん、いたひら・くきつか
・からしま・かと田・くちと・くれはし(公)のつめこやしき・なりミち大とりいまへ屋敷・はたてしん(手)
五郎いやしき也、ふしたふくてん(公)つくりミち・くほた・ゆの木その田・ミやさ(二)こ十(期)によはういやし
き、このまゑまつわたされ候、うけとり候て、しんとくニわたし申、しんとく(二)いちこのゝちハ、い
つれもく、せうくうしとのへ、ゆつり申候上ハ、御はからいたるへく候、ならひニ盛彦・しんほ
う・神高存知ノ狀、とり候てわたし申、いこニおいて、少もわつらいの儀あるましく候、仍後日た
め狀、如件、

ちやうち(貞)二年三月十七日

しんけう(公文) (花押)
くもん(權)のこんたふ

○本文書田染莊ニ関スルモノカ検討ヲ要ス。シバラクココニ収ム。

一五三 永正ほうめう讓狀案

○永弘文書
大分県史料三

田 染 莊

右名田畠等、^(沙赤カ)□ほうめうかちうたいさ^(シ)□てんち也、しかるに子息字房丸に、てつ□^(キ)をあいそゑ候て、一ゑんにのこらす、ゆつ□^(シ)あたふるところしつ也、かきりあ□^(キ)せんれいにまかせ、きん^(動)しせしむ^(ハク)□、たゝし次第せうもんハ、少しきんね□^(今)しつしたるあいた、もし後日に□^(ほう)めうかあとゝかうし、いさゝかも、いら□^(んカ)わつらいをなし、さたをいたさん□^(セ)からハ、ことなるさいくわニ、申おこな^(はるカ)□へく候、仍爲後日せうゆつり狀、如□^(申)、

□^(真カ)治四年^(きのとの)六月廿八日

永正ほうめう

一九四 沙彌妙圓^{香志}讓狀

○永弘文書
大分県史料三

一^(外題)可^(不)有相違、可令神役、

一^(宣成公題)花押

讓與

妙圓分領散在名田畠山野等事

當宮御領豐前國宇佐・下毛兩郡内□田畠屋敷等

一同國香志田村地頭職

一豊後國石垣庄内末吉・末國名田畠等

孫子光房丸ニ所
領ヲ讓ル

田染莊名々

□同國田染庄□、等

一同國來繩郷内名田等

惣四至坪付、見于本證文、

右所く散在名田畠山野等者、(香志田)妙圓相傳當知行□(無カ)相違之間、先年令分讓數子男女訖、而今嫡子(内重子也)

息光房丸、雖爲同孫子、依不便思仁、(香志田)内重讓□(第)悔返之、相副次弟調度之公驗證文等、限永代、

□光房丸實也、敢而不可有他妨、次妙圓讓相□(統子也)孫等中仁、或相傳于他人、或有牢籠事者、光房

丸□、仍爲後證讓狀、如件、

正平廿二年八月一日

(抄妙円花押也)
(香志田)

一九五 元阿書狀案

○永弘文書補遺
大分県史料六

この事、田原殿御心得へまでにてこそ候へ、し□(カ)らハ、しさ□(じ)あらしと、おほゑ候、又大事ニ

御□(系)御こゑ候つ□(と)祓事、申うけ給へく候、

御文くわしくてうくうけ給候ぬ、なに事候ハす□(カ)ねニ人を給候ハ、悦入候、

一御もんその事、てつきい下、名くの下知かり申□、さきたつて申入候ことく、田原殿寺こうちに

御わたり候時、さう田とのけんさんニ、入候ハんに□候と□おりふし、きけんなく候ほとニ

申さす候、其後かうさのちんにてさう田殿ニ申、こうきやう御けちすほうともニ、三反御けんさ

田染莊

田染ノ沙汰

んニ入候ぬ、よて藤(宗直)五入御心(つひ)へさる、かすめほうしよを申なし候ける、きやう(向)こう田染のさたニ
 いろい申ましく候と、ちきに、おほせられ候ほとに、すいふんゑつきして候、それニもさそおほ
 しめされ候らんと存候、かやうに申候は、御ふんのためにて候、もんしよやかてまいらせへきと
 ころニ、ふる(古)こう(國)の寺ニあけ申て候、僧物ニ(つ)いて候、おろかあるましく候、とりよせ候てま
 いらせ(候)□へく候、いそき候ほとに、くわしく申さす候、恐(言)く謹□、

十二月十三日

元 阿 在判

田染長野さへもん三郎殿

○香志田藤五入道(妙圓)、長野左衛門三郎(二〇三号)ニヨリ、シバラクココニ収ム。

一六 富貴寺地藏菩薩光背銘

○豊後高田市田染地区大字藤大分県金石年表

願主王盛久

應安元年

乙月
申成願主王盛久、
一日

一七 沙彌室妙讓狀

○永弘文書
大分県史料三

(端裏書)
「おるはしの證文」

永政名内さるは
ミ居屋敷荒野ヲ
譲ル

永政名内

さるはミの居屋敷くわう屋四至塚事

東限、とをミ石(よりカ)二田のとをみ石ニむけて、口(の丸カ)のかミまで

(備カ)限、遠見石のおすちをくたり、小迫の口(の丸カ)ふちをくたり、よし畠の塚まで

西限、田ふちをくたり、長野之田の塚まで

北限、口の丸田ふちをくたり

右、本證文ニ坪付四至塚見たりといへ共、重而室妙しるしおく所實也、もしかの所ニ、いらんわつらいなさん輩ニおいてハ、公方ニ申て、罪科ニおこなふへき也、よて後のための讓狀、如件、

正平廿五年かのいぬとし十一月十五日

沙阿室妙(備カ) (花押)

一六六 沙彌一曇吉弘氏輔書狀(紙切)

○永弘文書補遺
大分県史料六

田染莊名々事
岩崎

宇佐宮雜掌申候、豊後國田染庄名々事、神慮候、被經細碎御沙汰候、任先規可有御沙汰候後、次岩崎事、申田原若狹守御口(備)祓事、領狀候、長野新左衛門尉同於當陣口(備)申候之處、承諾候、可有御沙汰候歟、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

十月十四日

(吉弘氏輔)
沙彌一曇 (花押)

田染莊

田 染 莊

一六二

進上 吉弘左近將監殿

一九 一曇 吉弘 書狀 (紙切)

○永弘文書
大分県史料三

(縮紙切封)
「(墨引)」

御札條々、委細拜見了、

抑岩崎御供田事、先立注進豊後候、重可申候、於身者、更不存等閑候、次田染名々間事、同可注進

豊後候、其子細令申御使候了、恐々謹言、

十月十四日

(吉弘氏刷)
一曇 (花押)

二〇〇 一曇 吉弘 書狀

○永弘文書
大分県史料三

(縮紙ウハ書)
「貴報」

(墨書)
「田澁庄狀」

御札謹拜見候畢、如仰連々可申入候之處、不退在陣之式、乍存罷過候、非本意候、抑田染庄内名々事、委細承候了、不可有等閑候、將軍家御教書・御下知等、以御代官給候者、可執申候、尙々不可存疎儀候、恐惶謹言、

田染莊名々ニツ
キ等閑ナシ

岩崎・田染莊名
々々事ヲ豊後ニ注
進ス

三月十一日

一曇 (花押)

貴報

(奥切封)
一 (墨引) ㄣ

三〇二 一曇 吉弘 氏輔 書狀

○永弘文書
大分県史料三

田染莊重安名ノ
下地ヲ知行シ
事ヲ勤仕スベシ

放火狼藉等ヲ高
崎ニ注進

田原直平

内野尾 (内小野)
名

一日預御札候之間、則進御返事候畢、抑田染重安以下名々事、於下地者、任先規令知行、至御神事者、無退轉可致沙汰之旨、度々申候了、而致放火狼藉、及刃傷打擲候之由、承候、驚入候、適今明高崎へ、以事書條々申談子細候ニ、左近藏人入道殿事、可有尋御沙汰之間、可申注進候、松尾彦九郎事、直可相尋候、次ニ内野尾(采郷内小野名)一名事、就此御狀承候、同相尋之□候て可申候、神人嗽訴之段、被宥仰候之條、就公私悅入候、每事期後信之時候、恐々謹言、

九月十四日

(奥切封)
一 (墨引) ㄣ

(吉弘氏輔)
一曇 (花押)

三〇三 一曇 吉弘 氏輔 宛行狀

○永弘文書
大分県史料三

永正名以下ノ田
地屋敷ヲ宛行フ

田染庄永政名 □ 九郎本知行分田地五段 □ 居屋敷本役
□ 眞文云々・同名内闕所

田染 莊

分・同國來〔細〕郷内小野村半分壹町五段〔尾〕在□□、彼所々、今度最前馳參高□□間、且依忠節、且任由緒、所被宛〔行カ〕也、但有限御公事等、任先例可致沙汰之狀、如件、

應安四年十一月十五日

〔吉弘氏贈〕
曇奉

三三三 田染莊惡黨交名注進狀案

○永弘文書
大分県史料三

〔論裏書〕
「八月廿八日狼藉交名人等事」

注進

狼藉人ノ交名ヲ
注進ス

重安・永正・恒
任・小手則・末
次名等

〔正仙已下輩〕

爲田原左近藏人入道。以九月廿八日〔尊也〕五〔八〕應安、差遣多勢於一圓神領豐後國田染庄重安・永正・恒任・

小手則・末次名等、苟取作稻、令破損神寶、被〔打〕指擲〔刃傷〕。神人等、惡行人等交名事

合

一人 辨分田口入道 一人 永正兵衛二郎入道行妙

一人 長野左衛門三郎入道 一人 松尾彦九郎

一人 西妙法師 一人 覺妙法師

右、此外雖有數拾人。若〔若〕党中〔若〕間下部雖有之、不知名字之間、不及注進、仍且注進、如件、

應安五年八月廿九日

二〇四 大宮司宮成公居書狀

○永弘文書
大分県史料三

田原直平等重安
名等ニ狼藉ヲ加
スヘ堂達淨源ヲ殺

當宮領豐後國於田染庄重安已下名々、爲田原左近藏人入道并松尾彦九郎等、被又傷候之内、堂達淨源、昨日十日辰尅令死去候畢、珍事候、嚴密不被經御沙汰者、可及重事候、以此旨、可有御披露候哉、恐惶謹言、

應安五年九月十一日

太宮司公居(會成)(花押)

進上 御奉行所

二〇五 熊野共同墓地國東塔銘

○豊後高田市田染地区大字平野
大分県金石年表

六郷熊野山ニ石
塔ヲ造立ス

敬白、奉造立六郷熊野山石塔事、右寶塔志者、爲願主良秀・秀悅・廣彌・正慧・玄熊・幸慶・蓮秀・祐賢・良棟・明秀・定賢・寶妙・道鑑・寶吉・惟平・影光・淨一・衛門大郎(マ)・左近五郎・十郎・六郎三郎・諸大郎(マ)・心遠・妙忍・□□□隆位面々逆修、爲現當二世、心中所願皆令満足、過去七世親類靈等往生淨土、乃至法界成佛得道、所奉□□□刻□此壹基之石塔、如件、應安八天乙(會月)卯麦刈上旬、大工道心、五郎大郎(マ)、結緣分刑部四郎・紀小太郎・正順・大願主各敬白、

田染莊

三〇六 金高墓地國東塔銘

○豊後高田市田染地区大字平野
大分県金石年表

永和^(元年)乙卯 四月日

三〇七 豊後守護大友親世書下

○永弘文書
大分県史料三

重安名以下ニ対シ神宝破損神人ヲ傷打擲ノ張本ハ清祓ヲ行ハシム

宇佐宮雜掌申、田原^(在也)藏^(心)入^(辨也)松尾彦九郎以下輩、於田染庄重安・小手^(則)・恒任・永正・末次已下名々、去應安五年八月廿八日・九月七日兩度破損神寶、又傷打擲神人由事、神慮尤巨測、所詮於帳本人者、所被處罪科也、至與力之輩者、相懸清祓節、可致其沙汰、次重安已下名々事者、追可有沙汰之狀、如件、

永和三年^(三カ)□月十七日

^(大友親世)式部丞(花押)

豊後國守護代

^(與世)一當宮番長御供所別當

永弘

三〇八 了曇吉弘・宗源宇野連署奉書

○湯屋文書
大分県史料二

〔端書〕
「宇佐宮御供米之事」

田原・田染御供
米ニツキ上總入
道半濟分ヲ番長
方ニ勘渡セシム

田原・田染より致沙汰候宇佐宮御供米事、被成御書下候、上總入道跡半濟分事、任國中大法、番長
方ニ可有御勘渡由候、恐く謹言、

〔魚箋〕

「永和三」

十二月六日

〔宇野〕
宗源

〔花押〕

〔吉弘直輔〕

了曇 〔花押〕

木付殿

三〇九 眞中釋迦堂跡寶篋印塔銘

○豊後高田市田染地区大字真中
大分県文化財調査報告書三七

貞享三年大風ニ
破損セシヲ宝曆
三年再建ス

又此石塔者、往昔永和五己未年造立之大塔也、中古貞享三丙寅歲、大風破損、而經星霜久、敢無再
興族、今也寶曆八戊寅之初冬、發微信之輩、卒再建此塔者也、眞木邑大願主下組中、

田染莊

二〇 正仙田原直平讓狀案

○志賀文書
熊本縣史料中世二

(端裏書)
「ゆつり狀あん 泰輔分」

相伝所領ヲ子宝
掌ニ讓ル

田原別符石丸名

利行名

讓與 所領事

壹所 豊後國田原別符石丸名田島山野等、四至堺本證文にみゑたり、

一所 同別符利行名内富迫辨官古屋敷

四至 東限 かたふきの日出房か屋敷の下谷くたり

南限 尾立くたり

西限 藥師堂の西の神田のふちくたり

北限 大井手のミそのほりかたふきまで

一、同國田染庄内餘名田島等

行成名

田地貳町八段 行成名、此内島地在之、

田地五段 かや本、此内島地少分在之、

右、名田島山野等ハ、正仙相傳當知行無相違地也、しかるをいまにおいてハ、子息僧寶掌に永年をかきて、ゆつりあたふるもの也、但石丸名ハ、悉皆ゆつるあひた、本證文ことくそへわたすところなり、よの所くハ、るいけんたるによて、そへわたさず、要用の時ハ、惣領親廣(留題)に所望して出

余所ノ本証文ハ
惣領親廣ニ所望
スベシ

没後ノ不孝

帶すへき也、もし正仙か子孫等中に、ふりよのいらんをいたす輩あらハ、没後の不孝として、正仙かあとを、たんふたりといふとも、知行すへからず、さいくわに申おこなうへき也、仍後證のために、讓狀如件、

康曆貳年六月一日

(田原直平)
正仙 在判

三二 吉弘氏郷・岩部宗宣連署奉書案

○永弘文書
大分県史料三

末次名内ノ地ヲ
小田原氏世ニ渡
付セシム
子細アラバ明シ
申スベシ

田染庄末次名内楠田五段・同屋敷三段事、爲小田原次郎氏世知行分内之處、近年押妨之由、就歎申、都甲中務丞・小篠周防入道、被糺明眞僞之處、如注進者、於氏世分領内、無相違云云、仍起請文明白之上者、雖可被渡付氏世、若有殊子細者、今月中可明申之由候、仍執達如件、

至徳元年十月十日

(岩部宗宣)
左衛門尉 在判
(吉弘氏郷)
左近將監 在判

吉(用)次郎殿

田 染 莊

三三 吉弘氏郷・岩部宗宣連署奉書

○永弘文書
大分県史料三

恒任・金丸兩名
半濟

(裏打紙端裝書)
金

半分ハ番少宮司
半分ハ高田勘解
由次郎ニ

字佐番小宮司申、田染庄内恒任・金丸兩名事、任大法之旨、致半濟沙汰之處、給人高田勘解由二郎一圓押妨云云、事實者、甚無謂、所詮如大法令半濟、於半分[]番小宮司、至十[]沙汰付勘解由次郎、若給人[]

至德二年十月[]

[]沙汰由候、仍執達如件、

(岩部宗宣)
左衛門尉(花押)

(吉弘氏郷)
左近將監(花押)

小篠周防入道殿

都甲中務丞殿

三三 吉弘氏郷・岩部宗宣連署奉書

○永弘文書
大分県史料三

永正名半濟分ハ
小田原次郎ニ宛
ツ
残り半分ハ松尾
彦九郎押妨

字佐宮擬大宮司重輔申、田染庄永正名事、於半濟分者、宛給小田原次郎畢、至殘半分者、重輔可領知之處、松尾彦九郎入道令押妨間、香椎御座之時、就歎申候、被返付畢、仍度々御遵行之處、尙以不承引云々、太招罪科者也、所詮須加牟田壹町・永正名半分事、點置作稻、松尾入道者企參府、可

參府シ明シ申ス
ベシ

明申之旨、可被相觸之、爲御祈禱時分之間、

二四 吉弘氏郷・岩部宗宣(七)連署奉書

○永弘文書
大分県史料三

行成名ノ下地・
年貢半分ヲ去リ
渡サシム

字佐擬大宮司(八)重輔申、田染庄内(九)成名事、去年於香椎令安堵之間、遵行之處、號由緒、末弘(一〇)
由歎申候、非無其謂候哉、雖然重御沙汰之程、先云地下云年貢、各半分可被避渡候、尙以御異儀候
者、爲後(一一)可然候、急速可分遣候、相殘

二五 某知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

田染弁分

今河了俊持之(二)後國田染辨分小野・永松・惟松等領(三)貳拾柒町
餘事、故甲斐守常方契約(四)之上(五)、先爲給分所預置也、守先例(六)

田染莊

二六 吉弘氏郷書下

○永弘文書
大分県史料三

一 將軍家ヨリ

重ネテ恒任・金丸名ノ半濟分ハ高田某ニ殘半分ハ少宮司ニ渡サシム

字佐宮番少宮司重世申、^(田染)庄内恒任・金丸兩名事、去年狀候之處、于今不道行之由、被歎^(カ)□、於半濟分者、沙汰付高田勘解由^(次郎之)□、至殘半分者、可被打渡少宮^(前カ)□、若又子細候^(番カ)□、可注進候、恐

く謹言、

九月二日

氏^(吉弘) 郷(花押)

小篠周防入道殿
都甲中務入道殿

二七 到津公弘書狀

○到津文書
大分県史料一

田原田染正御供米及ビ田染莊所々々來繩郷内尾名ノ成敗ヲ請フ

擬^(マシ)太宮司^(永弘)重輔申、田原・田染正御供米事、字佐^(米細惣)□方及違亂候、數代當知行之處、如此無理預誠御沙汰候者、恐悅候、次田染彌五郎知行分、田染庄内所^(米細惣)く并内尾名事、背度^(米細惣)く御成敗、是又田中押領同前候、兩條無相違候様、被懸御意候由、所仰候、恐く謹言、

正月十一日

公^(到書) 弘(花押)

佐保殿

三六 藤原直重讓狀

○矢治文書
大分県史料八

香志田ノ惣地頭
職以下ヲ讓ル

田染莊重安・恒
任・永正・小手
則・末次名

一 たしうのためめ(田染カ)ニ、一しゆニゆつりをわたすなり、
(女カ)

一 かうしたのそうちとうしき
(番志田)

一 たしふの庄うち重安・つねたう・なかまさ・こてのり・すへつきみやうらの事
(田染) (直) (住) (永) (正) (小手則) (采) (次) (名)

一 いしかきのしやうすへよし・すへくにニみやう事
(石) (直) (采) (吉) (采) (理)

一 くなわのかうかな丸みやうら事
(采) (金) (采) (理)

一 そうしておうちめうゑんのちきやうらハ、一所ものこぎす、ちきやうすへき物なり、よてのちの
(惣) (妙) (巴)

ためゆつり狀、くたんのことし、

應永二年壬七月十三日

ふちわらの直重(花押)

一 田染書狀也、
(異筆)

田染莊

二九 沙彌吉弘・沙彌宇野 宗經 連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕
一當社下宮社司太夫兼番長太夫大煩助殿九之御奉書

田原別符内御供
米及比田染莊名
々ヲ擬大宮司重
輔ニ渡サシム

宇佐宮擬大宮司重輔申、豊後國田原別府内御供米、并田染庄内光並・行成兩名・須加牟田八段事、

多年田原上總入道正繼押妨云々、次同庄恒任・金丸兩名書、高田勘解由次郎入道子息三郎次郎皆濟

云々、同永正名書、小田原次郎令押領畢、同庄系永名御供米手、尾卷入道并會禰崎助四郎押妨之由、

〔總〕訴申、去十一月六日御書下如此、所證云御供米、云彼名々、可被打渡重輔也、若又有子細者、載起請之詞、

〔可九〕殿注申之由候、仍執達如件、

應永貳年十一月七五日

〔異筆〕「宇野殿」

「山國殿」

沙彌宗經〔花押〕
沙彌吉弘了譽〔花押〕

古庄備後入道殿

都甲左衛門大夫入道殿

三〇 沙彌吉弘・沙彌宇野連署奉書案

○永弘文書
大分県史料四

田染莊・永正名
以下ヲ重ネテ重
輔ニ渡付セシム

子細アラバ注進
スベシ

宇佐擬太宮司重輔申、神領田染庄永正・恒任・金丸・光並・行成・須加牟田以下所々事、於去年香
椎、被成御書下之間、令遵行之處、高田勘解由三郎次郎・田原因幡守・小田原次郎・永正長門入道
異儀云々、事實者、不可然、所詮任先日落居、重口、若又有子細者、可被注進之由
候也、仍執達如件、

應永參年卯月廿五日

(宇野宗經)
沙彌
(吉弘了曇)
沙彌

古庄備後入道殿

都甲左衛門大夫入道殿

三一 沙彌吉弘・沙彌宇野連署奉書案

○永弘文書
大分県史料四

重ネテ重輔ニ去
リ与ヘシム

宇佐擬太宮司重輔申、田染庄永正・恒任・金丸・光並・須賀牟田以下事、去年於香椎令安堵之間、
遵行之處、未被去退之間、所敷申也、事實者、太不可然、爲御祈禱之時分間、嚴密可被去與之、若
猶及異儀者、爲後訴可爲難儀歟、不可有無沙汰之儀之由候、仍執達如件、

田染莊

田 染 莊

應永參年十月八日

小田原次郎殿

高田三郎次郎殿

永正長門入道殿

沙(宇野宗純九) 彌(吉弘了兼九) 在判
沙(吉弘了兼九) 彌(吉弘了兼九) 同

三三 親廣・野田惟榮連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

〔將軍家御奉行所(吉九)〕
(端裏書)

田原御供米田染
莊内社領

宇佐社擬大宮司申、田原内(永弘重轉) 御供米并田染庄内社領事、被究社家文(番九)□候、就理運可有執御沙汰由、

被仰候、恐々謹言、

十一月六日
(異筆)「応永三」

惟(野田) 榮(花押)
親 廣(花押)

山(吉弘了兼) 國殿

宇野(宗統) 入道殿

〔當社下宮社司番長(裏打紙裏書)〕

御供所別當永弘

田染殿築地

三三 野田惟榮書狀

○永弘文書
大分県史料四

田染殿築地のおゝい、ふんと被仰候へく候、御大綱屏（屏）一間ふん、被勲候へと
遣候、恐々謹言、
早々可被遣候、めしつきあるへきよし、重々可申候、此由急度、可被仰

八月十八日

惟 榮（花押）

（切封ッハ書）

（墨引）

野田新兵衛尉

帶刀藤左衛門殿

御宿所

惟 榮

三四 宇野宗經・昌勝連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

（裏書異巻）
「明和九マテ三百七十五年也、」

（端裏書）
「宇佐宮 御奉書」

宇佐擬大宮司被申候、田染庄（須加牟）すかむ田・みつなみ（光 並）并永正名社家年貢事、當庄惣政所とかうせられ、
押妨之由、うたへ申され候、もたいなく候、社家にかへしつけられ候所を、如此御違亂候て

田染庄須加牟
・光並・永正名
社家年貢ノ押妨
ヲ止ム

田 染 莊

三六 沙彌某・左衛門尉某連署奉書

○到津文書
大分県史料一

田原次郎・因幡
八郎・永正幸
ノ田染・庄内永
・恒任・金丸名
等ヲ押領スルヲ
停メ永弘榮重ヲ
シテ知行セシム

宇佐宮擬大宮司(永也)重輔子息彌五郎榮重分領、豊後國田染庄内永正名・恒任・金丸・光並・行成・須加
牟田壹町并内小野事、近年押妨人等雖在之、任運運被裁許、榮重當知行之處、號宇佐田中子時大宮
司成敗、田原次郎・同因幡八郎・永正長門入道正幸、去年以來押領云々、太招罪科者歟、所詮任度
々安堵、彼名々於如元沙汰付榮重、可被執進請取狀、若彼違亂人等、雖有申子細、既無理訴之旨、
先度細碎被究御沙汰上者、更不可有御許容者也、就中正幸押領所々事、如去應永五年十月十三日御
書下(書)□、召出訴論人糾決之處、正幸依不帶一通公驗、被點置□所云々、然者、殊嚴密可被致其沙汰
候由候、仍執達如件、

應永十年六月三日

左衛門尉(花押)

守護御代官殿

沙 彌(花押)

三七 田染榮重・資道連署田畠取帳案

○永弘文書
大分県史料四

内(庶子)そしふんの田畠取帳事

田 染 莊

田 染 莊

□ リノエ 分米一石

□ 卅神田分米一斗

□ 反十 分米一斗

□ 五反 これハ定米 分米三升

一 さ、原 所四反 分米六斗

同畠地分ハ二反、秋兩度、貳石五斗定、

此内五斗分、屋敷立、已上二石分、

これハ先規ノマ、ト云々、

應永十一年九月廿六日

○田染榮重ノ名ニヨリ掲グ。

資道 (カ)
在 |
榮重 (田染カ)
在 |

三六 永正のこれしけ請文

○永弘文書
大分県史料四

『あつかり申候、

御しんりやうふんこのくにたしふのしやうの内、すかむた一丁・なかまさシやうの内(猿)は(喰)三
反・御ここのまゑの卅田・おなしたけそえ十のけさくしきの事

田染莊須賀牟田
一丁永正名猿喰
三反等下作職ヲ
預カル

永正・恒任・金
丸・内小野名田
地ハ・田染栄重
サル 堵サ

栄重知行ニ野
腹黒ノ儀ナシ

右なかまさ・つねたう・かな丸ならひにうちのを六小野老のミやういけハのてんちら、たしふのいや五郎五よししけのさうてんたうちきやうさおいなきち也、しかるを二、なかのゝすけ三郎おなしく大とヨみのすわうのすけ申ことくハ、『これしけらかのミやうくの内ニ、せうふんのけさくさうそくのしさいありと申候について、これしけふけしやけになけき申候といゑとも、申ところを七脱力きかせられ、もとのことく、よししけりうんニまかせ、ことごとく御あん候七脱力ゑハ、かさねてこれしけ一ここのきを申さす候、しかりといゑとも、あいしたしきあいた、へちきの御ふちニあつかるへきよし、なけき申候あいた、すかむた一丁・さるはミ三反・御ここのまゑ卅・たけそえ十のけさくしきを、あつかり給候うゑハ、このほかニ、あやまてもしるるいきやうたいのきニより、あるいハゆいしよとかうし、あるいハけんもんのちからおたのミ、よししけ御ちきやうのミやうくのうちニおいて、ふけしやけにても、やしん野心腹愚はらくろのきを、これしけかすめ申候ハ、かのてんちを、もとのことくめし上なし、へちのさいくわを、申おこなわるへく候、又御たいかうのさた候て、御さいふさいちんるときハ、さたようとう人そくともニ、かうりよく申へく候、もしこのてういつわり申候ハ、

にほんこく大せうのしんき、へつしてたうしや三しやの御はつを、これしけまかりかふるへく候、

おうゑい十二年卯月八日

なかまさのこれしけ

○紙背及ビ紙継目裏ニ花押アリ。

三九 永弘重世置文

○永弘文書
大分県史料四

誠置

田染莊内当知行
名々来繩郷内小
野名

光世ノ計イトシ
テ八人ノ兄弟ニ
分譲スベシ

内小野名・恒任
名

田染莊名・来繩
郷内小野名ノ文
書

豊後國田染莊内しやうけんのおと(重世)重世當知行之名々、ならひニ同國(来)くなハ(繩)のかうの内うちのお(内)の女(小)

一 彼名々を、すは(數)いの子ニわけ、ゆつり狀をしたゝめおくへき所に、此四五年のうさ(物)のふ(懸)そうによ

て、いまたかきさためおさるものなり、なおもそうく方々の御公事によて、ふさたならば、

ちやくしといゝ、そう(つゝ)そうりやうたるうゑハ、光世のはからいとして、八人のきやうたいに、わ

けゆつりあたふるへきものなり、たゝしそうけんの事は、あに『おと』によて、わけあたふるへ

きなり、

一同國くなわのかううちのお名と、田染(恒任)ねたう名をハ、光世ニゆつるへきなり、そのふんを、存

知せらるへきなり、たゝし、か(内小野)のうちを名はんふんか事ニおいてハ、せんとへふの女しやうに(一)

後(期)りやうしゆ(額)にゆつりわたしをはん(念腕)、いさゝか一後之間、いろん(手)のきあるへから(手)□、光世かの女

しやうをふちせしむへきなり、

一 彼田染之名々ならひにうちのお(内小野)の事ハ、一通ものこさす、さたのために、いや五郎にあ

つけをく所なり、せけんしつまらハ、たしかにうけとりて、面々のゆつりにまかせて、わけかん

右ノ名ハ重世一
期知行

とすへきなり、もし又かのもんそをおしむ事あらは、公方に申て、上さいをあをくへきなり、

一かの名ニをいて、かやうにきたため とも、重世一後之 はからい 知行『す

へきなり、條々其しさいあり、

一御公事ニよて、ありき^(いカ)をせしむるあいた、かやうに申おく所なり、此五かてう、相そむかんとも

からにをいて、ふけうさいくわたるへきなり、よておきふミ如件、

應永十二年 きのとの 八月七日 擬太宮司兼番長重世(花押)

父きやうたいにおいてハ、一み同心のおもひをなすへし、もし又心くニあらは、彼ちを知行す

へからす、よて狀如件、

同月同日 (永世)
重世(花押)

「重世^(実筆)とハ重輔之まろの名のり也、」

○紙維目裏ニ、重世ノ花押アリ。

三〇 永正正幸番帳

○永弘文書
大分県史料四

番帳の事

上 一番はく名 一番よこまくら

田 染 莊

糸永

- 二くかしあけ
 - 三くたけつね
 - 四くためかん
 - 五くふなこ田
 - 六くいとなか
 - 七くさきた
 - 八くあきよし
 - 九番さんや
- 二くは(くわ)
 - 三くこふし
 - 四く大つほ
 - 五く下ひさい原
 - 六くくきの一分
 - 七く上ひさい原
 - 八くくわくはら

應永十二年六月一日

○所属未詳ナルモ「いとなが」ノ地名ニヨリ、仮リニココニ收ム。

— (永正入道正善)
(花押)

三三 永正正幸・立石智尊連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

田染圖書方知行
分段錢ヲ請取ル

納 田染圖書方知行分、段錢壹反別五十文通事

合七百文者、目足、

右、爲圖書方沙汰請取了、但此外ニ河内堂免二反・神田三反三十・恒任堂免壹段・大曲山神免卅、
以上七反十代、任先例所指置也、仍爲後日、請取狀如件、

應永十四年十一月七日

智尊(花押)
前政所永正入道
正幸(花押)

三三三 永正正幸屋敷田島讓狀案

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕
正幸大炊助ニゆつり狀

御しんりやうたしふの庄内永政名の内、正幸いやしきてんはく、ならひにくちの丸二反卅代事
右件田島等ハ、正幸ちうたいさうてんの下さくしきなり、しかるを、しそくを^字息大炊助のすけ惟世ニ、
永代ゆつりわたす所也、かのいやしき名田之内ニ、さるはミのそへ二反・同^山さんや・くわ^山うや・い
やしきいのそ^マいつ、しんさへもん惟重ニ、ゆつりあたへ候者也、しやけ御ねんく御くうしをハ、て
んちニしたかい、さいそく候て、おさめ候へく候、よて爲後日ゆつり狀、如件、

おうゑい十二年^{ひのと}の年 十二月十三日

正^{永正}幸 はんあり

三三三 永正正幸田島讓狀案

○永弘文書
大分県史料四

田染荘内田島居
屋敷荒野ヲ惟重
ニ讓ル

猿喰野添二反山
嶺野居屋敷ハ
惟重ニ讓ル

ゆつりあたふ田島^(荒野)くわや事

のそい地門
一所壹段

田染荘

田染 莊

一八六

ちるは

一所いやしき

同所 一所くわうや

右件田島等ハ、正幸重代さうてん地なり、しかるを、今新左もん尉(維憲)□永代をかきて、ゆつりわたす所な□、(兄)きやたい(弟)すいけよ(水)のことくして、さまたけなく、ちきやうあるへ□、(公)公方御公事も候ハ、よりあいさた申へし、仍爲後□狀、如件、

應永十二年十二月十八日

正幸(永世) 在□

三三 永弘重輔番長職等讓狀

○永弘文書
大分県史料四

讓與

番長職御炊殿社
司職御菜米以下
所々ヲ光世ニ讓

當宮番長職并御炊殿社司職、散在御菜米以下所々事

右所職者、重輔重代相傳之所職也、而□少宮司光世仁、次第證文をあいそへて、限永代、所讓與實也、此上者、他のさまたけなく、可全職役者也、若しせんニ、他人ニこきやくの事あらハ、この狀ニよるへかす、よてゆつり狀、如件、

應永十七年正月十一日

重輔(永世) (花押)

三三 永弘重輔番長職等讓狀

○永弘文書
大分県史料四

御炊殿社司番長
職同散在御供米
ヲ御菜米以下所々
孫重朝ニ譲ル

□與^⑤

當宮御炊殿社司并番長職、同散在御供米・御菜米以下所々事

□件^⑥兩職者、重輔重代相傳無相違□也、而今孫重朝ニ、限永代所讓與實也、此上者、令彼職領掌、相從月並不退□神事、可全職役者也、仍爲後證讓□、如件、

應永十七年十月十九日

擬大宮司宇佐重輔(花押)

三六 永弘重輔田島賣券

○永弘文書
大分県史料四

うりわたす、すへひさのうちのてんはくの事

合

一所 參段卅

かいもと

一所 肆段卅

ひやけ

一所 貳段

やつへた

一所 參段卅

すへひさのやしききたひか□

右くたんのてんはくらハ、しんれいか、せんそさうてんのしりやうなり、しかるを、いまようく

田染莊

田染莊末久名内
田島ヲ三郎檢校
某ニ売ル

萬雜公事所當ハ
本名ニ止ム

あるによて、なかの、三郎檢校殿ニ、やうねんをかきて、うりわたすところしちなり、たゝし、か
のてんはくの、まんさうくんしそたうハ、ほんみやうにとゝめをわぬ、又ほんもん いたて
ハ、るいくゑんたる あ そ てつきをもて、お しやうく候、又とうた
う てんハ

(裏書)

「於正文」

案文 裏判 用之時、可披見之、

應永十九年六月十五日

重輔(花押)」

三七 永弘重輔讓狀案

○永弘文書
大分県史料四

(編纂書)
「次郎殿三通案文」

讓與

字佐宮御りやう豊後國 光並名田鳥屋敷荒野等事

右名者、字佐氏女田染性玄禪 、せんそ代々之ほんりやうとして、當知行さうのなき所也、性玄
者としに 、すしの子ニゆつりなきあいた、重輔かはからいたる上ハ、於今者子息二郎に、
永代ゆつりあたふる所也、しゝそんゝにいたるまで、知行すへきなり、ほんせうもんハ、字佐さ

田染性玄並名田
鳥屋敷等ヲ子二
郎ニ讓ル

田染性玄先祖代
々ノ本領
性玄頓死

本証文ハ字佐錯
乱ノ時紛失

くらんの時、ふしつせしめ候、のこるもんそハ、田染や五郎かもと為、あ□けをく所なり、よう

□けんすへく候、よて□

〔（定承）〕 十九年ミツのえ六月□

擬 □（永弘重輔之）

三六 永弘光世書狀

○永弘文書
大分県史料四

□米出来候者、可有助成候、無是非式候、只今歸宅候間、□

只今歸宅候、就其一日認候諸官署判、在宮之人數分、判取て候、爲一見先まいらせ候、身も此五日
必定參宮候へく候、（マシ）五根之時、諸官皆く參宮候由、とり調候て、まいらせ候へく候、明後日四日
こなたへ給候へく候、又裏判ハ公則（當惑）被封候、思の外ニ心おち如此候、判をいたされ候ほとに、是則
當官の書下にて候、かやうのしかるへき時分ニ、一砵御用意候て、外題をもめされ候ハ、末代し
かるへき事、

□御罰候へ、諸官ハ皆心へ□

〔（以下紙背）〕 □五日□候へく候、將又常陣□佐知中務歸宅候、□佐保殿・古庄殿連判ニ

て、豊後國の神領内、御供米不可有相違候、就中田染庄御神領の事、不可有子細候、若異儀之仁候
者、交名をしるし給候へき狀をとりて候、歸宅候、案文ハ今度參宮之時、うつし候て、まいらせ候

佐保殿・古庄殿
連判
田染庄神領ハ子
細アルベカラズ

田染莊

田染莊

一九〇

へく候、旁以御神領の事、如此候、猶々目出候、委以面申承へく候、恐々謹言、

〔応永十九〕

七月二日

光世〔花押〕

〔切封ウハ書〕

〔墨引〕

殿

光世

三三 榮綱請文

○永弘文書
大分県史料四

田染莊永正名内
田島ノ年貢用途
無汰沙ナキヲ誓
フ
権門高家ヲ頼ミ
野心ノ儀ヲ申サ
ズ
曾根崎殿

□神りやうな^{〔永正〕}かまさ^{〔色〕}ミやうの内、□しき田島の事、せんくのむね^{〔心〕}かせて、ねんくよう

とう、ふきたあるましく候、□ミかりやうしゆたしふのいや五郎とのニ、□申候て、おり時し

ツをえ候て、けん^{〔心〕}□んかうけたのミ、やしん^{〔心〕}のき申ましく候、□かれハ、れうそく^{〔科足員〕}のいんしゆの事

を、□とのそねさきとのニさき申候て、□しう申候、御ふちにあつかるへく候□上ハ、いさゝか

ゆいしよたて申すまし□候、もし此條偽申候ハ、

□本國の^{〔目〕}大少神^{〔心〕}き、八まんの□はつを、まかりかふるへく候、よて□^{〔高カ〕}後日状、如件、

應永十九年七月廿五日

榮綱〔花押〕

一人^{〔家書〕}にかゝせ申候間、のちのために、しひつもてうらかき申候、よしつな〔花押〕

榮綱自筆裏書

三〇 六郷離山衆徒等申狀

○太宰管内志下

六郷離山ノ衆徒
當寺務代ノ非例
ノ雜役段錢ヲ課
スルヲ停メラン
コトヲ請フ

御屋作催促

段錢同前

坊領役田ヲ罪科
ナク押妨

退転ノ堂社坊領
ヲ注進ス

六郷離山ノ衆徒等一同謹^(言脱カ)上、

右、今度離山之趣、非別子細、譬者當寺務代任職以來、對衆分、往古舊代無其先蹤以非例、致苛責被充行不慮之課役、御百姓一分之公役、令勤仕候事所以者何、今度御屋作並以下、爲上意之趣、

上者令致隨分奔走勤仕申之處、御侍造作以下之費及六十餘貫之條、六郷平均段錢催促ノ事、滿山之傷^(言脱カ)此事ニ候、仍付彼寺務代、雖捧一同之訴狀、未達上聞、結句重而御屋作御催促、是又雜用可爲同

前、段錢又同前也、然者衆徒悉以貧道無力之至、家計以難應徵分、依之、或先規舊例之法會神役等令陵夷、或元來不退之勤行修學令廢怠事、是偏寺務代ノ苛政所致也、爰殊以衆徒等、懷愁鬱空送年

月事、當山所々坊領并有限役田以下、更無其罪科令押妨、他郷他所地下人等、倒失理^(言脱カ)由袖之本主事、當寺務代之所爲、以ノ外無道也、如此之間、住山無其益之條、令離山候者也、且爲上覽、且爲

無私曲、條退轉ノ堂社坊領ノ員數條々、注進明鏡也、忝奉仰上意御賢察之旨者歟、然任先例、速蒙上裁者、滿山衆徒等開多幸之^(言脱カ)眉、彌可致御祈禱之精誠祈狀之旨、如件、

應永十九年巳十一月十五日

滿山大法師等各言上

○刊本ハ統書キナルモ、右ノ如ク改ム。

二四二 宗因畠地去狀

○永弘文書
大分県史料四

田染莊金丸名内
畠ヲ田染弥五郎
ニ去リ渡ス

□のゝかなまるはたけの事

□おんにかへし候て、たゝちきやう□候へとも、一ゑん御しんりやう、かな丸ミやう□ちのうへ

のゝはくちとなされ□く候、御けちおこそ候へ、見申て候、□けいしんの心さしおもて、たし

ふいや五郎とのニ、わたし申候了、□狀如件、

應永十九年十二月十三日

宗 因 (花押)

二四三 源正義安堵狀案

○永弘文書
大分県史料四

宇佐宮年中御供
米御菜免

當社 於宇佐宮年中御供米・御菜免并燈油田、如先證文、任社例、兼番長大夫職之事、付下宮山古
木落木社邊ニ懸枝之義、社司太夫相傳之旨、任先例是ヲ慥ニ渡、爲向後之狀、如件、

應永廿年八月八日――

源朝臣正義判

宇佐宮兼番長大夫殿

○本文書偽文書ナルベシ。

二四三 資忠奉書案

○永弘文書
大分県史料四

「端裏書」(脱カ)
「應永廿年段錢奉書案」

上嶋某田原某ヲ
シテ田染莊田原
別符御禊大嘗會
段錢ヲ勘定セシム

御禊大嘗會段錢事、田染庄・田原別府二ヶ所本田代之通、未被遂勘定候、既應永廿年秋より御沙汰候、于今延引、如何様次第候哉、今月十八日以前ニ參府候て、可被遂結解收納之由候、恐々謹言、

七月八日

資 忠 在判

上嶋掃部入道とのへ

田原二郎とのへ

二四四 三位阿闍梨定祐下作職宛文

○富貴寺文書
大分県史料一〇

糸永綿田ノ年貢
下作料ヲ定ム

豊後國田染之庄内糸永綿田壹町内七段事

右件田地者、^(山カ)露^(阿弥陀)□あみた寺のしゆりさうゑいのために、糸永地頭昌重寄進ところなり、然者下作職

之事、式部僧兄弟妙藏坊、先祖相傳無子細候處也、彼年貢之事、壹反別米壹斗、下作料一反ニ五十

宛也、都合參百五十文者、若ふさたけたいあらハ、^(禊)たうけニいたて、^(念)てんし可申候也、仍狀如件、

應永廿一年十一月十五日

三位阿闍梨定祐(花押)

田 染 莊

田 染 莊

妙藏御坊へ

三三三 田染莊段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

納段錢五十文とおりの事

合七百文者、

右、字佐御神領田染〔圖書〕つしよせうのさたとして、うけとるところ、如件、

應永廿〔二七〕年十一月廿三日

〔奥筆下同〕

「小田原備後入道殿」

吉 田 (花押)

「上嶋入道殿」

妙 幸 (花押)

三三六 田染莊段錢結解狀

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕
「應永廿二年段錢けつけ狀」

田染庄九十町之惣田代段錢 □

一貫五百文 久保 □

一貫五百文 田原彌 □

九十町ノ惣田代
ノ段錢

田染図書允汰沙
トシテ段錢七百
文ヲ請取ル

つねすゑ名
たけつね名
宝陀寺
つね信名

三貫文

たんと□

二貫五百文

はやし殿

一貫二百文

永正左京殿

一貫六百文 つねすへみやう
たけつねみやう
五百文

ほうたつき (宝陀寺)

一貫五十文つね信名

すゑなか殿

三百七十五文

しもこほりの□

三百五十文

としゆきらの□

七百五十文 ひゑはたけ 兩名

なかまさのおういと□

二貫六百文吉方

はんせうあん

二四七 利治等五名連署奉書案

○永弘文書
大分県史料四

〔編纂書〕 段錢御奉書案

田染莊段錢 応永
二十年分 本田代
九十町 余田ト号シ沙汰
ヲ致ス分

〔田〕 染庄段錢應永廿年分事、本名餘名者不可入候、本田代九十町之はずたに合候者、それまでたるへ
く候、然者號餘田、段錢奉行致沙汰分の事ハ、并進納候へと被仰出候、於後々者、此分可有御心得
候、此外菟角之儀 (符カ) □へからす、恐々謹言、

応永廿三
十二月十九日

氏 安 在判

田 染 莊

親兼
親實
親久
利治

田染給人御中

二頁 永弘重輔讓狀案

○永弘文書
大分県史料四

田染莊恒任永政
兩名ノ去狀ヲ破
リ嫡子光世ニ讓
ル

なかをたかい、けつく、しけやすま [] 代々、ちきやうのところを、な [] ミやうのうちと
かうし、事をさう [] よせ、おさへて、いたらんわつらいをいた [] てきたいをなし候うゑハ、つね
た [] なかまさりやうミやうの事、せん [] さり状、たつましく候、せんするとこ [] かのりやう
ミやうニおいてハ、さり状 [] やふり、もとのことく、しやうくん御くたしふミ、いけのせうもんニ
まか [] ちやくし光世ニ、永代をかきり、ゆつ [] たすところ、しつ也、よてしやう、如件、

應永廿二年閏五月七日

○「光世」ノトコロニ裏花押アリ。首紙題目裏花押アリ。

(重補カ)

二四九 田染莊段錢結解狀案

○永弘文書
大分県史料四

須加牟田

少神免

三百五十文 すかむた

一貫五百文

□

三百卅五文 少神免

五百文

□

百六十文 □ 免

六郷分

六郷分

間戸寺 鳥山免

一貫五百文 間戸寺

五百文 鳥山免

ふき寺免

五百文 ふき寺免

五百文 こしの岩屋敷

専当給 土器給

此外ニせん^(毒)たう^(当)給、とき給あり、^(土器)

以上四十六貫百廿文定

應永廿四年七月十日

同廿二年段錢結解狀、如件、

三〇〇 田染莊本田段錢結解狀

○永弘文書
大分県史料四

本田九十町

田染庄九十町本田代段錢 □

田染莊

田 染 莊

一貫五百文

久保殿

一貫五百文

田原彌三郎

三貫文

たんとこの

二貫五百文

林殿

一貫二百文

永政左

(京殿カ)

つねすゑ名
たけつね名
宝陀寺

一貫六百文

つねすゑミヤウ
たけつね 各五百文

寶

(陀寺カ)

つね信名

一貫五十文

末永

(殿カ)

三百七十五文

しもこお

(りカ)

三百五十文

利行

はゝ名
ひゑ島名

七百五十文

はゝ
ひゑ島 両名

永政

二貫三百文

吉方

二貫六百文

吉方伊美

はやたつ名
みね名

一貫三百文

はやたつ
みね 両名

古庄殿

糸永新方

三貫七百五十文

吉弘

三貫七百五十文 同 本方

會

しの原

五百文

しの原

大源庵
新庄殿

重安末次

三貫五百文

重安末次

重安知行

ちか弘名
上秋吉名

三貫文

八百五十文 ちか弘名

一貫二百文 上秋吉名

○中間一紙ヲ欠クカ。

五百文

此外せんたうきう、土器給

以上四十六貫百二十文定

應永廿四年七月十日

應永廿二年段結解狀

〔一本自見書類〕

生石殿

宝陀寺
小田原
利行殿

ほうた寺
小田原

腰之岩屋

三五 田染榮重起請文案

○永弘文書
大分県史料四

違乱ナキコトヲ
起請ス

いさゝか、違亂をいたすへからず、子々孫々ニいたるまで、違亂煩をなす事あらハ、罪科ニ可申行也、若此條偽申候ハ、

□本六十餘州大小神祇、別而八幡大菩薩御はつを、かうふるへき也、仍爲後日契狀、如件、

應永廿四年十一月十五日

田染莊

田染図書允
榮重 在判

三三 田染榮重起請文案

○永弘文書
大分県史料四

田染小田原ノ沙
汰事ニ就キ二心
ナキヲ起請ス
牛王宝印ナキニ
ヨリたゞ紙ニ書
ス

田染小田原之沙汰事、公私ふさたなく、かいふん明申へく候、いさゝか彌三郎とのニたいし、二心あるましく候、牛王ほう印候ハす候間、たゝかミニ告文を申候、もし此條偽申候ハ、八幡三所御罰を、榮重罷かうふる

○継目裏花押（永弘重幸）アリ。

三三 某裁許状

○永弘文書
大分県史料四

行成・恒任・金丸・永正等名ニ
対スル田原次郎
長・同八郎・永正
ヲ門入道ノ押妨
ム

宇佐擬大官司 [] ^(田染) 榮重申、豊後國田染庄内、光 [] ^(並) 行成并恒任・金丸・永正名・須加牟田壹町・同内小野事者、應永貳年以來、度々被經御沙汰、任理運、被沙汰付重輔、當知行之處、田原次郎・同八郎・永正長門入道殿、 [] ^(非力) 分押妨云々、事實者、太招罪科敷、剩號宇佐田中方成敗如此、 [] 沙汰之由有其聞、於彼所々 []

二五 宇佐宮社人中連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

田染莊

ふんこの國たしふの御^(た)□^(た)みうニあたり、□はう□^(た)御しんしうちきう、ことごとく八石八
百文、のこらすとりおこない申ところなり、しや人中れん所よの狀、くたん^(の脱)ことし、

應永二十六年十一月廿六日
つちのとの
井のとし

ミやまんところ (略押)
益永政輔カ
そうけんけう (略押)
宇佐公綱カ
くう し (略押)

二五 田染榮重質券案

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕 □殿ニ遺狀、金丸名之事〕

かり申候料□^(尾)の事

合十五貫文定目足、

右彼代のしちニハ、豊後國田染庄内一圓御神領金丸名田島之事、久保五郎殿ニ、かのへ^(え)ねのとしよ
り、らいとらの年まで、十五年をしちニ入おき申候なり、卯年の正月よりハ、うけ申へく候、彼

十五貫文ヲ借り
田染莊金丸名田
島ヲ十五年間質
ニ入ル

卯年正月ヨリ請
返ス

田染莊

段錢等ハ大法ニ
任セ当方ヨリ請
取ル

自筆状ハ先方ニ
遣ハス

証文紛失ニツキ
御供御菜米料所
ニ対シ宮寺諸官
ノ証判ヲ請フ

地の事、代々我ら本領として、たう知行相違なき地にて候上者、他のさまたけあるましく候、^(總)刁の年過候ハ、足有合ニなん時も、うけ申へく候、但公役段錢等事ハ、庄内大法まかせて、自是請取申へく候、其餘ニおいてハ、^(總)いろい申ましく候、仍爲後日しちけん（度）の状、如件、

應永廿七年（度） 二月十一日

榮重（花押）

久保五郎殿方へ遣状の案文、如此、自筆にて状を遣候上者、子供の中ニねんき過候ハ、うけ候へく候、他筆に候ハ、實書にてあるましく候、

田染圖書允榮重（花押）

三五 番長永弘重輔等紛失状

○永弘文書
大分県史料四

^(端裏書)一證文ウセ候時、字佐中せんさく御□儀ニ付、宮□一社□□給了、

宮寺權大宮司兼番長重輔・字佐宿禰少宮司光世謹解、宮寺諸官御證判事

欲早且任譜（總）相傳之旨、且依證文紛失之實、帶御證判、備未來龜鏡、全年中御神事職役子細状

副進

一卷 國々所々御供米御菜米料所注文

一卷 紛失之外相殘御下知并社裁等

一卷 鎌倉殿宮寺建立并神領證文等

右件番長職者、自先祖

(權大官司宮雄)

重代相承無相違之者、

(御)

供米御菜米料所、奉

応永九年社務相
論ニヨリ宮中錯
乱

盜賊押寄セ搜取
ル

惣檢校少官司以
下神官等加署ス

調備年中月次不退御神事御供等、當宮弟一重役也、爰去應永九年就社務相論、宮中令錯亂之間、當社舊記所職所帶□證文、入長持皮籠一、其外家具少□(四)通寺普濟僧寮仁預置之處、以同年十一月八日戌、盜賊押寄、令搜取之條、宮中無其隱者也、雖然、預置別在所證文等中仁、彼紛失之文書類券少く相殘在之、而預面く御證判、向後彌爲勵職勤厚、所解如件、

應永廿七年八月三日

(異番)「如解狀者、件御供御菜米料所事、令進止番長之段、先規社例也、仍彼證文等、少く紛失之條、無其隱上者、各加署之、」(署)

惣檢校「政輔」(証丞(自署下同シ)) (花押)

少官司「光世」(水丞)

惣辨官「永房」(令官)

擬大官司「手輔」 (花押)

權少官司滿輔 (花押)

權神主兼祝宮增 (花押)(祝)

辨官親身 (花押)

擬少官司宮盛 (花押)(令丞)

田染莊

田染莊

二〇四

神主 重國(花押)

寺

心乗坊(花押)

安門坊(花押)

喜多坊(花押)

萬徳坊(花押)

〔下宮社司番長御供所別當〕
(裏書)

永弘重輔子

光世卜申也、

三五七 田原親幸書狀

○永弘文書
大分県史料四

永弘光世ノ申狀
ニヨリ御馬所檢
校直重跡田染莊
重安名等ヲ社家
ニ返付ス

當宮權擬大宮司光世申、神領豐後國田染庄内、御馬所檢校直重跡、重安名以下所々事、依子細候、
近年雖點置候、嚴重神領之間、如元被返付社家候、目出候、恐々謹言、

十一月一日

(田原ノ)
親 幸(花押)

宇佐大宮司殿

○光世ノ名ニヨリ、ココニ収ム。

三六 田原親幸書狀案

○永弘文書
大分県史料四

公領に点ゼラレ
タル田染庄重安
直重跡所領坪付

安名重・末次名

去月廿八日御奉書、十二月十三日□來候、謹拜見候畢、

田染庄之内、預御尋候所々事、

私父(田原親實)

大夫入道、爲彼政所、成敗仕候時節、重安直重斷絶候之

(藤原)

間、彼跡事、悉爲御公領致點定候、然者其坪付以下撰候之處、多分紛失候、少々相殘候坪付見之候
分者、日燒田地五段、日野、畠地事者、重安名之内にて候、八枝田一段事者、重安・末次兩名阿之
内御成□分明候、何様八枝貳段事ハ、爲御公領成敗仕候事、可得御意候、恐々謹言、

十二月廿一日

(田原之)
親 幸在判

豐饒殿

石合殿

○親幸ノ名ニヨリ、便宜ココニ收ム。

三五 田原親幸書狀

○永弘文書
大分県史料四

如此事□每事斟酌候之間、申候、尙々田染方事、われ々ニたいし候て、年來無疎儀方にて候へ
ハ、何かと御るす奉行へにても候へ、又ハ日さし長野所へにても候へ、狀を遣候ハやと存候、仍自

田 染 莊

田染方我等ニ対
シ年来疎儀無シ

社家訴狀給候、披見申せとて候、委細猶、岡部太郎可申候間、省略候、恐々謹言、

六月廿七日

親幸 (花押)

〔封ウハ書〕

(墨引)

森 [] 入道殿

親幸

萱 [] 伊賀守殿

○親幸ノ名ニヨリ、便宜ココニ収ム。

二〇〇 前大宮司宮成公則寄進狀案

○永弘文書
大分県史料四

奉寄進 諸官連書 [] []
応永三十 []

一 圓御神領前 []

[] 直重跡所ノ散在名田畠 []

坪付在別紙之、

右、所ノ散在名田畠等者、爲時 [] 地、當知行無相違地也、而以別 [] 儀、所奉寄進當社下宮

〔御收殿カ〕 御菜米料所仁實也、然者早 [] 例、令進止番長光世之、迄于 [] 來際、可被全職役之狀、如件、

應永廿九年八月廿七日

〔宮成公則カ〕
前大宮 []

重安直重跡所々
散在名田畠等ヲ
宇佐御炊殿御菜
米料所ニ寄進シ
番長光世ヲシテ
進止セシム

三六 某書狀案

○永弘文書
大分県史料四

——同敷 御判

重安直重跡之事、豊(後開カ)□□田染庄内重安・末次兩名之事、爲時代闕所與雖有其沙汰、以兄弟之儀、光
世歎申之間、下宮御炊殿爲御菜免寄進候、然者守先例之旨、可被致知行之狀、如件、

番長光世ノ歎キ
ニヨリ重安直重
跡田染庄内重安
末次兩名ヲ下宮
御炊殿菜免トシ
テ寄進ス

應永廿九年八月廿八日

番少宮司殿

三六 沙彌室妙讓狀案

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕
「案文」

〔承〕
「政名内」

〔さるは〕
□□ミの居屋敷くわう屋四至塚事

東限、とをミ石より二田のとをみ石ニむけて、□の丸のかミまで、

南限、遠見石のおすちをくたり、小迫の田ふちをくたり、よし畠の塚まで、

西限、田ふちをくたり、長野之田の塚まで、

田染莊永政名猿
喰ノ居屋敷ヲ某
ニ讓ル

田 染 莊

北限、口の丸田ふちをくたり、

右、本證文ニ坪付四至塚見たりといへ共、重而室妙しるしおく所實也、もしかの所ニ、いらんわつ
らいなさん輩ニおゐてハ、公方ニ申て、罪科ニおこ(なはる)□□□□へき也、よて後のための讓□□□□□し、

沙阿室妙(マ)

□□廿九年(永承)かのへとし十一月十五日
いぬ

三三三 少宮司兼番長永弘光世解狀

○永弘文書
大分県史料四

宇佐宮少宮司兼番長光世謹解 御證判事

欲早且任御寄進實、且依謹誦進止之旨、賜面々御證判、全知行、專職役、豊前豊後兩國内一圓御
神領、前重安又太郎直重知行之地、所々散々名田畠山野荒野等子細狀、

副進

代々公驗證文等

一通前宮司公則宿禰寄進狀

右件名田畠等、先祖自榮定宿禰以來無相違地也、而自祖父(香志田藤五人道)妙圓手、直重得讓之、知行無相違之處、
依不慮子細、爲公則宿禰時代之闕所知行畢、仍爲一家跡之間、雖含愁訴、爲社例之上者、不及力之
處、今幸以別御敬神之儀、被寄進下宮號御炊殿御料所(条力)□、併神慮所致、日來本望、何事如之、然者

豊前豊後兩國内
一田神領前重安
又太郎直重知行
ノ地所々散在名
田畠ノ証判ヲ請
フ

祖父香志田妙圓
ヨリ藤原(重安)
直重得讓
一家跡トシテ愁
訴
下宮御炊殿御料
所トシテ寄進

權大宮司重輔以下証判ヲ加フ

早、賜御證判、備未來龜鏡、爲勵職役勤厚、言上如件、

應永卅年二月 日

〔異筆〕如解狀者、尤相叶其理者哉、仍各加署之、

次第不同

權大宮司重輔〔花押〕

〔以下案文ニヨリ補フ〕

權擬大宮司手輔

政所惣辨官永輔

神主 宮成

擬少宮司 高□

○矢野文書
大分県史料二

二六四 宇佐宮神事諸役支配注文

行幸会

行幸會時 □

妻垣社仁御臨幸事

申日 一於大路山之中号御馬下 奉休御輿、著饌酒肴

佐田莊

佐田庄内正覺寺勤 〔案書〕社司神主〔黑印〕

田 染 莊

恒松名
何松名

津布佐莊

同日妻垣下宮仁御臨幸時者、頓宮借屋以下御供御酒、次著膳等、恒松名^(勤之)□、秣以下何松名勤之、
 西日
 一自妻垣下宮上宮仁御臨幸時者、頓宮以下御供、次著膳等社司役也、立花御燈等在之、
 同日唐河社仁大御鋒御臨幸時者、祭料以下津布佐庄内唐河田地勤之、
 同日自妻垣上宮下宮仁御歸時者、又御供已下著膳等恒松名勤之、秣已下何松勤之、妻垣三社御與御
 供、

一^戌字佐仁御歸日者、著膳已下又恒松名勤之、大概舊記如此、
 一^(日)字佐仁御歸日者、著膳已下又恒松名勤之、大概舊記如此、

行幸會時諸郷庄社役事

新開莊

- 一行稻六十六束内、卅三束新開庄勤⁽²⁾、
- 一縫殿二字六間之内、一字二間新開庄勤之、
- 一銅下知事、三十兩^(九)新開庄
- 一鍔下知事、同炭、新開庄分鐵五十延也者、
- 一色々雜物下知事、新開庄分<sup>几絹三丈
牛皮一枚</sup>
- 一八丈絹下知事、新開庄分二疋四丈、使何松
- 一御絹帳緒門麻下知事、新開庄五十把
- 一御泥障并御踏造料新開庄分米一石五斗
- 一几絹下知事、新開庄分四疋<sup>弁分二疋
用緒一疋</sup>
- 一騎兵・夫下知事、新開庄分、騎兵五人・夫五人

騎兵・夫

五月會

五月會

一 乘尻饗膳二十前

諸郷庄辨分致其勤之處、近年萬押口、

封戸郷・來繩郷

封戸・來繩・新開辨分勤之、

大賞會分 八月始巳亥日間

一 相模饗 諸辨分勤之、

近年者新開・來繩計勤之、

六月被

六月宮符 五月三日成 御被御神事

安岐郷・上毛郡
石垣庄・新開庄

一 自安岐郷至于上毛郡同前

田染庄・大野庄
角田庄

此外石垣・新開・田染・大野マテ (九) 角田皆辨分勤、各五人・騎兵五人、宮符也、

放生會

放生會

自朔日十五日次第

石垣弁分・新開
庄弁分

十三日石垣辨分・新開庄辨分 煎米三斗三升
白酒三斗三升 口

放生會宮符

田染弁分

一 田染辨分・石垣辨分・新開辨分

津隈庄・貫庄

津隈・貫辨分、同夫十人

放生會

田染 莊

一相撲饗膳可勤仕事

件饗膳諸郷之辨分勤之、

近年封戸辨分・新開辨分勤之、

右、大概所擇出、如件、

應永卅年勿月日

封戸弁分

三六五 宮成公則請文

○永弘文書
大分県史料四

少宮司殿 ○宛書ナルモ
シノノ如シ

光隆^(寺)□□知行候重安分之内、
□□事さり狀之分、畠地屋敷い□□^(木)うゑきたつら五段□之内、

壹段□□かねつき免ハそく候、
件い^(木)ちい□□三立いやしき三□所之事、重安せん□女子一後領とし

て、ゆつりあたへ候處、
寺家へ奉寄進、□□如本本主重安うち渡候之□^(可也)かりとゆへとも、寺家

いまにたいはの時分候之間、
たうさ彼地さしおかれ候て□^(可也)然候、仍寺家より祝言として料物三百

□、月毛馬一匹被進之候、
於已後、彼地御あらため之時□、^(方カ)自寺家も此□よりも、せひを申す□し

く候、恐々謹言、

應永卅□□月十七日

公 則^(宮成カ)

○田染莊ニ係ルカ末詳ナルモ、重安ニヨリ便宜取ム。

光隆寺知行重安
分い木ノ上
五段
重安女子一期領
寺家ヨリ祝言ト
シテ料物等ヲ進
ム

段錢三十六貫文
ヲ請取ル

三六 田染莊段錢請取狀案

○永弘文書
大分県史料四

〔替〕
□納 段錢老段別事
五十五文通事

合參拾陸貫文目足、

右、爲田染庄沙汰、所請取、如件、

應永卅一年卯月三日

平□ 同 吉
字佐 公 次
小串 (東方) 氏 □

三七 田原因幡太郎書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔編纂書〕
一田原因幡太郎書狀

田染莊行成名半
分ハ田染圖書助
殘半分ハ田原左
馬助知行
上中下ヲ組交エ
テ分ク
神役公役以下ハ
惣名ニ支配ス

字佐神領田染庄内行成名事、於半分者、本主田染圖書助殿知行了、今殘半分者、たわらの左馬殿ち
きやう候之間、地下事、上中下をくミませ、わけへく候ところニ候、作人兄弟兩人してミさいニわ
け持候上者、彼等二人ふんを、一人宛取分知行仕候也、しかれハ、兄平内太郎かふんハ、田染殿知
行候了、弟平八か分者、たわらの左馬殿方へ知行候了、神役公役以下事者、惣名ニしはいし、各き

田 染 莊

田 染 莊

んし候へき也、仍狀如件、

應永卅三年正月十六日

三六 熊野墓地五輪塔銘

○豊後高田市田染地区大字平野
大分県金石年表

逆修ノタメ五輪
塔ヲ造立ス

逆修當住權少僧都妙仙、于時應永丙午三十三年十二月日、敬白、

三九 宮内少輔某・沙彌某連署奉書

○到津文書
大分県史料一

田染莊御馬所檢
校直重跡ヲ御炊
家ニ返付セシム

宇佐宮權擬太宮司光（世申也）、神領豊後之國田染庄、同御馬所檢校直重跡之事、依有子細、近年雖被默（志）置之、爲嚴重神領上者、如元下宮御炊殿御菜免、所被返付社家也、早蒞彼所、打渡下地於光世、可被執進請取狀之由候、仍執達如件、

應永卅四年十一月一日

沙 彌（花押）
宮内少輔（花押）

田原上野介殿

○『永弘文書』ニ案文（五八六号）アリ。

二七 久保時久料足請取狀

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)

「宇佐宮御神領□□」

且納五十文□□錢之事

宇佐神領永弘沙
汰分段錢ノウチ
一費二百文ヲ請
取ル

合壹貫二百文者、目足、

右、宇佐御神領爲永弘方沙汰、請取申所、如件、

應永卅四年十一月十日

時(久保)久(花押)

○田染莊ニ係ルカ未詳ナルモ、便宜取ム。

二七 宇佐擬官使二郎重久質券

○永弘文書
大分県史料四

□□(田染カ)庄内(重)しけやす(安)みやう(名)のうち、はく地□□まん二郎はたけとかうする事

右のはくちハ、うさのミヤ一畝んの神りやうとして、たうちきやうさうぬなきところなり、しかる
にようく有、よて、ひつ(未)しの年より(采)ら(酉)いとりの年まで十五年を、すゑなかとのニしちニ、入申候
なり、十五年すき候は、なん時も用途ありあいに、うけ申へく候、そのころハ、いさゝかわつら

田染莊重安名内
ノ畠地ヲ未ノ年
ヨリ五年間すえ
な殿ニ入質ス

田染莊

いあるましく候、よてのちのためにしやう、くたんのことし、

應永卅四年十一月十九日

うさ(擬官丸)のきくわんの御つかい二らう重久(花押)

三三 久保時久段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

且納五十文通段錢之事

田染庄内御菜免
錢永弘沙汰名段
ヲチ一貫二百文
ヲ請取ル

合壹貫貳百文者、目足、

右、爲國東郡田染庄之内、宇佐神領御菜免田重安・末次名之宇佐永弘方沙汰、請取申所、如件、

應永卅四年十二月十日

時(久保) 久(花押)

三三 永弘光世田地去狀

○永弘文書
大分県史料四

宇佐宮領豊後國田染庄之内、重安・末次兩名并内小野名以下所々事、したいの關所に候て、宮成より御成敗候て、重安直重當知行處ニ、其身さいくわニよて、武家より御成敗候きさミニ、田染神主せんそ代々の重書をもて愁訴之條、任理運嚴重ニ社家ニ被返付了、尤かの地を、早く御せいはい候へくと存候といへ共、年來の愁訴入目等、盡期なく候間、まへから我(箱)あ(抱)いかゝる候て、人々の借

宇佐宮領田染庄
内重安直重跡重
郷内末次名来繩
所々ヲ社家ニ去
リ渡ス

錢以下返行可仕候、如此に申事、いさゝか等閑事にて申さす候、若光世子と孫々の中ニ對、いらん
さまたけをいたさハ、光世か子孫のかうハあるへからす候間、へつして、さいくわ申おこなわれへ
く候、此上ハ神役をまたうし、ちきやう相違あるへからす候、よて爲後日さり狀、如件、

應永卅四年十二月十三日

光世(永弘)(花押)

二七四 立石通永・久保時久連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

納五十文通段錢之事

同一貫三百文ヲ
請取ル

合壹貫參百文者、目足、

右、應永卅四年段錢、現作未進皆納分之事、宇佐御神領重安分、爲永弘方御沙汰、請取申所、如
件、

應永卅五年三月廿日

時久(久保)(花押)
通永(立若)

二七五 立石通永・久保時久連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)



└

田染莊

〔納五七〕 文通段錢之事

神領田染莊重安
名ノ元永卅四年
段錢現作未進分
取一貫二百文ヲ請
ル永弘方沙

合壹貫二百文者、目足、

右、應永卅四年段錢、現作〔未進カ〕皆納之事、宇佐御神領重〔安カ〕分、爲永弘方沙汰、請取申所、如件、

應永卅五年三月廿日

久保掃部

久 (花押)

時

永 (花押)

○『永弘文書』五九四号ニ同一文書アリ。欠字ハ同文書ニヨリ註ス。

二七六 久保時久段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕

一段錢代々請取

納五十文通段錢、二度ニ沙汰事

右、應永卅四年十一月十日五百文、同卅五年三月四日・廿一日ニ五百文、□壹貫文、田染方より、

御神領本田二丁分之段錢として、皆納候了、仍爲後日請取狀、如件、

應永卅五年三月廿一日

久保掃部

久 (花押)

田染方ヨリ神領
本田二町分ノ段
錢一貫文ヲ請取
ル

三七 比丘尼そんいん讓狀

○永弘文書
大分県史料四

田染莊内ノ田地
ヲ田染二郎ニ讓
ル

しけすへ違乱煩
申ストキハ罪科

ゆつりわたす、ふんこのくにたふのし^(脱カ)□□、うさ宮りやうちひろはた□□まこせのふん、ちう阿
あのひくにゆつられ候所、いまたふの二郎との^(脱カ)に、ゆ^(ツリセ)□□たし候、一所ハつく田二反、一所
てんはく五反、一所ひやけ五反、かれこれ一ちやう、て□□相ゆつりワたし候、しけすへのしり候
て、いらんワつら申候^(脱カ)ハんとわ、さいくわんにをこ^(行カ)□□候へく候、そのためにしやう、く^(なんの)□□^カ
□ことし、

をうゑい三十五ねん□□

しけすへのゆつり

^(比丘尼)
ひくにそんいん(花押)

をなしくゆつりわたし候、

右、永弘殿ちきやう候了、

永弘殿知行

三六 田染榮重起請文

○永弘文書
大分県史料四

^(端裏書)
一田染殿せいもん狀」

田染小田原之沙汰事、公私ふさたなく、かいふん明申へく候、いさゝか彌三郎とのニたいし、二心

田染莊

事ニ對シ涯分明
申シ弥三郎ニ
對シテ二心ナシ
牛王宝印ナキ為
たゞ紙ニ記ス

あるましく候、牛王ほう印候はず候間、たゞかミニ告文を申候、もし此條偽申候ハ、八幡三所御
罰を、榮重罷かうふるへく候、身の事、無力無極時分に候へハ、御扶持肝要候、恐惶謹言、

正長元年八月十一日

(田染)
榮重(花押)

權擬官

御内

二七九 永弘光世番長職等讓狀

○永弘文書
大分県史料四

(裏打紙端裏書)
「當社下宮社司番長」

(高吹公佐力)
(花押)

讓與

宇佐神主榮佐所

宇佐神主榮佐ニ
番長職並ニ豊前
豊後兩國神領當
知行地ヲ讓ル

當宮番長職并所く御供米・(御集力)米免、豊前・豊後兩國神領當知行地一所不殘所く事

小野 岩崎正御供
米

一所小野・岩崎正御供米并中村御園田□内島地壹町、但五反者當知行也、五反(音喜多坊力)押妨、舊垣

宮時小油用途

御園八段護國寺知行、下毛郡内宮時小油用途者、上田別當ニ代貳十貫文本物返ニ置之、其外所

く御菜米免散在田畠以下者不及誌、

田染莊重安・末
次兩名

一所田染莊重安・末次兩名之事、不殘一所、田原別府御供米并田染莊所く御供米同前、

来繩郷内小野名

一所來繩郷内小野名半分、但此所ニおるてハ、數輩之女子在之、各寄合、かたのことく庵室のかた

ちをなし、おのく思合、二親之後世をとふらふへき者□、若又各所存ニて、ちりくになる

下毛郡本目見名

事あらハ、榮佐之可爲計者也、雖然、庵室をもつハラにして、 行躰無子細候者、田染兩名
年貢米之内、 時、一石庵室ニ合力すべく候、

(式石段之方)

一所御炊殿燈油免下毛郡本目見名田島等

 佐郡向野・封戸・高家・辛嶋之郷々内、散在 田島在之云々、普勇代々多分本物返ニ被置之

了、 中ニ重安分田七八反在之、是等者除而十九房ニ 、同ひかけ二反卅・同塚おき田地二

弥勒寺領山下以下十九房ニ讓ル

反卅 同喜多坊本物返ニ被置之、料足有時請返可知行也、彌勒寺領山下田地壹反廿・封

勾保

戸郷内小ゑの免二反・ 用作坪四反・豊後勾保神用之内二貫文・毎年分高村 分 、十九房

ニ讓所也、

(追筆)

一所四反十代

一所六反

くいた

一所二反おの田 一所一反廿ゑほしかた

一所四反 となた

一所一反卅くまの 一所四反かわしまのいけた

同所三反「廿いやしろその」

一所番長本屋敷五反かわつら島

一所宮佐古谷屋敷

一所十如房屋敷 安門坊ニ本物ニ入置、

一所三反奥二郎大夫屋敷

安門房ニ質ニ置ク

まんそうの荒野以下文書、悉安門坊ニ先年しち置了、其外南ニ、中そのゝ屋敷とかうす、妙

見の平をかけ 其中也、是も安門坊ニ一貫五百文ニ 、

江嶋上 地

一所島地九反卅、江嶋上 地け んゑい作とかうす、

一所三反つひたとかうす

一所一反廿やへのこたけ

田 染 莊

田 染 莊

封戸郷内

〔一所カ〕
□□四反いたひらむめいし

〔二所カ〕
□□三反卅ならもと

一所畠地一丁中野、はたけ

一所田地一反廿畝しま小路出口

一所三反永はたけと
かうす、

一所□□反□くりやはたけ
(四カ)(切)

□所三反いちい木の北ほり立
西のつらを北ニまわつて

一所五反畠地
(上カ)の

一所一反廿しゝての
はたけ

一所くすの木の屋敷但半分ニおいてハ、先年宮成ニ寄附
(附)

堺事ハ中ニ大榎木二三本あり、其より西ニ井アリ、
〔井之カ〕上下を本ニ定、中間者淨居庵敷地也、

其より佐智大膳居屋敷ノ戌亥のすミ畠地一反廿者、貴船御敷地として光世當知行也、同佐智大膳

當時之〔屋敷も、同光世當知行也、
(盛徳)「五反にしひかし」

一所秋吉口之今の居屋敷以下、散在之田畠ゆつりわたし、一所を不殘、惣領神主榮佐、永代知行不

可有相違者也、但秋吉口のいまの光世か居屋敷事ハ、しゝうは十九房ニ可讓也、但彌三郎榮佐

めいニそむき、人たらさらんニハ、不及是非候、仍爲後日讓狀、如件、

重安分

同所屋敷三反
同三反永はたけ上下
一所二反つかさねはたけ
一所四反とくちうの上
重安分

一所三反ミこかき
一所一丁すいかきノ田畠

正長元年八月十一日

權擬大宮司光世(花押)

「この状とも自訴(書カ)にてこそ、かき候へく候へとも、
□うひやう(病)ニよて、
□(田染殿ニ)かゝせ候也、」

○紙継目ニ裏花押アリ。

元〇 田染莊重安・末次兩名取帳

○永弘文書
大分県史料四

重安・末次兩名

正長二年九月十八日田染庄重安・末次兩名取帳

合

おその	分米一斗三升	又二郎
一所一反廿代		
こふけ	分米一斗二升	たうせん
一所一反十		
わたみやその	分米五斗	八郎四郎
一所四反廿		
一所一反用作		
ふるその	分米三斗	たうせん
一所二反		
上りう	分米三斗	たうせん
一所二反		
をその	分米一斗	同人
一所一反十		
をその	分米一石五升	十郎二郎
一所六反		
ためふ	一反分米八升	衛門九郎
一所二反此内一反太郎		

田染莊

田 染 莊

ひのくち
 一所卅代五代不
 大山
 一所五反此内一反不
 くすのき
 一所五反此内四十不
 分米七升
 分米二斗五升
 分米六斗
 たうせん
 た

元一 永政惟永田地去狀

○永弘文書
大分県史料四

(裏打紙揃裏書)
一永享三年田染御馬所檢校當狀

□馬寫

(本紙揃裏書)
一永政六郎三郎さり狀

字佐御神領

神領田染莊永政
名内田地一反等
ヲ田染御馬所檢
校ニ去リ渡ス
間戸原

田染庄永政名内田地壹反十間戸原、永政六郎三郎惟永爲御恩、山野内當知行之御神領證狀明白之旨、任其旨去渡申了、恐

永享參年 亥 二月十八日

(永政惟永)
永(花押)

田染□馬所檢校殿

(裏書)
一永政六郎三郎□狀

二六三 某書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔(切封) 墨引〕

永政六郎居屋敷

以前御進狀候處、御懇預御報候、畏入存候、仍永政六郎方居屋敷之通、去年より度々申候間、餘方より兎角披申候共、筋目之儀候間、可得□□候、(御意)社納などの事ハ、前々□□不可致無沙汰、如何様□□可申承候、恐々謹言、

□月廿八日

□

田染殿

御再報

二六三 田染榮重書狀

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)
「福松出仕の事ニよて、田染殿狀」

(子にて候者)

をハ、なかく神ニまいらせ候へき所存ハ、多年心中ニふくまへ候、よて去月ニ、出仕を申て候へハ、社家の書下を申て給候へ、此後ハ、細々にしゆつしを申させ候へく候、社家さま諸官中ニ、一れいの事ハあまりに候、いまほとかない候ハす候、くつろき候ハ、ふさたあるましく

一子福松ヲ神ニ
ムササゲ出仕セシ

田染莊

候、先御取ちかへ候て、れいきを仰候て給候へ、後日ニ神も、御はつかふり候、延行申へきよし、少宮司殿江御物語候て、給候へく候、子にて候者、細々ニ出仕申候ハ、人の一兩人も、めしつれ候ハ、すなはち、ミナ少宮司殿の、ともたるへく候間、人目(以下紙背)「實しかるへく候へとも、少宮司殿のき、とこほり候ハ、あなちちに、のそミ候へきにあらす候、先日(民部)みんふニ申候、いまさらのきに、候ハす候、たねんのれうけん(民部)に候よし、委申て候へ共、そのかいなく候間、如此申候、恐惶

謹言、

(鳥筆)
「永享三」

八月四日

(田染)
榮 重 (花押)

三六四 田染莊内永正名大まかり取帳

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)

「□佐神領永正名大まかりの取帳 永□」

宇佐宮御神領

豊後國田染庄内、永正名大まかり□見田取帳事

田染庄内永正名
大まかり
ヤノ

ヤノ

一所二段分米五斗五升

清九郎

ヤノ

一所二反分米五斗五升

清五郎

ふくてん

一所三十代 山神免

ふくてん

一所一反廿 給分 清五郎

口の丸

口の丸

此内一反給分

一所二反 分米一斗五升 清九郎

口の丸

□^(丸)所壹反 分米一斗五升 清五郎

まとの原

(冊戸)まとの原

□^(丸)所一反廿 分米三斗三升 六郎太郎

已上

永享參年九月廿一日

二六五 某安堵状案

○永弘文書
大分県史料四

田染莊重安・末次名
來繩郷内尾名

字佐宮領番長大夫兼行分田染庄内、重安・末次名者御菜免、田口庄吉内森下田地五段正御供田、并
來繩郷御菜免内尾名半分等事、守先例可其沙汰之狀、如件、

永享五年十一月十三日

田染莊

田 染 莊

二二八

宇佐宮番長大夫殿

三六 大友親綱安堵狀

○永弘文書
大分県史料四

田染庄内神領所
々々字佐擬大宮
司ニ安堵ス

豊後國田染庄□御神領所之事、

(臣カ)

□以前成敗之旨、不可有領知相違候、恐々謹言、

(奥筆)永享五
十一月十五日

(大友カ) □ 綱 (花押)
(親カ)

宇佐

擬大宮司殿

三七 親成書狀

○永弘文書
大分県史料四

田染庄内、宇佐御神領重安・末次兩名事

御判申成候、目出候、可得御意候、恐々謹言、

永享五

(千カ)
□二月十五日

親 (成カ)
□

田染庄内重安・
末次兩名ニ就キ
御判ヲ申シ成セ
シヲ報ズ

二六 福壽寺磨崖國東塔銘

○豊後高田田染地区大字平野福壽寺所有
大分県金石年表

(右側) 永亨 □

(塔身中央) 香以 □

(左側) 癸丑 □

○癸丑ハ五年ナリ。『国東塔の分布と特色』ヲ参照ス。

二九 永弘光世下作職安堵狀

○永弘文書
大分県史料四

しげやす分しと
みのお畠一反二
代ノ下作職

しげやすふんしとみのお畠一反廿代の事、下作職の事ニおいてハ、しとみのはるたとの、子々孫々
にいたるまで、さうあるへからす候、よてこ日のため之狀、如件、

(光世) 永亨六年五月三日

(永弘) 光世(花押)

(異字) 一益永

すけ三郎とのゝ本物返狀案」

二二〇 すへのふのそうきん質地流文

○永弘文書
大分県史料四

入質セル金丸名
内畠地一反ヲ流
ス

〔 〕に、しちニおき申候〔 〕丸名之内、東のより畠地一反之事、當年よりなかし申〔 〕、ゑいた
御知行可有候、いさゝか、こ〔 〕よりいき申ましく候、〔 〕爲後日之狀、如件、

永享六甲 歲七月五日

すへのふのそうきん (花押)

二九一 某 書 狀

○永弘文書
大分県史料四

田染方意見

一兩年当国ノ一
乱

永政居屋敷

田染方意見候て被渡候、しつしふうん候へハ、其子彌六と申候か、其もいく程なく、ふうん□□さ
候へハ、同名にて令申、彼□□僧ゆつり候由、寶心方へ申義候ハ、次一兩年、當國之一亂時分、
彼僧相拘候、壹年以前より之子細、可致拘地候間、齋和助申候へと、□田方より被申候間、此段申
候所ニ、數度彼僧ニ、渡候へと被申候間、渡申候、然者一昨日廿八日、彼祖稅僧來候間、彼僧申分
□□御神領にてなきとハ、不申候、す□□御一亂時分、相拘候永政居屋□□□□

二九二 大友親綱書狀

○曾禰崎元一文書
大分県史料九

(編纂ウハ書)
「曾禰崎伊勢守殿

親綱」

尙々上野方へ、明日其段、(旨細)こさい申つかハすへく候、

御狀委細、披見候了、

田染莊ノ給所

抑給所之事承候、(比之)すて、田染の庄事、給人分ことハのそけ、その外の在所事ハ、可遣候由、田原上

野方ニ兼日ニ申定候間、いまにおゐても、そのまゝたるへく候あいた、かの方よりいらんいたすへ

からず、いかさまこれより、田原上野ニそのたん、念比申つかハすへく候、兼又そのゝちハ、ての

事いかやうに候や、心もとなく候、早々被取直、被參候する事、悦入候、恐々謹言、
(以下籠書)
八月八日

(大友方)
親綱(花押)

二九三 大友親綱安堵狀

○永弘文書
大分県史料四

豊後國田染庄内、永(正)口名・恒任・金丸・光並・行成・須賀牟田壹町、并内(来綱郷)小野事、爲御神領上者、
不可有知行相違候、恐々謹言、

十一月十五日

(大友)
親綱(花押)

田染莊

田染莊・来綱郷
内ノ神領ヲ安堵
ス

田 染 莊

田染圖書助殿

二九四 親幸安堵狀

○永弘文書
大分県史料六

神領當知行ヲ安
堵ス

神領當知行之地之事、支證明白之間、(不カ)可有子細候、恐々謹言、

十一月廿一日

親 幸 (花押カ)

田染圖書助殿

○年代未詳。親幸及ビ田染圖書助ニヨリ、仮リニココニ収ム。

二九五 某預ケ置文書注文案

○永弘文書
大分県史料四

某所ニ預置キシ
文書ノ注文

□寺御文書注□

□佐所ニあつけ置文書のちうもん

永正名

吉弘左近將監氏
郷

古庄信濃守入道
智円

□正和興行御下知、永正名蘭田かう田ニついで、

□(ニ)通明德・至徳ニ豊後吉弘左近將監氏郷恒任・金丸
奉書

一通永正・須賀牟田ニ付、豊後。信濃守入道智圓成敗奉書、氏次御代、

一通應永六年狀、田染神領一圓返さるゝ□守護之時、□殿奉書、

生石遠江入道定勝
佐保新左衛門永弘

大友親世

親世奉行人本庄
八郎左衛門

大樂寺西坊良勝

親光世ノ讓狀ニ
任セテ知行シ野
心緩怠ナシ

一通 [] 領一圓返さるゝ、同守護成敗生石遠江入道定勝・佐保新左衛門永弘新家奉書在之、

一通大友親世卷數御返事ニ、神領一圓安堵御判、

一通同親世奉行本庄八郎さへもん神領返候へと、生石・佐保方へ狀、

一卷くまの物大樂寺西坊良勝ニ、あつけ置うけ取告文三十八通、同證狀數通在之、

皆々榮重の文書也、是を此 []

二九六 番長永弘榮佐請文案

○永弘文書
大分県史料四

おやにて候光世のゆつり [] ところの事、光世のゆい [] (ごんにか) まかせ、御おんとして、ちきやうつかまつり候へく候、いさゝか [] (かんか) たいし申候て、きやうこうふ [] 存すへからず、もし野心のし [] (たいか) 候ハゝ、

八幡三所御はつを、まかり [] へく候、此おもむきをもて、御ふ [] あるへく候、よて狀如件、

永享八年十二月八日

十 []

○以下二通、直接田染莊ニ係ルカ未詳ナルモ、シバラク収ム。

二五七 番長永弘榮佐田地宛文

○永弘文書
大分県史料四

(編纂書)
「一番長狀」

一日御物かたり承候、田地の事、しよせん(元世)ミつよのためと存候間、とかく申事もなく候間、ようさくの内、いのしり・同いたいその、合二反十代をまいらせ候、御ようさくあるへく候、御いちこのちハ、かのしやうニよるましく候、仍狀如件、

永享九年二月十九日

(永弘)
榮 佐 (花押)

二五八 番長永弘榮佐畠地賣券

○永弘文書
大分県史料四

ほんもつ返申候、たしふ(田)のしやう(庄)重安ふん、いしつかのはたけ一反の事

合二くわん三百もんちやう、

右、元年ひのとのミの年より、らいたつのとしまて十二か年を、や大郎(や、い)とのゝ方ニ、ほんもつ返申ところしつなり、なんか年たりとも、ほんもつをさた申さゝらんほとハ、かたくちきやうあるへく候、いさゝかこ日のわつらい、あるましく候、よて狀、くたんのことし、

永享九年四月廿八日

(衆佐)
よしすけ (花押)

用作ノ内いのしり同いたいその合二反十代ヲ進ズ

田染莊重安分畠一段ヲ本物返ニ十二年間弥太郎ニ売ル

本物ヲ沙汰セザル間ハ知行アルベシ

重ネテ重安直重
跡名田島ヲ寄進
ス
前太宮司公則
御炊殿御菜米料
所

二九 前大宮司安心院公世田島等寄進狀案

○永弘文書
大分県史料四

御神領重安又太郎直重跡、豊^前□・豊後兩國中散在名田島山野^前□
右所々者、前太宮司公則宿禰、當^{（狂牛）}□下宮號御炊殿御菜米之^{（料所力）}□、被申寄進所實也、然者、爲□全
知行、重之寄進狀、如件、
〔以下裏〕
〔永享九月十一月十五日〕

前太宮司公世
^{（安心院）}

三〇 永弘榮定權擬神主職補任狀

○永弘文書
大分県史料四

^{（端茶書）}
「田染神主任符」

八幡宇佐宮

宇佐榮定ヲ權擬
神主職ニ補ス
榮定榮忠ト改名

宇佐榮定改榮忠

右人、補任權擬神主^{（鐵力）}□、既畢、

永享十年二月日

權祝大神朝臣

田染莊

三〇二 權擬大官司諸弘等連署書狀案

○永弘文書
大分県史料四

田染重安跡ハ御
炊殿御菜免ニ下
サルノ訴訟ハ許
容アルベカラズ

御神領田染重安跡事、爲闕所、被宛□下宮御炊殿御菜免候、然者、當□勤仕之處、致今非分之
訴訟仁之由、其聞不可然候、聊不可有御許容候、自然楚忽□御沙汰候てハ、可爲一社大訴候、爲御
心得令啓候、恐々謹言、

〔異書〕
一永享十五(ヤ)

三月廿二日

官人代房〔裏書〕佐〔祝大夫〕〔花押〕

權擬神主重成 在判

辨官政頼 在判

權神主泰輔 在判

辨官兼倉司永〔令意〕□ 在判

權少官司諸吉 在判

辨官盛〔末也〕吉□

惣辨官親〔身力〕□

少官司兼祝官〔増力〕□

權擬大官司諸〔字奈跡〕〔弘力〕□

田原殿

田染莊

三〇三 吉兼田地賣券案

○永弘文書
大分県史料四

沽券狀

雖 縦。天下一同之御徳勢候、不可有

豐後國田染庄内猿喰五段并 事、本端書記ニ約束申候通 過候者、何時も在合ニ本錢六貫

田染庄ノ内猿喰
五段等ヲ十貫文
ニテ萬壽寺専康
藏主ニ永代売渡
ス

田地を可返濟候也、雖申定、依有用候、重而四貫文申請候、さ候間、彼此拾貫文分とし
て、限永代、康藏主御方へ相渡申所實也、後、我等親類之内、若競望仁候者、此狀を爲先、可有
御沙汰候、又字佐御神領にて候上ハ、少も不可。妨候、永く御弟子之季まで、可有御心得候、御年
貢等之事ハ、有限分量、作人不可有無沙汰候、仍而沽券狀、如件、

皆嘉吉二年乙丑三月晦日

吉 (兼九)

萬壽寺専康藏主禪下

三〇四 田染庄内永正名大まかりの見田取帳

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)

大まかりの見田取帳

嘉吉

字佐宮御領

豐後國田染庄内永正名之内大まかりの見田取帳事

田染庄内永正名
大まかり

さく

一所 二反 分米五斗三合 左衛門九郎

同所 二段 分米五斗三合 左近五郎

山神祭田

同所 三十代 山神祭田 同人

仏供田

一所 一反廿代 清五郎給分

口の丸

一所 壹段 分米 一斗五升 左近五郎

同所 二反 此内一反九分 一斗五升 左衛門九郎

已上 惣都合壹石三升六合

嘉吉二年九月吉日

三五 田染榮重寄進狀案

○永弘文書
大分県史料四

編纂者
(家)

「□重寄進狀案」

□寄進

字佐宮一圓御神領、豊後國□染庄須加牟田壹町内、永正名田地貳反口丸大炊助
作分之事

須加牟田一町内
永正名二反ヲ宝
陀寺ニ寄進ス

田染莊

田染莊

和間會機敷ヲ合

右田^(地)者、本御神領一圓之地也、御神用米神役之事者、本名ニ留、後生菩提のために、寶陀寺ニ永代奉施入所也、但和間會機敷之事、田地ニしたかつて可有合力候、無ニ申承候間、寺家より堅御知行、相違あるへからず候、仍爲後代寄進狀、如件、

嘉吉三年十一月卅日

宇佐神官榮重^(田)判

三〇六 大友親隆安堵狀

○田原達三郎文書
大分県史料一〇

武藏郷内本知行
田染郷系永名十
五町ヲ還補ス

武藏郷内本知行、并田染郷内系永拾五町事、令還補候、領知不可有相違候、恐々謹言、

九月二日

親隆^(大友)(花押)

田原六郎^(親孝)

三〇七 大友親隆知行預ケ狀

○長野末夫文書
大分県史料一一

山香郷内本給綾富拾貫、田染庄之内生石跡參拾貫分事、預置候、可有知行候、謹言、

十月十六日

親隆^(大友)(花押)

長野伯耆守殿^(富重)

山香郷内本給綾
富十貫田染庄内
生石跡三十貫分
ヲ預ク

三〇八 永弘榮佐田畠賣券

○永弘文書
大分県史料四

田染荘内ひやけ
返十五等ヲ本貫
文ニテ田染弥太
郎榮忠ニ売ル

徳政興行ノ沙汰
アリトモ別儀ナ
シ

御炊殿御菜免ニ
寄付

ほん物かゑしニうり^(わた)す田染の庄之内、ひやけ五反・同あかたいはたけ壹反か事

右のてんはくハ、御いとこの御さい免として、榮佐ちうたいさうてんとうちきやう、さをいなきち

な^(り)□、^(し)かるをいま用ゝあるニよて、今年ねのとしよ□^(り)來とら^(り)のとしまで、十五年を代五貫文、田

染のいや太郎とのへ、ほん物返ニうりわたすところしつ也、年きすき候ハ、ほん物ありあいにう

け可申候、うけ申さず候ハ、しゝそんくまで、かたくちきやう候へく候、もしかのさいしよち

かい候ハ、かの料足ニあいあたり候するまで、たうちきやうのところを、ちきやう候へく候、た

とへとくせいこうきやうのさたありとも、へつきをもて、さしおき可申候、いさゝか後日のわつら

い、あるましく候、仍爲後日ほん物狀、如件、

文安元年六月廿六日

^(永弘)
榮 佐 (花押)

三〇九 到津公弘等連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

事、大宮司公

^(別)

闕所令知行畢、然者應永廿九年、

^(為當カ)

社御炊殿御菜免、寄附

候、仍番長光世、可令知行旨、公則寄附狀、并諸官加署狀明白候、若違亂方出來候者、於御炊殿御

田 染 莊

田染莊

神事、可爲退轉候、此段可預御注進候、恐々謹言、

文安元
九月三日

宮（包） 増 在判

永（金） 輔 在判

親（不田） 身 在判

通（益） 輔 在判

公（劉） 弘 在判

庄若狹（身名）入道殿

三〇 爲之田染莊段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

田染庄段錢伍十文事

合貳貫伍百文者、目足、

右、爲段錢重安名沙汰、所皆納、如件、

文安三年十一月七日

爲之（花押）

田染莊重安名段
錢二貫五百文ヲ
請取ル

三一 田原親増等連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)

「^(段)錢代々請取狀」

□納段錢伍□

合壹貫文、目足、

右、田染^(采忠)圖書方爲沙汰、貳町分皆納候、仍請執狀、如件、

文安參年十二月一日

小田原

則能 (花押)

長田伯耆守

親昌 (花押)

田原備後守

親増 (花押)

三二 田原親増段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)

「^(端裏書)神領段錢代々請取 田染榮重」

田染方爲沙汰、段錢足合壹貫文目足、

請取申之狀、如件、

田染莊

田染莊反錢壹貫
文ヲ田染圖書方
沙汰トシテ請取
ル

田染方沙汰段錢
一貫文ヲ請取ル

田 染 莊

二四四

文安三年十二月十一日

田染政所

〔田染政所
田應〕親 増（花押）

三三 田原親増段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

田染莊永弘方ノ
沙汰トシテ貳貫
五百文ヲ請取ル

田染庄内、御神領永弘方爲沙汰、度々
合貳貫伍百文、目足、

請執申候狀、如件、

文安三年十二月十一日

〔田應〕親 増（花押）

三二 大友氏社家奉行奉書案

○永弘文書
大分県史料四

〔編裏書〕
「御奉書案文」

神領田染莊金丸
名ノ内上野鳥ニ
ム対スル違乱ヲ止

田染庄金丸名内、上野鳥本御神領有無之事、神□所相尋之處、本御神領□すてニ以告文被申候間、
無□候哉、しよせん、いらんをやめ候へき之由候、恐々謹言、

〔裏書〕
「文安二」

四月廿五日

〔裏書〕
「社家奉行」
法□

田染庄政所殿

壽成在判

三二五 吉増證狀案

○永弘文書
大分県史料四

永政居屋敷ノ請
錢

さるはミ山野

永政いやしきのうけせん(猿腹)の事、五百文にて候を、あまりニおゝい入道かない候はんほとに、われ
ニさる(猿腹)はミニついで、百文合力し候へと、このほかハ、ねんくはなれて何事にて候へ、あたり
事あるましく候、このふんニ、まつさたあるへく候、のちハ子孫ニついても、申たんすへく候、
一はる(さる)はミさんやハ、くほ(久保)とのまん所の時ニ、とく承候ほとに、地下(故老)こらうしちたを(七田)はしめとし
て、ふたゝゆうめうをつれ候て、さかいをふみ候、上ハとをみ石むかへのよしの、ひらの大石よ
りにて候、よてまん所よりミちゆき候、よて爲後、如件、

文安五年卯月廿六日

吉増在判

(以下紙背)
一内秋吉道妙所へ

三二六 永弘某畠地賣券

○永弘文書
大分県史料四

重安・末次兩名
内畠地ヲ本物返

ほんもつかやしにうり申候田染庄之内、御しんりやう重安・末次りやう名の内、おさきの畠地ゑも

田染庄

二四五

ニ売ル

ん九郎か持分一所參段、御こうその一所一反・九郎その一所卅・へうのその・同こうてん一反、同八郎か持分山端畠一反廿代・同こうてん卅代・かつらまわりか事

十六年間

徳政興行

右畠地ハ、なかひろ重代さうてんたうちきやう、さをいなきちなり、しかるを、いま用ゑあるニよて、しろのせに(〇)にくわん五百文ニ、こん年たつのとしより、らいひつしのとしまて十六年を、田染(マ)いや大郎とのゝ方ニ、ほんもつかやし申ところしつ也、しせんとくせいこう行のさたありと申候とも、とかくのきあるましく候、年記あき候とも、ほんもつをかやし申候はんほとハ、かたくちきやう候へく候、いさゝか、そのわつらいあるへからす候、よてほんもつかやしの狀、如件、

文安五年六月五日

なかひろ (花押)

三七 久保親千・長野親昌連署段錢請取狀 (紙) (豎)

○永弘文書
大分県史料四

納文安陸年分段錢之事

合貳貫五百文者、目足、

右、爲田染庄内永弘方沙汰、所請取、如件、

(文安六年九)
九月廿一日

(長野)
親 昌 (花押)

(久保)
親 千 (花押)

田染庄内永弘沙汰分文安六年段錢二貫五百文ヲ請取ル

田染在神領二町
分段錢一貫文ヲ
請取ル

三二八 長野親昌・久保親千連署段錢請取狀(紙)

○永弘文書
大分県史料四

納文安六年分段錢事

合壹貫文者、目足、

右、爲田染庄宇佐御神領貳町分、任先例、請取所、如件、

九月廿一日

田染圖書殿

(久保) 親 千(花押)
(長野) 親 昌(花押)

三二九 久重田地預り狀案

○永弘文書
大分県史料四

(端書) 永弘方へ遣狀案文

わけ分トシテ預
り申ス所々

おさきはたけ

間戸原

わけふんとしてあつかり申所々事

末吉 一所參段卅代

弁分柳かつほ 一所壹段

一所間戸原請在□(所カ)

田染莊

こたけ 一所壹段廿代
おさきはたけ 一所壹段
こふけ 一所廿代

田 染 莊

河そいはたけ
一所卅代

八つ畚田
一所貳段

二四八

右、爲此前合（分カ）□、知行仕候、然（倉カ）□、神用社役公役以下之事者、□奔走候、若無沙汰候て、二心之儀候□其時者、あらため可預御沙汰候、仍爲後日狀、如件、

寶徳二年卯月十日

久 重

三〇 久重田地預り狀案

○永弘文書
大分県史料四

重安分ノ内二郎殿持分

（備書）一重安分之内二郎殿持分の事と□

わけふんとしてあつかり申所々事

末吉

いと永名

いと永名小竹
一所壹反廿代

おさきはたけ

おさきはたけ
一所壹段

へん分柳かつほ

こふけ
一所廿代

間戸原

一所間（戸カ）□原請在所
かわそ□
一所□

八つ畚田
一所貳段

以上一町貳段

右爲御合力、知行仕候、然者、（神用）□社役同公役以下之事者、（奔走カ）□可申候、若無沙汰二心之儀候者、

（あらか）□ため御沙汰あつかり候へく候、仍爲後日、如件、
状

寶徳二年卯月十日

久

□（重カ）

○前号文書ト少異アルニヨリ掲グ。

三二 しゆんとく請文案

○永弘文書
大分県史料四

ゆの木その
重安殿

〔端裏書〕
「けうのあと事、しゆんとくのうけ狀」

くもん所とのゝもんせうの□、ゆのきそのたはたけ、よてたしかにしかと申候ぬ、又しげやすとの
ゝ、いわれ□おさへもち候ところの事、なかひろとのとりて、ちきやう候へく候、のちのためにか
やうに申候、□^あなかしく、

八月十七日

しゆんとく

三三 吉増田地讓狀案

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕
「り狀案」

ゆツりあたふる

ふんこのくに田しふのしやうの内、ふき□^{んち}むた・同たけそへの一つへ田の事、田しふの御所
方と、かたくかきかへを仕候て、たね□^{んち}ちきやう仕候を、ほんもん所^書あいそへ、子にて候六郎ニさ

田染莊ノ田ヲ子
息六郎ニ本文書
ヲ添エテ讓ル

田染 莊

社役合力ノタメ
御堂ノ前卅田ヲ
田染某ニ進ス
一期ノ後ハ惣領
六郎ニ返スベシ

うそく仕候、^(狂)しや、^(徳)く大かうニ候とや^(らカ)□、うけ給候間、れうそく三百文かうりよく申候かたに、ミ
たうのまへの卅田を、田しふとののそまれ候間、まいらせおき候、かの卅田ハ、は、さうそく、か
くへちさい所にて候、又いつれも、わけ分□一この、ちハ、そうりやう六郎ニ、かやさるへく候、
仍ゆつり狀、如件、

ほうとく^(金)二年十一月廿六日

吉そう^(書)あ^(り)はん^(カ)

三三 田染榮重讓狀

○永弘文書
大分県史料四

追仰

重加判^(榮重) (花押)

光並名半分
久並居屋敷ヲ子
息寅一丸ニ譲ル
惣領神主

光並名半分事、守護方へ□訴訟時、沙汰用途人足奔走候ハ、不可有相違候也、
宇佐御神領、永野之次郎久並之居屋敷事、此間者兄弟事にて、扶持分として、雖預置候、今度依病
氣、他事なく致忠節、御心さし御わたり候間、のそミのま、子息^(息)才一丸ニ、以別紙ゆつりあたへ
候、惣領神主ニ相隨、居屋敷ニい候へく候、水魚思いをなし、□家^(社カ)諸事、同心肝要候、仍ゆつり狀
如件、

寶徳二年二月三日

田染榮重 (花押)

三四 田染榮重讓狀

○永弘文書
大分県史料四

田染荘内ノ田畠
屋敷等ヲ讓ル

惣領職ハ宮一丸

田染庄

一段・高しんか屋敷卅・正かくはたけ壹反、已上三反なから

みねの山野、ほり内か分、共ニ一圓ゆつり候、

右所々者、榮重當座小家をかまへ居候間、此ま々ゆつりわたし候、惣領職者、宮一丸ニゆつり候、
あいしたかい水魚之思を成、宮一丸をまほり、館のふちニ、身をもち候へく候、節料せ(ちせ)合ほんそ
うすへく候、此外段錢以下、萬事合力すへからず候、仍ゆつり(田染)□、くたんのことし、

寶徳二年二月十三日

榮重(花押)

〔(裏書)此狀不可立之由、彦三郎申候て持來候間、留置候了、此上者、壹紙内何も榮忠可相計者也、〕

三五 空木愛宕社棟札銘

○豊後高田市田染地区大字嶺崎
大分県金石年表

愛宕勝軍地藏堂
一字ヲ造立ス

(畫後)

(小)

□□國東田染庄□崎愛宕勝軍地藏薩埵一字之事、爲天下泰平國土安全二世安樂也、
寶徳□年十二月□□日、權大僧都養學院□子仙正坊・小學坊・中將坊、願主川□

同渡邊彦右□□・同文藏・同惣四郎・同庄右□□・同權太郎・□□□□□□武運長

久、大庄屋河野久次良・藤原朝臣重次・當村庄屋財前長右衛門、大工川野五良兵衛・藤原朝臣、小

田染庄

工同與三 [] 久助、小引中野九良右衛門 [] [] []

○以上墨書。後半ハ江戸時代ノモノカ。

三三六 田染榮重・同榮佐起請文案

○永弘文書
大分県史料四

〔端書〕〔榮〕〔重〕〔榮〕〔起請案〕

契約一味同心子細事

榮重・榮佐之間、同親類といへ共、別而心さしある上、所領にいたるまで、一紙の内ニのせられたる御下知御教書也、然間就萬事二心なく、大小事をも、相互に可致其明候、此上者、榮重知行永正名・恒任兩名ニ、榮佐違亂をなすへからず、榮佐知行分重安・末次兩 [] ニ榮重

榮重・榮佐ノ各
知行分ニ對シ相
互ニ違亂ヲナサ
ズ

三三七 田染榮重讓狀案

○永弘文書
大分県史料四

〔端書〕
「宮一丸ニゆつり狀案」

讓與

宇佐御神領田染庄内、名々田畠山野荒野等事

孫子宮一丸ニ田
染庄内名々田畠
山野等ヲ讓ル

孫子宇佐宮一丸所、

永正名

一所 永正名田畠山野荒野等、大まかり分田地一丁五段・道秀屋敷田畠荒野請代五百文、□録ニ注、

須加牟田

一所 須加牟田一丁、

金丸名

一所 一所金丸名内八段卅・屋敷二段・上野畠地三反、

行成名

一所 行成名二丁八反、此名半分者、專使方より知行、

垣本

一所 垣本五段 專使方半分知行、

光並名

一所 □並名、光是も□分專使方知行、八反(半)

恒任名

一所 恒任名一丁、當作七反卅三反河成、

永正名内河内分

一所 永正名内河内分一丁、

しんかいまへ田

一所 一反しんかいまへ田二反卅、堂前卅、なわてそい
七二一反

□田同ニはない後卅、

三六 權擬大宮司祝宮増等連署書狀案

○永弘文書
大分県史料四

田染庄内兩名ニ
關スル訴訟

御神領田染庄之内、光並・行成兩名之内、爲不知行。訴訟、地田染神主榮忠被參候(御カ)成敗歴然

候、任理□候者、目出候、□爲御祈禱專一候、恐く謹言、

田 染 庄

田染 莊

(享徳元年乙)
潤八月廿三日

權擬大官司(秘)

倉 宮 增

永 司(令意) 輔

少 官 司(永弘) 榮

弁 榮 佐

政 官(小田之) 頼

二五四

三三 重吉秀直・豐饒直弘連署奉書案

○永弘文書
大分県史料四

田染莊内所々ヲ
相伝當知行ニ任
セテ安堵ス

官田染神

領、田染庄内所々事、任代々相傳當知行證文等之旨、知行領掌不可相違

由候、仍執達如件、

(享)
亨徳元年十月五日

宇佐宮

田染神主殿

(豐徳)

直 弘(花押)

(重吉)

秀 直(花押)

三三 久保九郎讓狀

○永弘文書
大分県史料四

金丸名

金丸名つほつけの事

一所 いや敷一杖

一所 わせ田七杖

ざるはミ

一所 いけへこくうさうの前七杖

一所 わたし田七杖

一所 ざるはミ七杖

一所 おうしかわら七杖

一所 うゑの三反

一所 あひつらしりふしのはな七杖

此名田の事、大郎三郎ニたんふおのこさす、とらせ候處、如件、

享徳元年(等)申十二月十三日

久保九郎(花押)

三二 永弘榮佐證狀

○永弘文書
大分県史料四

末次名内ノ二段
分錢ヲ仏性田
トシテ觀音寺ニ
寄進ス
殘四反分公役

末次名之内東園六反卅代事、寺領通承候間、取分依西(西依)貳段分反錢事ハ、本□ん佛性田として、なか
くくわん御寺(龜寺)ニさし置申候、あいのこり候四反分の公役以下者、□より御奔走あるへく候、仍爲
後日狀、如件、

たんなん永弘

享徳貳年四月

榮佐(花押)

田染莊

三三 田染莊段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

弥太郎納段錢一
貫百二十文ヲ請
取ル

おさき

反せんうけとり申田數分

いけの内
一所五反

ひやけ
一所五反

上料田
一所二反

いたやその
一所二反

ふるその
一所二反廿代

八畝田
一所二反

こくそさこ
一所一反卅代

こふけ
一所一反十代

かわら
一所一反十代

ひの口
一所卅代

一所卅代おさきのこうてん

以上田數、貳丁參段卅代、但此内、かわら一反十代の反錢事ハ、當年ハさし置申候間、いま請取
申分、

合壹貫百廿文定、

右反錢者、彌太郎殿納として、所請取申、如件、

享德二年五月三日

三三 重吉秀直・豐饒直弘連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

田染榮忠ノ申狀
ニヨリ田染莊光
並・行成兩名ヲ
安堵ス

宇佐宮神主田染彌五郎榮忠申、御神領豐後國田染庄之内光並・行成兩名事、證跡明白上者、不可有
相違之由、被仰出候、仍執達如件、

享徳二年十一月三日

彈正忠直弘 (花押)

(重吉)
伯耆守秀直 (花押)

田染彌五郎殿

三三 重吉秀直・豐鏡直弘連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

田染莊光並名半
分ヲ社家ニ返付
セシム

田染庄光並名半分四段事、御神領證跡明白候之間、社家へ被返付候、代所之事、則可被仰付候、被
去渡候ハ、可然候、恐々謹言、

十一月三日

(豊鏡)

直 (花押)

(重吉)
秀直 (花押)

伊美六郎殿

三三 ミやうけん田地去狀案 (折紙)

○永弘文書
大分県史料四

おさこの田地三
反ヲ永弘ニ渡ス

おさこの田地三反の事、とくふんなとも候ハす候間、そなたにまいらせ^(巻)□、其より御知行あるへく
□、いさゝか後日立歸候て、せひを申ましく候、よて狀、如件、

享徳二年十二月十五日

田染 莊

(ミやうけん)

永弘殿

三三三 ミやうけん契約状案

○永弘文書
大分県史料四

おさこの田地參
反ヲ永弘殿ニ返
付シ締ハザル事
ヲ約ス

おさこの田地參反の事、なかひろとのへ、返申へく候、跡まかのちの事ハ、ともかくも、なか□□^{ひる}
御はからいたるへく□□^間、此方よりいろいろ候て、とかくのきを申ましく候、その分心へられ候へく
候、もたせ被成候なしもの□□^ハ、そなたへ遣候^{返候}、□□^方へ可被遣候、恐々□□、

十二月十五日

ミやうけん

國光所

三三七 永弘榮佐契約状

○永弘文書
大分県史料四

おさこの田地參
反ノ濟物百文ハ
我等沙汰ス
なし物ノ典ニ田
染莊内油錢ノ中
百文ヲ毎年ミヤ
うけんニ渡ス

□□^{おさか}この田地參反のなし物百文□□^事ハ、よりうにて候間、我々沙汰を仕候、仍かのなし物の方^へ
ニ、田染庄之内、□□^{あふらせんの内}。百文を、ミやうけんの御方ニまいらせ候、まいねん^{解意}
けたいなくさいそ□□^{をいたし候て}、ミやうけんの御方ニ、まい□□^{候へく候}、もしこのなし物ふさ
た候て、ささい候は、いつれにても候へ、田染より、うさのほり候する代百文を、かんと申候、
□□^{うけとりを}□□^{りのほせ候}へく候、□□^爲□□^状、如件、

〔（字カ）〕 德貳年十二月十七日
〔以下紙背〕
「うさの代官六郎さへもん所

永弘 （佐五）
榮

〔（榮佐）〕
裏花押

三六 俣見親氏等連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

〔（段カ）〕 錢之事 一段別
伍拾文通

合貳貫伍百文者、目足、

右、爲享德貳年段錢、國東郡内田染庄之内、永弘方爲沙汰、請取申所、如件、

卯月十九日

小田原 正忠 秀能（花押）
廣瀬美濃守 致（花押）
林越後守 親林（花押）
俣見石見守 親氏（花押）

三九 俣見親氏等連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

享德貳年ノ段錢
一貫文ヲ田染神

納段錢之事 一段別
伍拾文通

田 染 莊

主ノ沙汰トシエ
請取ル

田 染 莊

二六〇

合壹貫文者、目足、

右、爲享德貳年段錢、國東郡内田染神主爲沙汰、皆納申口、如件、

〔卯カ〕
三月十九日

広瀬美濃守

教

致 (花押)

小田原彈正忠

秀

能 (花押)

林越後守

親

林 (花押)

俣見石見守

親

氏 (花押)

三〇 永弘榮佐出學米借券案

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕

「案文」

かり申候しゆつこの事
(出) 卷

合六斗ちやう、

右のしゆつこは、來秋六りのりふんをあいそへ候て、(勘渡)かんと可申候、三ヶ年すき候て無沙汰候ハ、

田染庄重安名の内、いのしり一反十代を、永代みやうけんの方より知行候て、御いちこすき候ハ、

いつれの寺あんにもきしん候て、(後) 世こしやうのためにきしんあるへく候、その時よし佐かしそんとし

て、とかくのきを申ましく候、又御とくせい興行の御沙汰候共、せひを申ましく候、仍爲後日狀、

如件、

出學米六斗ヲ六
利ニテ借ル

田染莊重安名一
反十代ヲ渡ス

享德三年三月□八日

〔(裏書)このおもむきのこそ、いや太郎方をもて申下候へ、へちのきにあらず候、〕

三 一番長當知行御炊殿御菜免坪付

○永弘文書
大分県史料四

宇佐宮御炊殿御菜免番長當知行□

□所宇佐郡散在分三町

宇佐郡散在
岩崎庄

一所正御供米十二石

岩崎庄

高村長分

一所高村長分三町加地子貳貫文

宮時名小油錢

一所下毛郡宮時名小油錢十貫文

本目見名

一所同郡燈油免本目見名六町六段冊代

米繩郷小野庄

一所豐後國(米繩郷)小野庄正御供米九石五斗

田原別符

一所同國田原別符三十石内當納貳石□

田染莊重安名

一所同國田染莊重安名三町

津守莊勾保

一所同國津守莊勾保神用錢四貫文

右、坪付、如件、

享德□年八月廿二日

番長榮佐(永弘)
(花押)

田染莊

田 染 莊

三三二 久保親千・小田原秀能段錢送狀案

○永弘文書
大分県史料四

且送進、康正二年分段錢事

合參貫文者、目足、

此内壹貫文者田染彌五郎方分

右、爲國東郡田染庄之内、永弘方之沙汰、進納、如件、

小田原彈正忠

(康正二年九月)
九月十五日

秀 (能方)
□ □
親 (久保)
千

朽網備後殿

岐部山城殿

三三三 八坂公世・上野利貞・寒田頼吉連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

□^{目足}納段錢之事

合參貫文者、目足、

康正二年國東郡
田染庄内永弘方
沙分段錢三貫文
ヲ且納ス

段錢且納參貫文
ヲ田染庄内永弘
方ノ沙汰トシテ
請取ル

〔右カ〕爲國東郡田染庄之内、永弘方沙汰、任送狀所請取、如件、

寒田藏人

上野藏人

利貞

八坂伯耆守

公世

〔花押〕

康正貳年十月十八日

小田原彈正忠殿〔秀能〕

久保大炊助殿〔親子〕

三四 田染重昌請文

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏ウハ書〕
「神主殿

八郎
重昌」

親田染榮重ノ遺言

二心不義緩怠ナシ

おやにて候榮重、ゆいこんニ申さためられ候あいた、きたのそのゝいやしき内かわら畠事申よて、御意をそむき候間、末永殿・にう殿御兩人をもて、わひ申候あいた、御るしさいなく候、御ふちニあつかり候、目出候、然者榮重ゆいこんニも、内者一分候て、わうしやくのわけ分、御ほんふのおもいをなすへきよし、被申定候上ハ、於已後、二心〔不義緩怠〕ふきくわんたい〔候カ〕ハハ、しやけ〔社家・武意〕ふけ直に、さいくわ〔如〕おこなわれ候へく候、よて後日のため狀、〔如〕件、

康正二年十一月十四日

〔田染〕
重昌〔花押〕

田染庄

三四五 永弘重世證狀

○永弘文書
大分県史料四

田染莊重安・末次名内末吉・田三反おさき屋敷

(豊後)

國田染莊重安・末次□名之内一所末吉の田地參反・おさき屋敷一所、其外のこるふん之事者、親にて候者、被進候狀のまゝたるへく候、本主直重より此方代々御知行之通、後々あるへからず候、神用社役同公役以下□、御ほんそうあるへく候、代々御知行候上者、聊後之他妨あるましく候、依爲後日狀、如件、

康正三年八月十三日

永弘助太郎

重 世 (花押)

田染次郎殿

三四六 朽網備後守・重吉親成連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

(備後
豊後) 墨引

重吉九郎

朽網備後

田染莊内重安・末次兩名来繩郷・内小野名半分等御判ヲ申シ成ス

田染莊内 宇佐宮御菜免田重安・末次兩名、同庄吉□□田地五段、正御供田□□免田内尾名半分等事、御判申成候、目出候、可得御意候、恐々謹言、

十一月十五日

親 (成カ)

宇佐宮番長大夫殿

三三七 田染榮忠田地屋敷賣券

○永弘文書
大分県史料四

田染庄内重安・末次兩名内ノ田地屋敷ヲ九貫文ニテ田染佐渡ニ売ル

祖父榮佐証判

父助太郎モ了承

田染榮忠ノ裏書

御神領豊後國田染庄之内、重安・末次兩名之内、くすの木のつほ五反・同とねつしま方屋敷貳段事
□、用ゝあるにて、代錢九貫文田染佐渡方ニ、永代をかきてうりわたし申所しツ也、若とくせい（徳改）
こうきやうの御沙汰あり共、せひを申ましく候、此上者、子々孫（令脱カ）ニいたるまで、くり返とかく申候
ハ、ふけしやけさいくわニ、申おこな（マ）わる候へく候、よてうりけん（異筆）の狀、如件、
「榮 佐（花押）」

此趣存知申候、

長祿貳年正月十六日

助太（部）□□

（裏書）「助太郎方可申合之由、榮佐より被申候之間、此分申定候段、存知候了、

田染 榮 忠（花押）」

三三八 田染榮重・同榮佐連署契約狀案

○永弘文書
大分県史料四

（端裏書）「番長職狀」

田 染 莊

親父榮佐ヨリ譲
得セシ所職免田
等ニ対シ一味同
心不儀不法ナキ
事ヲ契約ス

他人ノ手ニ渡サ
バ祝大夫宮増進
止ス

筆者田染榮佐

永政ノ屋敷ノ内
かうすいあん分

當社番職(長脱カ)同免田等事、先年親にて候榮佐(田染)けいやく被申候て、既所職免田等、悉限永代可有御知行候之處、今度我ニたいし、以別儀預御閣候之條、御芳(志)しのいたり、生前難盡存候、然者於向後者、小事一味同心仁可御用立、若存不儀不法、又者彼所職免田等事、實子之外雖爲親類、渡他人手者、祝大夫宮増より可有御進止候、仍祖父にて候光世手より、親にて候榮佐ニ相續狀案文、封裏進置候上者、いさゝか不可有他妨候、至子孫、不可背此狀候、仍爲後日狀、如件、

長祿貳年閏正月十一日

番長(永弘重賢) 田染榮重
助太郎 在判

筆者(田染) 榮 佐 在判

見之
及了、

榮 忠 同
(田染)

「此狀之趣無相違者、至子孫、可有知行者也、」
(兼書)

祝大夫宮増 (花押) 〱

三四 永政たうしう置文案

○永弘文書
大分県史料四

端裏書

案カ
文

七月十七日披見了、

永政い屋志敷の内

かろ

すいあん分の事

井手口のまつほり

阿弥陀仏二花香
ヲ参ラセ先祖ヲ
トムラフベシ

母ノ年寄ヲ扶持
スベシ

田染永正名野
添ノ神用錢ノ寄
進ヲ謝ス

一所井手の口まつほり

一所したのまつほり・同たうの下畠・同まわりのさんやともニ、永りうそうニとらせ候、うけの料
足五十文毎年なし候へく候、如何ニもあみたほとけニ、はな(花)かう(香)をまいらせ候へく候、せんそを
もとむらい候へく候、かいさんほうゑ(繪)セ(尾)ニ・同ほうめう(繪)せんもん(門)をも、とむらい候へく候、した
しきも他人も、此所ニ、いらん(違)わつ(乱)つらい申ともからあるましく候、我く申をき候まゝとあるへく
候、若きやうたいをも中ニ、いらんわつ(違)つらいを申者候ハ、く(公)ほう(方)へ申さいくわおなされ候へく
候、いかニもす(永)いき(魚)よのことく、きやうたいとおもひあい候へく候、は(毎)の年(力)よりも、ふちを
いたし候へく候、仍のちのためニ狀、如件、

ちやう(長)やう(職)六二年(とら)つちのへ二月一日

永政たうしう

三〇 盛福寺聖芳書狀

○永弘文書
大分県史料四

野添(永正名)之御神用錢の事、御きしん狀給候、目出候、いよ(御力)ふちお、たのミ奉候、委細之旨、六郎
左衛門殿ニ申入候、可得御意(候)□、恐く謹言、

三月二日

聖芳(盛福寺)(花押)

田染殿 御内

田染 莊

田 染 莊

二六八

三三 田染榮忠書狀案

○永弘文書
大分県史料四

永正名内野添神
用錢每年百文寄
進ニ対スル祝物
ヲ謝ス

宇佐宮御神領田染庄永正名之内、野添御神用錢每年百文事、永爲寄進。差置申所也、然者御祝物貲
百疋拜領、日出祝着之至候、恐々謹言、

(長祿元年)

三月十一日

田染神主

宇佐榮忠

盛福寺

盛福寺芳首座
侍者御中

三五 飯田昌秀書狀案

○永弘文書
大分県史料四

番長榮佐跡ヲ田
染榮忠所望ニヨ
リ同人ノ適否ヲ
問フ
所領役田等ヲモ
注進スベシ

下宮番長榮佐跡之事、田染彌五郎榮忠、望申候、可任彼職事、無子細仁候哉、無私曲、可有
候、就中、就番長役持候在所・其外役田在所、私領等銘細、可注給候、一通仁被注候へハ、不被見
分候、役々在所、別ニ可注給候、豊後國領所等之事、同前候、猶々此御返事、早々可承候、恐々謹
言、

(長祿二年乙)

五月十八日

(飯田)

昌 秀

(益永通神)
惣檢校殿

三三三 惣檢校益永通輔請文案

○永弘文書
大分県史料四

田染榮忠及ヒ榮
佐跡料免田私領
等ニツキ注進ス

下宮番長榮佐跡田染彌五郎榮忠望申候之由、預御尋候、彼田染榮忠事、前番長重輔孫、當出仕敷厚
仁候、宜依 上意候、次榮佐跡料田免田并私領等、銘々注分候て、兩通進上仕候、於社家無其隠候
間、聊非私曲儀候、恐々謹言、

五月廿二日

(蓋志)
通 輔

飯田殿御報

三三四 惣檢校益永通輔番長進止領注進狀案

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)
「番長 惣檢校通輔住進案」

字佐宮年中御供

合

岩崎庄
小野庄
田原別府

豊前
一正御供田岩崎庄御供米 自八月大嘗会 至十二月有龜会
豊後
一正御供田小野庄御供米 自二月大祭 至七月蟲祓
一田原別府御供米往古三十石社納、近代諸給人知行之間、無汰仕、

田 染 莊

田染莊

御榮免分

津守別府勾保

宮時莊

辛嶋

貫莊

田染莊重安・末次兩名

本自見名

番長榮佐私領分ヲ注進ス

豊後

津守別府勾保辨

豊前

一小油免下毛郡宮時辨

一御藪屋敷辛嶋在之、

一御藪一ヶ所貫庄在之、

一田染莊重安・末次兩名番長職免

豊後

本自見八町

番長進止分、大概如斯、

長祿貳年五月廿二日

捌貫文

拾貫文

御菓子料

同料所

下宮燈油免

惣檢校益永通輔番長榮佐私領分注進狀案

番長榮佐私領分

本知行分

一所貳段

本屋敷号河原島

惣檢校通輔

○永弘文書
大分県史料四

□所宮佐古中谷屋敷

三ヶ所

□所弘山庄内寺家長分、爲役田知行之、

一所山下田地壹反廿代、寺家湯免伏田在之、

近代知行分

一所四段イカリ、自高家郷雜仕女代立直之、

重安直重跡散在
地

在之敷、

右、大概如斯、

長祿二年五月廿二日

惣檢校（在永）通輔

三五六 大宮司到津公弘宇佐宮御供米御菜免注文

○到津文書
大分県史料一

宇佐宮年中御供米御菜免事

合

豊前豊郡

岩崎莊

一正御供田岩崎庄六名 大嘗会ヨリ至于
在籠也、

豊後國

小野莊

一正御供田小野庄十二名 二月大祭ヨリ七月
虫振マデ、

同國

田原別符

一田原別符 昔ハ三十石、近年無沙汰、

田染莊

田染莊

御菜免所之事

田染莊

豊後 田染庄内 重安名 末次名

津守別符

同 津守別符 号勾保、

辛嶋郷

豊前 御菌屋敷 辛嶋郷在之、同高岩崎老町 戸式段、

貫荘

同 御菌 規矩郡貫庄内在之、

宮時荘

同 小油料拾貫文 下毛郡宮時弁 御菜五箇料

同 河原島貳段 番長本屋敷 官中在之、

同 宮佐古中谷 屋敷三ヶ所荒野在之、 番長本知行、

高家郷伊賀利

同 高家郷内イカリ田地四反 サウシ料田 伊賀利

本目見名

同 本目見御炊殿 御燈油免 同下毛郡

広山荘

同 廣山庄内寺家長分役田 トシテ 持之、

同 山之下田地壹段廿代寺家湯免

同 榮作庶子重安跡散在之、

同 佐知屋敷所之事

長祿貳年五月廿二日

〔(裏書) 下宮司番長太夫御供所當之〕

大宮司公弘 (花押)

榮佐跡ニ榮忠ヲ
補任ス

三五七 豊前守護大内教弘補任狀

○永弘文書
大分県史料四

宇佐宮下宮番長榮佐跡、豊後國田染庄重安・末次
兩名・宮中本屋敷貳段号河原
島・宮佐古中谷屋敷三ヶ所・
弘山庄内、寺家長分役田所々事、使宇佐榮忠所令補任也、社役等、守先例敷仕之、可全知行狀、如
件、

長祿二年六月廿五日

從四位下多々良朝臣(花押)

三五八 大内氏奉行人連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

〔表裏紙端裏書〕

田染庄田地之事

大内殿御奉行衆 郡代衆

宇佐宮下宮番長榮佐跡、豊後國重安・末次
兩名・宮中本屋敷二段号河原島・宮佐古中谷屋敷三箇所、弘山
庄之内寺家長分役田所々事、對宇佐榮忠被成 御判、然者早全知行、任先例、社役等可有敷仕之由
候也、仍執達如件、

長祿二年六月廿九日

沙彌昌秀(花押)

田染庄

田染莊

二七四

石見守貞俊（花押）

宇佐宮

〔田染〕
彌五郎殿

三五九 大内氏年老奉書

○永弘文書
大分県史料四

「大内政弘年寄御判」

番長榮佐跡下地
ヲ榮忠ニ渡サシ

宇佐宮下宮番長榮佐跡、豊後國田染庄重安・末次、宮中〔寺〕屋敷貳段号河原・宮佐古〔寺〕谷屋敷三ヶ所・
弘山庄内〔寺〕家長分役田所之事、使〔寺〕佐榮忠被補任畢、然者任去月廿五日 御判之旨、可被沙汰付彼
地之由候也、仍執達如件、

長祿貳年七月七日

杉〔重稱之〕
伯耆守（花押）

佐田因幡入道殿

〔裏打紙裏書〕
「大内政弘御家老判」

下宮社司番長御供所別當

永弘宇佐御宿」

田染庄末次名内
加良木田地五段
ヲ扶持サルルヲ
謝シ不義ナキヲ
誓フ

三六〇 少宮司小袋宗輔・彦三郎重種連署請文

○永弘文書
大分県史料四

榮重任 [] 不可有御 [] 之奉 []、無沙汰あるへからず候、殊ニ今度御知行之内、
田染庄末次名之内、(加良木) からき田地五段事、重而爲御恩符、預御扶持候、目出畏入候、彌緩怠不可存
候、同宮一殿にたいし、不儀(儀)のきあるましく候、若於以後、無沙汰儀候者、あらため可有御成敗
候、仍爲後日狀、如件、

長祿貳年戊七月卅日

彦三郎 重種 (花押)
小袋少宮司 宗輔 (花押)
承候及了、

三一 大内氏年老奉書

○永弘文書
大分県史料四

田染榮佐跡ヲ榮
忠ニ渡サシム

當社下宮番 [] (長榮佐跡)、豐後國田染庄 (重)、(安末次力) 本屋敷貳段 (宮中)、(宮中) 中谷屋敷三ヶ所。
弘 [] (山庄内) 寺家長分役田所 [] (事、使方) 田染彌五郎榮忠、被補任 []、(号河原) 御判御奉書之旨、可 []

□狀如件、

長祿貳年八月十六日 [] (日)

[] (杉伯耆守之)

小袋宮内丞殿

田染莊

○長祿貳年七月七日奉書（三五九号）ト殆ト同文ナリ。

三三二 永弘重成畠地賣券

○永弘文書
大分県史料四

本物返ニ畠地ヲ
売ル

本物返に賣渡申、先大道□□の畠地七杖之事

□□畠地者、永弘次郎重成□□^(か重カ)代相傳當知行、いまニさをいなき地□□^(也カ)、然をいまようくあるによ

て、代貳貫□□今年とらのとしより、來とりの八ヶ年を、大雜仕安弘方へ□□を、ほんもつ返

として、うり渡申□□實也、若彼地ニたいし、ふりよの□□出來候ハ、同前ニあきらめ可進候

□□^(備カ)、徳政興行御沙汰候共、以別儀指置□□^(しカ)、年記過候は、在合請可申□□^(候)、よて爲後日下作職狀、

如件、

長祿貳年拾月廿六日

なかひろ二郎
重 成 (花押)

○田染莊トノ關係未詳ナルモ、永弘氏ノ名ニヨリ収ム。

三三三 石合氏傳・豊饒直弘連署奉書案

○永弘文書
大分県史料四

榮忠ヲ番長職ニ
補任シ大慈院買
得地以外ヲ打渡
サシム

宇佐宮番長職之事、補任田染彌五郎候、^(榮志)然者先除大慈院買得地、打渡榮忠、可被取進請取狀之由
候、恐々謹言、

(長祿二年九)
十一月廿八日

(豐饒) 直 (花押)
(石倉) 氏 傳 (花押)

長野伯耆守殿

三六 長野親昌打渡狀

○永弘文書
大分県史料四

番長職免田田染
莊内重安末次兩
名等ヲ奉書ノ旨
ニ任セ田染榮忠
ニ打渡ス

字佐宮番長職之免、田染庄内、重安・末次兩名、先除大慈院買得地、并名々御神用之事、去十一月廿八日、任御奉書旨、所打渡田染神主榮忠也、社役等、守先例令勤仕、可有御知行由候、仍執達如件、

長祿貳年十二月五日

(長野) 親 昌 (花押)

字佐宮番長田染神主殿

三五 益永道永・長野親昌等五名連署契狀

○永弘文書
大分県史料四

田染榮忠・榮見
御供米御菜免料
所ヲ押領
神官ヲ解ク

(當宮御供米所并御菜) 免料所、
(德) □後之内所々、田澁榮□近年致押領候之條、
(德) 神□難量候、猶以榮見
違亂候□、去應永廿九年、其後文安年中、任加署狀之旨、榮見事、不可有當社神官之儀之狀、如件、

田染莊

田 染 莊

二七八

七月十七日

宮 氏 (花押)

高 輔 (花押)

親 昌 (花押)

宗 輔 在判

道 永 在判

(以下三行『永弘文書』一四七九号ニヨリ補フ)

當社番長大夫殿

○『永弘文書』一四七九号ニヨリ、終リ三行ヲ加へ、欠部ヲ註ス。『益永文書』二ノ三七ハ『永弘文書』ノ案文ノ由ナリ。但シ終三行ナシ。

三六六 長野親昌書狀

○永弘文書
大分県史料四

田染庄内大慈院
買得分土貢ヲ渡
ス

□春之御吉兆重過雖申舊候、尙以不可有際限候哉、珍重候、抑田染庄内、宇佐御神領之内、大慈院御買得分土貢之事、任御奉書旨、以折紙渡進候、則此儘御請執可給候、老若江披見可仕候、可得御意候、委者、使者可令申候哉、恐々謹言、

正月八日

親 昌 (花押)

田染少宮司殿御宿所

神領田染莊内ノ
所々ヲ寺領トシ
テ造營ヲ全フセ
シム

観音寺免ノ内石
丸一段等ヲ仏性
田トシテ段錢ヲ
免ズ

三六七 番長田染榮忠置文

○永弘文書
大分県史料四

(字佐) 宮御神領田染庄(重安カ) 名之内、石丸壹段卅代・河内赤左近依尻壹段・爲延畠地壹段廿代・末次名之内東蘭六段卅代之事、自前々爲寺領上者、全造營、可有知行者也、於後、成煩仁者、番長榮忠子孫の(号)かうあるへからず、及末代可守此狀也、仍狀如件、

長祿三年己卯二月十八日

宇佐宮番長田染

榮忠(花押)

観音寺

三六八 田染榮忠段錢免除狀

○永弘文書
大分県史料四

観音寺免之内、佛性田(号)石丸壹段・東蘭依西貳段分段錢事、爲佛性田、永代差置申所也、子々孫々にいたるまで、いへんのきあるましく候、仍狀如件、

長祿三年己卯二月十八日

宇佐宮番長田染榮忠(花押)

田染莊

三六九 長野親昌書狀

○湯屋文書
大分県史料二

観音寺免六段卅
ヲ先例ノ如ク知
行セシム

田染庄永弘之内、観音寺免六段卅之事、申者候之由、當毛雖押候、古所之通承及候之間、如先例可有御知行候、たとへ自然、何方より冤角被申候共、此狀を可有御披見候、可得御意候、恐く謹言、

九月五日

(長野)
親 昌 (花押)

観音寺侍者 御中

三七〇 田染榮忠書狀案

○永弘文書
大分県史料四

(瑞葉書)

〔案文〕

番長栄佐逐電ノ
跡所職
山口奉公ノ子息
知行ノ段申ス

當社下官番長榮佐事、先年於社家不思儀子細候て、令逐電候之間、彼跡所職等事、於御兩家致愁訴、御成敗嚴重候て、役田等致知行候之處、彼榮佐子息式部丞、今程武家致奉公、防州自山口、當國役田等知行之段申候間、先御成敗爲御披見、令進覽候、重而預御成敗候者、可目出候、委細使者可申入候、恐く謹言、

二月四日

(田染)
榮 忠

竈門殿

上野廳 御宿所

三七 某書狀案

○永弘文書
大分県史料四

永弘榮佐斷絶跡
ニ就キ榮佐子ヨ
部丞防州山口ヨ
リ当国役田等ノ
知行ヲ企ツルヲ
報ス

永弘榮佐事、如御存知依不思儀子細、(先年九)□□斷絶候、仍而彼跡所職(等九)事、致愁訴、御兩家御成敗嚴重之所、今程榮佐子息式部丞、今程致武家奉公、防州自山口、當國役田等之事、知行之段申候間、爲内々爲御心得令啓候、委細使者、可申入候間、令省略候、恐々謹言、

○日附・差出書・宛書等ヲ記サズ。

三七 田染榮忠書狀

○永弘文書
大分県史料四

重安名庶子分ノ
内二町二反ヲ取
放ツ由ヲ示サル
參ヲ以テ申披ク

去廿一日御奉書、同廿二日到來、委細令拜見候、抑字佐御神領重安名、爲庶子分、右馬助三町四段代々持來候地を、我ら知行以來、二町二反取放之由、申候段、示給候、言語道斷曲事候、更存知不申儀候、旨趣以參可申披候、恐々謹言、

八月廿二日

(田染)
榮忠(花押)

竈門殿

久保殿 御報

田染 莊

三七三 田染榮忠書狀案

○永弘文書
大分県史料四

重安右馬助申狀
ニ対スル奉書ヲ
請ケ親重房ノ書
状ヲ進ズ

就重安右馬助申候間事、預御奉書候、則御請申候キ、定而參着候哉、仍彼仁親孫四郎重房之事、親にて候榮重、以媒介致扶持候刻、書狀如此候之間、爲御披見令進覽候、如彼狀者、不可有御不審候哉、委細猶、使者ニ申合候間、令省略候、可得御意候、恐々謹言、

八月廿四日

(田染)
榮 忠 在判

久保殿

御宿所

竈門殿

三七四 田染榮忠書狀案

○永弘文書
大分県史料四

(編纂者)
「案文」

去廿一日御奉書、同廿二日到來、委細令拜見候、抑宇佐御神領田染庄之内重安名之事、以前被經御沙汰候之條、幡州御存知事候、然者、彼名田三町四反、爲庶子分代々右馬助持來候地を、我々知行以來、此内貳町二反取放候之由、申候段示給候、驚存候、前番長榮佐時代、彼仁親方々へ依歎佗

田染莊重安名田
ノ内自分知行二
町ニ反ヲ取放ツ
ヘカラザル事ヲ
上申ス

被官トシテ扶持

□候、爲披官致扶持候、于今乍相拘、對我々中違如此奸訴之條、言語道斷之曲事候、支證等少々所

八月廿三日

(田染) 榮 忠判在

竈門殿 御宿所

久保殿

三七五 永弘氏知行所領由緒書上

○永弘文書
大分県史料四

□然候、適(マ)本付無之候、□候之間、□此時堅可致愁訴心中候、

田染榮佐断絶ノ
時申シ給ハル

一彼名者子細候て、武家御成敗候し時、彼永弘但父光□□、應永卅四年、爲御當家御成敗令知行、

去長祿二年まで卅餘年、知行候之處、式部親榮佐断絶之割(刻)、申給廿二年知行仕候、

来繩郷内小野名

一(編)來綱郷内小野名事、田染

三七六 豐饒直弘(カ)奉書

○永弘文書
大分県史料四

田染莊ノ重安直
重断絶跡ノ事

田染庄之内□(日野)貳段ひの、(地カ)畠□(田染カ)榮忠者、以前重安直重断(絶カ)□之時、御親父御成

□(歌カ)候哉、重安兩名ニ混、御成敗之由申候、同佐□祖父重輔對讓□、所詮兩□(巨)

細之旨、可示給□

田染莊

田 染 莊

二八四

十一月廿 (四日)

久保殿

御宿所

三三七 豐饒直弘書狀案

○永弘文書
大分県史料四

(簡裏切封)
「(墨引)」

田染莊神領ニ就
キ久保大炊方ニ
奉書ヲ遣セシ事
ヲ報ズ

田染庄御神領之内、日燒五段・日野畠地・八杖田二段事、久保大炊方へ遣奉書候、定而渡可申候、

恐く謹言、

十二月十三日

(豊饒)
直 弘

田染彌五郎殿

(包紙ウハ書)
「

郎殿

豊饒彈正忠

直 弘

三三八 久保親千打渡狀

○永弘文書
大分県史料四

宇佐神領日燒田
地五段八杖田二
段等ヲ打渡ス

田染庄之内、宇佐御神 日燒田地五段・八杖田貳段・并日野畠地之事、任去年十二月十三日御奉書之旨、打渡候、可有御知行候、恐く謹言、

長祿四年二月十九日

親 千(花押)

田染彌五郎殿

三七九 久保親千書狀

○永弘文書
大分県史料四

奉書案ヲ披見ス
御奉書正文

誠歲暮御慶、千秋萬歲重疊、尙以不可有際限候、抑去十三日御奉書案給候、委細披見申候了、仍彼地事、入眼候由見え候、目出候、御本望至、御悦喜察存候、然者、御奉書正文をハ、(ツ)なとや示仰候哉、可得御意候、心事期後喜之「時候、恐々謹言、

二月廿五日

(久保)
親 千(花押)

田染殿 御返報

(切封)
「(墨引)」

三八〇 久保親千書狀

○永弘文書
大分県史料四

永弘氏輔ノ違亂
ヲ承引シ難キヲ
告ク

當庄之内御知行分事、永弘(兵輔)式部丞就違亂、示給候、言語道斷曲事、都而不可有御承引儀候、委細令使者申(候)間、令省略候、恐々謹言、

三月五日

(久保)
親 千(花押)

田染少宮司殿 御返報

田 染 莊

二八五

三二 久保親千書狀

○永弘文書
大分県史料四

競望ノ事

□彼方競望之事、□預御狀候、愚意之通□事、定而自面々具□申候哉、就中御補任□跡等、
委細披見候、□其^(傳之)意候、次不存寄候瓜籠二、送給候、祝著□至候、如何様以面謁、可□申候、恐々
謹言、

四月十三日

(久保) 親 千 (花押)

□染少宮司殿

御返報

三三 石合氏傳・豐饒直弘連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

番長榮佐跡田染
莊重安・末次名
田島等ヲ田染榮
忠ニ打渡サシム

宇佐宮番長榮佐跡、豊後國田染庄内、重安・末次於兩名、大慈院御買得田島山野荒野・并糸永名内
小竹田地壹段廿・同辨分柳坪壹段等事、打渡田染彌五郎榮忠、取請取狀可被進由候、仍執達如件、

長祿二季伍月七日

(豊饒) 直 弘 (花押)
(石合) □ 氏 傳 (花押)

長野伯耆守殿

祖父田染榮忠一
跡ヲ相統セシム

三三 久保親千外二名連署施行狀

○永弘文書
大分県史料四

^(田染)祖父榮忠一跡之事、任相續之旨、御判被成候、任先例、可有其沙汰候、恐く謹言、

八月十五日

親 清 (花押)

繁 榮 (花押)

^(久保)親 千 (花押)

田染彌五郎殿

三四 久保親千・竈門繁貞連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

重安名内庶子分
中ヨリ取放テル
二町二反ヲ返付
セシム
庶子分ニ神役ヲ
課ス

重安右馬助申候田染庄之内重安名事、爲字佐御神領、代く無相違候處、先年依不慮之喧嘩、被沒收候時節、親類永弘光世就申候、被還付社家、然者本主と申、親類と申、旁以三町四反、爲庶子分代く持來候處、今度榮忠知行時分より、此内二町二反^(竈)取放候由、詔言申候、如何候哉、如本被返付、以庶子分、御神役等被仰合候者、可然候、委曲右馬助可申候、恐く謹言、

八月廿一日

^(竈門)繁 貞 (花押)

^(久保)親 千 (花押)

田 染 莊

田 染 莊

田染圖書助殿(榮忠)

三六五 田染莊内神領本地注文

○永弘文書
大分県史料四

豊後國田染庄之内御神領本地之事

重安・末次名

一所重安・末次兩名

吉之内森下

一所同庄吉之内森下田地五段

来繩郷内小野名

一所来繩郷内小野名半分内、くるめ木畠地

以上

田染彌五郎(符九)分之地

永正・恒任・行成・金丸名

一所永正・恒任兩名、行成名、金丸名并垣本

以上此前、

三六六 石合氏傳・豊饒直弘連署奉書案

○永弘文書
大分県史料四

重安・末次・糸永名内ノ地ヲ田染榮忠ニ打渡サシム

豊後國田染庄之内、宇佐御神領重安・末次兩名之内、大慈院御買得田畠山野荒野、并糸永名之内、小竹田地（一）壹段廿代・辨分内柳坪壹段等事、打渡田染彌五郎榮忠、可被進執請取狀之由候也、仍

執達如件、

長祿二年十一月十五日

豐饒彈正忠

直弘

石合兵部少輔
氏傳

長野伯耆守殿

三六七 石合氏傳・豐饒直弘連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

重安・末次名等
ノ地ヲ榮忠ニ返
付セシム

宇佐御神

(領豊後國田染庄カ)

内、

重安・末次

來繩郷内小野名等、

依有子細、雖爲武家

成

(歌、為田染)

神主榮祖先祖各別□、彼御公驗證文明白之間、所被□付也、然者、全知行、社役□先

例、可被勲仕由候、仍執達如件、

長祿四年十一月十五日

(豐饒)

直弘 (花押)

(石合)

□ (花押)

三六八 長野親昌打渡狀

○湯屋文書
大分県史料二

重安・末次兩名
内大慈院買得地
及ビ糸永名内田
地ヲ打渡ス

豊後國田染庄之内、宇佐御神領重安・末次兩名之内、大慈院御買得田畠山野荒野、并糸永名之内小
竹田地壹段廿代・辨分柳坪壹段等之事、任去十五日御奉書之旨、打渡申候、可有御知行候、恐々

田染莊

田 染 莊

謹言、

長祿二年十一月十九日

親 昌 (花押)

田染彌五郎殿

〔(桑書) 一下宮社司御供所別當永弘字佐宿禰〕

三六 石合氏傳書狀 (折紙)

○永弘文書
大分県史料四

ほこヲ立テ候在
所ヲ効ル事ハ曲
事

其方時儀、如何候哉、御心もとなく候間、十郎次郎進之候、仍彼之間事、左馬助方へよく被申合候へく候、かんにようハ借物までにて候、かれのひますき候ハ、さうく歸宮あるへく候、又(安藤安甚)あんとうあき守御合候ハ、御文下用事、かたく可被仰候、御ほこを立候在所を、せひを申さすてかり候事、曲事にて候間、可有社例候由、可被仰候、□六郎を被遣候て、かたく□(三)け候へく候、
□のしき □(以下折返)四 郎二郎・五郎二郎ハせひを申さす候、
恐く謹言、

九月八日

石合氏 傳 (略押)

〔(奥ッハ書) 〱

うさより

しんゑん殿

氏傳

三九〇 豐饒直弘・重吉秀直連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

田染神主榮忠參府

就御神領事、依田染神主榮忠參府、預御連署候、則致披露候、當給人相當被立代所候て、嚴重可被返付之由、被申候、先以目出候、恐々謹言、

十月四日

(重吉) 秀直 (花押)
(豊饒) 直弘 (花押)

宇佐宮諸神官御中

三九一 豐饒直弘書狀

○永弘文書
大分県史料四

庶子分トシテ契約

方々へ被申候、我□致辛勞申沙汰仕事候、無□御了簡候て可然候、菟角□難澁候ハ、定可成行慮外候間、か様ニ申候、爲庶子分永□契約候、且者御隙にも可成候、始中終、御思慮候て可承候、聊彼方最用者ニあら^(手候)□、可得御意候、恐々謹言、

十二月五日

(豊饒) 直弘 (花押)

田染彌五郎殿

田染莊

三九二 豐饒直弘書狀

○永弘文書
大分県史料四

和間行幸會借馬
ヲ催促セシム

就和間行幸會、借馬以下事、去年小田原方、再三申定候之處、違篇□由承候、無心元候、既一度申
定候之上者、重々可有催促□、自是も、直其子細可申候、恐々謹言、

十二月十一日

直 弘 (花押)

田染神主殿

○以下二通「田染神主」ニヨリ、仮リニ収ム。

三九三 豐饒直弘書狀

○永弘文書
大分県史料四

田染神主ニ仰談
セラレン子細ニ
違変アリ

其後可申入候之處、依無差題目候、乍存候、聊非等閑之儀候、定御同心候哉、兼又、去年田染神主
被仰談候子細、其後御違扁之由申候、事實候者、可然候、如何ニも是にて、被仰談候儘候する事、
可然候、年内無餘日候、明春ニ最前參、可申承候、恐々謹言、

十二月十一日

直 弘 (花押)

〔(裏裏切封) 墨引〕

〔懸紙ウハ書〕

豊饒彈正忠

小田原〔 〕御宿所

直 弘

三九四 久保親千書狀

○永弘文書
大分県史料四

取帳紛失
八杖田

〔被九〕御奉書御請事、預〔 〕八日認可進候之處、坪付以下、能く撰候するために滞候、然者、取帳な
 と毎分紛失候、雖〔 〕坪付少く候、見え候分を注申候、尙く八杖田の事ハ、いつれの内共見えす候、
 何様彼在所事も、爲公領成敗候事ハ、無不審候間、其子細を令申候、仍御奉書御〔 〕、此御使ニ渡
 進之候、

〔礼懸〕所候哉間、進之〔 〕心事期後喜候、恐く謹言、

十二月廿一日

〔久使〕 親 千 (花押)

田染殿 御返報

〔切封〕 〔 〕 (墨引) 〔 〕

田 染 莊

三九五 某書狀案

○永弘文書
大分県史料四

いまた不申候へとも、以次令申候、

田染莊本訴ノ地

抑於田染莊、本訴之地多々候、連々田原彌四郎方へまで申候、定而彼^{御方}可被仰候哉、何様、近日^{可致}御參

府連々子細可申入候、さ候間、今度對執行方、御勢仕候由、承及候間、同名之仁を、田原彌四郎處

まで、進之候つる、定而彼御方より、可被仰候哉、重而も御用之時、可御用立候、何様^御參府可申入

候、

○日附・差出書・宛書等記サス。

三九六 某書狀

○永弘文書
大分県史料四

永弘采佐息氏輔

ヲ番長ニ任ス

職田ノ安堵ヲ請

雖未申通候、以次令啓候、於^(以カ)□後者、細々可申承候、就中字佐宮番長役事、永弘少宮司榮佐中絶候、近年息式部丞事、依都鄙忠節、先役任往古之例、被申付候、御分國彼職田事、如前々、被仰付候ハ、可目出候、此仁事、私寄子事候之間、愁訴、

三九七 某書狀案

○永弘文書
大分県史料四

又、七郎大郎つれ候て、御入□□つれ候て、御いり候へく候、とかく□□御いり候へく候、なにとも候て、月を立候する□おもわれ候へく候、

かの方、一昨日野中より歸宮候、昨日七郎大郎是ニ來候、足ハうけとられ候へく候、たゞし□□百文にて、事ゆくましく候、いそぎく、足を□□候へと申候□、明後日赤にて候間、明日にも可申談候由、返事□、

某本錢ノ事ニ就
テ申入ル
秋マテ御待候ヘ
ト仰セラレタシ

観音寺

一、かの本錢の事、四貫九百六十の内を、壹貫□□ひかへ候へと、申て候へとも、足かたるましく候、とてもり□□しやう仕候間、秋まで御待候へと、仰候へく候□、足の事ハしう狀御ひかへ候て、馬の事ハ、めし□御入候へく候、御存知のことく、四五日□ニ用段候、さ□人ニかり候者もあるましく候、用段すき候て、來□四五日比又下候て、置候するよし仰候へく候、末永殿への足二貫文、つしま方へ五百文、□兵部方へ五百文候ハてハ、事をかき候へく候、□□能く仰候へく候、□□と申候へとおほせ候へ□□仰候へく候、くわんおん寺二百□□の内にて候ハ、な□□郎大郎方へ二郎行候て、種々□□(以下紙背)とかの人物かたり□□ものにて候、足ともわたく□□時六郎さへもんなと□□月四五日比來候へと、□□方などのほり事、しかるへからず候、此内も七郎大郎方などニ、かの方ゆかれ候て、けいくわうけ

なる事ともゆい候へハ、なかなか、此方のわつらいたるへく候、御心へ候へく候、足御もたせ候は
 ゝ、むりニ入候て馬ニおうせ候て、わらともそへ候て、もたせ候ハ、しかるへく候、又かの者とも
 來候するを、と、め候へく候、心もとなく人ニ可被申候、のほり候ハんとも、はからい□_さため
 て候ハ、代のさくまへやうともを、安弘うた□_なとニ、くちかたりをすへく候、□_のか
 い□_きこへ候ハ、にくちあるへく候、今日も七郎太郎申候事ハ、赤鶴母きり物をとり候て、
 かし候□_候被申候斗をこそ、このミ□_申て候、返く御いそき候て、御かへり□_又
 野□_可被下候、さやうニ候ハ、來月ニこそかへり候へく候、足をミせ候ハて、六かしく可被申
 候、恐く謹言、

正月廿五日

□_次永方へ御入あるましく候、

「_(初封)墨引」

□_の事この月中ニ、

□_まましく候よし、

□_りり候へく候、小大郎殿

三九八 永弘某契約狀

○永弘文書
大分県史料四

御神領ふんこの國田染庄之内、重安・末次りやう□_{みせ}うの内を、たしふの佐渡とのニ、おやニて

親榮佐ノ壳渡セ
ル田島等ニ違乱
煩ヲ為サズ

候者、うり□され候ところの事

ふるその此内廿八ほりあけ

一所二反廿代

かわらほりあけ

一所一反廿代

まさはたけ此内一反あん免

一所二反

ひやけ 如福院免田

一所五反、同二反八ゑた

い□の畠代此内一反卅代地藏院免田

一所八反

一所二反秋吉次郎方、同掃部方のいやしき

右、親にて候榮佐、うり申され候ところを、つほ付をもて申候上者、いさゝか事にて候と申候て、

いらん煩を申候ハ、

□本國大小神□ミやうたう、殊ニハ字佐三所の御□つを、まかりかうふり候する、少も二心やしん

のきある□しく候、又とく政興行の御はうあり共、以別儀□をもて□おき申すへく候、若又子々孫

々の中より、□んわつらいを申仁候ハ、この状をさきとして、□しやけニおゐて、御さいく

わあるへく候、仍爲後日状、如□、

上々てん

一所二反

ひの口

一所卅代

いやしき式百文うけ

一所佐渡との

いけの内

一所五反

東のおやま 一所八反卅代、同畠地四反

こぶけ此内廿者たけ代

一所壹反廿代

一所彌三郎方いやしき

一所二反いたやその

くすの木つぼ

一所五反、同小峯方いやしき

十 日

永弘助 (花押)

三九 都甲著利・田北高理連署奉書

○工藤隆弘文書
大分県史料一

田染庄内幸野加
賀守跡参町ラ
ム瀬某ニ打渡ラ
ン

田染之庄内、幸野加賀守跡参町之事、任 御判之旨、廣瀬左衛門(マ)太輔可被打渡由候、恐々謹言、

三月廿一日

田北大和守

高理 (花押)

都甲掃部守

著利 (花押)

田染之庄政所殿

○年次未詳。仮リニコロニ収ム。

四〇 大友親繁書狀

○財前市十郎文書
増補訂正編年大友史料一〇

荒平薬師堂ヲ造
替セシム

荒平薬師堂造替之事、可存知候、恐々謹言、

寛正六
二月十一日

大友
親繁 (花押)

田染式部少輔殿

四〇一 田染久重義絶状

○永弘文書
大分県史料四

惣領ニ不義ヲ企
テ不孝ヲ致スニ
ヨリ義絶ス

ひやけ八つへ田・ひのゝはたけの事、我かゆつり状あるよし、さとそしようを申候よしうけ給候、
せひなく候、すてニそうりやうニたいし、ふきをくわたて候上、ふけういたし候、此上ハ、久重か
子孫かうあるへからす候なり、依状如件、

文正元年七月廿五日

(田染)
久重(花押)

四〇二 田染久重讓状

○永弘文書
大分県史料四

〔^{御カ}神領田染庄内、光並名田島等、親にて候重輔手よりゆつりゑ、久重當知行さうゐなきふんの事、
子にて候助二郎、あさなとら一丸ニ、ゆつりあたへ候、いこしんるいきやうたいの中ニ、いらんを
申候ハ、、そうりやうの御事に候、公方までも御申候て、助二郎を御扶持あるへく候、御神領一し
よくのめんでんの事に候、各別之儀あるへからす候、仍爲後状、如件、

文正元年七月廿五日

田染 莊

二九九

光並名ノ田島ヲ
子息二郎ニ讓ル
神領一色ノ免田

(端裏書)
「次郎久重状」

(端裏書)
「次郎久重状」

(久重カ)

田染莊

四〇三 山城守某段錢請取狀案

○永弘文書
大分県史料四

國東郡田染莊内
段錢且納分三貫
五百文ヲ請取ル

〔端裏書〕

廣瀬美濃守殿
社領分段錢請取
案文 都甲左衛門大夫殿

山城守

納國東郡段錢之事

合參貫五百文者、目足、

右、爲田染庄之内神主沙汰、且々所請取、如件、

文正元年十月廿五日

山城守 在判

田染神主沙汰

都甲左衛門大夫殿

廣瀬美濃守殿

四〇四 田染莊段錢帳

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕

一田染庄九十町段錢帳事

文正元年段錢田染庄九十口物帳事

九十町段錢

貳貫二百文

寶陀寺

壹貫八百文

四貫百五十文

壹貫六百元

壹貫六百元

壹貫五百五十文

四貫貳百五十文

壹貫七百元

壹貫七百元

御神領分

○紙一枚脱アルカ。

壹貫五百五十文

壹貫四百五十文

壹貫五百五十文

壹貫七百元

壹貫文

壹貫四百文

壹貫百文

壹貫七百元 御免

田原彌四郎

曾禰崎上總

舟生彈正忠

内田加賀守

舟生太郎

田染神五

古庄小次郎

賀伯耆



伊美大和守

伊美右衛門

久保今房丸

岡屋太郎

林九郎

田原氏忠跡

大慈院御分

田 染 莊

田 染 莊

三〇二

壹貫文 御免

六郷分

□文 御免

三社御神田

已上四十五貫文

四〇五 都甲左衛門大夫・廣瀬美濃守連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

納 國東郡段錢之事

國東郡ノ内段錢
一貫八百文ヲ田
染神主重見沙汰
トシテ皆納ス

合壹貫八百文者、目足卷段別
五十文通、

右、爲田染庄之内、宇佐御神領□田染神主重見沙汰、皆納如件、

廣瀬美濃□(守)

文正貳年五月八日

都甲□(左衛門大夫カ)

四〇六 廣瀬美濃守・都甲左衛門大夫連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

納 國東郡段錢之事

田染莊染忠段錢
沙汰皆納分ヲ請
取ル

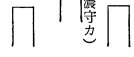
合參貫百文者、目錢卷段別、五十口

右、爲田澁庄之内、宇佐御神領田澁少宮司榮忠御沙汰、皆納如件、

都甲左衛門大夫

文正貳年五月八日

廣瀬(美濃侍)



四〇七 延壽寺石殿銘

○豊後高田市田染地区大字嶺崎字小崎光隆山延壽寺
大分県文化財調査報告書三七

宇佐榮忠石殿ヲ
造立ヌ

(右側) 岩應仁貳歲(丁亥カ) 八月彼岸

(左側) 大願主宇佐(采由カ) 謹口之、

四〇八 古庄秀次奉書案

○到津文書
大分県史料一

一(編裏切封ウハ書)

(墨引)

在符人々御中

古庄丹波守

秀次

田染莊

宇佐神領田染莊ノ神役ヲ無沙汰ナカラン

豐後國宇佐御神領事、自當(マ)太官司方催促之處、無沙汰候由被申候、何様事候哉、自社家被申候趣、被相尋候て、可被加成敗候、就中田染莊内ニおいて、被申子細候、被相尋給人候間、被注申候、於有限神用者、不可有御等閑候由、上意候、所々無沙汰次第、被糺明候て、可被申候由候、恐々謹言、

六月三日

(以下省略)
「豊後」 在符人々御中

四〇九 益永道永・宮成公忠・祝宮氏連署書狀

○益永文書
大分県史料二九

田染榮見ノ出仕ヲ傳ムベキモ先ズ当会ヲ執行スベシ
尚雅意ニ任セバ同心出仕ヲ支フ

對田染彌五郎(榮見)、去年以來被仰候題目、無餘儀存候間、數ケ度榮見ニ雖加意見候、更以無承引候、不及覺悟候、さ候間、榮見可被扣出仕由承候、尤候敷、雖然、一社中大儀御公事時分候條、當會之事、先無事御執行候て後、會候時一段申届、尙以被任雅意候者、一社同心、彼方出仕可相支候、不可有相違候、恐々謹言、

八月十五日

番長大夫殿 御宿所

(祝) 宮 氏 (花押)
(宮成) 公 忠 (花押)
(益永) 道 永 (花押)

四一〇 永正惟久下作職去狀

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)
「とまり案文」

永正名内惟久居
屋敷田島等道秀
以來ノ下作職ヲ
返進ス

宇佐御神領田染庄永正名内、居屋敷田島等事、道秀已來作給候名本職事、如御存知可然子を
不持候、たのミ候弟ニて候者、結句中ちかう由申候、方々以無便候間、所詮彼下作職を悉返進
申候、我ら存生之間、御使披可目出候、一二の直ニ可有御成敗候、殊ニ弟ニて候二郎、同御藏主
かゝゑ分之事、道秀之一筆を御披見候て、御成敗かんよう事候、仍爲後日狀、如件、

文明元年 己十二月十三日

永正兵庫助
惟久 (花押)

田染殿

榮忠正文ヲ請取
ル

(裏書)
「於正文者、請取申候、

同月 日

田染
榮忠 (花押)」

四一一 永正惟久下作職去狀案

○永弘文書
大分県史料四

宇佐御神領永正名之内、ほうめう持分田島屋敷之事、先年御親父御時、親ニて候大炊助に、下作
職預給候、毎年致其明候て、預御扶持候といへとも、如御存知子不持候、弟ニて候六郎八中をちか

田染 莊

永正名内田島屋
敷ノ下作職ヲ田
染殿ニ返進ス

第六郎ハ仲違イ
ト申シ寄合ハズ

い候よし申、不寄合候、所詮御領主の御事候之間、彼下作職田染殿。返進申候、此上者、榮重御一筆其外
之下作古屋敷共、いつれニ候共、我ら親類兄弟中に、不可用立候、仍狀如件、

文明元年十二月十三日

(永正)
惟久

四三 永正惟久下作職讓狀案

○永弘文書
大分県書料四

(端裏書)
「案文」

永正惟久田染莊
内永正名内田島
居屋敷等ヲ田染
宮乙ニ讓ル

田染庄之内、字佐御神領永正名(之内)□、惟久居屋敷田島等事、先年御親父榮重より、親にて候大炊助
ニ□給候下作職之事、御子息宮乙殿、永代をかきりゆつりわたし申候、此上者たちかへり、くわい(梅)
へんのきあるへからす候、(心カ)□んるいきやうたいの中に、とかくニ□仁候者、武家社家にて、罪科□(可カ)
申行候、仍のちのためにゆつり狀、如件、

文明元年十二月十三日

永正兵庫助惟久

四三 田染久重證狀

○永弘文書
大分県史料四

ひやけ・八杖田
等ハ知行セザル
間讓狀ハ存知セ

御神領ひやけ五段・八杖田□日野島地之事、我らゆつり狀、□□子にて候佐渡守申候由承候、是よ
り知行不仕候間、ゆつり狀之事、不存知候、尙々

田 染 莊

恐く謹言、

八月六日

下宮御

□

岐部殿

四五 田原融昭請取狀

○永弘文書
大分県史料四

行成・光並名

行成・光並兩名 □ 社家 □

□ 悉 □

□ 祝儀給候、慥請取 □

(如件力) 恐く謹言、

十一月十六日

文明參 卯

田原親房末子融昭 (花押)

四六 田原僧融昭去狀

○永弘文書
大分県史料四

行成・光並兩名
ハ折聲ノ旨アリ
田染榮忠ニ返付
ス

(田染庄)

□ 之内、行成・光 □

(並面)

名之事、依有子細、代々雖有知 □

(行)

別而有所誓之旨、□

(破力)

返付申候、然者、

親にて □

(候力)

親房手より讓得 □

(候力)

第證文、一通不殘、田 □

(榮)

榮忠渡進候、全神役、□可有知行狀、如件、

文明三年 卯 辛 十二月十六日

(庄原源末子)
田原僧融昭(花押)

○欠字ハ案文ニヨリ註ス。

四二七 大内政弘書狀案

○永弘文書
大分県史料四

防長内面圍ニ於ケル馳走ヲ賞シ
渡海ノ時ヲ待タシム

於防長兩國馳走之至、神妙候、渡海事者、京都之儀計略子細候、然者其間之事申談、弘護被相待下
向候者、彌可悅入候也、謹言、

文明四年
卯月十三日

(天內)
政弘御判

(氏輔)
永弘式部丞殿

四二八 大内政弘感狀案

○永弘文書
大分県史料四

長門國阿武郡賀年郷ノ戰ニ於ケル戰功ヲ賞ス

□年十二月九日、於長門國阿武郡賀年郷、^(合カ)戰之時、太刀討之條、尤神妙、彌可被抽忠節之狀、如件、

文明五年二月日

(天內政弘カ)
御判
(氏輔)
永弘式部丞殿

○永弘氏輔ノ名ニヨリ、シバラク收ム。

田染莊

二九 永りう讓狀案

○永弘文書
大分県史料四

永政名内香水庵
ヲ永弘太郎ニ讓
まつほり

田染庄永政名之内、香水庵之事、おさい(マ)ニテ候永弘太郎ニ、ゆつりあたう所しつなり、我ら持候まつほり三ヶ所之事、悉く(相 違)さおひなくとらせおき候、しんるい他人、いらんの儀あるへからす候、仍而爲後日狀、如件、

文明六年 甲午八月十二日

永りう

四三〇 大内政弘番長職等補任狀案

○永弘文書
大分県史料四

永弘氏輔ヲ番長
兼御供所別當職
ニ補任ス

宇佐宮番長并御供所別當職事、理運之由、任申請(之カ)旨、令補任永弘式部丞氏輔畢者、早守先例、可有其沙汰之狀、如件、

文明十年八月十七日

大内
政弘御判

○永弘氏輔ニヨリ、シバラク掲グ。

番長兼御供所別
当職ヲ氏輔ニ打
渡サシム

合力地ヲ六カ年
知行ノ後返ス

四三 杉重國遵行狀案

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)

〔佐田因幡〕

就宇佐宮番長并御供所別當職事、任八月十七日御判之旨、可被打渡永弘式部丞氏輔之狀、如件、

文明十年八月十八日

(杉重國カ)
伯耆守
判在

佐田因幡守殿

四三 永弘氏輔契約狀

○永弘文書
大分県史料四

就^(氏輔)民輔一家愁訴、任山口之時、^(重隆)杉三州様より御合力地より、十二石五斗足ニ候へく候、六ヶ年知行

一家被仰付候へハ、かへし申候、

文明十年八月廿日

式部丞^(氏輔)民輔(花押)

○永弘氏輔ニヨリ、シバラク掲グ。

田染 莊

四三 佐田忠景遵行狀

○永弘文書
大分県史料四

而職ヲ氏輔ニ打
渡サシム

宇佐宮番長并御供所別當職事、任去十七日 御判・同十八日御奉書之旨、可被打渡永弘式部丞氏輔之狀、如件、

文明十年八月廿二日

(佐田)
因幡守忠景(花押)

小袋石見守殿

四四 某披露狀案

○永弘文書
大分県史料四

重安・末次兩名
ニ関スル永弘氏
輔ノ違乱ヲ停メ
某ニ安堵セラレ
ンコトヲ請フ

當社番長職事、永弘式部丞被仰付候了、我ら本役田豊後國田染庄重安・末次兩之(名脱カ)事、自往古爲當(社カ)役田、任(公)證檢證文之旨、壁雲(職)□忝 御判ちやうたい仕候處に、番長職免慮外氏輔致違亂候條、無謂候、於于今者、任公檢證文旨、壁雲殿御判弟以預御成敗候者、可目出候、此之趣、以御機嫌□様へ、預御披露候ハ、畏入候、可得御意候、恐々謹言、

○以下記サズ。

四三 竈門繁貞書狀案

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)
「御奉書」

社家下地ニ対ス
ル田染圖書助ノ
違乱ヲ退ケ永政
六郎ニ返付セシ

永政六郎社家下地四段小之内貳段小、田染圖書助違亂候、□取離之由佗言仕候、我々今度致□陣、
辛勞仕仁にて候、太無謂子細申候て違亂候、無勿躰候、然者、彼六郎方證跡明鏡候之上、貳段□之
事、永政六郎ニ可被相渡候、今程少宮司分之事、杉三河守方□り、度々書狀候へ共、我ら拘置候て
□折紙候處に、結句か様無理子細申候て、遣奉書候處、無承引□曲事候、猶々、其方ニて被窮渡候
する事、肝要候、恐々謹言、

(文明十一年)
壬九月廿一日

(竈門)
繁貞

四三六 兼高墓地五輪塔銘

○豊後高田市田染地区大字平野
大分県金石年表

徳林智公禪師

前任當菴徳林智公禪師、文明十一年己亥十月彼岸日、

田染莊

田 染 莊

三一四

四七 息 壽 書 狀

○永弘文書
大分県史料四

永政六郎・同氏
輔ノ公事ヲ使僧
ヨリ承ル

詳シク披露ス

なかまさ六郎方、同じきふ尉(氏輔)ミくうし、いつれもく、し(使僧)そうくハしく御かたり候、てうくうけ
給候、しきふの尉(時脱カ)當ほん出候間、そのせんあくたう、いまそのきこへ候する哉とそんし候、しかる
へきミきり共候ハ、ふと御參候て、又いろく御申しかるへく候、いかさま御意のたん、そへ狀
をもつて「たのミ候へハ、くハしくひろう給へく候、くハしくハ、此にてそうニかたり申候、連
く申へく候、恐惶謹言、
十月十四日

息 壽 (花押)

田しふ殿 御報

「(墨引)」

四八 某 書 狀

○永弘文書
大分県史料四

田染彌太郎方(ヨメ)い□候、如御存知□、我ら儀ハ、親子事□□、偏其様□御取成奉頼候、
馬丞殿、申狀を遣候もん書ニハ、本庄の伊賀守殿ひいきにて、御成敗ニよて者、ふちきや□に候、
さいわい承候へハ、本庄伊賀入道殿父子ハ、いんほう仁のよし、かの田染方、いんほう仁の以前よ

田染弥太郎

本庄伊賀入道父
子ハ陰謀ノ仁

永弘

田染図書助彼地
領知ノ事ニツキ
宇佐一社中愁訴
スルモ成敗ナシ

りひいきを申、又ハ都甲つしま入道、□□つ□うの事ニ候へハ、彼いんほう仁□同意之由、一々書
たて、吉弘右馬丞とのニ遣状候を、田原さ馬助、たしふとの相かたらい申、他國仁候之間、杉三河
入道のくわんとして居候か、當國奉公をいたし、結句御神領押□_(ツ)ニ不及候趣、□_(以下事)
□_(以下事)成候、恐く、

四九 上野利貞・竈門繁貞連署書状

○永弘文書
大分県史料四

就永弘方委細承候、田染圖書助彼地領知之事、宇佐宮自一社中、當家仁愁訴候て、于今成敗候、兩
度致披露候之處、未被仰出候、年内無餘日候、明春重而致披露、御左右可申候、諸篇期後喜候、
恐く謹言、

(異筆)
「文明十二」
十一月廿八日

(竈門) 繁 貞 (花押)
(上野) 利 貞 (花押)

(宇佐)
□□_宮
大宮司殿
御報

田染莊

重安・末次兩名
ヲ安堵ス

四〇 上野利貞・竈門繁貞連署安堵狀

○永弘文書
大分県史料四

宇佐宮御神領田染庄之内、重安・末次兩名事、先蹤跡明鏡段、令被見候、然者、任理運全知行、社役等可被勤仕候、恐々謹言、

四月十五日

(竈門) 繁 貞 (花押)
(上野) 利 貞 (花押)

四一 上野利貞・竈門繁貞連署安堵狀

○永弘文書
大分県史料四

先例ニ任セ重安
・末次兩名ヲ安
堵ス

宇佐宮番長職免田染庄之内、重安・末次兩名之事、先蹤跡明鏡段、令披見候、然者任先例、社役等可被勤仕候、恐々謹言、

四月十五日

(竈門) 繁 貞 (花押)
(上野) 利 貞 (花押)

(奥筆) 「宇佐宮」 田染少宮司 □

○案文ニハ差出書ノ一人ヲ「石合兵部少輔利貞」トスルモ、端裏書ニハコレヲ「上野藏人佐」ト記ス。

重安・末次兩名
田染少宮司沙汰
分段錢三貫文ヲ
請取ル

田染彌五郎沙汰
分段錢一貫五百
文ヲ請取ル

四三三 大佐井安義・波多繁秀連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

①
□段錢 一反別
五十文通 事

合三貫百文者、目足、

右、爲國東郡田染庄内、重安・末次兩名、田染少宮司方沙汰、所請取申、如件、

文明十三年 丑十二月十一日

波多撰津守
繁秀 (花押)
大佐井美濃守
安義 (花押)

四三四 大佐井安義・波多繁秀連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

納段錢 一反別事
五十文通

合壹貫五百文□、目足、

右、爲國東郡田染庄内、田染彌五郎方沙汰、所請取申、如件、

文明十三年 辛丑十二月十一日

波多撰津守
繁秀 (花押)
大佐井美濃守
安義 (花押)

田染莊

四三三 永弘氏輔下作職宛行狀案 (紙折)

○永弘文書
大分県史料四

下宮御炊殿御菜
免ノ内重安分池
田依口一段ノ下
作職ヲ七郎右衛
門ニ宛行フ
節料ハ大根

下宮御炊殿御歳免之内、重安分池田依口壹段下作職事、ほうきやうしの七郎左衛門ニ、あておこなうところ也、濟物のハ、まいねん十月中に、百文さたあるへく候、反錢之事ハ自前く、彼在所にハ高のそきに候「間、無御座候、せつりう至十二月ニ、たいこん可有本走候、仍爲後日折かミ、如件、

文明十二年

三月十日

七郎右衛門殿

(永弘) 氏 輔在 判

四三四 永弘氏輔下作職宛行狀案 (紙折)

○永弘文書
大分県史料四

下宮御炊殿御菜
免ノ内重安分池
田一段ノ下作職
ヲ宛行フ

下宮御炊殿御歳免か内、重安分池田依口壹段下作職事、ほきやうしの七郎右衛門ニ、あておこなうところ也、濟物事ハまいねん十月中に、百文さたあるへく候、萬一ふさた候ハ、あ「らため申候へく候、

文明十二年

三月十日

(永弘) 氏 輔

七郎右衛門殿

○前号ト同内容ナルモ、文言ニ少異アリ。

四三六 永弘氏輔書狀案

○永弘文書
大分県史料四

番長職料免田

宇佐宮番長職之事、親にて候少宮司□□斷絶之時、彼職料免田等之事、□□宮也(感)公弘可有時代闕所
之由被申候、□^(親カ)にて候田染少宮司榮忠も申ハ可承斷、□□時ハ其家之者被仰付候事ハ、武家□□
之由、訴訟申承候間、

□□寺殿様、被別聞召候て、彼諸職料免田□□付候て、□□被分大宮司公弘半分、田染榮忠ニ□□之
間、氏輔か□連候、愁訴候、□□預御成敗候可、則料所免等事、□□知行諸役をもはらニ仕、御神

重安・末次・内
尾名

事を□□候處、豊後國之内田染庄之内、御□□免料所重安・末次兩名、并□^(采纏)郷之内小田
原内尾名之事、榮忠さり□□間、氏輔事、去文明十年より同至十三年□□候てなけき申候處、

御奉行□□而無御許言候、惣別仕候當社御神領□□所免□□事ハ、豊後・豊前兩國□□免除候を、
其役人致知行候、□□神事を執行。候之處、御供米料所・御菜□^(免カ)忠違亂申上ハ、御供構已下い

か、候□□神慮と申、又ハ上意と申、旁以難□□候て料所をハ致不知行候へ共、御神事□□役
致馳走候、さ候間、豊後國之内、□□致知行分事をハ、さり被渡候間、□□行候、此段被別聞召候

て□□候、殊我ら先祖と□□候、^{い候}おき文を榮忠やふり□□御菜免在所

田染莊

を違亂上ハ、彼仁たいし [] 分ふん事、是又番長ニ被仰付候ハ、可畏入候、恐々謹言、

宇佐宮番長大夫代
式部丞氏輔



四七 永弘氏輔書狀案

○永弘文書
大分県史料四

番長職ニツキ田
染榮忠押領地ア
リ

宇佐宮番長事、爲上意、如前々致成敗候之處、田染榮忠、尙以押領地候間、年々大會前ニ六借敷候
通申候て、御供所役人共、先入部仕候、爲御意得申入候、頼存御意候、御成敗。之^{在所}事候之間、令啓
候、毎々可得御意候、恐々謹言、

(文明十四年)
壬七月廿六日

(永忠)
氏 軸 在判

田原左馬殿^(繁正)
御宿所

四八 杉重親書狀案

○永弘文書
大分県史料四

(端裏ウハ書)

杉大膳亮

永弘式部丞田相
染少宮司トノ相
引論ニヨリ神事延

御返報

重親

又兩人書狀、後證の儀候之間、留申候、

就永弘式部丞與田染少宮司相論儀、兩日御神事相延候、依御狀存候、曲事候、不存知候て、□申

候、仍明日可參之間、相尋候て可申候、只今も自永弘方申□共、兩方尋究候て、可申付候。存と

候、□凡返事仕候き、何様明日參□間、可申談候事、期後音候、□□謹言、（恐と）

（文明）

八月十一日

重親 在判

□津殿 御返報

三九 宇佐榮忠權擬大宮司職補任狀

○永弘文書
大分県史料四

八幡字佐宮

宇佐榮忠

宇佐榮忠ヲ權擬
大宮司職ニ補任
ス

右人等、補任權擬大宮司職既畢、

文明十五年 癸卯八月十三日

權祝大神朝臣

太宮司宇佐宿禰（花押）

權擬少宮司宇佐宿禰（花押）

權太宮司宇佐宿禰

神主宇佐宿禰

田染莊

田 染 莊

三三二

擬太宮司宇佐宿禰(花押)

「小袋宗輔」

權擬太宮司宇佐宿禰

權神主宇佐宿禰

少宮司宇佐宿禰(花押)

「田染榮見」

權擬神主宇佐宿禰(花押)

「永弘重幸」

權少宮司大神朝臣

擬少宮司祝大神朝臣(花押)

「今永宮氏」

○字面ニ朱印六アリ。

四〇 秋吉昌綱書狀

○永弘文書
大分県史料四

永政某無沙汰ニ
ヨル須加牟田ノ
下地ヲ改ム

一筆ヲ進入セシム

就曰杵御主殿、今度永政新さ衛門尉、(須加牟)すかむ田ニ付候て、いろく無沙汰申ニよて、下地を御あら

ためられ候、無念儀候、然者我ら、兩度わひ事をいたし候間、新左衛門ニ一筆を仕候ハ、無子細

候之由、承候間、御意のまゝ、一筆させ進入候、以後無沙汰之時者、我らとして、重(い)而(い)いろ申(い)ま

しく候、如何様、以面(拜之)□『可申承候、恐く謹言、

三月二日

昌 綱 (花押)

(懸紙ウハ書)

秋吉駿 □□
(河守カ)

田染殿 御宿所

昌 綱

四一 秋吉昌綱書狀

○永弘文書
大分県史料四

猿喰・須加牟田

尙く明後日者、罷立候、早々寺家へ被仰候て、本状めしよせあるへく候、

さるはみの事者、しせう披見被申候間、重而菟角被申ましく候、然者、四郎丸・同すかむたの買御

状、寺家に被仰、めしよせかへ披見申、(書カ) 點定□やめ可申之由、申され候、早々寺家ニ被仰、めしよ

せらるへく候、『恐く謹言、
(以下懸紙)

八月廿九日

昌綱(花押)

「切封ウハ書」

(墨引)

秋吉駿河守

田染殿 御宿所

昌綱

四二 竈門繁貞奉書案

○永弘文書
大分県史料四

「(端裏書) 殿奉書案文」

御神領永正名之内、永政六郎下作分之事、彼六郎依申候、先度進奉書候處、依未被窮候、數年御神

内抑留、(物カ) 點役已下段錢等致無沙汰、剩不知領主、任雅意候段、田染榮忠嘆申候、事實候者、不可然

田染莊

三二三

永正名内永政六郎下作分点役六錢等ノ無沙汰ヲ停メ神物及ビ下

作職ヲ田染榮忠ニ打渡サシム

候、社家之支證明鏡候、永正六郎奸訴之條、言語道斷曲事候、所詮任理運、云年々(物九)神内、云下作

職、榮忠被打渡、可被取進請取狀之由候、恐々謹言、

文明十七

三月十一日

(龜門)
繁貞判在

田染庄政所殿

四三 大宮司宇佐宮成公永讓狀案

○宮成文書
大分県史料二四

所職所帶ヲ嫡子公保ニ讓ル

讓與

(マ)
大宮司職并公永一跡之事

豊前・豊後兩國内

封戸郷恒貞名

一所 宇佐郡封戸郷恒貞名田畠屋敷山野荒野等

向野・辛嶋・高家郷

一所 同郡封戸・向野・辛嶋・高家散在盛俊跡田畠屋敷等

矢部友成名

一所 同郡矢部友成名等

一所 宇佐神官等寄進宮成所々諸郷散在

一所 御大路兩方館内屋敷等

一所 太宮司(マ)公行館内屋敷馬場畠地等

一所 田河郡勾金庄内中津原名々等

田川郡勾金庄内中津原名

來繩郷内弁分名

安岐郷

田澁庄内重安名

一所 豊後國來繩郷内辨分名々々等

一所 同國安岐郷内懸樋・岩屋・青山・松武

一所 田澁庄内重安名等

右件所職所帶等等者、代々以家嫡正流、令相傳者也、然者次第證文悉相副、嫡子（マ）太宮司公保仁、永代讓與畢、於本領内者、聊不可有他妨者、全知行、彌可抽神忠之事、肝要也、仍狀如件、

文明十七季乙七月日

宇佐宿禰公永（花押影）

○裏ニ公永ノ花押一顆アリ。

四四 永弘氏輔賣券案

○永弘文書
大分県史料四

（端裏書）
「案文」

本物返うり渡申、田地□半菝田地貳段卅代之事

重安分田地ヲ本
物返ニ売ル

右田地ハ、當社御さい免重安分として、氏輔（う）當知行さいなき地也、しかるにようく（る）あ（る）よて、

代錢四貫文、ひのへ馬年より、來かとの井年まで、田仲大方殿并益永次郎殿ニ、（けい）やく申候、

年記あき候て□沙汰可申候、仍御徳政（徳）行候とも、□分せひを申すましく候、仍爲後日本物

返、如件、

文明十八年二月十三日

（永弘）
氏 輔

彼定錢事ハ、本錢沙汰有之ハ、御さたあるましく候、

（氏輔）
（花押）

田 染 莊

猿喰・赤坂

一通恒任名御下知

一通正和二年九月八日
同恒任名御下知

一通正和二年六月廿七日
永正・猿喰・赤坂居屋敷御下知

一通正和二年六月十六日
永正名内田地三段御下知

一通正和四年十二月十四日
恒任名御成敗

一通正和三年後三月二日
内小野名御下知

一通正和三年十一月十六日
内小野名御下知

一通正和五年閏十月二日
内小野名・増寿名御書下

一通文保元年十二月十六日
起請文去状小田原大藏左衛門入道宗安在判

一通正平廿三年十月日
内小野名社家御外題

一通同小野名神官解官寺連^(署)暑^(マ)狀^(ノ)在之

一通建武三年十二月十八日永保

一通建武三年九月十日
永正名御牒・御下知

一通建武三年九月廿八日
永正名御成敗

一通建武三年九月十日
御牒須加牟田御下知

一通建武三年九月十二日
須加牟田御下知

一通建武二年九月廿八日
須加牟田御成敗

大友左近將監殿

前上總介平朝臣御判

前上總介平朝臣御判

前上總介平朝臣御判

前上總介平朝臣御判

左近將監御判

前上總介御判

前上總介御判

前上總介御判

大宮司宇佐宿禰御判

權大宮司公内御父子御判
在之

御判戸仁在之

左近將監御判

左近將監御判

散位長兼御判

左近將監御判

伊美五郎四郎殿

賀来五郎入道殿
伊美五郎四郎殿

田染莊

田 染 莊

一 通 建武二年十月三日
永正名・須加牟田成敗

古庄五郎殿

智

圓在判

一 通 曆応二年正月十七日

正譽之状内仁曾禰崎左衛門三郎入道、西之状、豊前六郎威人貞広状、懸樋民部左衛門尉景家親父景幸之状、道賢之状、以上四通ヲ一通仁被載之、

一 通 曆応二年正月十七日
田染莊御神領所々去状起請文在之、

豊前六郎威人
貞

廣在判

一 通 曆応二年七月廿九日
恒任・永正御成敗

大友式部丞殿

大和權

守御判

一 通 曆応二年五月十一日
將軍家源朝臣御判在之、

進上 上稻伊豆守殿

大宮司公 浦御判
注進

一 通 康永元年六月十八日
恒任・永正名御成敗

大友式部丞殿

大宮司公 浦御判
注進

一 通 須加牟田御成敗

大友式部丞殿

散 位御判

一 通 貞和元年十一月八日
須加牟田御成敗

大友式部丞殿

散 位御判

一 通 貞和二年十二月廿五日
須加牟田

式部丞氏 泰御請文

一 通 貞和二年十月廿五日
同須加牟田

守護代 備前介宗 頼請文

一 通 貞和二年十一月六日
同須加牟田

龜 門 左衛門尉貞郷請文

一 通 貞和二年十二月廿五日
恒任・永正名

式部丞氏 泰御請文

一 通 貞和二年十二月廿五日
恒任・永正名

備前介宗 頼請文
起請文有、

一 通 貞和二年十一月六日
恒任・永正名

左衛門尉貞郷請文
起請文有、

一 通 貞和三年四月廿八日
來繩郷内小野名之内
樋懸上田倉屋敷御下知

一色宮内小輔殿

武 藏 守御判

光並・行成

一通 応永元年十一月十五日
光並・行成・須加牟田
恒任・金丸・永正御成敗

古庄備後入道殿
都甲左衛門大夫入道殿

宇野沙
山国沙

彌彌
同同

金丸

一通 応永参年卯月廿五日
永正・恒任・金丸・光並
行成・須加牟田御成敗

古庄備後入道殿
都甲左衛門大夫殿
小田原次郎殿

沙沙沙

彌彌彌
同同同

一通 応永参年十月八日
永正・恒任・金丸・須加牟田
御成敗

高田三郎次郎殿
永正長門入道殿

沙沙

彌彌
同同

一通 応永五年九月二日
永正名之奉書

豊後國守護代殿

沙沙

彌彌
同同

一通 応永五月十三日
永正名・須加牟田奉書

豊後國守護代殿

沙沙

彌彌
同同

一通 応永五年十月十五日
永正名・須加牟田遵行

沙

彌昌

世在判

一通 康曆貳年十月廿二日
当社領半濟御閣御教書

成松左近將監殿
石岡掃部助殿

了俊沙

彌御判

一通 応永六年八月七日
半濟悉社家ニ被返付奉書

都甲左衛門大夫殿
古庄備後入道殿

佐保左
生石沙

衛門

尉御判
彌同

一通 応永九年十月廿五日
光並・行成・恒任・金丸
永正・須加牟田・内小野御成敗

守護御代官殿

沙左

衛門

彌同

一通 応永九年六月三日
永正・恒任・金丸・光並
行成・須加牟田・内小野名御奉書

守護御代官殿

沙左

衛門

尉同
彌同

一通 応永十一年十一月廿日
内小野名并須加牟田
永正名田島屋敷御奉書

守護御代官殿

沙左

衛門

尉同
彌同

田染莊

田染莊

一通 六月廿日
永正名之内田島
荒野等成敗御奉書

寒田殿

永秀

弘在判
弘同

一通 田染莊所々奉書

田染神主殿

豐饒彈正忠
重吉伯耆守
直秀

弘直

一通 享徳參年五月廿七日
光並・行成安堵

親

職御判

一通 享徳參年五月廿七日
同兩名奉書

吉弘石見守殿

直秀

弘在判
直弘同

一通 同年六月六日
同兩名渡狀

田染神主殿

吉弘石見守
直繩

重同

一通 長祿貳年六月廿五日
重安・末次兩名宮中々谷屋敷三ヶ所
弘山庄内寺家長分河原島二段

大内教弘
從四位下多々良朝臣御判

一通 同年六月廿九日
御奉書

田染彌五郎殿

飯田石見入道
右田

昌秀在判

宇佐宮

一通 同年七月七日
遵行

佐田因幡入道殿

石見守貞俊同

守

一通 同年八月
渡狀

小袋宮内丞殿

杉重國
伯耆

守

一通 同年七月七日
吹拳

豐饒彈正忠殿

佐田昌
杉伯耆守

佐在判

一通 長祿四年五月七日
重安・末次名大慈院
御買得田島山野等并永小
竹田地・弁分柳坪安堵之奉書

長野伯耆守殿

豐饒彈正忠
直

弘同

永永

長祿四年五月七日
重安・末次名大慈院
御買得田島山野等并永小
竹田地・弁分柳坪安堵之奉書

長野伯耆守殿

豐饒彈正忠
直

弘同

石合兵部少輔
氏

傳同

一通 同年霜月十五日
同成敗奉書

長野伯耆守殿

氏直

傳弘

一通 同年霜月十九日
渡狀

田染彌五郎殿

長野伯耆守
親

昌同

一通 同年霜月十五日
重安・末次兩名并
内小野名御成敗

宇佐宮
田染神主殿
上書二在之、

氏直

傳弘

一通 寛正元年霜月廿八日
日燒八杖田・日野皇被尋奉書

久保殿

氏直

傳弘

一通 同年十二月廿一日
為兩名之内由請案文

豐饒殿
石合殿

久保大炊助
親

千同

一通 彼三ヶ所奉書

久保大炊助殿

氏直

傳弘

一通 彼三ヶ所渡狀

田染神主殿

久保大炊助
親

千同

一通 文明十一年三月 日
寺社連暑狀在之、

一通 文明十七年三月十一日
永正居屋敷分安堵奉書

田染庄政所殿

竈門土佐守
繁

貞同

一通 同年四月五日
渡狀

田染權擬太官司殿

政所田原左馬助
繁

正同

一卷 庶子分或讓狀案文、或以一筆致扶持
書狀案文、又各出置書狀有之、

一卷 仏神免古今寄進狀、或正文或案文等在之、

一卷 守護御代、卷數之御返事
同奉行返狀在之、

田染 莊

田染莊

一卷 古今文証為後再一集之、
(日九)

以上七十六通 此之内、卷七之内者不知數、此外
數多雖在之、抜肝要大概記之者也、

文明拾九年丁三月廿六日

田染図書佐
權擬太宮司榮忠(花押)

四六 田染莊段錢當納分注文

○永弘文書
大分県史料四

段錢當納分ヲ注
ス

田染庄段錢當納分事

五

五貫六百元

そねさき殿

七貫六百元

うさ御神領

二貫三百文

御公領丹生との

二貫三百文

俣見殿

二貫三百文

御公領内田しんひや □

二貫三百文

丹生ちから □

二貫三百文

くらなりけさと

一貫六百元

おかのや次郎 □

十貫二百文

田原左馬殿

以上

卅六貫四百文

井俣和泉

文明十九年丁未霜月十日

正盛

四七 田原繁正・古庄若狹守連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

請取申段錢之事

田染図書方沙汰
段錢ヲ請ケ取ル

合七貫六百文者、一段(分カ)

右、爲國東郡田(田)染圖書方沙汰、所(分カ)如件、

□(長)享元年丁未潤霜月十日

古庄若狹
田原左馬助
繁

四八 永政龍綱讓狀案

○永弘文書
大分県史料四

(端長書)
一案文 ゆの木田せうもん」

くまの寺のあい上

田染莊

宇佐宮はんのおさ殿ニ、せひを申すましく候、仍さため狀、如件、

ゑんとく元十月十八日

あんとうあきの守
利 尙 (花押)

うさの宮はんのおさ殿

望〇 永政重行請文

○永弘文書
大分県史料四

去年御主殿役無沙汰仕 [] つゐて、御領分すかむ田下地 [] 御あらためにて候、尤無餘儀

須加牟田ノ扶持
ヲ請ヒ社役無沙
汰ナキヲ約ス

[]、於今者、ひとへニ新地として、御ふちニあつかり候ハ、目出度候、於以後社役被役等、

不可有無沙汰候、若無沙汰仕候ハ、其時彼在所可有御成敗候、とかく申すましく候、爲後日一筆認

まいらせ候、恐く謹言、
□德參年三月二日
永政新左衛門尉 (花押)

田染殿 御宿所

望一 永弘氏輔目安案

○永弘文書
大分県史料四

猶く可得御意候、奉頼候、

態く進人候、抑就須加牟田之事、兩度御内人新右衛門所まで、内儀等申候處、頻御作可有候由、

田 染 莊

須加牟田ヲ作レ
ト言フハ迷惑

自分用作スヘシ

公幸ト相論

公幸去渡シテ以來十二年當知行宮中隠ナシ

光隆寺押領ニテキ重テ成敗ヲ請フ

山口ニ於テ沙汰

仰候と被申候、めいわく此事に候、たけつねこそ御意ニ從^そす候共、寺家ハ何の無沙汰を申候哉、かの者ニたゞ給候へとハ、申ましく候、自分用作すべく候、さりとしてわ、寺家も無力とわ申ながら、名字をけかし申候□殿様も庄内ニお^あぬてハ、誰人□候する哉、さりとしてハ、被任御祖□寄進狀之旨候する事、且被對御本尊、且爲御先祖善菩提^マとして、

「一公幸與相論之時者、中□□自彼家不被申候、殊彼支證事者、從去年貴様へ進置候間、可有御披見候、差^マ四至方至之内にて候、殊支證之袖判、前太宮司宮成公佐之判形にて候、其上公幸被去渡候て以來、十二三ヶ年當知行事、宮中無其隠候、日本國中大小神祇、別而當社八幡三所大井、若宮四所兩所善神王、天滿天神之御罰候へ、此地をこそ請御成敗候、公幸。去狀候、少も無偽候、

一光隆寺押領之地事、同前事行候之處、是又此間押領候、此條□聞召分、重而預御成敗候者、可目出候、萬一無其儀候者、后會之時、御菜□等如何ニ可仕候哉、

「御公用氷上實相寺長^野□宮候、從彼兩所被相尋子細候間、支證等并郡代方度々成敗、致披見候之間、公幸仁從彼兩所異見共被申候哉、御公事落着までハ、實相寺長野方へ預申之由、公幸被申、彼方之被申候者、如此之御公事落着迄、存申候する事者、如何候、乍去、當座之喧嘩止候間、於彼地者、於山口御沙汰迄者、益永肥前守方前祝大夫宮増預申候通、被申候て、被預置候、一此之段、彼兩所并郡代方、同我々致注進候之處、被成御奉書候、御沙汰落着之間者、任御法可爲

氏輔支証等ヲ提出

宮成虚言ヲ構ヘタルニ依リ氏輔成敗ニ預ル

公高中屋敷ヲ申掠ム

違乱ヲ止メザレバ神事行ハレ難キ由ヲ申スモ尚承引セズ

中途之由、御成敗候□、實相寺長野方被預候ま□、彼兩人預被申候、

『一其後文明十三公幸參上候て、候之間、則氏輔事罷上、支證等懸御目候之處、明白之由蒙

仰候、然者、可被止違亂之通、公幸被仰與候へ共、菟角被申候之間、兩三ヶ度まで、致對決候之

處、何も宮成虚言を被申候間、對氏輔預御成敗候、殊公幸去狀迄被召調候て、被仰付候、さ候

間、御奉書・公幸去狀等、郡代方并益永祝大夫致披見候て、從三ヶ所請取致知行事、宮中宮外無

其隠候之處、今度中屋敷被申掠候て、強入部之通候、料所之事候間、御神事之時、御菓物等可有

如何由申候へハ、御神事成障^{公高}碍□被仰候、曲事候、

『とて被返候、

一彼地事、御菜免候之間、御神事□時、御菜物色々無了簡候之間、支證御奉書等御披見候て、可被

止御違乱候、不然候者、御菜物無了簡候之間、御神事難有之由申候之處、其をも承引あるましき

候由被申、無御神事も不苦敷之由、被申候、此時者御神慮与申、上意如何と存候て、御田會より

以來、大小會五ヶ度之分、御菜等以私之調法、致馳走候、

一彼地事、御料所事候て、致知行候之處、宮成公幸違乱候て、佐田方被加成敗候之處、猶以不被致

承引候之間、既及喧嘩候、其時分就

田 染 莊

三 番長免田所々注文

○永弘文書
大分県史料四

番長免田所々事

豊後國田染庄之内

田染莊重安・末
次名

重安・末次兩名

田島十八町九段十代

百性十二ヶ處所

并 屋敷二十六ヶ所

同国内(米糶郷)

内尾ミやう田島三町三反

屋敷六ヶ所

田染榮見押領

此前田染少宮司榮見押領候、

公幸押領

延徳元より公幸押領分

田島五町六反十代屋敷九ヶ所

宮成家押領

以前より宮成家押領分

田島五町七段四十代屋敷七ヶ所

以上三十町六反二十代

屋敷五十四ヶ所

望三 田染莊年貢算用狀

○永弘文書
大分県史料四

一所口段廿代 分米 一斗 左衛門三郎

末次名大遠

一所七段卅代 分米 左衛門三郎

行成名

一所卅五代 分米 一斗 彌太郎

一所卅五代 分米 一斗八升 同人

一所卅五代 分米 一斗五升 同人

一所一反 分米 一斗五升 同人

同深田道より上

一所一段 分米 一斗六升 同人

上深田

一所一段 分米 一斗七升 同人

越門

田染莊

田 染 莊

一所二段廿五代 分米四斗五升同人

ひの口

一所二段廿五代 分米五斗五升同人

すかむ田

一所三段廿五代 分米四斗 同人

岸田

一所一段 分米一斗五升 彌太郎

金丸名

金丸名

池邊 一所六段廿代 分米 三斗 萬五郎

同名西田 一所一段廿代 分米 三斗 同人

同名ふしの 一所一段廿代 分米 同人

大石河原 一所一段廿代 分米 三斗 萬五郎

さるはミ

さるはミ 一所一段廿代 分米 二斗五升同人

その田 一所一段廿代 分米 一斗 同人

明應四天乙卯九月二日 壬午

田染 榮 見

四三四 秋吉昌綱書狀

○永弘文書
大分県史料四

(礼儀切封ウハ書)

(墨引)

田染殿御宿所

秋吉駿河守

昌綱

又太郎分段錢四
百文ヲ納ム

御段錢奉行御著候て、御取亂奉察候、仍又太郎か分四百文目足、持進納申候、慥ニ御請取可給候、
隨分頼候者、所く候、料足御申候て、進入候、爲御心得令申候、又太郎留守候間、私か所より納申
候、恐く謹言、

(異筆)

「明應四」 十月六日

(秋吉) 昌綱 (花押)

四三五 市河親清書狀

○永弘文書
大分県史料四

田染少宮司申ス
神領証跡ハ存知
セズ

田染少宮司方被申候、就神領證跡等、致披見候、然者、前く儀、古役人之事候間、御分別あるへく
候、我等巨細不存知候、不可過御了簡候、恐く謹言、

(異筆)

「明應四年乙卯」 十月廿四日

(市河) 親清 (花押)

田原左馬助殿

田染莊

皇六 永弘重幸・同氏輔連署讓狀

○永弘文書
大分県史料四

田地一町ヲ讓ル

候子細、彼本地致知行 やう内田畠壹町坪付 彼地をわけ分として、

(田原)

彌四郎ゆつり候、令進之候、 んてう御神領之事候之間、正税を御社納候て、於下地者、

御子孫ニいたて、可有御知行候、氏輔・重幸子孫中より、萬一セヒ申す仁候ハ、此狀可有御披見候、仍爲後日狀、如件、

明應四年乙卯十月吉日

永弘式部丞
氏輔(花押)
宇佐宮番長大夫
重幸(花押)

田原彌四郎殿

皇七 田染莊重安名田畠坪付

○永弘文書
大分県史料四

(豊後)

國田染庄之内重安名之内、

(田原弥カ(金庄))

四郎殿ゆつり渡申田畠坪付

にしの

段卅代

おやま

壹段廿代

山ノ口

田原忠正ニ讓ル
重安名ノ田畠坪
付

一所三段 ぶちの木畠

右、坪付如件、

明應四年乙卯十月吉日

(永弘) 式部丞氏輔 (花押)
(永弘) 番長大夫重幸 (花押)

四六 田原繁正書狀

○永弘文書
大分県史料四

神領金丸畠・屋敷等ヲ田原親家押領

宇佐御神領金丸畠、三野徳次郎屋敷三段之事、此五六ヶ年、田□親家被官、岡部源右衛門□□候、
然者就御點定方分、市阿殿及尋申候處、懇ニ被申候間、彼地之事渡進候、萬吉、恐々謹言、

(美筆) 「明應四年乙卯」霜月三日

(田原) 繁正 (花押)

宇佐宮

田染少宮司殿

御宿所

○以下九通、内容並ビニ田原繁正ノ名ニヨリ、ココニ収ム。

四九 田原繁正書狀

○永弘文書
大分県史料四

(檢封ウハ書)

(墨引) 秋吉駿河殿

□

田染莊

田 染 莊

三四四

祖悅僧奉書

又明日より [] なりとも可給候、

^(祖悦)そゑつ僧奉書候、田染殿披見あるへく候、田^(染カ)[]よくく可被申候、八郎五郎方、おそく被置候

間、せ []そゑつにも、今程せいは候す []在所なく候間、一兩日^(可罷カ)[]間、其時可申説之

由、可被申、萬吉、恐く謹言、

十一月三日

^(田原)繁 正(花押)

四〇〇 某 書 状

○永弘文書
大分県史料四

^(端裏切封)「(墨引)」

尙く、彼僧之分 []と代くかきかゑ仕候へと []はむ []間ま []もなけ []申候

由申候、よくく可被仰合候、

御神領永政居屋敷之事付、示給候、以前より我等拘地分、令申候、彼居屋敷相拘候て、永政者共代

々名事申候、仍政親^(大志)御代竈門土佐守、^(繁貞)方分爲奉行候時、永政六郎と申仁、兵庫助と申仁、きやうた

いさうろん仕候て、兵庫助ハ彼居屋敷を、田染八郎五郎方ゆつり候、六郎者代々事候へハとて、て

んちう仕、彼居屋敷事、竈門方^(マ)たひ事仕候間、度々

永政居屋敷ニ就
テ具陳ス
大友政親代竈門
繁貞方分トシテ
奉行

一 某書狀

○永弘文書
大分県史料四

急之條、疎狀之駭恐入候、

雖未申承候、以次令啓候、仍永政祖悅就居屋敷分、倉成殿より對私書狀候間、則親景(兼由)へ致披露候之處、彼祖悅居屋敷分事、□いの事すゝ候在所にて候、御神領にて候者、御神領之下地として、彼僧可相拘候之由、申候之處、今(2)以彼居屋敷者、點札候由被申□、不實敷候、倉成方又者祖悅書狀兩通相そへ、其様へ進狀、尋可申之由、被申付候、可令啓□

点札

永政祖悅居屋敷

二 田原忠正書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔包紙ウハ書〕

田染少宮司殿
御宿所

田原彌四郎

忠正

〔端裏切封〕
〔墨引〕

永政い屋敷之事、以前御神領事者、各々存知事候、殊ニ親にて候者、先年渡狀ニも被申候而、自己前、下地も永政面々被認候者、存知事候、心事以面上可申承候、恐々謹言、

永政居屋敷ハ以前神領

田染莊

田 染 莊

三四六

正月廿二日

忠(田原) 正(花押)

田染少宮司殿
御宿所

四六三 田原繁正書狀

○永弘文書
大分県史料四

永政名ノコト
永政新左衛門

就永政之事、専使方より御狀候間、以前より時儀委御報申候、仍彼僧來□間巨細尋候、殊得永方書
狀遣候所ニ、彼僧申分者、神□武領不成候所ハ、吉一禮時□相拘候時、五百御納所、永政新左衛門
同道仕、持參仕候處、御歸候間、今度又、寒田方へもしうそ仕候と申候、殊(マ)ニりんおうのかき加ゑ
の狀、御返候いし事、いろく(以下礼紙)「申候、御心得あるへく候、萬吉、恐々謹言、

二月一日

繁 正(花押)

「(礼紙切封ウハ書)

（墨引）

田原左馬(助)

田染殿

御報

□(兼) □(正)

四四 田原繁正書狀案

○永弘文書
大分県史料四

「(端裏書)寒田殿へ被遣候狀案文」

永正居屋敷

急度致注進候、仍去丑年就永□居屋敷之事、彼(祖)そゑつ僧一乱□相拘分可渡之由、數度御一筆候

吳六 田原繁正書狀案

○永弘文書
大分県史料四

祖悦僧ノ押領ヲ
訴フ

大友親繁代

祖悦僧御一禮、及相調之由、實不實子細申候へと、去年預御尋候之間、永政處、代々彼い屋敷下地相拘候て、役中仕事、其かくれなく候之間、其段申入候處ニ、彼祖悦、武領御おんニ被下候由、申候之間、本御神領を、如此祖悦於申成候者、宇佐一社神訴之段、被申候、何かと祖悦ニ、被仰付候哉、可然様ニ 宇佐之御返事、可目出候、先度如申入候、彼祖悦僧、親繁御代已下、相拘地共押領申候、以外仁にて候、宇佐にて御成敗所、如何之由被申候、可得御意候、恐々謹言、

卯月十三日

田原
繁 正判
有

寒田殿
御宿所

四六七 寒田親景書狀

○永弘文書
大分県史料四

(包紙ウハ巻)

田染少宮司殿
御報

寒田兵部少輔
親景

永政名押領ニ就
キ少宮司ニ答フ

就永政名之事、委細承候、然者彼地之事、以前も役人ニ、相究候て申付候、何ケ度も其方より、彼

役人ニ可被仰候、殊ニ押領之地共候哉、是又役人押被置候者、重而此方より、相究可申承候、不可(有也)
□無沙汰候、恐く謹言、

卯月十六日

親 景(兼也)
(花押)

田染少宮司殿
御返報

四六 寒田親景書狀

○永弘文書
大分県史料四

一(包紙ウハ書)

田原左馬助殿
御報

寒田兵部少輔

親 景

祖悦僧ノ下地職

彼祖悦僧就下地職之事、委細承候、彼地之事、一乱(下)地職相拘候由、其方より承候間、以前之儘、彼僧江可被申付由申候キ、神領武領之儀をハ不申分候、於于今同前候、兼又さるは、五段卅之事、彼居屋敷分内にて候はず候、
□(以下札紙)「證認あるへく候、兩人所へ、彼證認出對候へと可被申付候、可任利運候、恐く謹言、」

五月二日

親 景(兼也)
(花押)

田原左馬助殿(兼也)
御返報

田 染 莊

田 染 山 莊

三五〇

四六九 田原繁正書狀

○永弘文書
大分県史料四

かやう申ながら、井手あかり候事、ほん(い)なく候へく候、も毎年之てんさい候て、
あまりの事申にて候、

井手ヲ堰キカク
溝掘リタシ

在所ノ若井手

態令(密カ) ゆやそのゝ内、愚領四十田と申所ニ、大まかり山神しん田したよりの井手を、せき
かけ候すと申候、然者御せいはいの田、永政のたい下のよりの、かわふちひさけふちきくたりみ
そ、ほりたく候、可得御意候、これわ田などもそんしましく候、在所之若井手あかり候者、みそり
ようと毎年申(以下礼態)「合」可進候、爲御心得申候、可得御意候、萬吉、恐く謹言、

五月十日

繁(田原) 正(花押)

一(奥切封ウハ書)

(墨引)

田原左馬助

田 染 殿

御宿所

繁 正

四七〇 岩永氏通書狀

○永弘文書
大分県史料四

永政居屋敷ノ内

子細候者、自其可被仰分候哉、又永政居屋敷之内にて候者、札(取カ)をやめられへく候哉、爲御意得令

さるは

申候、さるはミの事ハ、以前如被申候、依證跡明白之儀、可被任運之由候、是又被仰付候哉、如何様、重々可申承候間、不能一二候、恐々謹言、

五月十一日

氏 通 (花押)

(奥切封ウハ書)
「彌四郎殿万いる

(墨引)

岩永和泉守

田原殿 御宿所

氏 通

〆一 得永親宣書狀

○永弘文書
大分県史料五

永正六郎居屋敷
ニツキ宗悦僧コ
レヲ武領ト申ス
ハ曲事

御參候ハ、自是社可申入候之處、遮而預御使者候、畏入候、隨而已前申候 御神領之内、永正六郎居屋敷之事、代々之儀と申、又者其方よりも御懇承候辻と申、御神領に落著候上ハ、被得御意候、以前宗悦僧ハ謀略を被申、武領と申候事、近比曲事候、か様之通者、一段うるんの儀にてこそ候へ、自然 御上聞も候する時者、其身の不^(以下礼懸)「か様之事の大綱を、無思案被申出^(得永)事、無是悲候事ニ候、恐々謹言、

五月十二日

(得永)
親 宣 (花押)

○宛名ヲ欠ク。

田 染 莊

田染莊

三五二

四三 某書狀

○永弘文書
大分県史料五

腰狀

腰狀之□

其以後者久不申承候、□

□御座候哉、不斷□

□斗候、仍以前兩度□

永正六郎ノ居屋敷

□永政六郎之居屋□

□御斗給度存候、設□

□違乱之儀候共、筋□

□存知之御事にて候間、□

□仰付候者、於我等□

□得其意候、如

何□

四三 寒田親景書狀

○永弘文書
大分県史料四

(雜裏切替)
「(墨引)」

田染庄之内永政名之事、代々令證認披見候、御神領之事、無餘儀候、然者、彼居屋敷分下地之事、

彼祖悦僧に可被申付候、次(猿 喰)さるは(何)ミの事は、□も證文依出退(ツマ)、不相加居屋敷之通存知候、可被得其

心候、恐惶謹言、

五月十六日

(寒田) 親 (花押)

田原左馬助殿

御返報

永正名内居屋敷
下地ヲ祖悦僧ニ
沙汰セシム

四七四 田原繁正書狀案

○永弘文書
大分県史料四

(編纂書)
「案文」

田染莊字佐宮領
ニ職免トシテ入
部

御狀委細拜見候了、抑豊後國田染莊於宇佐宮御領、號職免可有入部由承候、如何ニ存候、當方御奉行所之御奉書、被成候する時、田染榮忠違乱之時ニも、私ニ者如此可示給候哉、只押於御入部者、對豊州様、御緩怠と存候間、當方上意御請候する段者、拘可申候、如何ニも謹候^(之)て、連々御申肝要候、可得御意候、恐々謹言、

八月一日

(田原)
繁 正判在

永弘式部殿 御返報

四七五 寒田親景書狀

○永弘文書
大分県史料四

永弘某ノ訴ニ依
リ左馬助ノ神領
押妨ヲ退ク
強入部ハ法度

尚々、彼方入部之事、近來曲事候、早々庄内を、可被退候、許用以外候、一日、永弘方參上候、御意にて候間、致披露候之處、於庄内、御神領押成敗候由、其間候、事實候者、以外之儀候、如御存知、加様之題目者、兩方證跡披見仕、理非を落付、被請上意候て、最可有成敗候、殊ニ強入部、御はつとにて候處、如此之儀、誠不可然候、早々彼違乱被止候する事、肝要

田染 莊

田染莊

三五四

候、恐く謹言、

九月廿一日

親(寒田)
景(花押)

田原左馬助殿(繁正)

四七六 寒田親景書狀

○永弘文書
大分県史料四

強入部ノ上ハ閉
目ヲ仰グベシ

御狀委細承候、仍宇佐御神領永弘方就被申之儀、證跡出對候者、可致披露候由、申候之處、既強入部候之上者、不及沙汰候、謹御申候者、被任證跡可被仰出候處、楚忽御覺悟、甚不可然候、於于今者、我等不可綺申候、然者、可被仰聞目候、恐く謹言、

九月廿一日

親(寒田)
景(花押)

田原左馬助殿(繁正)

御報

四七七 田原繁正書狀

○永弘文書
大分県史料四

武領・神領ノ儀
祖悅僧府内ニ申
上グ

就武領・御神領之儀、一日寒田殿進狀候處、於此方(札方)紀明候へと、被申候間、其段申候處、彼そゑつ僧於府内可申上由、申候間、重而寒田方注進御申候者、私所も此段申候、可進狀□寒田方被參候へと、被申候者、御注進御さ(以下礼懸)しなされ、可致□様へハ、我等ハ書狀ハ進申へく候、爲御

心得申候、恐々謹言、

四月廿二日

繁正(花押)

〔(礼紙初封ウハ書)〕

田(染カ)殿 御報

田原左馬助
繁 正

四七 田原繁正書狀

○永弘文書
大分県史料四

尚々、志ん□□□□あまりに、御□□承候間、如此申候、可得御意候、面々御取成専

一候、

田染方重安名ニ
入ル

未永弘方不申承候へ□□、次以とり急候、仍田染方□□、彼重安名内いられ候間、□□見參候て可

然段、各□御知人方被申候、(田原忠臣)殊ニ彌四□御一見可申段、承候へ共、彼ら□志んしやく通申候

間、有□候へとも令申候、とん(マ)以よし□御見參候者、可目出候、我等□致同道可參候へとも、ひや

うこの事候間、同使僧□□(以下礼紙)進候ハ、ちやう□連々之儀候、とん以□□候ハ、祝着

至候、巨細□彼方、御物語あるへく候、□面候、恐々謹言、

九月十三日

繁正

〔(切封ウハ書)〕

(墨引)

田染殿 御返 □□

田原 □□

田染莊

四七九 大友政親一跡安堵狀案

○永弘文書
大分県史料四

〔編纂書〕
「御判案文」

田染榮忠一跡ヲ
安堵ス

宇佐宮權擬太宮司榮忠一跡之事、祖父任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

八月十三日

天忠
政親御判

田染彌五郎殿

四八〇 大友氏奉行人連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

田染榮忠一跡ヲ
安堵サレシヲ傳
フ

宇佐宮權擬太宮司榮忠一跡之事、爲祖父讓、任政親御判形之旨、當御代御判成下候、珍重候、先例

之儘、其沙汰肝要候、恐々謹言、

明応五年

十月三日

兼田
親景(花押)

永留
繁直(花押)

天津留
綱(花押)

小佐井
永(花押)

田染彌五郎殿

堅

四一 大友氏奉行人連署書狀案

○永弘文書
大分県史料四

(編纂書)
「御」 「文」

榮忠一跡ヲ安堵
サレシヲ伝フ

宇佐宮權擬大官司榮忠一跡之事、爲祖父讓、任政親御判形之旨、當御代御判成下候、珍重候、先

(備カ)

例由、其沙汰肝要候、恐々謹言、

(明治五年カ)

十月廿一日

寒田兵部少輔

親景

永留上総介

繁直

大津留常陸介

繁綱

小佐井大和守

堅永

本多伊賀入道

繁榮

田染彌五郎殿

四二 大友親治知行預ケ狀寫

○平林文書
大分県史料一三

山香郷内貳拾貫

伊美六郎

田染庄内拾伍貫

同人

之事、預置候、可有知行、恐々謹言、

(明治五年)

十二月十三日

(大友)親

治(花押影)

田染莊

山香郷内二十貫
田染庄内十五貫
貫ヲ預ク

田 染 莊

平林彈正忠殿

三五八

四六三 大友氏奉行入連署奉書案

○碩田叢史平林文書
增補訂正編年大友史料 一三

田染莊・山香郷
内伊美六郎跡ヲ
平林彈正忠ニ打
渡サシム

田染庄之内伊美六郎跡拾五貫文、山香郷内同人跡貳拾貫分坪付別紙在之、事、任御判之旨、可被打渡平林
彈正忠也、依仰執達如件、

明應五年十二月十三日

(寒田親覺)
兵部少輔

(天津留繁綱)
常陸介

(永富繁世)
上總介

(小佐井堅志)
大和守

田染庄政所殿

山香郷兩政所殿

四六四 某書狀案

○永弘文書
大分県史料四

二も候ハ、公幸重而狼積(マ)之通、御注進候て、所々押領之地、預御成敗候様、預御了簡候者、社役
等事、可致馳走候由、申候間、公保御領掌候、其後者、菟角を承候ハて、當年七月ニ、上表之通、

官成公幸押領地
ノ成敗

番長免田ヲ宮成家及ビ田染少宮司押領ス

御注進候ける、曲事候、雖然、番長免田事、宮成家與田染少宮司、不殘一所、押領候之間、社役并出仕等事、不及合期候、如御存知、彼職故にハ、於都鄙、致忠節候之間、被仰付候之處、社家口者、寄事左右、悉押領候之間、此 []、自當職注進之儀、無餘儀 [] 細、被聞召分、預御成敗候様、

四五 寒田親景書狀

○永弘文書
大分県史料四

(檢封ハ書) 一(墨引) 三郎殿

兵部丞

吉弘方・田原繁正書狀ヲ披見

吉弘方田原左馬助方書狀、爲披見候、彼小宮司之事、雖次目御判申候、吉弘右馬允方より、兩方證文出對候て、彼社領可落付由、承候間、可得其意之由、申候處、かう入部候由、彼小宮司申候、此時者我無覺悟候、心得候て、返事 [] 可仕候、恐く謹言、

九月廿五日

(案田) 親 景(花押)

四六 寒田親景書狀

○永弘文書
大分県史料四

神領ノ事

就御神領之事承候、旨趣委細可申候と云共、來御掬飯、爰元旁取乱候、如何様重而可申承候條、令省略候、恐く謹言、

田 染 莊

田 染 莊

九月廿六日

(永弘) (氏輔)

式部丞殿

御返報

(衆臣)
親 景 (花押)

三六〇

四七 大友親治知行預ケ狀案

○大友家文書錄
大分県史料三一

田染莊内丹生主
税助跡ヲ預ク

田染庄内、丹生主税助跡拾五貫分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十月四日

(大友)
親 治 在判

上野和泉守殿

四八 寒田親景書狀

○永弘文書
大分県史料四

永弘氏輔証狀持
参

永弘式部丞證狀令持参、
子細候、御證狀已下、可有持参候、不可有油斷之儀、
恐々謹言、

十月六日

(衆臣)
親 景 (花押)

田染彌五郎殿

(奥切封)
「 (墨引) 」

番長職・同免田
ヲ安堵シ田染莊
内ノ地ヲ預ク

四八九 大聖院宗心知行預ケ狀(紙切)

○湯屋文書
大分県史料二

宇佐宮番長職・同免田等之事、任先例、不可有相違候、仍今度辛勞之條、田澁庄内田澁圖書助跡事、別而預進之候、可有知行候、恐く謹言、

明治七

十一月廿一日

(大聖院)
宗心(花押)

永弘式部丞殿

四九〇 永弘氏輔書狀

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)
「明和九マテ貳百七十四年ニ成」

宇佐番長職及下
宮社司御供御菜
免田等ノ事ニ就
キ返報ス

宇佐番長職、并下宮社司御供御菜免田等事、代々せうせきこれあり、殊今度豊後田染庄内本知行之地、田染彌五郎相拘候地、一圓御判被下候名之事、重安名・末次・永正・恒任・行成・金丸・光なミ名か□本此外さん山野やくわう野やあり、本坪付承知候、惣別所職之事、し候する間、可被致名代候、まことにてしなく候、ろニ彼職事御ゆつり候也、せいしん之間、ミやうたい可被申候、内小野名事、一参(承繼)ゑい□んと□せ出きたり候て、せんまつニハ田染庄内、吉内森下五反、宇佐いたひらなし本二反廿代畠、其外せうせき渡在之、仍件、

田染莊

田 染 莊

(明成七) 年 月 日
十一月廿四日

(永弘氏輔) 式部丞 (花押)

三六二

○年代八端裏書ニヨリ推定ス。

四九 得永親宣・大神親照連署書狀

○永弘文書
大分県史料五

(写紙ワハ書)

得永伊賀亮

大神左衛門大夫

田染神左衛門尉殿 御返報

親 照

就御領内吉弘右衛門大夫當作之地之 示給候、於御神領者、可有御收納候、恐々謹言、

六月廿九日

(大神) 親 (花押)
(得永) 宣 (花押)

田染神左衛門尉殿

御 (返報カ)

四三 大神親照書狀

○永弘文書
大分県史料五

(総封包紙ワハ書)

大神遠江守

吉弘某当作地ノ
神領ニツキ収納
セシム

当年ノ段錢ハ一
所モテ免テ立
テモテ社免ヲ立

田染神左衛門尉殿 御返報

親照

〔帶刀藤左衛門所まで、兩度申候キ、以其辻百足被遣候、諸給人申渡候て、重而請とり可進之候、仍而就段錢之儀、巨細承候、當年の事者、御祝儀御用候間、寺社免許等、一所にても候へ、被立ましきよしにて候、何ニ可有御馳走御覺悟、肝要候、我等以下、色くさまく〔以下礼紙〕の不及申候、恐く謹言、

八月廿八日

〔天神〕 親照〔花押〕

田染神左衛門尉殿 御返報

〔奥切封〕 〔墨引〕

四三 本庄右述・豊饒親富・大神親照連署書狀案

○永弘文書
大分県史料五

神領諸点役免除
ニツキ城誘人足
催促ヲ止メシム

田染少宮司方拘御神領之事、諸点役御免除之通、被仰出候之處、御城誘人足催促之由、少宮司方被申候、不可然候、可被止催促候、恐く謹言、

九月七日

大神 親照
豊饒 親富
本庄 右述

松田山城守殿

田染莊

四九四 迫田昌世書狀

○永弘文書
大分県史料五

永正・須加牟田
作毛点定

御狀委細承候了、抑如仰今度懸御目、諸事申承之條悦喜仕候、隨而田染庄永正・須加牟田事、作毛
點置候、同御供米事給人方請文等、悉きた仕候といへとも、尙以心ゑす候よし、承候ける間、かさ
ねて狀をつかハし候よし、使者申候、さ様ためニ、さた人をとゝめをきて候、かさねて狀をつかハ
し候、いそきくさた人をもて、（同前紙）御つけあるへく候、此間永正入道參府仕、あきらめ申へきよし、
御返事申候之間、待候處、無其儀候、無是非候、重狀をつかハし候、返事をとり可給候、諸事連々
可申承候、恐く謹言、

九月廿六日

（追世）
昌 世（花押）

宇佐宮擬大宮司殿

御返事

（奥切封）
「（墨引）」

四九五 親家書狀

○永弘文書
大分県史料六

（端裏切封）
「（墨引）」

吉之内かな丸畠

吉之内かな丸はたけ三段、御神りやう之由、田原親家知行之時、被仰候へ共、ついにたて不申、乍

去、御神りやうまきれなき通承候間、神りよと申、仰ニしたかい候、下地之事、内者に申付候、にあわせのなつ(納)所之事ハ、御催促可有候、すてニ田原方、ふけ之事にて候へ共、神りやうニたておかれて候へ共、しきりニ□候間、進之候、恐々謹言、

(美筆)

「明応八」

□月廿八日

親家(花押)

田染殿

四九 某書状

○永弘文書
大分県史料四

尙々、永正八郎二郎との申候、定而御申あるへく候、

田染庄口之丸内
すかむ田二反ノ
支証ヲ披露ス

時日以參會、御念比ニ示給候、目出候、今ニ申居候、隨而口之丸内、(田染庄)すかむ田二反の支證、巨細在寺の免(面)くに、披露申候、すなわちゑらひ、懸御目に申され候へく候へ共、(宅)他分老達、(僧)里くにまかり出られ候間、他儀ニ(申し)□ととも御神領と申、御知行□して、さをいなく、寺家ニ持□まきれなく候、以後日、各達□ゑらひ候て、定而、懸御目申され候へく候、くハしく、永正八郎二郎とのまて、申入候、定而念比ニ

田染莊

四九七 めうしやう讓狀案

○永弘文書
大分県史料五

田染莊永政名内
田地等ヲ神主ひ
らもと二讓ル

ゆつりわたす、うさ御神りやうたしふのしやう之内、なかまさミやう之内、田地壹段廿代・みねの
下内、ミやう内とく二郎いやしき三反、すゑ次ミやう之内、しけやすくつり八反・くつり内ミやう
卅代(マ)ひの、彼地者、めうしやうさうてん所りやうなり、しかるに、右去年のゆつりくぐり狀しさい候て、
いれす候へ共、神主ひやうへ二郎ひらもとニ、ゆつり所實也、ひらもといちこののちハ、しけもと
ニ、この所をハとらせ候て、ふちをかたくさせ給へ候へく候、

〔(異筆例書)宇佐宮神官忠基申、豊後國田染吉丸田島あとら(マ)〕

四九八 得永親宣書狀

○永弘文書
大分県史料五

重安跡地

如仰其已後可申承候處、依無差題目、無其儀候、御懇示給候、本望候、兼又重安跡地(カ)事承候、一日
比被來候、其已後之時宜不存知候、殊ニ於社領愁訴事、何共愚所にてハ不被申候、内々御意分、可
得其意候、(不可分)有疎略之儀候、次(以下札紙) 〓承〓

十二月三日

〓得永(音カ)親〓

田染少宮司殿

御返報

〔(奥切封)墨引〕

四九 得永親宣書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔包紙ウハ書〕

得永伊賀守

田染殿
御報

親 宣

巻数ヲ謝ス

爲歳暮之祈禱、巻数送給候、誠ニ可畏入候、仍自是社、可申入候之處、永正六郎被進退、御懇預
示候、祝著候、如何様年明候者、最前御賀例可申候、殊六郎か進退事も、一段憑入申候、萬吉、重
く、恐く謹言、

十二月廿一日

親 宣 (花押)

田染殿
御報

五〇 永政帖正證狀

○永弘文書
大分県史料五

〔端裏ウハ書〕

永政新左衛門

□ 參

帖 □

豊後國田染庄宇佐宮御神領永政名□内、猿喰之事、從子細、前々儘、返給所本望之至候、然□社役
・てん役・同人足仕以下、似合可致奔走、若此外他□妨候共、不可有御承引儀候、依爲後日證狀、

田 染 莊

永政名猿喰ノ社
役点役等ヲ勤仕
スルヲ約ス

田 染 莊

三六八

如件、

〔文〕
龜元年 辛酉十月二日

〔永徳〕
怙 正 (花押)

五〇一 盛福寺聖致書狀

○永弘文書
大分県史料五

狀之駄恐入候、

御札委細拜覽申候畢、如仰其以後者、遙不申通候事、于今迄、然者猿蝕之土貢御持セ候間、先以請取申置候、此由 東堂様へ披露申候、定而御返事共、御座候へく候、重而可申入候、諸事重々、恐惶謹言、

文龜元天辛酉

十二月五日

〔盛福寺〕
聖 致 (花押)

田染殿 御報

五〇二 曾禰崎繁通書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔端裏拾封ウハ書〕
一

曾禰崎内藏人頭

番水ヲトル

卯時ホドヨリ

(墨引) 田染殿御宿所

繁通

昨日者申承候、畏入候、仍明日それと我ら水前にて候、今番ニハとり候間、明日早朝よりとらせへく候、爲御意得申候、水ハみそほうたいニ、それよりもおほくめしたち候へ、我らもかいふんとらせ候へく候、とりおけ十計申あわせ度候、卯時ほとよりめし候へく候、日來のやうにうけとり候てハ、おそく入候する間、如此申候、可得御意候、恐々謹言、

(異巻)
「文龜三癸亥」七月廿三日

(曾孫崎)
繁通(花押)

五〇三 神領内永弘重幸渡坪付

○永弘文書
大分県史料五

御神領内重幸渡坪付事

合

一 小野・岩崎庄御供米

田原御供米

一 田染庄内森下御供米

本自見名

一 くつり一丁

一 おのた貳反

一 ゑほしかた

一 河わしま五反

一 原田一反廿代

一 すいかき之内

一 ひらた 又五郎拘分

一 ハちろう之内

田染莊

田 染 莊

三七〇

一 くわの木畠

一 □

一 おくのそ

一 □

一 しのもと

一 む □

一 彦太郎屋敷

一 ふへの宛

以上

右、坪付如件、

文龜三十月十日

藤 氏 輔 (花押)

五〇四 某 書 狀

○永弘文書
大分県史料五

田染莊内御神領
ヲ長野三河守ニ
点定セラルルヲ
訴フ

府中御留守奉行

宇佐宮權大官司方より被申候、田染之庄内、御神領事、日者長野三河守より、點定之由、被歎申候、彼地事、如御存知、以前不慮ニ相遣候を、我らさたし付候處、今又如此候、痛敷候、御兩家被取合候へハとて、社家の不祥ニ、御神領を被押事、いかゞにて候、しかも何方をも、社家より、ひいきなく候段、すてニ大官司殿始として、社官一同ニ、告入(マ)にて被申候上ハ、點定事、不可然候哉、其趣を、府中御留守奉行方へ、六郎所より、遣狀候て、不苦候者承候て、したゝめさせ可遣候、身の事ハ

五〇五 本庄右述等連署奉書案

○永弘文書
大分県史料五

〔端裏書〕
「御奉書案□」

諸点役免許

庄内宇佐御神

永正八年
二月廿三日

諸點役御免

〔候カ〕
仰出□、可彼得其意□、恐々謹言、

大神左衛門大夫

親 照

豐饒彈正忠

親 富

本庄伊賀守

右 述

田染莊政所

田染莊政所殿

五〇六 古庄治重料足請取狀

○永弘文書
大分県史料五

御馬屋上葺料足
田染少宮司沙汰
分ヲ請取ル

就御馬屋上葺、宇佐御神料分料足五十疋、田染少宮司方爲沙汰、請取申□、切米人足已下之事者、

御免許之上者、不及申事候、事々、以面可申承候、恐々謹言、

永正十年
十二月十九日

〔古庄右馬助〕
治 重〔花押〕

帶刀藤七殿

御報

田 染 莊

五〇九 道嘉書狀(紙切)

○永弘文書
大分県史料五

「
（編纂切封）
（墨引）」

先度預御札候、則御報可申候處、依遠方于今無沙汰恐入候、然者先前申承候辻、條々得其意候、中務大輔下著上者、毎篇不可存疎意候、殊多年本意此時候哉、萬一還著被任意候由、田染邊之儀、是又可爲珍重候、具可申入候、子細雖多々候、爰許繁多候儘ニ、近日在關可有條、期其時候、恐々謹言、

一月廿四日

道嘉(花押)

永弘式部丞殿

御報

五〇八 田原藤左衛門尉親家書狀案

○永弘文書
大分県史料五

御神領諸点役免
許ヲ賀ス

御神りやう分しよてんやく御めんきよの由、御ほうしよ見候、あんちう大神殿さま御めしなし、
せんしうはんさい候、いかさま御めにかゝり申、うけ可給口、萬吉、恐々謹言、

三月十七日

田原藤左衛門尉
親家

田染殿 御宿所

五〇九 大神親照書狀

○永弘文書
大分県史料五

莊内段錢ノ催促

田染方拘之御神領ハ諸公役御免

御懇預御

(状候、祝著之至候)

方々落仁

(就出現之儀、此四五日)

安岐へ罷越候て、夜前歸宅仕候、仍庄内御

段錢の事、御催促候哉、各御大綱候、然者、田染方被拘候御神領事、諸御公事御免之由、被仰出候間、被御段錢事も、定可爲其分候、御免之由、被仰出候、御一通御奉行江、御披見肝要候、如何様、

重而可申入候、恐く謹言、

(永正) 拾一年いぬのへ

十月三日

(古庄)

左馬助殿

御報

(天母)
親
(殿)

○欠字ハ案文(永弘文書一五九一号)ニヨリ註ス。

五一〇 古庄治重書狀

○永弘文書
大分県史料五

段錢免除ヲ賀ス

就御段錢之儀、以前其方御免之辻、重被仰□、我等及目出度候、□得心可申候、謹言、

永正拾一年きのへ
十月十九日

(古庄)
治重(花押)

田染神さ衛門殿

(附脱之)
御宿所

田染莊

五二 本庄右述・豐饒親富・大神親照連署奉書案

○永弘文書
大分県史料五

〔端裏書〕 御奉書案

庄内宇佐 御神領内〔田染カ〕 拘分之事、諸點役御〔免除カ〕 由、被仰出候、可被得其意候、恐々謹言、

二月廿二日

親照〔大神〕

親富〔豐饒〕

右述〔本庄〕

田染莊政所

田染庄政所殿

五三 大神親照書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔包紙ヲハ書〕

田染神左衛門尉

田染神左衛門尉殿

御宿所

大神さ衛門大夫

親照

者御出頭候、目出〔候カ〕、然者御申事申〔候カ〕候て、連署を進之候、如何様重而可申承候、恐々謹言、

二月廿四日

親照〔花押〕

田染神左衛門尉殿

御宿所

(奥切封)

「(墨引)」

五三 大神親照書狀

○永弘文書
大分県史料五

(端裏ウハ書)

大神左衛門大夫

親照

齋藤大炊助殿
野上彈正忠殿

御宿所

(落書)
「及大天人(ヨメス)風爲我」

田染方拘宇佐神領ハ諸公役御免
御段錢モ同前ナ
リヤ

前日被懸御意候、申承候、祝着之至候、仍於此方如申候、田染庄之内、田染方被拘候宇佐御神領の事、諸御公事御免之由、被仰出候、此時者、御段錢之事も、可爲同前候哉、定而御一通、田染方より、披見可被申候、以其上口

五四 古庄治重書狀案

○永弘文書
大分県史料五

御免ニツキ以前
ケラル
ケラル

就御段錢之儀、以前其方御免之辻、重々被仰分候、我等及目出候、於連々心得可申候、恐々謹言、

田染庄

田染莊

永正十二年
十月十九日

古庄右馬助
治重

三七六

田染神左衛門殿

御宿所

五五 田原親述安堵狀(紙切)

○永弘文書
大分県史料五

重安・末次兩名
ヲ還國ノ刻安堵
ス

豐後邦田染庄之(内)□、字佐八播宮御神領重安・末次兩名之(事)□、任先職旨、還國刻、不可有本附相違云

々者、早被全社禮、被勵武忠、仍執達如件、

永正十五年
八月六日

(田原親述)
中務太輔(花押)

(永)
長弘式部丞殿

五六 田原親述安堵狀案

○永弘文書
大分県史料五

(編纂者)
「御成敗案文」

婦国ノ砌兩名ヲ
安堵ス

八幡字佐宮領 於豐後國田染庄重安・末次名之事、任理運之旨、親述還國之砌、知行不可有相違候、仍執達如件、

永正十五年八月十日
宇佐宮
番長大夫殿

(田原) 親述 在判

五七 大友親敦感狀寫

○渡辺敏喜代文書
大分県文化財調査報告書三七

高崎攻メノ忠儀
ヲ賞ス

去廿六於高崎攻、御被官數人被疵條、忠儀肝心候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

(永正十六年九)
正月廿七日

(大友義盛) 親敦 (花押影)

渡邊紀伊守殿

五八 永弘重行書狀案

○永弘文書
大分県史料五

卷數ヲ送ル

田染宗榮重安・
末次兩名來繩郷
内小野名ヲ押領

熊令啓候、抑殿様御歸國、於當 社致精誠卷數、送進覽候、御披露奉頼候、仍而數年申入候、於豐
後國田染庄當社御榮免重安・末次兩名、并來繩郷内小野名半分之事、數年田染宗榮致押領候、其子
細於于今致愁訴候之間、被聞召分、御下知并御書等、數通雖給置候案文二通、爲御披見進覽候、依
御機嫌、御披露而、如前々、本役所對御供所番長、被下御下知候者、可爲御祈禱候、其故者、
爲無役嚴重之御料所を、致押領候事、難測御神慮候、彼仁出仕免田等之事者、愚家より先祖割與候
相拘候彼三名事者、我等家斷絶之時分より、押領仕候旨趣、連々令申候間、以前以御分別、御下
今如此

我家斷絶ノ時分
ヨリ押領

田染莊

三七七

氏輔逗留

府中マテ御供

知等被下候、巨細猶彼飛却可申上候、兼亦殿様御歸國之事、千秋萬歳存候、某雖病躰候、于今なか
らへ候て、御歸國を奉拜候事、誠以「目出存候、(以下紙背) 同者氏輔逗留にて候、其日にハ、涯分可被致馳走
候ニ、我等之事、無力と申、社家無足之事候條、無爲之儘候、雖然小者一人誘候て、此境より府中
まで、御供申させへき覺悟に候、可然候する哉、御可爲指南之儘候、恐く謹言、(マ)

卯月十九日

(永弘)
重行

心樂軒

恒清左京殿
亮
ミミミミミミミミ

五九 永弘重行書狀案

○永弘文書
大分県史料五

下宮造替ニツキ
造替行事取汰沙

御料所相達

今川貞世下行物
ヲ送ル

就今度下宮御造替之儀、御愚家之事、代々社司職依拘申、御造替時、造營行事等取沙汰次第、去安
元より弘安・嘉元・正應取沙汰仕候、御料所當國八郡之内、恒見新房・徳善保并豊後國來繩郷辨分
・武藏郷・朝見郷・田澁庄(マ)役に候處、悉く御相違候之條、去從弘康應□至明德、御造替之儀、直
ニ從今川殿様被仰付、諸下行物等、送狀以下給置候條、今度以上進言上候、當時御儀、□任准據請
取可申之由、御下知候、早々被成御分別候者、可申談候、仍直にも以書狀令申候、□迄雖非可申候、
巨細令申候、恐く謹言、(カ)

十月十五日

佐田藤之
左衛門殿

重行

五三〇 久保親續等連署書狀案

○永弘文書
大分県史料五

(繪裏書)
「案文」

間別錢免許ニツ
キ重ネテ披露ス

當郡中間別之儀、稠敷被仰出候之條、以先間付仕候、雖然前々之儘之御(前九)、御免許之辻、令存知候之條、無其儀候、重而可遂披露候、上意定御相違有間敷候哉、巨細以面拜之時、(可)申達候、恐々謹言、

眞玉忠兵衛尉

永正十八年十月十三日

豐 宗有口

平林將監

尊 頼有口

久保山城守

親 續有口

田染少宮司殿

田 染 莊

五三 堀榮・平林尊頼連署書狀案

○永弘文書
大分県史料五

段米ヲ免ズ

國中寺社御 [] 段米之事、問別調之分ニ催促之由、數通御奉書候、宇佐御神領之事、前々儘ニ不致催促候、彌御國家御祈念、專一候、恐々謹言、

二月十九日

田染少宮司殿

平林將監
尊 頼 []
堀新左衛門尉
榮 有 []

五三 永弘重行書狀 (紙切)

○永弘文書
大分県史料五

巻数ヲ進ズ

[] 承候、依遠路 []

[] 晚不申候共、 [] 者之事候間、同前之儀所仰候、仍御在城爲御祈

禱、中書様江巻數壹合、令進覽候、可然様御披露、可畏入候、

田染莊内本領ヲ
榮佐欠所ノ時田
染榮忠申給ハル
氏輔還補サル
モ本意ヲ達セズ

一如御存知、我等悴家本領等之事、於豊後國在々所々候、取分田染庄之内、當社御供田并御菜免料所至居屋敷等、數十所候へ共、祖父にて候榮佐と申候時代、慮外ニ 大内殿様背意候刻、親類にて候田染榮忠と申仁、爲惣領跡申給候、其後近年親にて候式部丞氏輔、本職還補仕候へ共、彼在所事者、依他國之儀、于今不達本意候、殿様御還國之由承及候、尤目出度候、定而如前々自山登

儀可有御成敗候、氏輔より至重行、兩度御成敗御書等候之間、可達本意候、此等次第、以前親にて候者之時、

五三 田北親忠・平林尊頼連署書狀

○永弘文書
大分県史料五

田染莊神領ニツ
キ稠シク仰出サ
ル

國東郡田染之庄之内、御拘之、御神領之事、御免許之辻、雖存知候、稠敷被仰出候之間、以先間付申候、御村中之儀、不能其儀候、以參申入候事候、謹言、

大永三年

卯月十一日

平 (林將監之)

(尊頼之)

田北三郎兵口

親 忠

田染少宮司殿

五二 田北親忠・平林尊頼連署書狀

○永弘文書
大分県史料五

腰状

自旅宿申入候間、腰状之躰、爲恐候、(花押)

國東郡田染之庄之内、御拘之御社領之事、御代々御免許之辻、雖存知候、稠敷被仰出之間、催促申

田 染 莊

錢ヲ徴スルモ歸
分錢ヲ返ス御

候處、御馳走尤可然候、然共歸府之時遂披露、重而 上意之段可申入候、以先御分錢返進申候、定
而御代々之儀、御相違有間敷候哉、巨細以面拜、可得御意候、恐々謹言、

神無月十三日

(平林) 頼 (花押)

(田北) 親 忠 (花押)

田染殿

御宿所

三三 津久見常清・臼杵長景連署書狀

○永弘文書
大分県史料五

一 (包紙ウハ書)

津久見左馬助

臼杵民部少輔

長 景

大慈院拘ノ五段
田

大永五
到來 田染庄政所殿
三廿日

就當庄之内、大慈院之相拘候五段田之儀、從宇佐社家中、令申旨候敷、至大慈院書狀加披見候、
者前々之辻、無相違様入魂肝要候、若又社納等於無沙汰者、至彼院、然々可有申沙汰候、恐々謹
言、

(大永五卷)
三月十五日

(白姓) 長 景 (花押)

(津久見) 常 清 (花押)

田染庄政所殿

三六 秋吉綱重書狀

○永弘文書
大分県史料六

〔羅裏ウハ書〕

人々 侍者御中

内と申老毫彌 外聞事、一圖進退可御分別候、

綱重

秋吉駿河守

永正下作職ヲ宛
行ハレタルヲ謝

永正下作職之事、無主之折節候之間、望之由申候之處、被仰入候て下地給候、御兩人御取合畏入候、然者香水庵坊主職、直可有御存知之由候、下作内之事候之間、一圓被任愚存候之様、頻佗言申度候、偏頼存候、猶息候神五郎可申候、可得御意候、恐々謹言、

正月十六日

綱重(花押)

三七 秋吉綱重打渡狀

○永弘文書
大分県史料六

田染庄ノ内光並
・行成兩名ヲ打
渡ス

領田染庄之内、並・行成兩名事、去月廿七 御判・御奉書旨、渡へく候、可有御知行候、

六月六日

綱重(花押)

田染神主殿

田染 莊

三六 大友義鑑感狀

○渡辺敏喜代文書
大分県文化財調査報告書三七

防州衆對談ノ時
ノ馳走ヲ賞ス

就今度防州衆對談之儀、田北大和守・山下和泉守・臼杵三郎右衛門尉、差遣候之砌、以同道馳走、感心候、辛勞之段、猶以面可申候、恐々謹言、

天文七年
三月廿九日

(大志)
義 鑑 (花押)

渡邊太郎三郎殿

三九 宇佐田宗榮讓狀案

○永弘文書
大分県史料六

田染莊御神領楠
木ノ坪五段居屋
敷三反ヲ鶴若ニ
譲ル
公事足ハ田染建
榮一期ノ間扶持

点役社役ハ催促
スベシ

有豊後國田染庄宇佐御神領末(次名之内)楠木の坪五段・同居屋敷三反之□、こゝろさし有によて、鶴若御料人□をゆつり渡所實也、然間彼居屋敷錢□おなしく公事足之事、宗榮にたいしこゝろさしとして、建築一期之間、預持持候者、如何躰なるこゝろさしよりも、可爲祝着候、土貢定米五斗之事、可被任其方所存候、彼土貢相共可預扶持之由、申度候へハ、社役之事点役繁候之間、巨細不申候、能く以分別、可預扶持候、無申及候哉、點役・社役之事ハ、有限旨、能く可有催促候、仍讓狀如件、

天文十二年乙巳二月廿八日

(田染)
宇佐宗榮在判

田染源五郎殿

五三〇 宇佐田宗榮讓狀

○永弘文書
大分県史料六

田染庄内名々宗榮知行分ヲ建榮ニ讓ル

宇佐御神領豐後國田染庄内名々、宗榮當知行分之事、先祖代々社家之書下、同古券證文等、任先祖讓狀之旨、不殘短歩、讓渡建榮所實也、(田染)以此旨全知行、神役不無沙汰、可相拘之狀、如件、

天文十二年巳二月廿八日

(田染)宇佐宗榮(花押)

田染源五郎殿

五三一 永正惟定契約狀

○永弘文書
大分県史料六

(編裏ウハ書)
一田染殿參

永(正長)門守

田染庄永正名居屋敷下地職ヲ孫彦七郎ニ扶持ス間戸寺

田染庄宇佐御神領内、永正名居屋敷下地職之事、就筋目、相拘候孫彦七郎ニ、被成御扶持候、目出候、萬一内病共於不召直者、可爲建榮御存分候、旨趣猶、間戸寺・秋吉駿河守方、可被申候、仍後證之狀、如件、

天文十四年乙巳六月卅日

永正長門守
惟定(花押)

田染殿參

田染莊

田 染 莊

三八六

五三 田染建榮書狀

○永弘文書
大分県史料六

永正方ヨリ承ル
間ノコト

從永正方承間之事、御兩所度々被仰聞候之條、存分申承候、兩方以書狀申談候之趣、不可有無沙汰候、猶期面上候、恐々謹言、

（天文十四年九）
七月八日

（田染）
建 榮（花押）

間戸寺

間戸寺
秋吉駿河守殿 進之候、

五三 野原長堅書狀案（折紙）

○永弘文書
大分県史料六

猶々 御判事、もし人にも渡候ハ、其旨ヲ可被申候、又何れへも預候者、取寄持參肝要之由、赤山ニ能々可被申候、御油斷あるましく候、

急度申候、永正彦七郎方、去五日ニ、死去之由候、然者、御判共如何候哉、彼親類、又ハ存知有さうなる方ニ、赤山を遣持せ、府中之ことく、御參候へとの、大和守殿仰事候、彦七郎方、與力御事候之間、か様被申事候、田染之趣、赤山能々可存候、召寄尋候へく候、油斷有ましく候、恐々謹言、

永正彦七死去

（天文十五年）
正月十八日

（野原）
長 堅

〔折返奥のハ巻〕
一 専道

藤七郎殿

ちうより

〔野原〕
のはる中務丞

五三 松崎惟匡書狀

○永弘文書
大分県史料六

〔 〕我等所可有〔 〕儀候、巨細御使、可申候、

永正彦四郎出府

就永正彦四郎出符之儀、示給〔 〕^(候カ)委細令披聞候、然者 御神領之事、彦四郎子、貴所可爲御百性之

由、以一通申候敷、案文持給候、具披見申候、御尋之方候者、御意之趣、不可有心疎候、委曲用口

上候、恐々謹言、

二月一日

〔松崎〕
惟 匡 (花押)

田染殿御報

五三 木付鑑盛書狀

○永弘文書
大分県史料六

尚々、就御社領之儀、存分巨細、至御使令申候、爲御心得候、

田 染 莊

社領ニツキ永正彦四郎出府

田 染 莊

三八八

就御社領之儀、巨細蒙仰候趣、得其意候、然者永正彦四郎事、雖出府候、未無取沙汰候、殊彼仁下地職之儀ニ付而、一筆進之置^(候)□、是又被遂披見候、每事可御心安候、將又秋吉方一通申付候、何も無沙汰段、御使可被申候、吉弘方より申事候、未無落著候、巨細定而直可被申候、春中必^(以下札懸)「以參可申候、恐く謹言、

(天文十五年カ)

二月二日

(木村) 鑑 盛 (花押)

〔奥切封ウハ書〕

(墨引)

木付大炊助

田 染 殿 御 報

鑑 盛

三六 田北鑑生書狀

○永弘文書
大分県史料六

永正居屋敷ニツキ木付鑑盛ニ申ス

如仰前日者、就 御神領永正居屋敷之儀、至木付大炊助^(鑑盛)巨細承候之條、爲我等不可有心疎之由候、以一通申候ツ、重く御懇札畏入候、殊御百姓等、被相定之由候、尤肝要候、仍百足送給候、御丁寧之儀候、猶大炊助可申候、恐く謹言、

(天文十五年カ)

二月廿八日

(田北) 鑑 生 (花押)

田 染 少 宮 司 殿 御 報

三七 木付鑑盛書狀

○永弘文書
大分県史料六

尚々、於彼屋敷之儀(九)等者、以一通被申候間、不可有御氣仕候、將又於私、百疋被懸御意候、
とかく不及申候、如此之御氣仕、迷惑至極候、

就御神領永正屋敷之儀、預御狀候趣、則申付候條、御報ニ委細被申候、彌爰元之儀、不可有疎略之
條、可御心安候、於于今者、早々御百性(マ)ニ可被仰付事、專一候、旁彼方可申候、恐々謹言、

二月廿九日

木村
鑑盛 (花押)

田染殿 御報

一 (礼紙切封シハ書)

(墨引)

木付大炊助

田染殿

鑑盛

三八 某書狀案

○永弘文書
大分県史料六

神領永正下作職
ニツキ田北鑑生
ニ伝フ
永正彦七郎退転
永正彦四郎山香

於御祝儀者、事舊候迄、仍先年以御取合神領永正下地職之事、鑑生(田北)觸御耳置候、今月五日彦七郎方
退轉候、永正至某申合、誰人にも不申付候、乍勿論祝著存候、而下作職秋吉駿河守と申仁(申九)付候、
永正彦四郎と申者、愚領へ扶持置候、號同名之者、以出頭、山香郷之彦七郎給地赤山五貫分、可致

田染 莊

郷彦七郎給地赤
山五貫文ニツキ
訴訟

訴詔(ヤ)之由申候、彼五貫分之事者、何ニ共御座候へ、神領ハ覺悟之事由、許容仕間敷候、連々申入候、不可有御失念候、頼存候、子細候者、重々可申入候、可得御意候、恐々、

○尾書カズ。

三九 某書狀案

○永弘文書
大分県史料六

須加牟田

猶々、須賀牟田と申田地、預置候者候條、申事候、

永正彦七郎不運
秋吉駿河守

御祝儀重疊、彦四郎事舊候訖、永正彦七郎方就不運、下地職秋吉駿河守懇望候之條、可申請之事候、様然者

永正□□ 赤山五貫分、號自訴、參上之由申候條、□□ 退轉候、永正与

入魂□□ □□ 堅申□□旨□□

御心得□□

四〇 某書狀

○永弘文書
大分県史料六

永政長門守以来
領主ト申合サル
ル下作職

□□ 二月三日(日)必立入事□□ 申聞候由申候、其後以使神領之事□□ 先日如申候、永政長門守以来、領主と就被申合候下作職、被申付方在之、赤山有御愁訴度由候、田□□ 殿御被官志手方と、被仰合候へ、爲拙者、不及菟角通申候、十一日御參集之刻、一卷被持遣候て、今度御在符中、次能候者、御

永正彦七郎讓
有無存知セズ
長州ニ於テ執筆

文盲カツ不肖

永正彦七郎跡目
ニ就テハ領主建
榮ノ存分タルベ
シ

永正長門守

宝陀寺先寺官

永正方ノ事落著

寄親様へ、被仰試度由候、彦七郎讓之有無、不存知之段、兼日申分候、拙者文盲之條、狀面不明候、此間筆被仰付候間、相尋候、於長州貴館、任御執筆之由被申候、隨而下作職之事、連々存知之條、無主之由申候而、望申候處、以御分別被仰付候、彦七郎誰人共申儀候者、可存知候條、爲拙者、何條可申請候哉、右如申候、愚老事、且依文盲、且依不屑之身上、于今失面目申候、但存分候共、如此之子細、御公儀御用有難候、此由能く爲御存知候、恐惶謹言、

五二 某書狀

○永弘文書
大分県史料六

態令啓上候、仍就永正彦七郎□□彼跡以駿河守、存知連□□、彦七郎今月五日死去候間、□□不便之由被仰、次彼跡目愚息□□者、可被添貴意之由、兩人共ニ、民部少輔被加相應扶□□神領居屋敷等、於無彦七郎子孫者、御領主建築、可爲御存分之通、永正長門守被申結候趣、我等も淵底存知之條、彼是無所存之由、御事申候處、以寶陀寺先寺官、又三郎殿江□□申度之通、申候と被仰候、就眼前彦七郎

五三 間戸寺圓盛書狀

○永弘文書
大分県史料六

御札拜見申候、如仰就永正方被申事、度々兩人、しこういたし、申上候之處ニ、以御分別、御一通

田染莊

セルヲ賀シ永正
惟定ノ書狀ヲ進
ム

田 染 莊

三九二

被下候、千秋萬歳候、長門守惟定所より、書狀取進之候、爲御存知候、恐惶謹言、

(奥筆)

〔天文〕十五年丙午
七月八日

(備戸寺)
圓 盛(花押)

吾三 經久請文

○永弘文書
大分県史料六

御意ニ反キ居屋
敷ヲ改メラル
以後無汰沙緩愈
ナシ

こんこふ [] しさいニ []、御意をそむき申候、いやしきをあらため御さた、もつ共

にて□、ひとゑニ御ふちをうけへきよし、なげき申候、いこニおいて、ふさたくわんたい候ハ、

あらため御さたあるへく候、恐く謹言、

(奥筆)

〔てん文〕十五年ひのへむま
八月十日

經 久(花押)

田染殿

吾四 吉弘休圓書狀案

○永弘文書
大分県史料六

[] (永) 正彦七郎方一跡之事、 [] (甲七) 鑑生以御取合、至子候又三郎、彼方爲養子續目

御判頂戴仕候、就夫永正又三郎を被下候、然上者御神領居屋敷之事、名字代々地候條、數通證文從

永正彦七郎一養跡
ハ子又三郎ヲ養
トシ安堵ス

田北殿渡給置候間、其方依御分別、田染殿御佗被申度候、爲御存知申入候、猶彼者可申候條、不能重言候、恐々謹言、

(天文十五年九)
九月廿日

(書取)
休圓

秋吉駿(綱重)河守殿 御宿所

五五 大友義鑑書狀案

○永弘文書
大分県史料六

宇佐神領田染莊
永正文証文ヲ披
見ス

字佐御神領田染庄永正(名九)證文數通、加披見候、不可有相違候、猶古庄宮内丞可申候、恐々謹言、

(天文十五年九)
十月廿八日

(大友)
義鑑御判

田染少宮司殿

五六 木村鑑盛書狀案

○永弘文書
大分県史料六

(端裏ワハ書)
一

申給へ

宮少

鑑盛

大名

名内、大名候之間、右之兩名先以申調、差渡申候、壹名之事者、拵(セ)之通候之條、

御分別可目出候、此上御口能有間敷候、以上、

田染莊

始中終田染方ニ
助言ヲ加フ
田淵名・平名
別ノ名ニ差替フ

前日者、田染方御問之就題目、預御永書候、御報ニ如申候、始中終田染方ニ加助言候、口能深重候
へ共、先以田淵・平兩名、夫丸差越申候、相殘一名之事者、先書并用口上候之様、被對我等、被成
御分別候へかし、自然於御口能者、別之名ニ被差替肝要候、さも候者、四郎方へも、重々可加助言
候、三名共ニ、最前之分ニ被仰通候へハ、餘ニ恣之御存分與、息雲達被仰事候、能々以御思准、急
度一著專要候、殊本銀調儀之砌者、右之領地無御口能、可返給之由、是又爲御存知候、猶重疊可申
承候、恐々謹言、

(天文十五年カ)
霜月十日

(未付)
鑑 盛

五七七 雄城治景書狀

○永弘文書
大分県史料六

(端裏切封)
「(墨引)」

古庄宮内丞方ニ
対スル御一通以
下披見ス
田北鑑生返書

至古庄宮内丞方御一通、殊 御社領永正名之證文數通、并田北鑑生返書遂披見候、自然於相應之儀
者、不可有心疎候、猶委細鑑範可被達之條、不能重言候、恐々謹言、

(天文十五年カ)
十一月十二日

(雄城)
治 景 (花押)

宇佐宮
田染少宮司殿

永正名下地職争
論ニ関スル永正
長門守并田染某
ノ書状ヲ一見ス

國中平均段錢ニ
三百疋ヲ馳走セ
シム

五八 松崎惟匡書狀

○永弘文書
大分県史料六

就永正名下地職之儀、永正長門守方被申事候歟、彼方一筆并其方御一筆案文持給候、具令披閱候、
猶以面上可申承之條、閣筆候、恐々謹言、

(異筆)

「天文十五年」

十一月十七日

田染 殿

御報

(松崎)
惟 匡 (花押)

五九 鑑泰・重弘連署書狀

○永弘文書
大分県史料六

就國中平均御段錢之儀、從先御代御神領御免續、御佗言依御申、今度之事者、爲殿下御用之條、三
百疋可有馳走之由、被仰出候、此前請取申候、披露之所、無沙汰有間敷候、恐々謹言、

(異筆)

「天文十六年丁未」

十一月六日

重 弘 (花押)
鑑 泰 (花押)

田染殿參 御宿所

田 染 莊

五〇 某奉書案

○永弘文書
大分県史料六

社領田染建築拘
地ノ段錢ヲ免ズ

就當社領建築拘之地、段錢之儀、古證跡案文敷通、令披見、遂披露候之處、今度之事、京都任御下
知之旨、御分國中、平均雖被仰付候、併御免之由候、尤目出候、委細猶、御使可被達候、恐々謹
言、

○前号ト關係アルカ。

五一 田染莊永正名坪付并分米注文

○永弘文書
大分県史料六

〔端裏書〕

源五郎建築

□佐御神領

作人秋吉綱重

〔永〕正名

〔編註〕作人秋吉駿河守

〔分〕たかるの下
一所二段冊

分米三斗六升

同名

同人

やま添
一所二段

分米三斗

一所廿神田

上ノ迫町堀

一所卅五代 香水庵免

上ノ迫町堀 分米二斗

天文十九年八月庚戌廿七日

五三 田染莊段錢算用狀

○永弘文書
大分県史料六

(端書)
一御田段錢用物

□ 御代 當用物 一

田染庄御段錢納分之事

貳拾貫伍百文定

除分

同庄除分

六郷山領

六町 六郷山領

宇佐神領

七町七 宇佐御神領

七町七 眞玉民部少輔

五反 うさ御神領

田染莊

五三 大友氏奉行人連署奉書案

○永弘文書
大分県史料六

(編纂書)
一奉書案文

宇佐御神領内田染少宮司拘分之事、諸點役御免許之由、被仰出候、可被得其意候、恐々謹言、

弘治三巳

十一月廿七日

(雄城) 治 景
(日井) 鑑 速
(吉弘) 鑑 理
(田北) 鑑 生
(吉田) 長 増

田染莊政所

田染莊政所殿

五四 雄城治景書狀

○永弘文書
大分県史料六

明日山香ニ立越

尙々、今度乍次參候て、連々之無沙汰、可申述□候、明日如山香御立越、供奉仕候條、乍存候、
く、聊非心疎候、く、く、

大友義鎮在郷ニ
就キ卷數及兩種
進上セラルヲ謝ス
右筆供奉ナク私
ヨリ申ス

就御在郷卷數 御兩^(種)御進上之段、遂披露候、尤雖可被成御書候、御右筆無供奉之條、御祝著之段、自私可申旨候、隨而毘子一双并看送給候、御丁寧之至畏入候、參上可申述候へ共、今程御精進候之由候間、乍存候、即期來音之時候、恐々謹言、

卯月廿五日

治^(雄城) 景(花押)

田染少宮司殿 御報

五五 鑑介書狀

○永弘文書
大分県史料六

節暮にかゝり候條、□使歸路を急候へと申候て、不能御返事候、其後菟角候て、□申候、

非疎意候、御丁寧之儀、□申居候、

于今御在庄之儀、不存候而無沙汰^(か)、本意之外候、御免許之先證、前日治景被加□餘儀被存

候、於委細者、古彌可被申候、重々示給候之趣、治景・長方江必披見可申候、御參宮遅々候者、參

候而、累日無沙汰可申展候、恐々謹言、

十二月八日

鑑介(花押)

田染殿 御報

田染莊

五六 某 書 狀

○永弘文書
大分県史料六

尙く、御着濟□各へめしつかい□重く御意之續、可申調□、不可有無

沙汰候、又鞍の木地頼申候、今一口もあつらへ度候、被仰遣可給候、頼申候、又かうろ御なん

しう候、追而つえ可進候、おかしく候、く、く、

今度在庄條、別而申承候、于今本望候、幾日相過候共、乍勿論、御同前所仰候、仍御免許之儀、重

く御方分、并奉行衆江申渡候、國中並之可爲御分別之條、可御心安之由、先以專一候、巨細從治景(雄也)

可被申候、次罷立之砌、被懸御意、重く預御使者、御丁寧之儀畏入候、于今不始事候、難盡御禮

候、明日筑州肥□

御免許ノ儀御方
分及奉行衆へ申
渡ス
國中並

五七 大友氏奉行人連署書狀案

○永弘文書
大分県史料六

(雄也書)
一弘治四卯二

連署案

猶く、至彼衆、去年以御口能之□、雖被仰出候、無承引候之條、直不被仰出之由候、御氣色之
趣、能く可被申達□、(候)

田染莊屋作ノ事
清田鑑述等三人
無汰沙

此上口能ニ及バ
重テハ取合ニ
及バズ

奈多方書狀

御主殿上調ヲ仰
出サル

〔^(至)田染庄御屋作之事、被仰付候條、各□□之處、清田鑑述・大慈院・田染少宮司、彼三人領内

奔走分、差明^(カ)無沙汰之條、達上聞、御腹立之子細雖有之、先々致取合候、早々馳走肝要之段、急

度可有入魂候、如此之公役、寺社免許衆共ニ、從前々被取勤候、萬一於此上茂、口能之儀候者、

重而者、不可及取合候、能々以分別、急度被申付肝要之由、然と可申觸候、恐々謹言、

卯月二日

^(雄城)治景

^(日件)鑑速

^(吉弘)鑑理

^(田北)鑑生

^(吉西)鑑増

古庄土佐守殿^(長方)

五、田北鑑生書狀案

○永弘文書
大分県史料六

〔^(端裏書)鑑生書狀案〕

奈多方書狀、具披見申候、得其意候由、可被仰渡候、

就御主殿上調之儀、庄内江被仰出旨候、御拘分之事、代々御免之御書・奉書有之々由、能々存知候、併此度之儀者、各別ニ可有勤役候、既定香之儀、被蒙仰事候間、後日之儀者、不及沙汰候、

田染莊

田 染 莊

恐々、

弘治四年

五月六日

田染少宮司殿 御報

鑑 生 (田北)

四〇二

五五九 木付鑑盛奉書(書切)

○永弘文書
大分県史料六

〔端裏封〕
〔墨引〕

奈多方書状

御主殿上調

此度ハ不勤多ク
稠シク仰出サル

奈多方書状、具披見被申候、得其意由被申事候、 拜領畏入候、

就御主殿上調之儀、庄内江被仰出旨候、御拘分之事ハ、代々御免之 御書・奉書有之由、能く被存候、併此度之儀者、諸給人之内、不勲之方多候條、稠被仰出事候、先く任先規之旨、御馳走之由候、肝要之由被申事候、既定香之儀、被蒙仰事候間、以御參、後日之儀をハ御申、可然之由、可申由候、猶御使可被申候、恐々謹言、

(裏筆)
〔弘治四年〕
五月六日

田染殿 御報

鑑 盛(花押)
(木付)

主殿造ノ勤役ヲ
寺社免許衆ニ命
ズルヲ告ゲ三人
ニモ申渡サシム

五六一 大友氏奉行人連署奉書案

○永弘文書
大分県史料六

至田染庄御屋造之事、被仰付各馳走候、清田鑑述・大慈院・田染少官司領奔走、上葺明置達 上聞候之處、主殿造者、寺社免許衆并從前々被取敷之間、各別仁可有敷役之由、被仰出候、更ニ三人可申渡候、不可有油斷候、恐々謹言、

(弘治四年(十九))
五月□日

古庄土佐守殿
(長方)

五六一 首藤鑑秀・竹田津鑑和連署書狀

○永弘文書
大分県史料六

(包紙ウハ書)

首藤次郎□

竹田津六郎右衛門□
(門力)

田染莊

(雄城) 治 景
(日杵) 鑑 述 力
(吉弘) 鑑 理 力
(田北) 鑑 生 力
(吉岡) 長 増 力

田染莊

四〇四

田染少宮司殿

御宿所

鑑和

猶く、自兩

可申遣之由、被、爲御存知候、く、

御主殿上葺ヲ完
遂セシム

急度令啓候、仍至田染庄ニ被仰付候御主殿上葺、山香郷役所分者、相調候之處、御馳走之分、明置

葺不申候之條、以外御腹立候、縱雖爲御免許之在所、上御代々如此御主殿作、又者御城誘之時、

早く御馳走候事、不珍之由、度く以御口能、被仰出候之處、于今御無馳走、如何候哉、重く可

遂上聞候、爲御存知候、恐く謹言、

五月十六日

和 (花押)

鑑秀 (花押)

田染少宮司殿 御宿所

五三 古庄長方奉書 (紙切)

永弘文書
大分県史料六

端裏切封
墨引

御主殿上葺ノ葺
残リヲ馳走セシム

度々如令申候、御主殿上葺之儀、稠被仰出候之條、漸致馳走、清田鑑述・大慈院・建榮御勲之
所、葺殘明置候、各事も早く可有御馳走之段、重く可申遣之由、上意候條、任御下知候、乍御辛勞
御調專一候、猶期來音候、恐く謹言、

六月三日

長方(花押)

田染殿御宿所

五三 田原親賢書狀案

○永弘文書
大分県史料六

〔端裏書〕
一對一社、自親賢書狀案文〕

到津公澄ト奈多
鑑基ノ確執ヲ和
談セシム

公澄隱居シ息公
憲同前ニ申談ズ

懇令啓候、仍到津方と奈多鑑基、去年以來、就被申結題目、一社中、以御同心、鑑基不快候、雖無餘儀候、於于今者、被止先訴、相□和談御國家長久之御祈禱、可爲專一候段、鑑基江、寄々加助言候處ニ、過半親賢申事江同意候、然者、公澄御事者、被號陰居、息公憲各御同前ニ、鑑基可申談之由候、御下知と、社奉行と云、如何躰之御存分等共候、急度、落著之御返事、於我等、可爲本望候、此等之儀、必以使者、可申達候、先々建築内々、可有傳達候段、令申候、爲御存知候、恐々謹言、

(永祿四年カ)
七月廿六日

益永豐前守殿

其外一社中

(田原)
親賢在
賢判

田染莊

五四 田染建築書狀案

○永弘文書
大分県史料六

綾部美濃守数人
召ツレ眞玉方ヲ
襲撃

間戸・岩脇

憲法ノ沙汰

綾部美濃守數人召烈^(初)、眞玉和泉守方□、取懸候間、近方之給人、馳寄候て、役所へ取置候、童下役
秋吉狀を添、綾部へ差渡候、各至綾美、佗言候て、役所にも、今度計ハ手を付候へと、依助言、女
一□中人請取落著、已來、間戸・岩脇へ、度々成敗事候へ共、政所不綺候子細、多々御座候、爰を
以、役非^(マカ)二重之儀候、可有御分別候、右申事、從役所茂以條々、被仰懸候之條、迷惑之段、以一書
申入候、乍勿論、御憲法之御沙汰、可目出候、猶御不審之儀候者、重疊申入、可得貴意候、恐々謹
言、

三月五日

永禄六年癸亥

奈多殿
まいる 人々御中

(田染) 建 榮

五六 田染建築書狀案

○永弘文書
大分県史料六

下役秋吉副狀ヲ綾部江差渡候、各□綾美佗言候て、役所も今度斗ハ手をつけ□へと、依助言、女
一人中人請取落著、以來間戸・岩脇江度々雖成敗事候、政所不紛^綺子細、多々御座候、以爰、免許非
二重之儀候、可有御分別事、

間戸・岩脇

右之申事、自役所も、以條々被申懸候條、迷惑之段、自是も以一書申入候、乍勿論、御憲法之御沙汰、可目出候、此上猶於御不審者、重疊申入、可得御意候、恐惶、

三月五日

(田染) 榮

奈多殿 人々御中

まいる

○前号ト同内容ナルモ、少異アリ。

五六一 大友宗麟書狀寫

○渡辺敏喜代文書 大分県文化財調査報告書三七

馬岳攻略ニ浦部衆ヲ出陣セシム

就馬岳軍勢取之儀、浦部衆急度可有出張之由、申付候之條、乍辛勞、早々以出國、城誘之儀、堅固可被申觸事、肝要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(永祿八年九月)

九月廿三日

(大友) 宗麟 (花押影)

渡邊式部少輔殿

五六七 衆中書狀案

○永弘文書 大分県史料六

(端裏書) 一鑑基へ注進案

態捧一通候、仍古庄右馬助方・田染少宮司方間、多年被申結候題目付而、諸成敗之儀、互入組之被

古庄鎮光 田染少宮司相論

田染 莊

兩人ニ助言ノ趣

申事共候條、鑑基(鑑)雖難斗御氣色候、彼衆申談、至兩人令助言候趣者、男女之間ニ一人□何色にても候へかし、一種被相加役所被致存知、其外雜物以下者、少宮司可被任存分之由、申渡候、此條兩人共(共)ニ、鑑基於御同心者、可任御意之由、被申事候、さてハ御内意示給、一著之扱可申候、此由可然様ニ御申、可目出候、恐惶謹言、

正田織部殿

衆 中

○日付ヲ記サズ。永祿九年ノモノカ。

五八 建是書狀案

○永弘文書
大分県史料六

〔(鑑裏ウハ書)古右へ返札案十二月廿四日

建 是

秋吉駿河守神領
内追放

秋吉駿河守惡心之儀、顯然候哉、神領内可致追放之通、預御札候、尤當時雖可任御□面候、晦日(前)從親賢示預候、鎮光御閉目最中候之條、未致御返事候、彼是至親賢、□御返事、且爲可請御内意、致御報候、其後自有永河内守一通、爲御披見進入候、可得御意候、恐々謹言、

十二月廿四日

建 是

鎮光(古庄)

まいる御返申給へ

五九 田染建榮書狀案

○永弘文書
大分県史料六

秋吉駿河守神領
内追放

秋吉駿河守進退之儀、神領内可致^(追)放之通、昨日廿六日、古庄右馬助^(鏡光)、以兩使承候條、親賢様得^(田原)
貴意、可應御意之段、返事仕候、月迫以來、古庄方被申事候之間、強而不及拘置候條、急度令啓上
候、能く可得尊意候、恐く謹言、

正月廿七日

^(田原)建榮

^(田原)親賢まいる御陣所

五七〇 田原親賢書狀案

○永弘文書
大分県史料六

^(端裏書)「親賢方鎮光へ遣候
案文」

秋吉駿河守追放
ノ由田染建榮ヨ
リ注進
歸陣ノ砌糺決

就題目秋吉駿河守之義、御政道之由候、去年如申入候、憲法之糺明干要之由申候キ、于今實否不致^(マ)
顯然候之處、田染領内追放之由候歟、從^(田原)建築預注進、令仰天候、當時鷲岳城取最中之儀候條、歸陣
之砌、進使者、以糺決一途可申付候、其内之儀者、可預御用捨候、恐く謹言、

正月卅日

^(田原)親賢

田染莊

田染 莊

四一〇

古庄(鎮光)右馬助殿御宿所

三二 古庄鎮光書狀案

○永弘文書
大分県史料六

分_レ之、不被任存分候事

吉弘御領六郷内ノ成敗

一吉弘氏直御領於六郷之内、從役所成敗共之砌、雜務之者氏直江返進之由被申候哉、彼成敗之儀(吉弘)

從吉弘殿、事六ヶ敷被仰懸候折節、中人以拵童一人ハ氏直御領江付遣、女一人自役所取置候て、

眞玉父子役職存知五十七ヶ年

無事ニ罷成候、是ハ可爲中儀候哉、更田染方被申事ニ、難準儀、既眞玉和泉守方父

子、役職存知候て(以カ)來、及五十七ヶ年免許之沙汰、菟角被申儀無之候て、今度如何躰、御書・御

前代未聞

奉書拜領候哉、至我等不預一屆候(今)、一雅意之御拵、被申候事、前代未聞之儀候條、鎮光失外聞候

次第、不及申、如此之被企新儀候事、迷惑千萬候、

一 事、能く被成御分、勿論御憲法可被仰渡段、奉頼候、於此上も、御不審之儀候

者、蒙仰申上、可得貴意候、恐惶謹言、

二月十八日

鎮光(古庄)

鑑基(余多)様

まいる人々御中

五七三 奈多鎮基書狀

○永弘文書
大分県史料六

古庄鎮光被官秋
吉ヲ田染建架拘
置ス

早々追放スベシ

態令申候、仍古庄右馬助方被官秋吉事、對鎮光緩急深重之條、許容を放候之處、於社領内、其方被
拘置之由、其間候、然者、右馬助方事、此方寄換(与力)与申、殊更如此之類者、相互之儀候間、御覺悟不
被謂儀候、秋吉事、早々可有追放事、肝要候、自然於緩者、存分可有之候、爲御存知候、恐々謹
言、

五月六日

(奈多)
鎮基(花押)

田澁少宮司殿 御宿所

五七三 古庄鎮光書狀(紙切)

○永弘文書
大分県史料六

(包紙ウハ書)

古庄右馬助

吉弘長門入道殿

眞玉民部少輔殿御宿所

鎮光

(輪裏切封)
一(墨引)

田染領内ノ科人

田染少宮司方領内科人妻子之事、春以來御兩所被召置候、然者、從鑑基進上被申候條、彼女親子之

田染莊

妻子ノ引渡シヲ
求ム

儀、早々可渡給候、此等之趣、直ニも被申候間、不能重言候、恐々謹言、

六月八日

(吉庄) 鎮 光 (花押)

眞玉民部少輔殿

吉弘長門入道殿 御宿所

五十四 奈多鑑基書狀 (紙切)

○永弘文書
大分県史料六

古庄鎮方ト少宮
司相論
女親子ノ引渡シ
ヲ求ム

(鎮光) 古庄右馬助方・少宮司方被申結公事、餘六ヶ敷候之間、相互ニ無異議様、令助言候、少宮司方、重々被申儀候へ共、左様にハ、於我等者、不及分別候、公儀可然召扱候上者、爲私無申事候、殊女親子之事、此方へ渡可給候、萬期後喜候、恐々謹言、

六月八日

(奈多) 鑑 基 (花押)

吉弘長門入道殿

眞玉民部少輔殿 御宿所

五十五 奈多鑑基書狀 (紙切)

○永弘文書
大分県史料六

向々申候、四郎二〇〇所付候て、雇申在方も留守之儀候條、先々無事之御存分、專一候、

古庄・少宮司公
事ヲ和解セシム
弓箭半バナリ

急度令申候、仍古右(古庄)・其方公事出來之由其聞候、爲如何題目候哉、於諸沙汰之儀者、柰山陣之刻、
兩所江令助言成就候、于今再來無心元候、菟角鎮光(古庄)・建築之事(田染)、鑑基同心之方と申、第一御弓箭半
候條、相互被失外聞候共、此節御方角衆中、被任指南、無事之儀、被對 御國家、御忠儀と可存
候、恐く謹言、

七月十日

(奈多)
鑑 基 (花押)

田染少宮司殿 御宿所

五七六 田染建築事書案

○永弘文書
大分県史料六

弘治三年免許ノ
御書・御奉書

就題目之儀、古庄右馬助方以一書(被申)次第、令披見(候)、

一 (我等) 拘之神領御免許之儀、從前く證文銘く備上覽候間、弘治三年當 御代御書・御奉書頂戴仕
候處、如何躰 御書候哉之由、御不審不及是非候、(鎮光) 從年内、役御存知之様候(御)、數通之 御

書・御奉書未遂披見候、乍去御眼前候之條、以眞玉民部少輔方、鑑基(奈多)・親賢(田原)被成御吹擧、御免之
儀、重く請 上意候由、申理候ッ、其上至長方者、於府 御書遂披見候、下役秋吉へも、長池與

七と申仁所にて、披見之處、下代種く申掠候事

一右ニ如申候、御免許之上役、二重之通新儀ニ被仰懸候、諸郷庄並可有之候哉、不及申候、賢・基
(親賢・鑑)
御取合之砌、既 御曹司様(義統)、御懷胎之御時、從 上様、宇佐八(備)御立願御書御銘文ニ、被游

義統ヲ懷胎ノ時
立願

田 染 莊

載候之條、 旨、於神前御定香執行仕候事、年中香代一貫貳百文、飯米一石二斗にて勲役仕候、御免許とハ申なから、非無篇目候事

一御願文請取申以來、從役所菟角之儀なく候、於有被申事者、基・賢(兼基・親賢)へ可申入候、既今度基御下知之由、被仰懸既追捕候、公儀御調御存知之事候、御社務と申、彼是以 而佗言深重候事(備)

孫三郎重科

一孫三郎と申者、如仰元ハ上野方領地之仁候、從役成敗以後、愚領へ來候處、重科之由以久 又太郎方・帶 越前守方依蒙仰、如此之儀、相互之儀候 、加誅伐候事(條カ)

彦四郎成敗

一彦四郎と申候者、成敗之折節、從役至我等無承儀候、彼者妻子ハ、久土智三郎方領内迫居候て、彼彦四郎大子(父カ)之儀、我ら小者四郎三郎と申仁、其儘召仕候、當時鎮光被官被召置候之間、不及口能候、彼者弟者、迫御子ノ小僧所望候之間遣候、迫より馬役所へ被召候儀ハ、彼妻失候と被仰懸、一疋參せたる由承及候、久土智方よりも預御尋候之條、彼童之事ハ、我等以分別、迫へ遣候由返書申候、久土智方と御沙汰候儀、不存候事

宮司三郎成敗

一古庄土佐守治重代、永正十三年大慈院領破免許、若宮殿宮司三郎と申仁成敗候、大慈院被遂言上候處、稱仰出候て、人畜賦物(マ、)如大慈院亂返候、其時下役松田山城浮沈被差候、長野主計九三下役被申付候、鎮光可爲御不知案内候、下役之事茂、上役一二代持後候之間、前々之續存知間敷候歟、銘々令申候事

 弘氏直御代、嶺於觀音堂追捕候之處、(備)

五七 古庄鎮方書狀案

○永弘文書
大分県史料六

(端裏書)

「□古庄方狀案」

儀、田染方以一書被申入候趣、致披見候、^(古庄)長方役職存知中ニ、^(田染)建榮一分ニ成敗候事、被申之由候哉、

孫三郎罪科

一孫三郎与申者、罪科顯然之儀候て、從役所加成敗候處、彼者落失候ツ、其後如何躰疎略之心懸候哉、田染方門外迄、忍寄候ヲ見合候て、^(被差候て)則至役茂其理承候へとも、既^(被之)遂成

敗者候條、爲役所無被申事候ツ、其上は八十ヶ年餘之儀候條、從弘治三年以前之御事候、

彦四郎誅伐

一彦四郎与申者、從建榮誅伐候事、彼者在所者、久土知三郎方領内追与申、地下人所江^(候間)則彼妻子自役所押取へき^(候處)、妻ハ即時逃失候て、子一人罷居候ツ、彼女失候事、緩之段、

疋童ノ身替ニ馬一

至迫稠敷相閉目候處、久土知方下役之仁罷出、始中終懇望候之間、童爲身替者、馬一疋役所江請取、

五八 奈多鑑基書狀案

○永弘文書
大分県史料六

□篇目付候て、各毎々被添御心、乍案中祝著候、又伊與^(有弘隆永カ)入道西山寺書狀、彼仁者悻家來年寄に

田染 莊

田染領内仁ノ成
敗ニ対スル古庄
鎮光・田染建築
ノ公事

鎮光追捕成敗セ
ハ男女ノ間一人
ヲ引取り残ル人
畜雜物ハ少宮司
ニ渡ス
人畜ナキ場合

方角衆ノ助言

て無之候條、向儀(マ)有間敷候、菟角無事御調法肝要候、

御懇書大慶候、仍古庄(鎮光)右馬助方・田染少宮司(龜巻)方題目之儀、泰山陳之時被申結候、鎮光者公儀(古庄)。内之

條、田染領地成敗可仕との儀候、又建築者御免許候之間、其身諸成敗可被申付之由候、兩方道理非

之邪正、一圓雖不存候、永々可爲實儀事、笑止存(為)。無事之拵拙者申候ハ、田染領内之仁、緩怠顯

然候て、鎮光追捕候ハ、科人内外へ人畜數多、又ハ雜物過分候共、科人成敗候ハ、古庄(古庄鎮光)被任存

分、男女之間、一人被引取、相殘人畜雜物、鎮光無殘少宮司江可被進事、干要候、人畜無之候ハ

々、雜物何にても候へ、役所一種被任存分、相殘建築可被付之由、令申候キ、又牛馬數多候共、一

疋鎮光被任存分、其殘ハ田染方へ可被付之通、申定候、兩方共ニ此上者、無申事候との儀候、既以

口上申候、建築社家之儀候條、成敗者ハ懸共武家衆へこそ詔可被申と、其刻申候、是又尤候、只役

所江成敗者、少宮司「何ケ度モ詔申迄之由、互入魂候、田染方事茂兩人息(マ)或契約、或與力候、逾者(マ)

鎮光・田染方同前儀候條、彌有熟談、無異儀被申合様、御方角衆中御助言專要第一者、被對鑑基(奈多)、

可爲大慶候、尙期後音候、恐々謹言、

(永慶九年冬)
七月十日

(奈多)
鑑基

吉弘長門入道殿(休田)

都甲長門入道殿

吉弘掃部助殿

疋田織部助殿

古庄伊豆入道殿 御報

五七九 奈多鑑基書狀案

○永弘文書
大分県史料六

〔(端裏書)從鑑基御返札案〕

古庄・田染確執
ノ題目落着

就古庄右馬助方・田染少宮司方被申結題目、陣中已來相互落著之分候、重々各御助言尤候、彼兩所

鑑基菊約之儀と申、又者御方角之事情間、彌有入魂干要候、然者諸成敗立柄、御狀之儘、可被相定

候、爲御存知候、恐々謹言

永録(巻)九年とらのとし
八月十九日

(奈多)
鑑基

古庄伊豆入道殿

立石宮内少輔殿

吉弘長門入道殿

御報

五八〇 奈多鑑基書狀案

○永弘文書
大分県史料六

〔(端裏書)基より返札案 永祿十一年七月廿二日〕

尚々申候、當時御弓箭半、双方無異儀様、御拵肝要候、此外者不申候、

田染莊

田染建榮・古庄
鎮方ノ確執落着

科人田染領地ノ
者ニ対スル所置

再ビ互ニ取乱ス

御調法ヲ頼ム

就田染少宮司方・古庄右馬助方被申結題目、度々御懇書大慶候、然者彼公事者、松山陣之時、兩方始中終雖被申候、依加助言、相互被得其意落著候、田染領地之者、□怠顯然之時者、役所古庄右馬助諸成敗候而、科人□人畜財寶過分候共、役所者男女一人被取引、相殘者給主田染へ可被付候、又無男女候者、牛馬ニ一疋、鎮光可被任存分候、牛馬等無之候者、雜物一色役所被任所存、殘者建榮可被付之通申定、兩所へ右之趣一書進之候、何も于今可有所持候、其折節一著之儀、再來無心元候、先書ニ申候者、少宮司社家之時誅伐之仁者、武家へ態共可被詔之由、書面候間、建榮可爲存分儘由、被申段承候、今度互被取亂之様ニ其間候間、兩方無異議様与存、添詞色申候處、證跡与被申候哉、更此等非正儀候、殊有弘伊與入道西山寺書狀證文之由候、併我等者、彼者共主人候之間、可有輕重候歟、雖然主人□出儀者、僞罷成被官之申旨道理法候者、各御拵肝要候、田染方子息或契約、或與力候之間、八幡天神も御照覽候へ、古庄同前ニ何篇付候ても、不存無沙汰候之處、慮外之篇目拙子氣遣、此事無異儀之様落著、別而頼申候、右之入組者、始中終爲私定儀候、兩方へ松山陣之刻進之候一通、御披見候者、憲法御沙汰專一候、兎角古右・田圖彌無二与申談候様ニ、御調法本望存候、恐々謹言、

(永曆十一年)
八月廿二日

六一 某書狀案

○永弘文書
大分県史料六

古庄治重ノ課セ
シ点役免除ヲ請
フ

〔^(懸カ)令啓上候、仍相拘候御神領諸^(内)諸點役之事、
〔續祖父宗榮被申上候而、被成御免之由〕
奉書被 仰出候處、御親父治重御役^(古庄)〔
、無御納得候故候而、就〔當庄ニ中ニ相懸候御点役、
勲申迷惑候、雖然長方御存知幸候之條、先證案文進入候、
御披見候て、彼案書無相違候、預御分別候者、可
爲御神忠候、偏頼存候、巨細猶秋吉中務丞方へ申候、
可得御意候、恐々謹言、

○以下記サズ。

六一 某書狀案

○永弘文書
大分県史料六

古庄治重ノ課セ
シ諸点役ノ免除
ヲ請フ

態令啓上候、仍御神領相拘分諸點役御免之儀、祖父宗榮^(田巻)被申上候而、被成^(従前)御奉書候へ共、御親父^(古庄)治重政所職御存知之時、過分被仰破候而、至眞玉和泉守方茂庄内中御点役^(事)〔
勲來候、迷惑候、然者御親父治重御破^(カ)大慈院領茂同前候、年内前之旨被仰分之由承候、
彼是幸候條、先證案文進入候、以御披見無相違、於御分別者、
可爲御神忠候、偏頼存候旨趣候、猶秋吉中務丞、諸〔
〕可得御意候、恐々、

○以下記サズ。

五三 田染建榮書狀案

○永弘文書
大分県史料六

賴朝以來諸役免
除
大友政親三代段
錢半納
大友義長赦免

証狀ヲ進入ス

番長拘地ニ對ス
ル違乱ハ社奉行
ニ注進アルベシ

態令啓上候、仍當社領諸役之事、賴朝様以來一圓御免除之由、申傳候證文、于今所持候、政親様御代二三代、御國家平均之御段錢段米被仰付候時茂、少分致進納候、半納進納仕候、大志義長御代佗言申候之處、被任前々旨、御赦免之御上意候、令至度御奉行、旨趣注申候、於私不被及覺悟候之由、申候而也頻催促候條、或致進也納候、請取或之先證、何茂案文進入候、前々之敷候様ニ、御取合可入候入候段、力之證狀以下、眞玉民部少輔方へ令披被候、被成御尋、御披露奉憑候、可得御意候、

十一月廿五日

(田染) 建 榮

□城殿參 御宿所

五四 奈多鑑基書狀案

○永弘文書
大分県史料六

審也□長從前々拘之地、無相違知行干要候、自然從他方違亂之儀共候者、至社奉行、早々可預注進候、爲存知候、恐々謹言、

霜月十七日

(奈多) 鑑 基 判

田染四郎殿

五五 奈多鑑基書狀(紙切)

○永弘文書
大分県史料六

尚々、四郎方兄弟、別而御辛勞候、 則一感令申候、

申事ニツキ四郎
在莊

近日者不申承候、心外候、仍就申事、四郎方遙々在庄候而、辛勞不及申候、殊七口事、細々増有爲
加出宮候、于今不始儀候へ共、乍案中大慶候、彌在宮候而、可有御辛勞事、可爲快然候、萬重々、
可申候、恐々謹言、

□月十九日

(奈多) 鑑 基(花押)

田染少宮司殿 御宿所

五六 吉岡宗歡奉書

○湯屋文書
大分県史料二

將軍上使大館輝
氏豊芸和陸ノタ
メ下向
巻数ヲ謝ス

爲歳暮御祈禱、御巻數御進上尤目出候、我等事、京都 上使大館被御下向之條、御内書請取申、
御口上等承、至 御陣所言上可仕之由、依被 仰付候、今程致在府候之條、留守ハ申付候者江可遂
披露之由、申越候之處、御祝著之段、自宗歡所能々相心得可申之由、上意候、仍於私茂御巻數
拜領、崇敬之至候、彌御祈念可目出候、賀申猶明春早々可申承候、恐々謹言、

(永徳十二年)
十二月十九日

(吉岡) 宗 歡(花押)

田 染 莊

田染莊

宇佐宮

田染少宮司殿御報

五七 田染建榮讓狀案

○永弘文書
大分県史料六

田染莊内当知行
分ヲ子鎮富ニ讓
ル

宇佐御神領豐後國田染庄内名々、^(田染)建榮當知行分之事、先祖代々社家之書出、同古券證文等、任先祖讓狀之旨、不殘短歩、讓渡鎮富所實也、^(田染)以此旨全知行、神役不無沙汰、可相拘之狀、如件、

元龜四年癸酉

四郎殿 ^(田染鎮富)

五八 田染鎮富讓狀

○永弘文書
大分県史料六

田染莊内所領等
ヲ松若丸ニ讓ル

豐後國田染庄之内、拘來候御神領所々、并來繩郷内小野名御神領之事、相添代々證文讓遣候、堅以知行、御社役等、可勲事肝要候、恐々謹言、

^(興筆)
「天正六年戊寅」
三月十六日

^(田染)
鎮 富 (花押)

田染松若丸殿
進之候、

五九 大友義統知行預ケ狀案

○兎玉編採集文書
增補訂正編年大友史料二四

「都甲長門入道後家」
(包紙ヲハ書)

義統」

日州戰死ノ忠ヲ
賞シ所領ヲ預ク

於今度日州高城表、都甲長門入道宗甫戰死、忠儀無比類候、仍田染庄糸永名之内、新開太郎丸居屋敷分合三町六段、并肥後國詫摩郡之内染島拾貳町分之事、當時後家以存分、孫萬壽奉公連續肝要候、恐く謹言、

(天正七年)
二月廿二日

(大友)
義統判

都甲長門入道後家

五〇 田原親家奉書寫

○永弘文書
大分県史料六

「親家御奉書寫案」
(端裏書)

田染鎮富借物

平・田淵・重安
三名ハ進止
四名ハ統富ニ去
渡ス

田染四郎諸借物之儀、今度安門坊依忠意、被成徳政候、雖然、其方利銀、返行契約七ヶ名地、先御書頂戴之入組言上ニ付而、今般相分之段、以宗像權右衛門尉、被仰出候、被任上意之旨、平名・田淵名・重安名、彼三ヶ名被致進止、相殘四ヶ名之儀、至田染四郎可被去渡事、肝要候、恐く謹言、

田染莊

田 染 莊

十月七日

(田愿) 親 家 判 在

四二四

帶刀掃部入道殿

御宿所

○田染四郎鎮富ハ、天正七年頃統富ニ改メタルモノナ。

五二 帶刀紹慶書狀 (紙切)

○永弘文書 大分県史料六

(端裏切封) 「(墨引)」

猶々、我等事、御外^(開カ)候之間、連々、無別儀、顯志申置候、御拵欲ニハ異義候哉、御心中如何候、此外ハ不申候、々々、以上、

社領買地

田淵名・平名・重安名

就社領買地之儀、御一通被下候間、爲披見令進入候、入付之段、拙者存分歴々雖有之、任 御下知之旨、田淵名・平名・重安名、彼三ヶ所之事、令存知候、巨細猶、彼者可申候、恐々謹言、

十月九日

(帯切) 紹 慶 (花押)

(田染建茶方) 息雲老まいる 申給へ

五三 帶刀紹慶書狀(紙切)

○永弘文書
大分県史料六

(端裏切封)
一(墨引)一

尙々、題目之儀、彌々被添御心、急度一著候やうに、頼存候、家公去月已來、被成御下知候へ共、息雲(田染)以一雅意被差延候、永々此分ニ而ハ、不及是非候、委敷示給候者、可得其意候、萬頼申候、く、この外不申候、

態令啓達候、仍前日者預御飛脚、乍案中、被添御心候次第、忝令存候、殊ニ田染方買地題目之儀、如何被仰調候哉、尤拙者以參扣、可得御意候へ共、前日令申候様ニ、家公御下知之外、別儀ヲ不存候、就中貴所御拵之儀ニ候間、無氣仕罷居候、併御辛勞之段、爲可申述、一人ヲ進入候、其方於一著者、彼者ヲ百生所(マシ)へ差遣、夫丸等可申付候、委敷被仰聞候者、可目出候、萬端頼存候、事々、恐々謹言、

十一月六日

(帶刀)
紹慶(花押)

帶刀宮内少輔殿

御宿所

田染莊

四二五

五三 帶刀紹慶質地預り狀案

○永弘文書
大分県史料六

〔端裏書〕
壹通ノ案

大曲名ハ四郎ニ
預ク

〔曲〕大まかり名之事者、吾等御こゝろさしとして、先く四郎とのへ、預ケ申候、爲御存知候、

質物トシテ平名
・田洲名・重安
名・金丸名・大
曲名・くろふさ
名・ならはやし
名ヲ預カル

□銀勘定之前、壹貫貳百貳十五文目、質物として、たゐら(平)の名・田ふち名・しけ安名・かな丸名・大まかり名・くろふさ名・ならはやし名、合七ヶ所之事、拙者子々孫々迄、無別儀覺悟可仕候、本銀壹貫貳百貳十五文目相調、返行候者、彼七ヶ名、則次返進無沙汰有間敷候、爲後日之狀、如件、

天正七年 己卯十二月七日

帶刀掃部入道
紹 慶 在判

田染四郎殿

〔端裏書〕

同息雲老 參

五四 田原親家感狀

○渡辺敏喜代文書
大分県文化財調査報告書三七

田原親貫ニ同心
ナキヲ注進シ御
感ヲ被ルコトヲ
告グ

從鞍懸雖計策候、寄合中最前以來、以無別心、首尾無同意之由、乍案中頼敷候、至御座所、則遂注進候之間、直可被成 御感候、乍勿論、於親家一稜可令賀事、不可有餘儀候、彌馳走頼入候、恐々

謹言、

(天正八年)

三月廿三日

(田原)
親家(花押)

大島但馬守殿

大島長右衛門尉殿

大島宮内丞殿

五五 大友義統感狀案

○大友家文書錄
大分県史料三三

田染給人ノ鞍懸
押勢ノ粉骨ヲ賞
ス

去十二、佐井木切寄打崩候之刻、田染給人中鞍懸爲押勢、被勵粉骨之由候、軍勞之段感入候、彌申

談、可抽貞心事肝要候、必以時分、可賀之候、恐々謹言、

(天正八年)

五月十四日

(大友)
義統 在判

(鎮意)
久保舍人允殿

五六 大友義統感狀

○渡辺敏喜代文書
大分県文化財調査報告書三七

田原親實反逆ノ
時ノ軍勞ヲ賞ス

今度田原右馬頭以逆心、鞍懸楯籠候處、其方事、從最前、古庄進允(古庄)以同心、度々勵軍勞之由、感悅
候、必取鎮、可賀之候、恐々謹言、

田染莊

田 染 莊

(天正八年)

六月廿四日

(天正)

義 統 (花押)

四二八

渡邊加賀守殿

五七 田原親貫宛行狀案

○大友家文書錄
大分県史料三三

余名役職ノ代所
トシテ田染庄内
裁判職ヲ宛行フ

餘名役職之儀、小役上總守依爲筋目、上表候之條、爲代所、田染庄九拾五町内、裁判職之儀申付候、堅固之執沙汰、干要候、恐々謹言、

(天正八年)

八月廿三日

(田原)

親 貫 在判

田原左近大夫殿

五八 大友義統諸點役免除狀案

○大友家文書錄
大分県史料三三

妙見岳在城ノ勞
ヲ賞シ田染庄内
所領ノ諸点役ヲ
免ジ檢斷不入ト
ス

其方事、以田原近江入道同心、至妙見岳、長々在城、辛勞感入候、仍爲其賞、田染庄之内知行分之事、萬雜諸点役令免許、殊永々可爲檢斷不入候、此方用所之砌者、直可申付候、爲存知候、恐々謹言、

(天正九年)

五月一日

(大友)

義 統 在判

上野左介殿

五九 統運奉書

○永弘文書
大分県史料六

安門坊ノ順儀心懸ニヨリ田染氏ノ借物・質物ノ徳政ヲ命ズ

此度社中雖爲慮外之覺悟深重、安門坊事、邪路之仁無同心、至田染庄被取退、順儀之心懸依不淺、朝遍爲御感、貴所祖父以來借物、并質物之領地、被成徳政之通、以御書・御奉書、被仰出之由候、方角之儀候條、相應之儀、彌不可存心疎候、恐々謹言、

天正九年辛巳

八月六日

統運(花押)

田染四郎殿

(就意)

御宿所

六〇 田染統富請取狀案

○永弘文書
大分県史料六

土貢ヲ請ケ取ル

もりのした御ところ

合こめ二斗七升定、たのむせちれうのこむしろ、三まいの事

うけとり申候也、

てん正九年十二月二日

中むら宮内少輔殿

田染莊

たしふ四郎

むね富

(就)

六〇一 大友義統感狀寫

○河野正二文書
大分県文化財調査報告書三七

薩軍侵攻ニツキ
志賀太郎同心ニ
テ粉骨セシヲ賞
ス

今度從最前、志賀太郎(親父)以同心、於其表處々、數ケ度合戰、令粉骨(五)、無比類高名之段、感入候、彌可

勳忠節事、肝要ニ候、必追而、一稜可賀之候、恐々謹言、

「天正十五年」
三月廿日

(大友)
義 統 (花押影)

渡邊太郎殿

付 録

一 永弘・田染兩氏位記口宣補任次第

○永弘文書
大分県史料三

永弘・田澁兩氏位記口宣補任
第次

弘國後白河院延久元年十一月十二日

補任權番長職

七十八代二条院長寛元年三月十日

雅光從五位上行式部少輔

八十代高倉院治承四年正月五日

保眞一實

補任番長職

八十五代後堀川院嘉祿元年十一月十一日

保眞實

補任權擬神主職

宇佐保實

^(九十三)代後二条院乾元二年八月二日

基守

補任若宮權擬神主職

永弘保範

九十五代後醍醐天皇元亨二年十一月十日

保範

補任權番長職

九十五代後醍醐天皇元徳三年十一月八日

○範

補任權神主職

付 録

永弘重幸(行力)

百四代後土御門院明応五年二月六日

重幸

百五代後柏原院永正三年八月十一日補任權少宮司職

百五代後柏原院永正三月八月十一日

榮

補任少宮司職

百五代後柏原院永正三年八月十一日

名干松丸

補任權擬神主職

百五代後柏原院永正十七年八月八日

道榮

同断

補任權擬大宮司
補任擬大宮司

百五代後柏原院永正十七年八月八日

道榮

補任權神主職

百六代後奈良院天文廿年二月九日

通忠

補任權擬大宮司

百六代後奈良院天文廿年二月九日

榮延

補任擬神主

田染建榮

百六代後奈良院天文廿年

建榮

補任少宮司職

百八代後陽成院慶長四年閏三月廿三日

某

補任權神主

同断

補任神主職

百八代後陽成院慶長四年閏三月廿三日

基吉

補任神主
補任擬少宮司
補任權少宮司職

同断

補任神主

略○下

付録

二 宇佐宮番長職系譜

○永弘文書
大分県史料三

宇佐宮雄

宮雄(大宮司字佐雄子)

弘國 正曆四ヨリ延久元迄七十六年也、

忠榮

宮榮

保俊 延久元方天治元迄五十六年也、

榮輔 天治元方仁平三迄廿九年也、

雅光 仁平三方長寛元迄十年也、

榮忠

保盛一 長寛元方永萬元迄三年也、

氏榮

重内

保盛

子保盛
保實

字四郎丸

永萬元方治承四年迄十六年也、

言輔 治承四年方正治元迄十九年也、

宇佐保實

保實 正治元方寛喜元迄廿九年也、

輔雅

宮廣

廣枝

宇佐保重

保重 十郎丸 寛喜元方文永五迄四十年也、

宇佐保廣

保廣 五郎丸 文永五方弘安元迄十年也、

仲重 三郎丸、保重ノ孫保廣姪也、

宇佐保景

保景 弘安元ヨリ永仁三迄十八年也、

宗榮

愛輔 延慶三迄十五年

實世 延慶三ヨリ文保二迄八年也、

保範 文保二ヨリ貞和四迄卅二年也、

重徳 字二郎丸

保範ノ養子 字□□□

重輔 貞 (和四ヨリ) 觀應二迄三年也、

宇佐重輔

付録

田染莊

四三六

重輔子
榮重
重世

字弥(五カ) □郎(五)
觀應二ヨリ □德二迄卅五年也、

永弘光世

光世

編□(七)
至德二ヨリ 應永廿四年迄七四十五年也、七

重輔孫
重則

字宮總十九丸

永弘榮佐

榮佐

應永卅四年方康正二迄卅年也、

田染榮忠

榮忠

字
康正 □(三ヨリ) □(長) 禄三迄四四年也、

永弘氏輔

氏輔

字式(簡丞) □(康) 正二 禄三方文明十迄廿四年也、

永弘重行

孫
重行
子

字新左衛門
文明 □(十ヨリ) 永正 □(十七) 迄四十三年也、

宮松丸

重榮

通忠

永正十 □(七ヨリ) 天文廿二年迄卅三年也、

道種

永正廿七二ヨリ永祿七迄四一五年也、

(少輔)形部

重富

永祿(七ヨリ)天正五迄十三年也、

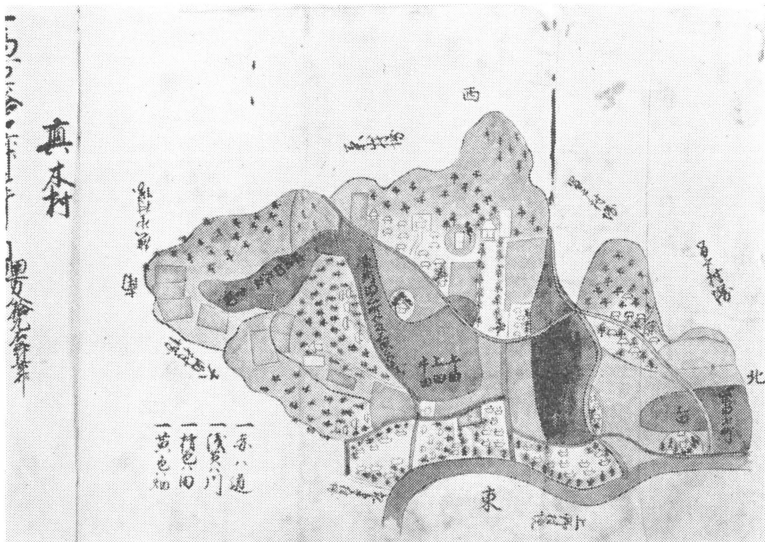
氏榮

字九郎右衛門
永祿七(三)元和(九)迄五卅三年也、
天正五

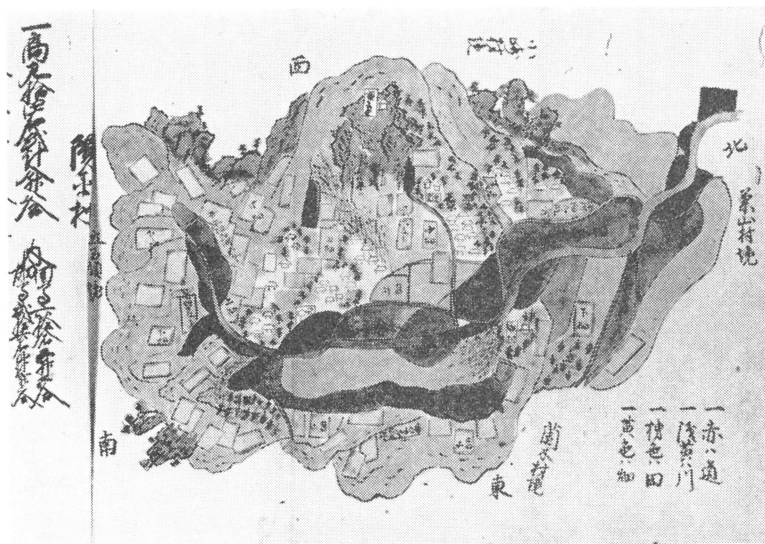
略○下

付録

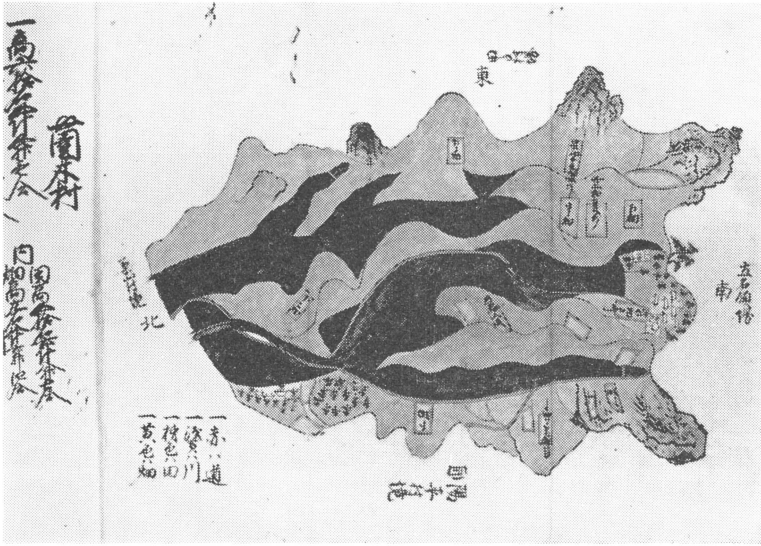
四三七



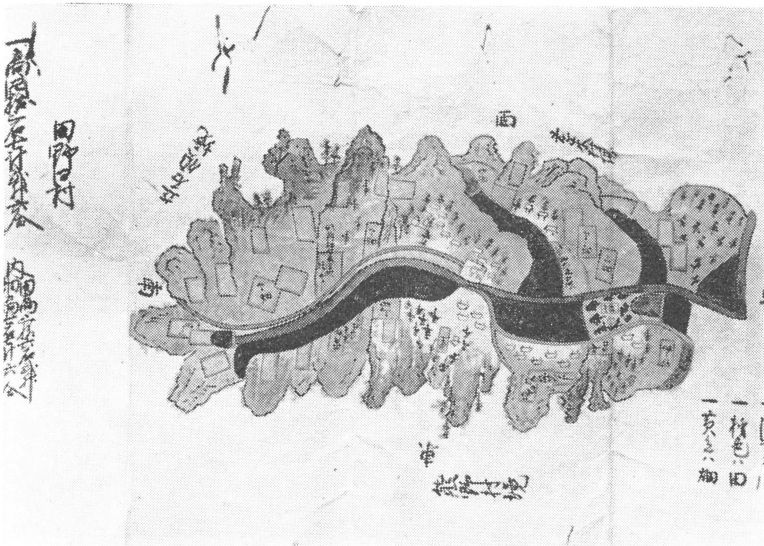
(三) 同年眞木村繪圖 (同田染支所藏)
(同大字真中)



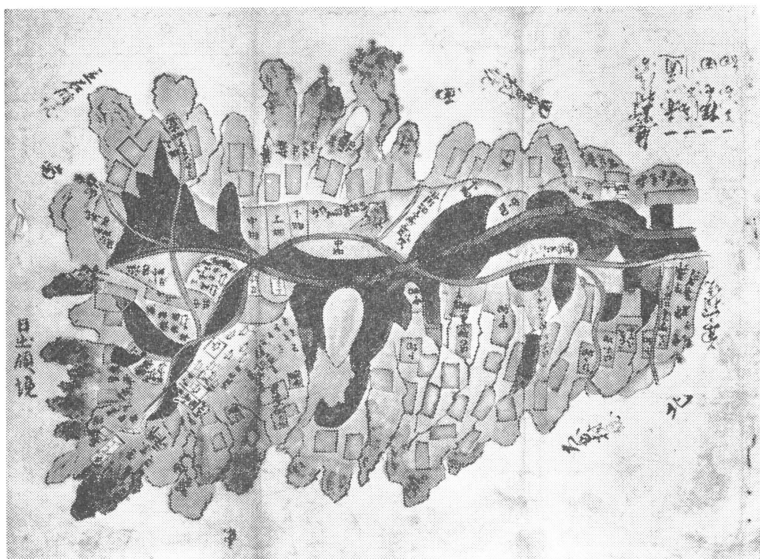
(四) 同年陽平村繪圖 (同田染支所藏)
(同大字平野)



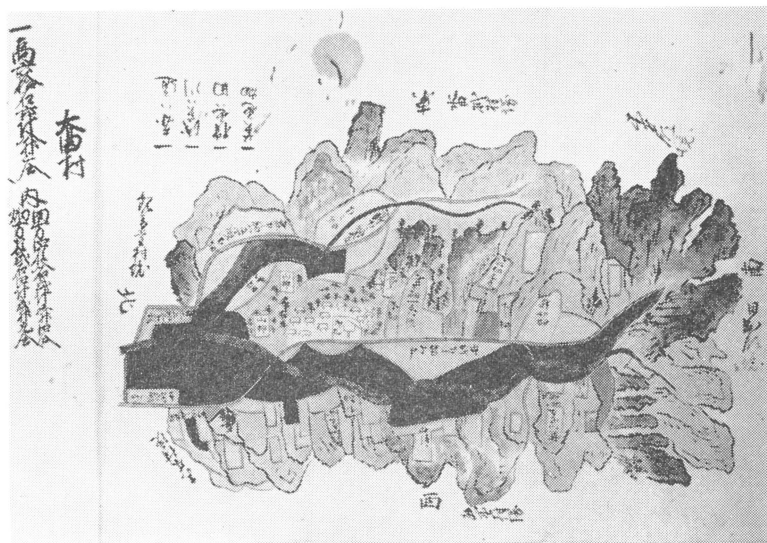
(五) 天保七年蘭木村繪圖 (同田染支所藏)
(同大字平野字蘭ノ末)



(六) 同年田野口村繪圖 (同大字池部字年ノ神綾部榮徳氏藏)
(同大字平野字田ノ口)



(七) 同年熊野村繪圖 (同大字平野字熊野後藤俊三郎氏藏)
(同大字平野字熊野)

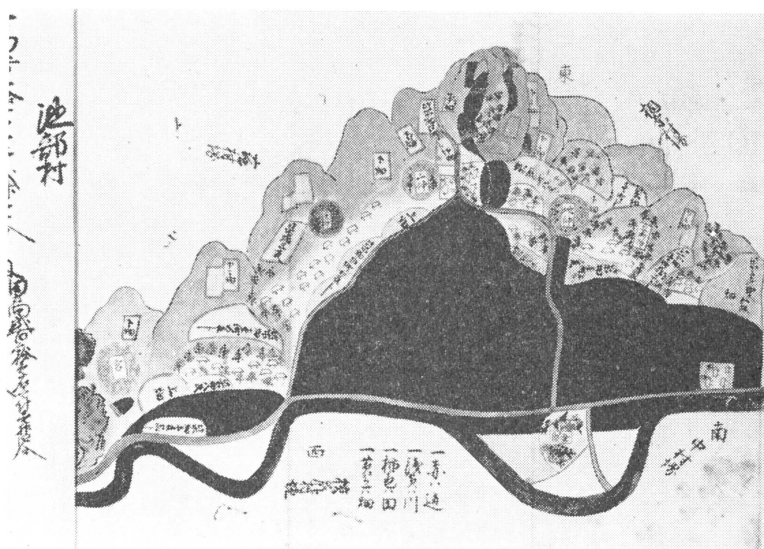


(八) 同年大曲村繪圖 (同田染支所藏)
(同大字平野)



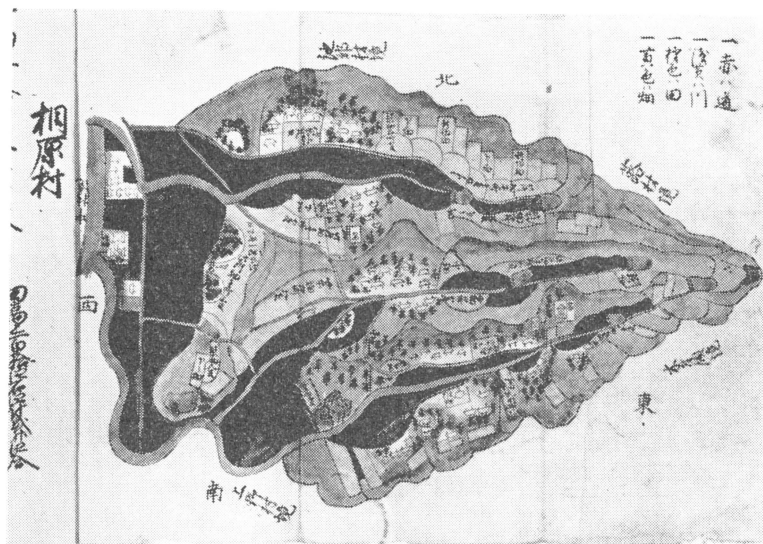
田染莊

(㉒) 天保七年観音堂村絵図 (同大字池部字年ノ神綾部榮徳氏藏)
(同大字平野)

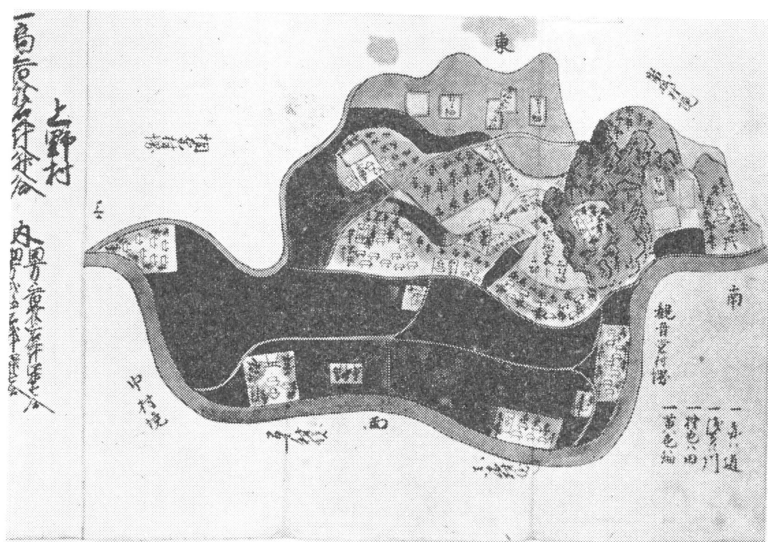


四四二

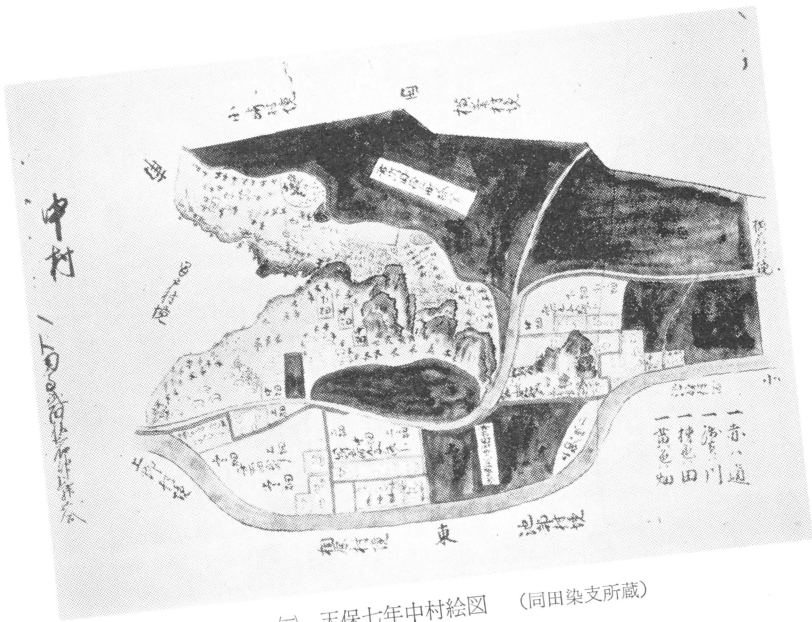
(㉓) 同年池部村絵図 (同田染支所藏)
(同大字池部)



(一) 同年相原村絵図 (同田染支所蔵)
(同大字相原)



(二) 同年上野村絵図 (同田染支所蔵)
(同大字上野)



田染莊

③ 天保七年中村絵図 (同田染支所蔵)
 (同大字真中)

四 豊後高田市田染地区大字・小字一覽表

大字	小字
嶺崎	日ノ出 堀田 鳥免 鈴ヶ森 園田 江ノ元 川原田 田中 小原 松尾 惠良 西田 上屋敷 平原 下屋敷 岩脇 古野 中フケ 中屋敷 カヲトフ 坂本 畑 地藏平 高山 サセフ 重山 峯 六郎園 上ノ原 六反田 行司田 竹ノ下 池ノ内 下ノ山 原 七ツヤ ケシナ 合田 上大平 大平 多々々良 弓切 上弓切 合畑 犬ヶ追 上犬ヶ追 タノキ 大堂 小藤 米山 大 山 上大山 上空木 空木 升淵 タカイ 堂山 大平山 門天 惣ヶ追 赤迫 米山
眞中	官田 長野 戸原 大門 大平 旭 焼山 一ツ岡 間戸 草場 北畑 随願 前田 城山 東菊 山 田ノ口尻 土ノ尾 五反田 西菊山 下菊
平野	早田 前田 上ノ平 シゲヤマ 田代 池ノ上 嶽ノ下 宮ノ迫 道廣 上ノ久保 長谷 平畑 藪ノ木 千道 土ノ尾 西ヶ平 後ノ迫 高岩 竹ノ下 田ノ口 神田 熊野 向ヶ平 近道 無 畑 登尺 橋本 松本 観上軒 向ヶ平 生子岩 地嶽石 宇須木 大迫 屋敷 前 長正 下小 曲 小曲 間戸岩 中尾 周ヶ尾
上野	コブシ スガフタ 用心田 三王田 市場 クツレ アラセ 小石原 西ノ尻 園田 大石川原 ホキノ下 シマオサ 一ノ坪 神田 井ノ神 平畑 平原 立石 ヤシキ 大山 東平 ツルイ

付録

相原	池部	落
<p>山ノ神 尾ノ辻 牛ノ神 雀岩 ナゲ石 高取 宮ノ原 鍋山</p>	<p>光枝</p>	<p>日ノ鶴 中林 大平前 呉竹林 カジヤ林 大石 池ノ下 一ツ石 小ガクラ 長迫 内迫 峯平 茶エン 五反田 四十田 年ノ神 一ツ石</p>
<p>牛王手 下酒屋 流田 小石原 口ノ丸 峯田 石王 堂ノ脇 西ヶ迫 ヒエ田 神田畑 上屋敷</p>	<p>八ツエ 永松迫 屋敷ノ下 中園 東早稲田 戸成 庵ノ上 杉ノ木田 茶園 政所 屋敷 石 割ヶ迫 丸山 畑田 ミソカルイ 嶋巡 中河内 東河内 三ツ石 柳ヶ谷 吉ヶ谷 限リ迫 タ ブノ木迫 鶉ヶ迫 竹ノ迫 朴ノ木迫 柳渡 櫻山 地藏ヶ尾 大内ヶ迫 宮ノ谷 瓦田 鴨尾 麥田ノ上 下竹ノ迫 佃イ迫 内原 ニタ 森ノ迫 桃園 井ノ尻 森園 下山 深迫窪 葉山</p>	<p>繩手ノ内 熊畑 水ヶ迫 熊ノ迫 大平 尾迫 茂原 甲ヶ平 山ノ神 深迫 紺屋畑 立畑 生 地尾 百合ヶ山 西ノ迫 迫 永迫 塚原 道ノ下 糸永 日ノ出 竹安 古屋敷 城付 茶ノ一 木 ニタノ 栗灰 川原畑 大迫 水ヶクボ 小河内 白ハゲ 夫婦石 小豆田平 西田平 西田 柵 下ノ原 塔ノ尾 音無久保 平原 金政 寺田 近石 奥畑 古庄屋 其ノ田 六只 宮</p>

のま 浦山 宮ノ上 西ヶ迫 堀口 政所 宮ノ谷 坊 佛正田 前田 山門 小迫 山口 大
 山 峯 矢盡 東 中田 北畑 山添 鳥越 柗木山 久京坊 下天山 尾田 長葉山 カヤノハ
 野 岡尾 岡ノ下 眞駄 大畑 中畑 穴井本 向田 葉道 神田 鬼ヶ迫 下川内 櫻山 上
 タ 岡田 ラン畑 朝ノ迫 崩枝 中山 宮ノ前 入口 的場 葉道 太平 鬼ヶ迫 下川内 三郎
 水ヶ迫 九日田 フヶ迫 上影平 源太郎追 小迫 貝ノ迫 川内 大平 鬼ヶ迫 下川内 三郎
 迫 高平 平原 岩本 ハタヶシロ 畑ヶ中 平園 尾迫 中山畑 宮ノ脇 宮ノ谷 陽平 二ノ
 東 屋敷 本明 前田 眞貝 中野 大木コ森 ビワ迫 堂ヶ尾 阿部ノ木 西ノ谷 僧都ヶ迫
 コイヂ 西ノ平 中ノ迫 船ヶ迫 野添 鋤山

田原別符史料

一 八幡宇佐宮御神領大鏡

○到津文書
大分県史料二四

田原別符

田原別符 田數五十九丁七反卅代 保元三年檢注定

天喜三年紀季兼
申請シテ開發ス

季兼子孫相傳領掌
次第、季兼子季次、
子宮次、其子良實

件別符、以天喜五年三月 日、紀季兼差四至可開發領掌之由、申請之間、大宮司
公則外題判云、如申請者、爲荒野之地者、早開發、迄于子孫可領掌者、遂開作、
爲半不輸神領之昔、宮召物加地子稻八百卅六束 四十二丁八反定、而保元年中以後、
爲不輸之神領、子細同于朝見郷也、

○上、
下略、

二 番長兼辨官宇佐保實解狀

○永弘文書
大分県史料三

^(端裏押憲)
一時政入道御判

永弘

^(外題)
「任申請旨、以神 [] 内、可令知行之、(花押)」

番長兼辨官宇佐宿禰保實解 申請 宮裁事

御菜免二町モシ
クハ用途三十八
石ヲ賜ハラシ
トヲ請ハランコ

請被殊蒙廣大鴻見^(恩カ) 賜御供調備御 [] 合貳町御判、令立用、不然者、下御神事用途米内參拾^(御解カ) []、
勤仕 [] 勤、致御祈禱丹誠子細狀

田原別符

右、謹檢案内、保實爲當宮御供番長職、賜御菜符〔 〕勤之間、近來更無辨進、負名之故、難令勤仕彼〔 〕、雖無先例、〔賜之〕御菜免、令〔 〕用、不然者、被下行神事用途米内參拾捌斛、存每節御供調備忠勤、致御〔 〕御神事威光、欲仰〔御政〕貴、仍謹以解、

建〔保〕三年正月 日

番長兼辨官宇佐宿禰〔保実〕

〔異筆〕一時政入道御判

〔裏行紙裏書〕建保三季 保實解

〔同上〕〔 〕宮司番長并御供所別當永弘

○田原・田染御供米成立ノ源流トナル史料トシテ、特ニ掲グ。

三 大宮司宇佐公高切符案

○永弘文書
大分県史料三

下 田原郡司并田染庄系永保司等

田原別府・田染
庄系永名ヨリ御
炊殿御菜米ヲ下
行セシム

可早下行、御炊殿年内御菜米參拾陸斛事

右、件御菜米者、以田原別符定米内參拾斛、并田染庄系永所當米内陸斛、可令下行之狀、如件、

寛元三年七月三日

大宮司宇佐宿禰〔公高〕御判

田原別府ヲシテ
御炊殿御菜米三
十石ヲ汰沙セシ
ム

四 大宮司宇佐公高切符

○永弘文書
大分県史料六

下

田原

可令早如元致沙汰、御炊御菜米參拾斛事

右、件御菜米者、以田原^(定方)米内、所被宛行、早守下知旨、無懈^(意可)致沙汰之狀、如件、

寶治三年正月卅日

太宮司宇佐宿禰^(公禰)(花押)

五 宇佐宮神領次第案

○到津文書補遺
大分県史料三〇

○首四
項略

一 以東新庄

田原別符十九名

豊後 同国 此外敷、
八名 十九名 十一名 十三丁二反
朝見郷 田原別符 八十七丁一反 加之敷、
櫛來別符 十一名 同、
舟生津留 廿五丁 同、
勝津留 五十丁 同
勾別符

○以下二十
二項中略

一 本宮御菜免十二町

御菜免十二町
建保三年ヨリ三
十六石ニ定ム

建永元年十二月始社家御下文、建保三年始被定卅六石云々、前々者宮符成天四郷仁被切之、彼

田原別符

天福元年ヨリ田
原別符定米田染
庄糸永名等ヨリ

御炊殿御菜米ヲ
田原別符定米田
染庄糸永名所當
ム米ヨリ下行セシ

田原別符

卅二石者日向國竹崎地子米也、度々數年納之、又未久納所ニ御下知成ル、又天福元年ヨリ。以降豊後國

田原別符定米伍拾壹石内、大尾社二十一石祝沙汰、大宮分三十石番長沙汰、三十石、田染庄糸永名、同名重安・末次兩名仁蔘石ツ

、六石納之、不足貳石□□每年末久納所仁、以社家御下知、致沙汰云々、已上、

○下二
項目略

○本文書全文ハ、田染庄史料一八号ニ収ム。

六 大宮司某下文

○到津文書
大分県史料一

下 田原別符并田染庄糸永名□□

可早下行、御炊殿年中御菜米參拾陸〔辦事力〕□□

右、件御菜米、以田原別符定米内參拾斛、田染糸永名所當米内陸斛、可令下行之狀、如件、

建長七年十月十日

太宮司宇佐宿禰〔マ〕(花押)

七 少宮司兼番長宇佐保重申狀案

○永弘文書
大分県史料三

〔端裏書〕
一 利行内 □□ □□
重宿禰筆跡

案 (花押)

少宮司兼番長宇佐宿禰保重謹言上

田原別符利行名ノ作毛ヲ清祓セラレンコトヲ請フ

弁官妙直ノ父盛信地頭代ニ殺サル

利行名ノ地頭得分守護所役ヲ停ム

地頭代朝弁

欲任辨官妙直宿禰訴狀、被行清祓、爲田原別府地頭、點定御供田利行名作毛子細事

件利行名事、領主妙直所進之訴狀具也、而妙直父盛信、爲地頭代被殺害之間、妙直祖父盛泰宿禰訴申 關東之時、於利行名者、爲訪盛信之後世、永可停止地頭得分・守護所役之由、關東御下知嚴

重、地頭方之避狀顯然之間、利行名一向依爲社家御成敗、被勘利行田數、爲殘田原定米之沙汰、地頭以仁治三年比、地頭代朝辨以下名主与利行領主 盛泰、於社家召問兩方、被定于利行定田三丁

三段卅代、於分米十石八升者、一被宛御米畢、利行田數勘定之後、廿餘箇年之間、無段分之違

亂、今有子細者、申社家、可被致沙汰之處、無左右、點定御供田作毛之條、神慮極有恐哉者、

觸地頭、任先例、被行清祓、爲令勤仕來 御祭御供調備、言上如件、

文永二年九月 日

八 武藤資能・某連署書狀 (折紙)

○永弘文書 大分県史料三

〔端裏書〕 「豊前く司殿狀 惣檢校」

田原別府御供米、爲地頭代被汚穢由事、可遂清祓令下知候之處、御供米不汚穢由、名主等及起請文

候、此上者、不可及御沙 (太穢致)、 (折返) 「恐く謹言、

田原別符

名主等御供米ヲ汚穢セズ

田原別符

十二月四日

番大夫殿

四五四

(花押)
(武藤實能)
(花押)

九 權擬少宮司兼番長宇佐保廣申狀案(折紙)

○永弘文書
大分県史料三

地頭ノ達乱ヲ停
メ月次神役ヲ勤
仕セシメラシ
トヲ請フ

地頭代定念領主
盛信ヲ殺ス

利行名ノ井溝ヲ
止メ農作ヲ達乱
ス

權擬少宮司兼番長宇佐保廣言上

欲早任押妨實、被經御沙汰、爲田原別符地頭、自往古所立木、依打(止御供免田)利行名井溝、月次

御神役擬□懈怠、神慮有恐子細事

件別符者、本爲一圓御神領之上、其內於利行名者、先地頭代爲定念之、依被殺害、領主盛信(妙直)

訴申關東之時、至于利行名者、可停止地頭得分守護所役之由、御下知嚴重也、隨地頭

方之避狀顯然也、而今(以下折意)當地頭有子細者、尤可被觸社家之處、不恐、關東御下知、不顧神慮恐、有

限爲御供料免田、打止利行名(井)溝、被違亂農作之條、神慮難測者乎、縱有別子細、雖被不審名主妙

直。於彼田地者、當宮御供免田也、爭可被濫妨哉、將又被打止井溝之條、御制其一也、況不云自

領・他領、不嫌權門勢家、隨便宜(井溝)者傍例也、而(井溝)來被打止井溝之條、無術次第也

者、早相觸地頭、被經御沙汰、任先例、被通井溝、令農作(供)爲勤任月次御神(相力)□、□言上如件、

弘安二年二月 日

「番長折紙」

一〇 關東御教書

○植田廣文書
大分県史料二五

利行妙直ノ訴ヘ
ムニツキ陳弁セシ

豊後國利行次郎妙直申、當國田原別符・同利行名并中尾清水寺事、訴狀遣之、早可辨申之狀、依仰
執達如件、

弘安六年五月十日

大友豊前二郎藏人殿
(田原盛惠)

(北条業時)
駿河守(花押)
(北条時宗)
相模守(花押)

一一 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇号

略○首

弘安八年九月晦日

謹上 信濃判官入道殿
(二藩知行忠)

略○中

一 國崎郡 千六百三拾八町内

田原別符

沙彌道忍
(大友頼孝)
裏一

田原別符

田原郷

○中略
田原郷六十町 宇佐宮領

本郷

領主
本郷四拾町 本守護所天友親秀前大炊助入道殿、持明院別當入道家定家跡（筆之）、而女子、豊前藏人泰廣法師、或借上質券、或爲賣買地、相傳之由申之處、辻殿雜掌論申之、

小野一万名

○下略
小野一萬名拾町 伊賀國御家人八十嶋左衛門太郎頼一忠字有懼

二三 田原別符御供米惣徴符

○永弘文書
大分県史料三

（端裏書）
「田原御供米惣徴符 弘安十年分」

永弘方田原供米
ヲ切り進ス

（切）進 永弘方御供米惣徴文□

合參拾石者

次松 弥松

六石五斗 次松 四石 彌松

諸田松武本松武

二石 諸田松武 一石五斗 本松武

弥久松 五郎丸

二石 彌久松 一石 五郎丸

沓懸 山香吉松

一石 沓懸 一石九斗 山香吉松

利行 是松

郡司紀

十石八升 利行 二升 是松

右、せんれいにまかせて、所切進、如件、

弘安十年十月 日

郡司紀 (花押)
御代官
念阿 (花押)

基繼 (花押)

一三 散位三善雅行下知狀案

○永弘文書
大分県史料三

〔(編纂書) 大夫將監下知并 狀案 〕

本所御使大夫 將監 (○雅行
下知案)

田原別符定米内、兵庫助清輔分拾玖石事、付番長職神主保景、可致其沙汰之狀、所仰如件、

嘉元二年十二月八日

散位三善朝臣 在判

〔(遺書) 中御門殿為方御奉行大夫將監也、〕
朝臣

一四 宇佐守輔・同保景連署施行狀案

○永弘文書
大分県史料三

重本所御使兩人狀案

田原別符

田原別符定米内
十九石ヲ番長保
景ニ付シ沙汰セ
シム

田原別符定米ノ
内兵庫助分十九
石ヲ支配セシム

田原別府定米内、兵庫助分拾玖石御支配事、七石番長・六石少宮司・六石六口僧分候云々、任彼御
狀、可令相分之、於僧分者、爲兩人之御沙汰、可奉送之狀、如件、

嘉元二年十二月八日

少宮司(字色)守輔 在判

神主(字色)保景 在判

今者權擬太宮司
少宮司守輔宿禰書札案

一五 鎮西北條下知狀案

○永弘文書
大分県史料三

校正

宇佐宮神官定基并忠基等申、豐後國(田原別符)波多方村住人左近次郎正信妻知行、同國田染庄永正名田内猿

喰四段卅・赤坂壹段十・并屋敷三箇所荒野等事

右彼名田屋敷等者、定基等重代本領也、而正信妻非分知行之上者、就神領興行、可被糺付之由、帶

前對馬守公世宿禰舉狀、定基等訴申間、仰眞玉孫四郎惟氏、被尋下之處、如惟氏去五月廿六日請文

者、雖相觸正信妻、不及請文陳狀云々(起請之、詞略之)、難遁違背之咎、然則於彼田畠屋敷者、所被返付社家

也者、依仰下知、如件、

正和二年六月廿七日

前上總介(北条政親)平朝臣

在御判

田原別符波多方
村住人左近次郎
正信妻ノ御下知
違背ニヨリ所領
ヲ社家ニ返付セ
シム

一六 良舜奉書

○永弘文書
大分県史料三

(宇佐公愷)
(花押)

當別符御菜米事、可被致沙汰番長保景方之旨、所候也、仍執達如件、

元應貳
十一月七日

良舜

田原郡司ヲシテ
御菜米ヲ番長方
ニ沙汰セシム
田原郡司

田原郡司殿

一七 宇佐宮定米切符寫

○永弘文書
大分県史料三

(端裏書)
「本宮」元應二「」

切進

田原別符ニ定米
ヲ切り進ズ

宇佐宮永弘方定米切符事

合拾伍石内

右、次松名つきまつ 三石六斗 利行名としゆき □斗五升 山香吉松やまかのよしまつ 五斗五らうまる 五郎丸五らうまる 九石五升 餘名

右、任先例、所切進、如件、

元應貳年十一月日

本方地頭代種輔(花押影)

田原別符

次松名・利行名
・山香吉松・五
郎丸・餘名

一八 財前墓地國東塔銘

○西國東郡大田村大字小野
大分県金石年表

石塔一基ヲ造立
ス

敬白、奉造立石塔一基、右志趣、爲現世安穩、後世菩提、出離生死、法界衆生也、元應第三祀^{庚酉}、
大願主大公兼氏、並大工僧良戒、敬白、

一九 財前墓地板碑銘

○西國東郡大田村大字小野
大分県金石年表

□^金亨元年十一月廿一日、

二〇 塔ノ本國東塔銘

○西國東郡大田村大字石丸
大分県金石年表

宝塔ヲ建テ法華
經三部ヲ納ム

奉納妙法華經三部、元德二年^{庚午}十月廿八日、大願主沙彌□□、

二一 雜訴決斷所牒

○田原卯七文書
増補訂正編年大友史料五

田原別符以下地
頭職ヲ安堵ス

雜訴決斷所牒 大友豊前藏人次郎盛直法師所^{田原}

豊後國田原別府本惣領三分二、同別府内利行名除明正
買得地、同國田染庄辨分田畠山野半分、筑後國田口
村惣領西方三分二、筑前國怡土庄内末永名十町惣領三分二田畠屋敷等地頭職事

右、件所々地頭職、當知行不可有相違者、以牒、

建武元年六月十六日

左少史高階朝臣(花押)

左少辨藤原朝臣(花押)

三 田原正曇直書狀案

○永弘文書
大分県史料三

田原ノ定米ヲ無
沙汰ナカラシム

新方・本方

□^(左)わらのちやうまいの事、なんち^(汝)そんち^(知)のこと□^(右)、うさのミヤのけんてうの御くにて候ほとニ、ま
いねん□^(御)けたいなくさたすへきよし、おほせられ候、ことしのふん、いかやうにさた候や、この状
を、なりよしの三郎□^(成)もん二郎入道につけて、ちうもんをこいて、^(宋)しんの□^(進)ん、ことくせめ
わたし申へく候、又きうふん□^(志)んとして、ふさたに候はんをも、せいかうして、さたをいたし候へ
く候、なをふさたに候ハ、くハしく□^(新)れへしるし申候へく候、^(志)しんかたほんかたおかいけ、□^(外)つ
れもく、ふさたなくさたし申候へく候、かやうの時ハ、いつちのきたうも候事に候、まさしき八
まんの御くにて候、心に入て、さた候へく候、あなかしく、

十二月廿四日

「異筆」
「あり御判」

〔田原直具〕
正とん判

とう三郎入道殿

田原別符

三 田原正曇貞書狀案

○永弘文書
大分県史料三

面々給所モ注文
シテ渡スベシ
田原御供米ヲ注
文シテ沙汰セシ
ム

下宮社司職御供
米御菜米等ヲ安
堵ス

めんく(給)きう所のふんも、くハしくちうもんをして、わたさるへく候也、

たはらの御くまいの事、たひくおほせられ候ぬ、こねんのふん、いかやうにさた候や、はやうさ(金)
にさた候はんふんも、こまくに、ちうもんをとけ、又みしんふさたのふんも、おなしくさいく
に、とう三郎入道ニ、しるしわたさるへく候、かの入道ハくハしく、こし(後日)つしるましく候、よく
くちうもんをして、わたさるへく候、あなかしく、

十二月廿四日

(田原正曇)
正曇判

成吉三郎殿

公もん二郎入道所

三 左衛門尉高直奉書案

○永弘文書
大分県史料三

御判

下宮御炊社司職、并職、同御供米・御菜米等事、
傳管領、不可有相違之由、所被仰下候也、仍執達如件、
證文等之旨、相

曆應二年三月十日

左衛門尉高直 在判

宇佐宮番長殿

三 攝津親秀奉書

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料六

田原正曇ノ安堵
申狀ニツキ當知
行ノ実否ヲ申ス
仁ノ有無ヲ注進
セシム

豐前藏人三郎入道正曇申、筑後國田口西方三分一・豐後國田原別府本方三分一・筑前國怡土庄末
永名參分一地頭職安堵事、申狀(別カ)如此、云當知行之眞僞、云可支仁之有無、載起請之詞、可被注
申由候也、仍執達如件、

曆應二年十一月二日

(攝津親秀)
掃部頭(花押)

大友式部丞殿 (或卷) 安堵奉行攝津掃部頭、請書安富新左衛門入道也、豐前藏人入道正曇者田原直貞也、

二六 足利直義下文案

○大友家文書錄
大分県史料三一

田原別符本方地
頭職等ヲ安堵ス

下 豐前藏人三郎直貞法師(田原)正曇(法名)

可令早領知、筑後國田西方(口懸)・豐後國田原別府本方・筑前國怡土庄末永名(各三)分(各三)地頭職事

右、任亡父次郎藏人基直法師(法名)法梁(法名)後家尼妙性、正安四年正月(十八日配分狀并)應長元年七月十日外題

安堵狀、領掌不可有相違之狀、如件、

田原別符

田原別符

曆應二年十一月八日

(足利直義)
源朝臣 在判

二七 一野板碑銘

○西国東郡大田村大字俣水
大分県金石年表

曆應參年七月十七日、

二六 尾迫墓地板碑銘

○西国東郡大田村大字小野
大分県金石年表

康永三年 甲申 九月廿日、

元 番長職得分物御菜米文書目錄

○永弘文書
大分県史料三

目六

御菜米三十六石

番長職得分物御菜參拾陸(石也)

□通 社家御下知 建長三年 □

一通 同 御下知 貞永元年 □

一通 同 御下知 建長七年

一通 同 御下知 天福二年

一通 同 御下知 天福元年

一通 同 御下知 寛元三年

一通 同 御下知 寶治三年

一通 本所御下知案、奉輔宿禰被封印

一卷 先祖相傳系圖

五卷 先祖手繼讓狀等

一通 置于質券狀

右、目六如件、

(興國六)
康永三年乙酉正月廿一日

(興長寺)
「康永四年古書目錄」

(永弘保範力)
少宮司兼

三〇 河原畑板碑銘

○西國東郡大田村大字小野、河原畑
大分県金石年表

貞和三年二月九日、

田原別符

三 番長宇佐弘永保範得分物注進狀

○到津文書
大分県史料一

〔端書〕
「當社宇佐宮兼番長保範注進狀、番長（永弘）所帶得分物等事

貞和四年十二月廿九日

注進

御炊殿番長所帶得分物等事

一 御菜米每年參拾捌石内田原別符七參拾石
田染庄系永・重安陸石、末久貳石、賜社家御下知、已上參拾八石

一 御炊殿御供稻内一年中缺物參拾八束三分米一石一斗八升
三升法

又節料拾束二分米二斗
二升法、アツカエノ稻十束二斗
二升法

已上一石五斗四升

御煎油

一 御煎油一斗五升内

二月御祭三升田染辨分 五月會同未時二升秋吉一升 六月御祓會由丸二升 永正一升 御放生會

秋吉二升 是行一升 十一月御祭 爲包一升 行成一升 缺物五升 代一貫

一 御供菓子等、自貫庄今吉名御箇（兼方） 四種

（兼方）
暑預一籠五十本 野老一籠 栗一籠三升

串柿三連 莖三枚 二季春御祭并五月會進之、
冬

御菜米三十六名
田原別符
田染庄系永・重
安名

貫庄今吉名

國衛ヨリノ甘葛煎

御炊殿加用雜仕

深水莊翁丸名

横山浦今手名・小今手名

恒松名

山下保藤丸名

代一貫、近年沙汰之、

一 二五月會自國衛甘葛煎一舛、瓶子ニ入之、瓶子ノ代五百近年ハ三百文、一每節自御倉進于御炊殿紙等、一年中九拾八帖也、

此内幣帟十六帖、又十二帖番長取之、

一 御炊殿加用雜仕等事

封戸郷四人雜仕二人加用二人 向野郷四人高家・辛嶋同

安岐郷二人雜仕一人加用一人 來繩郷二人同 大家郷二人同

一 自深水庄翁丸名御蘭、栗ノ上分進之、三斗

惣都合四拾貳石。四舛一斗

一 六ヶ年一度御行幸會御殿替、同御還遊御供米柒石、賜社家御下知、

一 同御行幸會瀨社御供米事

横山浦今手・小今手名内免田六町 分米黑米七石二斗一段別一斗二舛 白米六斗一段別一舛 油六舛段別

一 合 菓子已下雜事等無懈怠、

已上八石

一同御行幸會時、安心院妻垣社御供米恒松名沙汰、御供米拾貳石、雜事細々物々等仁五貫文

一同時寺領山下保藤丸名國檢田事

白米六斗一段別六合 黑米四斗一段別四合 秣五斗一段別五合 又一段仁馬鑿子三筋辨之、鑿ハ二段ニ

田原別符

一口、又打替株『三束 帚三帖 油 炭木 已上參石

一同時大根河社ノ覆勘料米一石、并大盤三前代布在之、錢一貫

一三十三年一度御遷宮、并御還宮御供米事

遷宮ニハ

拾五石以下雜事等、自豐後國勘渡之、

還宮ニハ

筑前國五石 筑後國五石

肥前國五石 肥後國五石

豐後國二石 常見二石五斗

得善二石五斗

菓子以下雜事等見例文、

已上五拾石遷宮・還宮加雜事等定、

一同御還宮之時、古ノ御器・佐良・御服以下、御炊殿分預之、

一同御還宮・御遷宮之時、被物饗膳在之、

一御炊殿造營、并御遷宮之時、得分在之、

右、注進如件、

外ニ大雜仕女ニ下行分、小雜仕女下行分

貞和四年十二月廿九日

兼番長宇佐保範(永弘) (花押)

三 權擬大宮司宇佐永弘保範讓狀

○永弘文書
大分県史料三

(異筆)
一 兼番長佐忠養子時忠十八

四 條大納言時忠子宮雄千歳丸

三職ヲ子息二郎
丸ニ譲ル

(讓号)

御炊殿社司職・同番長職・所々御供米・御菜用途米以下之奉備物、并(稱)詞官職事

右、於彼三職者、先祖宮雄以來、無他妨相傳畢、而今子息宇佐二郎丸、相副公驗證文手繼等、限永年所讓渡實也、有前後讓申輩出來者、定法可被申行、此上者、云出仕、云所役、任例可致其沙汰、仍讓狀、如件、

貞和五年三月廿二日

權擬太宮司宇佐保範(永弘) (花押)

田原別符

四六九

三 田原正曇貞讓狀

○草野文書
大分県史料一三

〔端裏書〕
「正曇讓狀」

〔証判〕
「見了、(花押)」

文和三年九月廿四日

嫡孫徳増丸ニ讓
ル

ゆつりあたふるとく増(地)ところニ、所々のしりやう以下の事

一所 ちくこの國田口むら内(氏)ちしかた三分一

一所 ちくせん(地)の國いと(別符)の庄内すへな(分)か内三分一

一所 ふんこの國田原へふ(分)はん分内ちとうしき

一所 しん御(地)をんのち、すわう(分)の國いわたのほう(地)のちとうしき

一所 同しん御をんのち、ひせん(分)の國たかくこをりの内、山田庄ちとうしきの事

右、所々のしりやうらの事、あるいはさうてんのち、あるいはしん御をんのしりやう也、しかるに、ちやくし六郎藏人(貞)さたひろニ、せん年ゆつりたふといへとも、くり返してちやくそんとく増丸ニ、ゑいたいをかきて、したいせうもんをあいそへて、ゆつりあたふるところなり、御公事い下は、しよりやう(分)のふげんにしたかい、きんしすへきなり、よて後日ためにゆつり狀、如件、

觀應元年八月十八日

正曇(田原直貞)
(花押)

貞広ニ讓ルモ悔
返ス

筑後国生葉莊ノ
替リニ宛行フ

三四 足利義詮袖判下文案

○大友家文書録
大分県史料三一

袖尾利義詮
御。判

下 豊前藏人三郎直貞(田原)法師(法名)

可令早領知、(豊)□後國光一名・同國田原別府内波多方名(戸次丹)・同國大神藤原庄(戸次筑前次)・豊前(後守九)

國苅(田)庄(豊庭彈正左衛門)・同國吉田村等事

右、爲勲功之賞、筑後生葉庄替、所宛行也者、早守先例、可致沙汰之狀、如件、

文和元年十一月廿二日

三五 豊後守護大友氏時遵行狀

○草野文書
大分県史料一三

豊前藏人三郎入道正曇申、豊後國光(阿南生)一名・同國田原別府内波多方名(戸次丹後守)・同國大神庄・藤原

庄(朝直)事、任去年(文和)元十一月廿二日御下文并同月廿四日御施行、種田大輔房相共、可沙汰付正曇代

之狀、如件、

文和二年四月五日

守護代

(大友氏時)
刑部大輔(花押)

田原別符

田原別符波多方
名以下ヲ渡付セ
シム

三 豊後守護大友氏時遵行状

○草野文書
大分県史料二三

同ジク植田有快
ヲシテ渡付セシム

豊前藏人三郎入道 (正曇申豊後) 國光一松名・同國田原別府 (内波) 多方名 戸次丹後守・同國 (天神藤原) 庄朝直 頼時跡
事、任去年 文和 十一月廿 (二日御下) 文、并同月廿四日御施行、
相共、可被沙汰正曇代 (之状)、如件、

文和二年四月五日

刑部大 (轉) (花押)

植田大輔御房 (有状)

三七 比丘尼くうゑん寄進状案

○永弘文書
大分県史料三

田染莊長野ノ觀
音寺敷地田畠林
ヲ寄進ス

□ (き) しん申

□ (ふん) このくにたしふのしやうのうち、(長野カ) なかのくわんおんしのしきち、(な) ならひにてんはくはや

しらのしりやうの事

□ (右) てんはくはやしらハ、(丘) ひくにくうゑんか、ちうたいさうてんのちたるあいた、かのところをこう

りうすると (いよカ) □ も、いますてにくわひはうのこにおよふ (あひカ) □ た、(田原堂) たわらのはうたしに、きしん申

ところなり、□ (しりやう) しりやううちにおいて、たうせいのみをもて、□ (りやう) りやうのみありといふとも、

田原別符宝陀寺
ニ寄進

宝陀寺末寺

しん(く)ミらいさい御□きやう候て、しゆりをくわへ、たゑ候ハすハ、くう□んかほんゐたるへく候、
又つほつけのし(四至)ハ、ほんせうもんニみゑへく候、しんふのさいほうのおきふみにまか□て、御さ
た候へく候、たゝしところの御たいくわんをは、□く(ひカ)ニしやうゑいに申つけ候へく候、ほうたしの
まつ□と(しカ)して、きしん申ところなり、よてのちのため□、きしんしやう、如件、
ふん(父)ハ二年十月二日

ひく(出匠)にくうゑん ありはん

三 田原正曇貞讓狀

○入江文書
大分県史料一〇

(端裏書)
「正曇讓狀」

一見了、
(花押)

文和三年九月廿四日

恩賞地ヲ孫徳増
丸ニ讓ル

讓與 所領等事

一、豊前國苅田庄地頭職

一、豊後國光(前海庄)一松名地頭職

一、同國大神(速見部)・藤原兩庄、并田原別符内波多方名地頭職半分

右所々者、正曇爲恩賞拜領、當知行無相違、而嫡孫豊前徳増丸仁、相副御下文・御施行・守護施行
等、所讓與也、此外豊前國吉田村者、爲一紙御下文内雖拜領、被下 將軍家御書之間、避與松浦十

田原別符

大神・藤原莊・波多方半分ハ本主降參ニヨリ去渡ス

子貞広ハ針摺原ニ戦死

眞幸・直尚ハ義絶・不義

大友氏時証判ヲ加フ

御炊殿定米ヲ切リ宛ツ

郎左衛門尉持畢、於大神・藤原・波多方半分者、本主降參之間、任傍例去渡畢、彼替事、可宛給之由、御沙汰最中也、被裁下者、同徳増丸可令知行、凡正曇知行所(經目裏正曇花押アリ)領等事、先日悉讓渡徳増丸之間、自餘子孫等、不可有希望之上、今年二月、於筑前國針摺原、貞廣以下子息氏貞等、孫子多討死畢、眞幸・直尚等、雖現存、或義絶之子細達上聞、或現不義之間、不親近、其外孫子等數輩雖在之、不及分讓、其故者、令分配面々者、分限廷弱而不可補御公事之間、嫡々徳増丸一人仁所讓給也、然則全領掌、可專御公事、仍讓狀如件、

文和二年十一月六日

沙彌正曇 (花押)

(正曇自筆)
「せん日の狀ハ、しひつニかきあたへ了、

この狀、たひつのおたかいあるへからず、

同日

正曇 (花押) 〱

(証判)
「彼所々、被讓與嫡孫徳増丸之子細、披見畢、爲後日、所望之間、所加判形也矣、

文和二年十一月八日

(大友氏時)
刑部大輔 (花押) 〱

三元 永弘方定米切符

○永弘文書
大分県史料三

切進

永弘方定米事

合參石九斗六舛内

三石 上野、馬彌次郎

九斗六舛 赤松源八

右、任先例、所切進、如斯、

(正平八)
文和二年十一月 日

御代官坂本後家(花押)

比丘尼性圓(花押)

○田原別符ニ上野名・赤松名アリ。

四〇 豊後守護大友氏時舉狀

○草野文書
大分県史料二三

(包紙ウハ書)
「大友刑部大輔吹舉狀文和三、四、十五」
徳増丸安堵事

田原正曇ノ安堵
申状ヲ舉申ス

豊前藏人三郎入道正曇申、豊後國田原別府本方參分壹付次・同國大神藤原庄・波多方名各半・同國河南・北松名・豊前國苅田庄・筑前國怡土庄内末永名參分壹・筑後國田口村參分壹・肥前國山田庄・周

防國岩田保等地頭職、就讓與孫子徳増丸、(田原能)可被成下安堵御下文由事、申狀具書、謹令進上之候、可被經御沙汰候哉、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年三月廿三日
刑部大輔氏時(矢志)(裏花押)

田原別符

田原別符

四七六

進上 御奉行所

四一 大宮司宇佐宮成公居舉狀案

○永弘文書
大分県史料三

番長重輔ノ申状
ヲ奉申ス

當宮下宮号御炊殿御供米料所、豐後國田原別符・同國田染糸永名・同勾別符等事、番長神主重輔捧申(永弘)狀候、以此旨、可有御披露候哉、恐惶謹言、

正平十三年五月廿一日

大宮司宇佐公(宮成)

進上 御奉行所

四二 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友家文書
大分県史料二六

注進

氏時(大友)當知行散在所領所職等事

相模國大友郷付延清名 同國三浦(長)坂郷

上野國利根庄号土井出庄 美濃國中村庄

伊勢國塔世御厨北方 越後國紙屋庄

豐後國守護職 同在國司職

同檢非違所惣追捕使職

同稅所職

同國直入郷付田野・阿蘇野

同國緒方庄

同國荏隈郷

同國笠和郷

同國山香惣司職同名田一丸名

同國佐賀關付臼杵・佐伯兩庄内関宮

同國丹生庄

同國下郡号判田郷

同國草地庄

同國羈見村

同國朝見郷寶滿寺

同國光吉村

同國田原別府半分付岡次松半分

同國狹間半村

同國都甲庄半分

同國阿南庄甲斐田村

同國六郎丸名

同國武藏郷重藤・久吉兩名

同國安岐郷内成久村

同國吉松名

同國日田庄竹田別府半分

同國長野村

同國高國府村

同國八坂下庄若富名

同國大野庄上村半分

同國玖珠郡横尾新庄

同國由布院並柳・酒久里・塚原以下所々 同國高田庄

同國三重郷

同國佐賀郷

同國大佐井郷

同國小佐井郷

田原別府半分・
付岡次松半分

田原別符

田原別符

筑前國香椎社付諸郷

同國大墓村

同國怡土庄

同庄志摩方

筑後國守護職

同國鷹尾別府

同國生葉庄

同國三潯庄半分

肥後國隈牟田庄預所職付千原森崎

同國光永吉納新開

同國下須島

同國合志庄

同國千田庄付重富・永富
兩名

同國山本庄

同國健軍社領

豊前國山鹿西郷

鎌倉龜谷地壹町先祖墓所
宿所地等

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

同大谷地貳所先祖墓所
宿所地等

右、注進如件、

貞治三年二月 日

四三 田原河内板碑銘

○西国東郡大田村大字小野、田原河内
大分県金石年表

貞治第五丙午初狀上旬、

田原別符

(吉直直輔)
了曇(花押)

四八〇

木付殿

四七 うゑた宮内左衛門入道出學叙借券案

○志賀文書
熊本県史料中世二

(端裏書)
「うゑたの宮内さへもん入道□久治あん」

校正畢、

ふんこの國田原(別符方)□所(田原直平)くりやうさこんの藏人とのへ、御しゆ(出挙)こを申うけ候もミの事

合參拾石定、

出挙糶三十石ヲ
借ル

未進ノ時ニ弥久
松名松武吉松名
等ノ地ヲ渡ス

右、件の御しゆこハ、五わのりふんのけ候をもて、來秋の時わきまゑまいらせ候へく候、もしミし
んけたい候て、來十月中すき候ハ、田原の別符の内(弥久松名)やひさまつミやう、まつたけよしまつミや
うの内、おはら六段大・つほ二反廿代・かきの木田一段・おちあひ一反・ひの口三反・はしら本二
反、田代已上壹町五反廿代・畠地一所・はらくちの畠一所・まつたけのいやしきを入まいらせ候、
永代御ちきやう候へく候、もし入まいらせ候ところの田地等、いさゝかわつらい候ハん時ハ、うゑ
たの宮内さへもん入道かちきやうふん、いつれのところにも候へ、入まいらせ候ところのしちも
ち、

(裏書)
「此正文、爲後證一見候畢、

永和四年四月廿日

式部丞親世御判

足利義滿袖判下文

○入江文書
大分県史料一〇

(足利義滿)
(花押)

下 田原徳一丸

田原徳一丸ニ所
領ヲ安堵ス

田原別符半分内
参分壹

同波多方半分

可令早領知、筑後國田口村内西方参分壹・同國怡土庄内末永名参分壹・豊後國田原別符半分内

参分壹・同國田原別符内波多方半分戸次丹後守・周防國岩田保岩田左近將監・肥前國山田庄阿蘇正

跡・豊後國安岐郷日田宮内少輔詮永跡・同國光一阿蘇庄松名・同國玖珠郡山田郷原田次郎・帆足郷・古後郷志津利孫

・飯田郷・并來繩郷内福成吉久名等・同國香地庄・國東郷信濃入道・同國武藏郷・同國櫛來別

符・同國日出庄戸次筑前次郎朝直跡・筑後國竹野庄内東郷・山本郷宇都宮常陸前司守綱跡等地頭職事

右、任今年七月十八日父下野守氏能讓狀、可令領掌之狀、如件、

康曆元年十二月廿四日

田原別符

四 田原正仙直平讓狀案

○志賀文書
熊本県史料中世二

(端裏書)
「ゆつり狀あん 泰輔分」

讓與 所領事

相伝所領ヲ子宝
掌ニ讓ル

豊後国田原別符
石丸名

同利行名

壹所 豊後國田原別符石丸名田島山野等、四至堺本證文にみゑたり、

一所 同別符利行名内富迫辨官古屋敷

四至 東限 かたふきの日出房か屋敷の下谷くたり

南限 尾立くたり

西限 薬師堂の西の神田のふちくたり

北限 大井手のミそのほりかたふきまで

田染荘余名

一、同國田染庄内餘名田島等

田地貳町八段 行成名、此内島地在之、

田地五段 かや本、此内島地少分在之、

右、名田島山野等ハ、正仙相傳當知行無相違地也、しかるをいまにおいてハ、子息僧寶掌に、永年
をかきてゆつりあたふるもの也、但石丸名ハ、悉皆ゆつるあひた、本證文ことくそへわたすと
ころなり、よの所くハ、るいけんたるによて、そへわたさず、要用の時ハ、惣領親廣(田原)に所望して、

出帶すへき也、もし正仙か子孫等中に、ふりよのいらんをいたす輩あらハ、没後の不孝として、正仙かあとを、たんふたりといふとも、知行すへからず、さいくわに申おこなうへき也、仍後證のため、讓狀如件、

康曆貳年六月一日

(田原直平)
正仙 在判

五〇 田原正仙直讓狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

ゆつりあたふ (所 領) そりやうの事

あり豊後國田原別符の内、田地壹町屋敷壹所つほつけ別紙 事にあり

一期領主

右田畠ハ、息女(志賀)しかの女房に、一期りやうしゆとして、ゆつりわたすところなり、一この後ハ、そ

うりやう親廣(田原)にかへしつくへきもの也、もし一期の中に、そうりやうとしても、又きやうたいのな

かにも、いらんわつらひをいたさハ、ふけうの仁として、正仙かあとを、ちきやうすへからざるあ

ひた、さいくわに申おこなふへき狀、如件、

康曆貳年六月一日

田原左近藏人直平入道
寶陀寺
正仙(花押)

田原別符

三一 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友家文書
大分県史料二六

親世當知行國々散在所領所職等事

相模國大友庄

同國三浦長坂郷

上野國利根庄

越後國紙屋庄

美濃國仲村庄

伊勢國塔世御厨北方

豊後國守護職

同國在國司職

同檢非違使總追補使職(マ)

同稅所職

同國直入郷

同國緒方庄

同國荏隈郷

同國笠和郷

同國朽網郷半分

同國內梨子畑

同國山香郷

同郷立石村付鬼丸名

同國白杵庄

同國丹生庄

同國佐賀郷付佐賀関并一尺屋

同國下郡号判田郷

同國寶滿寺

同國野田村

同國羸見村

同國草地庄

同國田原別符半分

同國狹間村半分北方

同國六郎丸

同國都甲庄半分

同國阿南庄甲斐田村

同國泉名

同國永野村

同國隆國符村

同國高田庄

同國武藏鄉重藤名付久吉名

同國安岐鄉成久村

同鄉吉松名

同國八坂本庄若富名

同國由布院並柳・酒久里・塚原・荒金・天間・荒木・山崎・石松・貞恒

同國玖珠郡綾垣村

同國横尾新庄

同國日田郡竹田別符半分

同國大野庄上村半分

同庄堀池名

同國大佐井鄉

同國光吉村

同國戸次庄切畑名

同國小仲名

同國丹生津留村

同國八坂下庄歳田村

同國馱原村

同國柴山村

筑前國香椎社領付諸郷

同國須く原異國警固要害所

同國怡土庄

筑後國三潯庄半分

同國鷹尾別符

同國岩方村

肥後國隈牟田庄

田原別符

田原別符

同國千田庄

同國光永吉納新開

同國山本庄

同國健軍庄

同國合志庄

同國下須嶋

菊池武光兄弟并庶子跡各半分

同國關入道跡生葉庄
替地

同國伊倉庄同前
北方

肥前國佐留志村同前

同國高木東西同前

同國伊佐早郡内宇木小次郎宗像八郎、長野跡同前

日向國守護職

同國宮崎庄

豊前國山鹿西郷

同國光成名八町

肥前國財部村

鎌倉龜谷藤谷敷地一所

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

同大谷地二ヶ所曩祖宿所地

以上

右、注文如件、

永德三年七月十八日

(裏書)

「爲後證、所封裏也、

丹後守判」

○紙縫目裏ニ花押アリ。

田原田染正供米及田染莊來繩郷内尾名ニ対スル違乱ノ成敗ヲ請フ

田原別符御供米田染莊名々ヲ重輔ニ渡付セシム

三 到津公弘書狀

○到津文書
大分県史料一

擬太宮司(永弘)重輔申、田原・田染正御供米事、宇佐□方及違亂候、數代當知行之處、如此無理、預誠御沙汰候者、恐悅候、次田染彌五郎知行分、田染庄内所々、并内尾名事、背度々御成敗、是又田中押領同前候、兩條無相違候様、被懸御意候由、所仰候、恐々謹言、

正月十一日

公弘(到津)
(花押)

佐保殿

三 吉弘了曇直・宇野宗經連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

一當社下宮社司大夫兼番長大夫大煩助□之御奉書(端裏書)

宇佐宮擬大宮司重輔申、豊後國田原別府内御供米、并田染庄内光並・行成兩名、須加牟田八段事、多年田原上總入道正繼押妨云々、次同庄恒任・金丸兩名(書)、高田勘解由次郎入道子息三郎次郎皆濟云々、同永正名□小田原次郎令押領畢、(同庄)系永名御供米□、尾□入道并會彌崎(助四郎押妨之)由□訴申、去十一月(六日御)書下如(此、所詮云)御供米、云彼(名々、可)被打渡重(輔也、若又有子細者)載起請之詞、(可被)注申之由(候、仍執達)如件、

田原別符

田原別符

應永貳(年十二)月(七)五日

(異筆)
「宇野殿」

沙彌(宗經) (花押)

「山國殿」

沙彌(吉弘了曇) (花押)

古庄(備後)入道殿

都甲(左衛門)大夫入道殿

西 吉弘了曇直・宇野宗經連署奉書案

○永弘文書
大分県史料四

重ネテ田染庄内
所々ヲ重輔ニ渡
付セシム

宇佐擬太官司重輔申、神領田染庄永正・恒任・金丸・光並・行成・須加牟田以下所々事、於去年香椎被成御書下之間、令遵行之處、高田解勘由三郎次郎・田原(因)幡守・小田原次郎・永正長門入道異議云々、事實者不可然、所詮任先日落居、重(因)、若又有子細者、可被注進之由候也、仍執達如件、

應永參年卯月廿五日

(宇野宗經)

沙彌

(吉弘了曇)

沙彌

古庄備後入道殿

都甲左衛門大夫入道殿

田原別符内志賀
女子分ヲ代官ニ
渡付セシム

田原供米田染庄
内社領ヲ沙汰セ
シム

五 筑前守某・民部丞某連署奉書

○志賀文書
熊本県史料中世二

豊後國田原別符内志賀女子分事、任 御書之旨、可被打渡彼代官之由候也、仍執達如件、

應永三年七月廿二日

民部丞（花押）

木付伊豆守殿

筑前守（花押）

五 親廣・惟榮連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

〔縮紙書〕
「將軍家御奉行所□リ」

宇佐社擬大官司申、田原内 御供米、并田染庄内社領事、被究社家文□候、就理運、可有執御沙汰

由、被仰候、恐々謹言、

〔異筆〕
一応永三
十一月六日

惟 榮（花押）

山 國 殿
〔吉弘字巻〕

親 廣（花押）

宇野入道殿
〔宗徳〕

一當社下宮社司番長
〔裏打紙聚書〕

御供所別當永弘

田原別符

毛 泉福源燈錄

○東国東部 国東町 泉福寺藏

田原莊沓掛城主 田原貞廣室

泉福寺開基無傳仁公尼和尚 尼京兆人、豐後州田原莊沓掛城主 田原貞廣室、野州刺史氏能或曰正晴母也、常志佛乘、貞廣歿後剃髮爲尼、聞無著禪師道化、請郡之神宮寺受木叉、又命男氏能入道、創建泉福寺、請著居焉、且自結月桂庵於橫手村、(國東郡)專事參禪、應永四年丁丑春三月二十四日逝於月桂庵、

五 沙彌某・字野宗經連署奉書

○永弘文書 大分県史料四

田原御供米ヲ勤 渡セシム

字佐宮擬大宮(前申、田原別符内カ)當宮御供米事、(年々無沙汰之間カ)去應永二年任先規可領知之(被)

成御奉書畢、爲御祈禱之時分上者、嚴密勘度之、可被執進請取狀、更ニ不可有御無沙汰之儀由候也、仍執達如件、

應永五年九月二日

(墨筆) 沙彌(花押)
(一字野殿) 沙彌(花押)
沙彌(花押)

田原次郎殿

田原別符御供米ヲ勘渡セシム

五九 沙彌某・宇野宗經連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)
宇佐宮擬大宮司申、田原別(符内カ)當宮御供米事、年々無沙汰之間、去應永二年重被成御奉書畢、爲御祈禱之時分上者、云多年未進(取状之)事、悉勘渡之、可被執進請(取状之)「嚴密可有其沙汰之由候、仍執達如件、

應永五年九月二日

(宇野宗經)

沙彌(花押)

沙彌(花押)

豊後守護代殿

六〇 永弘重輔番長職等讓狀

○永弘文書
大分県史料四

讓與

番長職御炊殿社司職御菜米以下所々ヲ光世ニ讓ル

當宮番長職并御炊殿社司職、散在御菜米以下所々事

右所職者、重輔重代相傳之所職也、而少宮司光世仁、次第證文をあいそへて、限永代、所讓與實也、此上者、他のさまたけなく、可全職役者也、若しせんニ、他人ニこきやくの事あらハ、この狀ニよるへからず、よてゆつり狀、如件、

應永十七年正月十一日

(永弘)
重輔(花押)

田原別符

六一 永弘重輔番長職等讓狀

○永弘文書
大分県史料四

〔讓〕
□與

御炊殿社司番長
職同散在御供米
御菜米以下所々
ヲ孫重朝ニ讓ル

當宮御炊殿社司并番長職、同散在御供米御菜米以下所々事

〔卷〕
□件兩職者、重輔重代相傳無相違□也、而今孫重朝ニ、限永代所讓與實也、此上者、令彼職領掌、相從月並不退□神事、可全職役者也、仍爲後證讓□、如件、

應永十七年十月十九日

擬大宮司宇佐重輔（花押）

六二 資忠奉書案

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕（一脱之）
「應永廿年段錢奉書案」

御禊大嘗會段錢事、田染庄・田原別府二ヶ所本田代之通、未被遂勘定候、既應永廿年秋より御沙汰候、于今延引、如何様次第候哉、今月十八日以前ニ參府候て、可被遂結解收納之由候、恐々謹言、

七月八日

資忠 在判

上嶋掃部入道とのへ

田染庄田原別符
御禊大嘗會段錢
ヲ勘定セシム

田原 二郎とのへ

三三 今永宮盛賣券案

○永弘文書
大分県史料四

本物返ニうりわたす、

田原内ノ地ヲ本
物返ニ七年間売
ル

豊後國田原のねすくちの^(弥すみちカ)□さしのふんねすくち名の内□七斗七升とる所事

右彼所ハ、今永の三郎、重代相傳當知行無相違地也、しかるお、いまようく^(要用)あるに於て、代の用
途五貫文、脇の助次郎殿の御方へ、今年つちのと井のとしより、來ミのとしまで、七か年をさして
うり申候所實也、ねんきすき候ハ、れうそくの□『あいニ、うけ申すへく候、うけ申までハ、
なんかねんも御知行あるへく候、か様申候うゑハ、いさゝか、他のさまざまあるへからす候、仍爲
後日狀、如件、

應永廿六年正月廿五日

^(今永カ)
宮 盛 在判

○文言若干異ル別ノ後欠文書(六一七号)アリ。

三四 永弘重輔・同光世紛失狀

○永弘文書
大分県史料四

^(編裏書)
一證文ウせ候時、宇佐中せんさく御□儀ニ付、宮□一社□^(給了、)」

田原別符

証文紛失ニツキ
御供御菜米料所
ニ對シ宮寺諸官
ノ証判ヲ請フ

宮寺權大宮司兼番長重輔・宇佐宿禰少宮司光世謹解、宮寺諸官御證判事

欲早且任譜詳相傳之旨、且依證文紛失之實、帶御證判、備未來龜鏡、全年中御神事職役子細
狀

副進

一卷 國々所々御供米御菜米料所注文

一卷 紛失之外相殘御下知并社裁等

一卷 鎌倉殿宮寺建立并神領證文等

右件番長職者、自先祖

〔縮大宮司宮雄〕

、重代相承無相違之者、

〔御〕

供米・御菜米料

応永九年社務相
論ニヨリ宮中錯
亂

盜賊押寄セ搜取
ル

惣檢校少宮司以
下神官等加署ス

所、奉調備年中月次不退御神事御供等、當宮第一重役也、爰去應永九年就社務相論、宮中令錯亂之間、當社舊記所職所帶□證文入長持皮籠一、其外家具少□〔御〕通寺普濟僧寮仁預置之處、以同年十一月八日〔戊〕、盜賊押寄、令搜取之條、宮中無其隱者也、雖然、預置別在所證文等中仁、彼紛失之文書類券、少々相殘在之、而預面々御證判、向後彌爲勵職勤厚、所解如件、

應永廿七年八月三日

〔果筆〕「如解狀者、件御供、御菜米料所事、令進止番長之段、先規社例也、仍彼證文等少々、紛失之條、無其隱上者、各加署之、」
〔手懸葉花押〕

惣檢校〔益永〕「政輔」〔自擊下同〕（花押）

少宮司「光世」〔永弘〕

惣辨(金官)「官」永房」

擬大宮司「手輔」(花押)

權少宮司滿 輔 (花押)

權神主兼祝宮增(祝) (花押)

辨 官 親 身 (花押)

擬少宮司(金水) 盛 (花押)

神 主 重 國 (花押)

寺

心乘坊 (花押)

安門坊 (花押)

喜多坊 (花押)

萬德坊 (花押)

(兼書 外面ノアタリ)
「下宮社司番長御供所別當

永弘重輔子

光世卜申也、」

田原別符

六五 宮成公則書狀案

○永弘文書
大分県史料四

田原神用ヲ祝大
夫ニ返進ス

大尾社免田原神用光三郎宮盛惟□□子細、社司祝大夫仁彼狀□□申候也、更不可相違□□、□件、
應永卅三年十一月九日

(返進カ)
(公前)
宮 成 御判

○次号ト關係アルカ。

六六 某寄進狀案

○永弘文書
大分県史料四

田原ノ地下ヲ買
取り寄進ス

はうり三らうとの知行之内、田□地下かいとり候といゑ共、す□のうりけんの状をあいそへ候て、
ミヤなりとのゝわ□□こニ、永代□かきて令進□候、御ちきやう□□

六七 永弘光世番長職等讓狀

○永弘文書
大分県史料四

(裏打紙端裏書)
「當社下宮社司番長」

(同裏書)
「明和九マテ三百九十五年也、」

所職所領ヲ神主
榮佐ニ讓ル

(高成公佐カ)
(花押)

讓與 宇佐神主榮佐所

當宮番長職并所々御供米(御米カ)米免、豐前・豐後兩國神領當知行地一所不殘所々事

一所小野・岩崎正御供米并中村御園田□内畠地壹町、但五反者當知行也、五反(省豐多坊カ)押妨、藁垣

御園八段護國寺知行、下毛郡内宮時小油用途者、上田別當ニ、代貳十貫文本物返ニ置之、其外

所々御菜米免散在田畠以下者、不及誌、

田原別府御供米

一所田染庄重安・末次兩名之事、不殘一所、田原別府御供米并田染庄所々御供米同前、

一所來繩郷内小野名半分、但此所ニおるてハ、數輩之女子在之、各寄合、かたのことく庵室のかた

ちをなし、おのく思合、二親之後世をとふらふへき者□、若又各所存ニて、ちりくになる

事あらハ、榮佐之可爲計者也、雖然、庵室をもつハラにして、□行跡無子細候者、田染兩名

年貢米之内(式信後之カ)時、一石庵室ニ合力すへく候、

一所御炊殿燈油免下毛郡本自見名田畠等

□佐郡向野・封戸・高家・辛嶋之郷々内、散在□田畠在之云々、普勇代々多分本物返ニ被置之

了、□中ニ重安分田七八反在之、是等者除而十九房ニ□、同ひかけ二反卅・同堺おき田地ニ

反卅□同喜多坊本物返ニ被置之、料足有時請返可知行也、彌勒寺領山下田地壹反廿・封

戸郷内小畠の免二反・□用作坪四反・豐後勾保神用之内二貫文、毎年分高村□分□十九房ニ

讓所也、

田原別符

田原別符

〔^(追筆)一所四反十代

一所六反 くいた 〕

一所二反おの田 一所一反廿彥ほしかた

一所四反□となた

一所一皮卅くまの 一所四反いかわしまの

同所三反一廿いやしるその (追筆) 〕

一所番長本屋敷五反かわつら畠

一所宮佐古谷屋敷

一所十如房屋敷□安門坊ニ本物ニ入置、一所三反 (追筆) 屋敷 奥二郎大夫

まんそうの荒野以下文書、悉安門坊ニ先年しちニ置了、其外南ニ、中そのゝ屋敷とかうす、妙見の平をかけ□^(てか)其中也、是も安門坊ニ一貫五百文ニ□□、^(置丁か)

一所畠地九反卅、江嶋上□地け□んゑい作とかうす、

一所三反つひたとかうす、 一所一反廿やへのこたけ

□□^(二所か)四反いたひらむめいし 一所四反いたひらのひら田

□□^(二所か)三反卅ならもと 一所しほや三間 封戸郷内、文書明白也、

一所畠地一丁 中野、はたけ 一所一丁いくらはたけ

一所田地一反廿彥しま小路出口 同所屋敷三反

一所三反 永はたけと 同三反永はたけ上下 同三反永はたけ上下

一所□反□くりやはたけ (四カ) 一所二反つかさねはたけ

□所三反 (四カ) 西のつらを北ニまわつて いちい木の北はり立 一所四反とくちろうの上重安分

一所五反 (四カ) 畠地 いちいきの□(か) 一所三反 (四カ) こかき

一所一反廿しうてはたけ

一所一丁すいかきノ田畠

一所くすの木の屋敷但半分ニおいてハ、先年宮成ニ寄附申候了、

堺事ハ中ニ大榎木二三本あり、其より西ニ井アリ、〔井之カ〕上下を本ニ定、中間者淨居庵敷地也、其

より、佐智大膳居屋敷ノ戊亥のすミ畠地一反廿者、貴船御敷地として、光世當知行也、同佐智大

膳當時之〔唐カ〕屋敷も、同光世當知行也、〔兼清〕「五反にしひかし」

一所秋吉口之今の居屋敷以下、散在之田畠ゆつりわたし、一所を不殘、惣領神主榮佐永代知行、不

可有相違者也、但秋吉口のいまの光世か居屋敷事ハ、しうは十九房ニ可讓也、但彌三郎榮佐

めいニそむき、人たらさらんニハ、不及是非候、仍爲後日讓狀、如件、

正長元年八月十一日 權擬大宮司光世〔永私〕〔花押〕

「この狀とも自訴〔書カ〕にてこそ、かき候へく候へとも、〔墨筆〕□うひやうニよて、〔務〕□かゝせ候也、」

○紙継目裏ニ花押アリ。

六 某安堵狀案

○永弘文書
大分県史料四

宇佐宮領番長大夫兼行分、田染庄内重安・末次名者、御菜免、田□庄吉内森下田地五段正御供田、并來繩郷御菜免内尾名半分等事、守先例、可其沙汰之狀、如件、

永享五年

十一月十三日

田原別符

田染庄・田□庄
・來繩郷 御菜免
ヲ安堵ス

宇佐宮番長大夫殿

○「森下」ハ田染荘ノ可能性アルモ、シバラク取ム。

六九 祝宮増書狀

○永弘文書
大分県史料四

田原神用米ヲ社
納セシム

〔令啓候、

〔御カ〕田原御神用米之内〔 〕しな・ねす江名事、先度申入候之處、畑道音入道〔依カ〕申候、於社家可被

經御沙汰之由、對田染方預御狀候間、宮成殿様へ致訴訟、御成敗之狀如此候間、案文同〔申カ〕嶋左馬入

道方書狀等、爲御披見進之候、然者〔 〕分御神用米事、早く〔 〕御代官方へ被仰付、〔 〕社納候ハ、可

然候、委細定、田染方可被申候間、令省略候、恐く謹言、

二月十三日

〔祝〕 宮 増 (花押)

糸永殿御宿所

〔切封〕
「(墨引)」

七〇 田染榮重書狀

○永弘文書
大分県史料四

府中ニ申ス

今時分符中ニ御申候て、御供米事、悉遂行候へく候と存候、佐野邊いつ方へも方便仰
られ、符中へ仰出〔 〕たやすかるへく候、

委承候了、

一 田原御供米文書、守護方成敗正曇狀共十通・同社裁八通・切符十二通、□□留置候、吉弘殿ニ遺(方)

披見可申候、八月より申候ニ、文書遅々無是非候、乍去無沙汰あるへからす候、

一 益永より預御狀候、無沙汰あるへからす候、田原へ細々こゑ候ハす候へ共、何方も近付□事候、

内儀を心得可申候、御報可申候、□弘いそかれ候、おつて御返事可申候、□心□仰候て給候へく(御方) (得之)

候、田原下野守氏能狀儀、かんようと見候へく候、

一 田原御供米奉書、是ハ皆々身の申沙汰して、一猶もあるへく候、木付殿卅(下紙背)□御領掌狀候へ

く候、いつれもく、今時分披見かんよう候へく候、恐々謹言、

文安元年
十一月九日

榮重(田染) (花押)

一 (切封ッハ書)

(墨引)

田染

永弘殿御返事

榮重

七二 田染榮重書狀

○永弘文書
大分県史料四

(編裏切封ッハ書)
「永弘とのへ」

榮重

(墨引)

尚々、田原御供米事、去年のやう、六郎五郎にてたつねて候身の、とかく申候よし、被申

田原別符

候了、□てす候、

御料所ニ成ス

□年御供米事、本松殿我ら友□由被申候、承候、非實事候、相尋□候、既田原親房・野州親忠□まで押留られ候を、御料所ニ成候、やうく去年より申沙汰候も、□方へめし候ハす候、所詮ことしより、□い申ましく候、

□事惣いろいろ候す候、二度力者□候、重而御使付候間、いつのこいか、物語□聞あ□水の□山ニ、かくれありき候間、□ましく候て、甍子掠もちい□くさりなにて、貳貫五〇百文目請取□とし内はかりハ申候、

三 御炊殿御菜免番長當知行坪付注文

○永弘文書
大分県史料四

御菜免番長當知行分ヲ注ス

宇佐宮御炊殿御菜免番長當知行□

□所宇佐郡散在分三町

一所正御供米十二石

岩崎庄

一所高村長分三町加地子式貫文

一所下毛郡宮時名小油錢十貫文

一所同郡燈油免本自見名六町六段卅代

一所豊後國小野庄正御供米九石五斗

田原別符

一所同國田原別符三十石内當納貳石

一所同國田染庄重安名三町

一所同國津守庄勾保神用錢 四貫文

右坪付、如件、

享徳□年八月廿二日

番長榮佐(花押)

三 惣檢校益永通輔注進狀案

○永弘文書
大分県史料四

〔^(端裏書)番長〕惣檢校通輔住進案「□」

字佐宮年中御供

合

豊前

一正御供田岩崎庄御供米

自八月大嘗会
至十二月有籠会

豊後

一正御供田小野庄御供米

自二月大祭
至七月蟲祓

豊後

一田原別府御供米往古三十石社納、近代諸給人知行之間無沙汰、

田原別府御供米

御菜免分

豊後

□津守別府勾保辨

捌貫文

豊前

一 小油免下毛郡宮時辨

拾貫文

田原別符

田原別符

同 一御菌屋敷辛嶋在之、御菓子料

同 〇御菌一ヶ所貫庄在之、同料所

豊後 〇田染庄重安・末次兩名 番長職免

〇〇前 (郷九) 本自見八町 下宮燈油免

〇 番長進止分、大概如斯、

長祿貳年五月廿二日

惣檢校通輔 (盛永)

七 宇佐宮年中御供米御菜免注文

〇到津文書 大分県史料一

宇佐宮年中御供米御菜免事

合

豊前富郡 一正御供田岩崎庄六名 大嘗会ヨリ至于在籍也

豊後國 一正御供田小野庄十二名 二月大祭ヨリ七月虫振マテ

同國 一田原別符昔ハ三十石、近年無沙汰、

御菜免所々事

田原別符

豊後
一 田染庄内 重安名 末次名

同
一 津守別符号勾保

豊前
一 御園屋敷 辛嶋郷在之、同高岩岐巻町
口戸貳段

同
一 御園規矩郡貫庄内在之、

同
一 小油料拾貫文 下毛郡宮時弁
御菜五節料

同
一 河原島貳段 番長本屋敷
宮中在之、

同
一 宮佐古中谷 屋敷三ヶ所荒野在之、
番長本知行、

同
一 高家郷内イカリ田地四反サウシ料田
同下毛郡

同
一 本自見御炊殿 御燈油免

同
一 廣山庄内寺家長分役田トシテ
持之、

同
一 山之下田地壹段廿代寺家湯免

同
一 榮佐庶子重安跡散在之、

同
一 佐知屋敷所々事

長祿貳年五月廿二日

〔下宮司番長大夫御供所當之、〕
(裏書)

大宮司公弘 (花押)
(別書)

田原別符

三 宮成公基安堵狀案

○永弘文書
大分県史料四

田原神用米ヲ祝
宮増ニ安堵ス

大尾社免田豊後國田^(原)_(神力)用米事、去應永卅^(三年)十一月九日、公則宿禰・祝大^(夫)任返進狀之旨、
大夫宮増、可有知行相違之狀、如件、

應仁元年十一月廿六日

^(宮成)公基 在判

三 田染榮忠書狀

○永弘文書
大分県史料四

田原御神用米

田原御神用米之内、きしなねす^(口カ)江名事二ついて、先度申入候之處、御沙汰落居之間者、彼土貢事、
いつ方へも、御渡あるましきよし承候間、祝大夫方申談、宮成殿へ致訴訟御成敗、同辛嶋左馬入道
方書狀等、進之候、年内此段當御代官方へ申候處、未事行候間、最前^(口カ)御存知事候間、申入候、
先日之御狀案文、進之候、委細者、當御代官方へ申候、可得御意候、恐く謹言、

二月廿二日

^(田染)榮 忠(花押)

糸永殿

御宿所

七 大宮司家專使吉用明助書狀

○永弘文書
大分県史料四

田原御供米ハ当
方ヨリ催促セズ
津守モ同前

田原御供米事、當時此方より不及催促候、給人菟角被申候歟、此方より渡申度との儀、不及覺悟候、津守等事、同前に候、恐々謹言、

八月四日

明助(花押)

永弘式部殿
御報

八 杉重親書狀

○永弘文書
大分県史料四

田原御供米ヲ備
進セシム

就田原御供米事、大宮司方へ申候之處、專使書狀如此候、可然候、以此辻、早々被備御供候者、肝要候、恐々謹言、

八月十三日

重親(花押)

永弘式部丞殿

田原別符

七 田原繁正書狀案

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕
「寒田殿へ被遣候狀案文」

急度致注進候、仍去丑年就永□居屋敷之事、彼そ^(祖)忍つ僧一亂□相拘分可渡之由、數度御一筆候

間、私存知分、屋敷田數四段卅・同畠□山野等之事、愚存分打渡候處、自親繁之御代以來、彼僧之

筋目之者、□不拘候、下地於田染彌五郎方拘之内、猿食五段・同寶陀寺買地口之丸二段、合七段、

寄於事左右、押領仕□、若彼僧一亂及彼下地、於拘候と申候者、田染庄内之給人地下之間、古老之

者於召寄、可有御尋□^(候者方)、可爲目出候、病中に候間、堅斟酌□佛慮神慮も於以後、如何敷候□憲

法申入候、恐々、

三月十二日

〔田原〕
繁 正 在 判

寒田殿御宿所

八〇 大友親治知行預ケ狀

○荒卷文書
大分県史料一〇

自訴之儀、度々承候、石垣事者、専忠節之者共、領知候間、田原本方貳拾九町^{坪付在別紙}之事、預進之候、旨趣定、自老共所、可申候、恐々謹言、

石垣ノ替リニ田
原本方二十九町
ヲ預ク

十月三日

田原龜若丸殿

親(大友)
治(花押)

一 大友親治知行預ケ狀

○田原達三郎文書
大分県史料一〇

田原親直跡ヲ預
ク

田原中務少輔親直跡、先給武藏内持留分、賀々地村小地頭職持留分、田原村内新方拾捌町坪付別事、紙在之、去十三合戰之番、親直慮外之翔之間、爲各別、預進之候、可有知行候、仍忠節肝要也、恐々謹言、

九月九日

親(大友)
治(花押)

田原千代若丸殿

二 迫田昌世・宗源連署書狀

○永弘文書
大分県史料五

一(端裏切封)
一(墨引) 一

宇佐宮擬大宮司被申候、兩村御供田段錢之儀、先日委細申之處、未道行之由、被歎申候、歳末年始御祈禱時分候、如去年御勘渡候者、目出候、恐々謹言、

十二月十八日

宗源(花押)
昌世(花押)

田原別符

兩村御供田段錢
ヲ催促ス

田原別符

後藤殿

八三 迫田昌世・宗源連署書狀案

○永弘文書
大分県史料五

田原御供米ヲ催
促ス

〔^字〕佐擬太宮司申候田原御供米事、〔^{頃之}〕御沙汰之由、歎申され候、歳末年始ハ、殊御祈禱時分候、任
先規〔^{御之}〕勘渡候者、目出候、恐々謹言、

十二月十八日

宗源在
〔^{追田}〕昌世在

田原殿

八四 迫田昌世・宗源連署書狀

○永弘文書
大分県史料五

田原別府御供米
ヲ催促ス

宇佐擬大宮司被申候田原別府御供米事、先日委細申候之處、未道行候之由、被歎申候、歳末年始、
御祈禱時分候、如去年御勘渡候者、目出候、恐々謹言、

十二月十八日

宗源〔^{追田}〕
昌世〔^{追田}〕
〔^{追田}〕昌世〔^{追田}〕
〔^{追田}〕昌世〔^{追田}〕

木付殿

八五 益永肥前守某讓狀

○益永文書
大分県史料二九

所領ヲ讓ル

讓與所ノ事

一所高家郷益永領田畠・屋敷等□

一所若宮殿御馬秣田向野□

□散在秋安名田畠・屋敷・山野(等事九)

一所豊後國安岐郷小俣・畑(被多)□畠・屋□

一所同國安岐郷朝來野定米□

一所同國田原永松名定米(九)往古(九)十一□

右、件五ヶ所分、高家益永領從故□

讓得地也、今又爲直輔志、通輔仁□久令窄籠處、

直輔隨分致粉□

地也、聊不有如在之儀、小俣・畑(被多)・永松(名)□廻種々秘計知行之、仍

讓狀如件、

應仁二年(子)六月六日

(益永)肥(前九)

八六 上沓掛後野越方碑銘

○西國東郡大田村大字沓掛
大分県金石年表

(美)物故妙貞禪(穴掘)□

□、文明七年乙未十(下穴掘)

田原別符

故妙貞禪尼供養
ノタメ碑ヲ立ツ

妙貞(裏)

八七 永弘氏輔神領内重幸渡坪付注文

○永弘文書
大分県史料五

御神領内重幸渡坪付事

合

田原御供米

一 小野・岩崎庄御供米

田原御供米

一 田染庄内森下御供米

本自見名

一 くつり一丁 伊田方正税かたニ被渡候地、

一 おのた貳反

一 ゑほしかた

一 河(マ)わしま五反

一 原田一反廿代

一 すいかき之内

一 ひらた 又五郎拘分

一 ハちろう(マ)之内 ふためん拘分

一 くわの木畠

一 □

一 おくのその

一 □

一 しのもと

一 む□

一 彦(マ)大郎屋敷

一 ふへの免

以上

右、坪付如件、

文龜三十月十日

(永弘) 輔(花押)

ハ 番長永弘重幸出學糶借券

○永弘文書
大分県史料五

糶一石ヲ借ル

借用申出學之糶事

六五百文活
合一石 定
七五斗六升

も

國並御法ノ利分

右之出舉者、爲田染宗榮壽策、渡給候、國並の御法以^(利)理分、來秋返納可申候、若無沙汰申候、^(者懸)田原

田原ノ御供米

御供米之内を、引可被召候、其時一儀を申間敷候、爲後日借狀、如件、

永正十二乙亥 壬二月廿四日

うさ番長大夫
重幸(花押)

ハ九 大友親安知行預ケ狀

○野間音一文書
増補訂正編年大友史料一四

朽網親滿謀反成
敗ノ功ヲ賞シ田
原庄内吉弘彌七
郎先給等ヲ預ク

隱謀人成敗之剋、忠儀感悅候、仍國東郡田原庄内、吉弘彌七郎先給之内拾貳貫五百分、^(大分縣)笠和郷内新
原左京亮跡之内伍貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十四年)
十二月廿三日

(大友) 親安(花押)

田原別符

田原別符

五一四

本田奎助とのへ

五 大友親安知行預ヶ状

○田原瀧藏文書
大分県史料一〇

田原莊野津院内ノ地ヲ預ク

〔田^の〕原庄内小野・石丸除之而、窪田□
〔預^の〕置候、可有知行候、恐々謹言、
□段・西光寺貳反・神領貳反□〔分^の〕野津院之内五貫分之事、

正月廿九日

〔大友〕親安〔花押〕

吉弘五郎左衛門尉殿

〔切封〕
〔墨引〕

九一 田原別符社米當納分注文案

○永弘文書
大分県史料五

田原社納米當納分ヲ注ス

田原社米當納分

合

赤松名

貳斗 赤松名

壹斗 畠中

壹斗 畠中忠左衛門

上野名

貳斗

上野名
六郎二郎

皆口名

壹斗五升

皆口名

次松名

壹斗

次松名

五升

同源右衛門

峯名

壹斗

峯名

袖出口名

壹斗

神出口名
(田之)

壹斗

奥

五升

(奥)
(田之)
さか水名之内

森木若狹方

以上

「(以下折卷)
五百文

田原藤左衛門方

宝陀寺

三百文

寶陀寺納

利行名

三百文

利行名

永正十五

十一月二日

御使

新六

田原別符

三二 田原別符社米當納分注文案

○永弘文書
大分県史料五

赤松名

□斗

赤松名

壹斗

畠中

壹斗

同忠左衛門

上野名

貳斗

上野名

皆口名

壹斗五升

皆口名
六郎次郎

次松名

壹斗

次松名

五升

同源右衛門

峯名

壹斗

峯ノ名

神田口名

壹斗

神田口名

壹斗

奥

さか水名

五升

さか水名之内
森木若狹方

以上

料足物

宝陀寺
利行名

五百文 田原藤左衛門方

三百文 寶陀寺納

三百文 利行名

永正十五

十一月二日

御使

新六

〔以下折巻〕
〔赤名内嶋順二反四十ト

四枚

キシナノ下ノ橋、かや蒔

盛福寺長町等、かや蒔一

九三 田原別符供米納分注文案

○永弘文書
大分県史料五

田原御供米納分

合大永元十一月廿三日

次松名

壹斗一升未進四舛

次松名

赤松名

壹斗六升未進四舛
壹斗

赤松名

峯名

九升 同一舛

峯名

神田口

六升 同四舛

神田口

田原別符

田原別符

五一八

壹斗 同

畠中

貳斗八升五合

古藪

宝陀寺

三百文

寶陀寺

五百文

田原肥前守

利行名

貳百卅文

利行分

筵一枚

地藏寺

六四 大友義鑒知行預ケ狀案

○野間音一文書
増補訂正編年大友史料一五

田原庄以下ノ地ヲ預ク

國東郡田原庄之内、吉弘彌七郎先給之内拾貳貫分・笠和郷之内鞍打給五貫分・并同郷之内歲神免祝

職之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十月廿日

(大友) 義鑒(マ)

本田加賀守殿

九五 田原別符社納米注文(紙折)

○永弘文書
大分県史料六

(納力) 細田原社米事

次松名

岡名

峯名

赤松名

上野名

皆口名
神田口名

田峯名

宝陀寺

鍬

合

七舛八合

次松名

五舛

岡名

四舛二合

岡名

三舛三合

峯名

七舛

赤松名

壹斗七舛

上野名

六郎左衛門分

壹斗五舛

赤松名

壹斗五舛

皆口名
神田口名

九舛

田峯名

以上米辻八斗三舛三合

百文御床壹枚

未進百文 (鹿)

寶斷寺

鍬一勿

未進二百文

利行

白布五段

田原折辺方
(織部力)

通(水)
忠(花押)

田原別符

六 永弘通忠覺書

○永弘文書
大分県史料六

宇佐社領豊後國
神米正税等ヲ催
促
來繩郷御玉莊
田原別符御供米

當社領豊後之國神米正税等事、去天文元より、豊後より當國出張之故ニ、何も無社納ツ、然同四年
マテ無兎角候て、同天文五九月六日、來繩郷御玉莊御供米之事、至社家ニ、任先例被打渡候之間、
社領中悉ク催促候、田原別符御供米等事、申届候へ共、可然候間、宮重申談、至田原右衛門大夫方
ニ、書狀進候處ニ、如前々、稗申被付之由、對兩人返書候、爲後證記置也、

于今天文五丙申十一月八日

通忠(花押)

七 永弘通忠書狀案

○永弘文書
大分県史料六

(端裏書)
〔方カ〕
へ案文

田原莊供米社納
ノ実ナシ
社納ナクバ愁訴

就田原庄御供米之儀、去年□□始中終遂催促候處、再三可被仰付之由、數通預御報候へ共、爲一無
其實候、誠以無曲候、所詮於今者、彼御供米無社納候者、任社例以先一社同心之儀、可致愁訴候、早
晩之御上手にてハ迷惑候、兎も前も、依御報可得其心候、殊彼庄御知行之故ニ、自前々社米等可相
違事、尤難測 御神慮候、猶委細者、定使可申入之間、令省略候、恐々謹言、

(天文五年カ)
十二月六日

通忠

眞玉民部丞殿
まいる御宿所

六 田原別符社納米注文

○永弘文書
大分県史料六

天文拾年辛丑從田原社米之事

合

上野名

壹斗

上野名 門

貳斗八合

岸分六郎右衛門

神出口

五升

神出口六郎三郎

五升

岸文

次松

白布一

次松

岡名

白布一

岡名

上次松

五升

上次松

下次松

三升五合

下次松

料足分

宝陀寺

御座二枚

寶陀寺

利行名

御座二枚

利行名

田原別符

田原別符

五三三

御座壹枚 吉弘方

かや薙一枚 地藏院分

かや薙壹枚 奥名

五百文 田原又四郎方

番長大夫通忠(永弘)(花押)

九 某書狀

○永弘文書
大分県史料六

返く先く、爲遣方可引渡申之由、申聞候、爲御心得申へく候、

又違被之事(マ)、頼申候、殊さら(分)に無他候、く、同急敷候、く、

昨日者、宮壽殿迎馬給候、□少も逗留仕らせ度候へ共、先く歸申候、此間ゆうくとて目出候、又

田原社米之事、爲遣方、至其方、可引渡之由候由、申聞候、以前宗榮(田樂)以御裁判、收納之折紙、各銘

くニ見候て、當時不足之儀候へとも、先く御催促之儀、頼申候、必く近日

○礼紙ヲ欠ク。

田原社米

100 田原別符社納米注文

○永弘文書
大分県史料六

天文拾五年田原社米

合

五升四合 次松

六升 赤松

七升 赤松

八升 上野

八升大豆 (粟力) 岸神出口分

白布四端 田原又四郎分

白布一 寶陀寺

かや薙一枚 盛福寺

宝陀寺
成福寺

次松
赤松
上野

101 田原別符社納米注文(折紙)

○永弘文書
大分県史料六

天文十八年十一月廿三日納田原社米之事

田原別符

田原別符

合

赤松

八舛

赤松

五舛五合

一方不
畠中

次松

四舛

次松

大豆五舛

一方不
神出口

同五舛

岸分(兼九)

おく

同五舛

おく

上野

小豆九舛

上野

四舛同物

寄口(九)

盛福寺

かや菴一枚盛福寺廿九日永(正九)

白布三

田原又四郎

宝陀寺

五百文分
二百文分
かや菴二御座候、寶陀寺分

二百文分

不納

かや菴一

嶋巡分

地藏寺分かや菴一

1011 有永資辰書狀

○永弘文書
大分県史料六

田原莊社米

追而申、紙一束被懸御意候、御丁寧之段、畏入候、く、

尊札委細令披閱候、仍田^(原)□之庄社米之儀付而、兩度蒙仰候、至各中御一通、必談合仕候而、從是御

報可申候、我等も□邊之地、用所之儀候間、罷越□急候間、不能御懇報候、可得^(尊意力)

候、恐惶謹言、

十一月廿日

^(有水)資 辰(花押)

^(田築)建榮
まいる御返人々申給へ

1012 有河資道書狀

○永弘文書
大分県史料六

田原莊社米社納
ニ対スル訴ヘヲ
田原親賢ニ伝ヘ
シコトヲ報ス

芳札委細令披閱候、仍而田原御庄社米之事、年々稠敷蒙仰候、慥於親賢^(田原)申聞候、必堅固可申付之由

被申候、雖然本方之儀、御使頻ニ被申儀候、我として不及申拵候間、此節被申定候、併至各可申渡

候、^(以下礼紙)「不可有無沙汰候、恐惶謹言、

十二月八日

資 道(花押)

^(奥切封ウハ書)一

(墨引)

有河

田原別符

田原別符

五二六

(田原)

建築

まいる御返人々申給へ

資道

一〇四 大友宗麟書狀

○田原庸平文書
増補訂正編年大友史料二

波多方山野ニ対
スル狼藉ヲ停メ
シム

波多方山野之儀、方角之仁等、狼藉深重之由、其間候、太曲事候、兩人爲奉行、自今以後法式之儀、堅固可被申付候、自然未斷之族、於有之者、依注進、一途可申出候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

十二月十六日

(大友) 宗麟(花押)

吉弘彈正忠殿

田原掃部助殿

一〇五 田原親賢書狀

○長野末夫文書
大分県史料一一

宝陀寺ノ寺務ヲ
司ラシム

寶陀寺々務職之事、御門住無餘儀之由、承候之條、以御在寺、全御裁判肝要存候、恐々謹言、

十一月廿二日

(田原) 親賢(花押)

旌忠寺

侍者禪師

107 田原親貫恩賞宛行狀案

○大友家文書錄
大分県史料三三

芸州ノ助勢ヲ申
調ヘタル忠節ヲ
賞ス

永松給田原ノ内
十町地

就
○今度不慮之成立、至鞍懸令登城之段、彼一城事、親武(田原、如法寺)以父子談合、城被執付置、此節一家再興之儀、偏運々堅慮之格護故候、殊至藝州差上候之處、長々令在國、加勢之警固舟被申調、如此遂本意候事、恰云、恰云、忠意之趣、無比類候、仍爲加恩、永松給田原之内拾町地、山香郷之内平三町地、令裁許畢、全領知肝要之狀、如件、

天正八年八月廿三日

田原左近大夫殿
(如法寺親武)

(田原)
親 貫 在 判

107 永松賢實置文

○西国東郡大田村大字永松
永松文書

抑悴一筋目と申者、從近江國罷下、田原開發之任人也、爰ニ永松村拾町内爲社領、名字中一兩人ニテ相拘、年中二三度出府仕、大友殿御先祖以來御對面ニ相候(成服カ)て、さて豊前國宇佐八幡江、社米等遂勤納罷居タル儀候、然處、惣領家下野守長永者、府内へ大友殿爲御近邊、以無足之奉公勤忍候ツル、彼永松村倅名字之在所ニ付、壹人シテ被申請、御判頂戴無紛候、因茲下向以來永松へ居住之是松掃部、募同姓之好候而、以案内者下野守押入候、其刻ヨリ、先拘之寄相一兩人之事者不叶、豊前國之

田原別符

五二七

沓懸村弁差屋敷

様ニ退散候也、我等曾祖父左衛門督者、先祖已來之居屋敷と申候而、是松と以談合、下野守江以契約罷居候、其時拘之田地岡田六反者、差渡候、居屋敷二迫之山畠計爲分地相拘、相當之諸點役仕候而、罷居候境節、當屋敷之事、從惣領方可取放企、折々候之條、田原中務大輔親直公、被奉對大友殿ニ、忠貞無比類御比禮之間、與力之契約被仕候處、爲御合力沓懸村辨差屋敷・室苑合拾貫分給置令堪忍候、然處親直公御息萬法師殿被蒙御勘氣、宇佐へ被成御追出、御暫宿候、其砌左衛門督不屈被申候而、室苑五貫分被召放、殘五貫分被充行、加賀守・越中守我々三代迄、無恙遂奉公候之處、文祿元年癸巳之年、於高麗國大友殿少懸引之子細共候而、豊後悉從太閤様被成御改易候付、國中之諸侍衆不殘國退候、其時ヨリ拙者等ハ、居屋敷斗相拘候而、庄屋二郎左衛門其外、惣百姓之公役下ニ罷居者也、悴先祖之事者、紀朝臣中納言長谷雄有友家之流有之、其代々書立候一々事、永候之間略之畢、右如此相續候筋目、吾等迄者、名字之見迦無之候、於自今以後、彌以正直憲法ヲ心ニ拵、無惡心、不被猜傍輩ニ候之様、可相嗜儀專一也、爲後代覺悟、書付渡進者也、

慶長拾年乙巳七月七日

紀朝臣永松助左衛門尉
賢實(花押)

天清丸江進之候、

付 録

一 西國東郡大田村大字・小字一覽表

大字	小字	石丸	永松	小野	
沓掛	古城得 岡前 八松 次松 出口 畑中 榎迫 大川内 川内 楠 前 夫婦石 石台 後野	中野 黒岩 山ノ田 辨入 峯平 芳蓋 八郎坊 流田 道尾 荒渡 石丸 前 内川野 野田	松本 堤 内園 上園 久保田 二月田 京ノ小田 栗林 狭間 平ノ田 下ノ迫 柚ノ木田 深	後野 下後野 大西山 田中迫 本明 高尾 中園 横頭 一丁弓 上園 前田 水ヶ迫 野田	八十原 新涯 小平 榎迫 高松 松原 田原河内 桑原 桃ノ木 中河内 花田 米山 金ノ
	塔尾 鍋山 矢石 大平 原 峯 前田 小原 角石	角石 西ヶ原 金谷 田原山口	迫 權坊 山の神 大平原 神石 天堤 梅ノ木田 川内 掃部 平床 柿ノ木田 藤ヶ花 奥ヶ	追 加取	

付 録

田原別符

手 藤見 本久保 大内 宮ノ向 尾追 田原 向田

波多方

ヒノ口 梅中坪 長田 古カシノ 荒田 モウタニ 峠 高ヶ山 中尾 平山谷 井上 大坪
下ノ平 尾付原 ワランホウ 片平田 ウトウバタ 西ノ上 中尾 井ノ上 丸山 ホキビラ 三
分一 山ノ口 中チャ 桐ヶ迫 山口谷 宮ノ上 大辻 ワイラガ谷 乗越 谷 門ヶ平 平山
乗越谷 ナギヤブ 山ノ中 ニタ 青柳 中尾崎 野田前 クロ内 池ノ下 宮上 中尾 市ノ井
手 石穴 柳渡 天神奥 後川 天神山 荒谷 木落 矢石 池ノ上 柿ノ本 尾追 御師尾
宮ノ本 奥畑 立畑 立山 神田口 丸尾 鷹ヶ峯 向田 迫アン 百々迫 道中間 米山 玉山
山成 内川野 宅畑 赤松 垣内 三文田 堀田川 桑原 安常 宮ノ下 川原田 池ノ下 水波
園 荒田 上迫 大池 和泉平 年ノ神 下園 森松 小畑前 諏訪台 上ノ平 チサノキ 日ヶ
田 日ノ辻 曲り道 中畑 鍛冶屋園 中谷 中尾 山ノ下 野地 合屋 荒渡 長田 山ノ口
横岳 ムタ 兎手 切池 ちだら フタダグチ カイホツ 竹添 丸田 鑑田 松ノ木田 坂田 宮
ヶ谷 山田 楠 大河内 池の西平 池ノ下 板山 中畑 進上 出口 上ノ平 又見田 池下
池平 池内 柚木 笹ヶ平 五百田 ノダ 兎手 丸畑 前田 平原 辨入 長尾 猫石 岡倉

白木原

入角 ト本のワキ 深迫 山ノ口 トウササコ 高隈 独樂迫 片平田 尾追 宮ノ上 ムクラサ
コ 大平 タラハラ 桑原 ツヅラヤブ 小野越 西畑 大田 コシバ 東畑 久保田 渡瀬 花
渡路 カジヤ 堂園 美津園 畑中 ウトノ口 平原 向園 フラン 堂 古園 イリヅミ アン
ノ下 山ノ下 植田 赤里古 末武 竹ノ内 マツバ マリタ 尾園 上ノ原 榎渡 泉迫 朝

俣水

見畑 コシ田 高畑 堂ヶ迫 御堂迫 トウサイ 向原 北 松尾 中園 御堂園 ヤトフシ マ	クダ 宮ノ本 古畑 ヤフ田 平 北迫 リヨフセ	ヒエサゴ 石佛 西又カリバ チサノ木 又カリバ 岡 熊墓 宮ノ城 中クヌギ 高尾 芋尾	タルミズ イヅカ クヌギ 西八畑 宮ノ上 山田 城ヶ谷 宮ノ本 古宮 柿内 出口 高岸	大平 高渡 京塚 ツカハサ ウリ尾 トンバ 木床 古川 貴船 中セト 桑原 市場 西前	上西 城ヶ尾 羽田山 口畑 竹本 宮ノ前 山ノ下 赤ハゲ サイメキ 鳥井原 金付面 長迫	廣岩 水ヶ本 坊ヶ迫 西倉掛 手仕迫 下坪 船平 西赤松 東赤松 コウボウ 東倉掛	(以上 南区)	野ヶケ平 横岳 石生谷 カジヤ 中カジヤ 西ノ上 船石 セト 下ノ平 寺山 御所迫 山門	正養寺 セジヤ下 サルバミ ヒマブリ ヤシキ田 丸田 川原田 コブカタ クイギ 宮ノ本	トリツキ 利生寺 迫 (西上 区)	クリヤマ 上ノ迫 宮脇 宮ノ原 龜ノ甲 マルクマ ハツ口 中河内 宮ノ下 南 田井 クホ	ヤナズル 上ノ田 ハシノ田 楠田 ノゾイ 小田 油田 山中 (北上 区)	フチガハル ナタ フジワラ ツツミ 門田 コウラ 久保 イマミヤ ヒヨウ 向 ツルノ田	向田 ヒノ口 法京 平尾 大久保 ヤシキ アサクノ ツカハサ 田ノ上 水ナシ ババ ドウ	デン 上ノ平 中ノ川 フクソ セイメイ 小松迫 イデリヲ 中野 大中野 谷山 (東上 区)
--	---	---	--	---	---	---	------------	---	--	-------------------------------	---	---	---	---	--

解 説

一 所在と自然環境

田染荘・田原別符ともに、大分県の北部、国東半島のほぼ中央部に近い南側の山中に立地する宇佐宮領荘園である。両者は東西に接し、西に田染荘、東側に田原別符がある。行政的には田染荘は豊後高田市東部(田染地区)、田原別符は西国東郡大田村の地に該当する。両荘の四至を現在の行政区画で示すと、田染荘の西は豊後高田市川内地区(旧来繩郷)、北は同市都甲地区(都甲荘)、東は東国東郡安岐町(安岐郷)、南は杵築市(速見郡八坂荘)、速見郡山香町(山香郷)と接している。ただし、旧安岐郷と田原別符との境と、現安岐町・大田村との境との間には、若干の出入がある。

円錐形の開析火山である半島中部の両子山から南に流下する桂川が、支流石丸川と合流する付近の盆地一帯が田原別符の中心部で、同川が西に曲って流下し、支流小崎川・落川と合流するあたりの田染盆地及び周辺の山地を含む一帯が田染荘の故地である。

周辺の山地は田染耶馬といわれる集塊岩地形の形成する奇岩・形勝の地で、六郷満山に属する岩脇寺・間戸寺・胎藏寺・熊野権現等の石屋があり(二八)、熊野(国指定重文・史跡)・元宮及び鍋山(国指定史跡)等の磨崖石仏がある。著名な国宝富貴寺阿弥陀堂、国指定重要文化財の諸尊を有する真木大堂(真木山伝乗寺)等も田染荘の中にある(写真)。大友田原氏の発祥地である田原別符には、田原直平の創建にかかる宝陀寺があり、田原家五重塔(国指定重文)や財前家宝塔(国指定重文)

以下の特異な国東塔等も多い。⁽¹⁾ いわば、国東半島六郷満山文化の精髓が、この両地域に集中しているといっても過言ではない。

註

- (1) 大分県教育委員会編『大分県文化財一覽』（昭和五九年三月）参照。

二 成立と支配関係

(1) 成立過程

律令制では、国東半島地域は豊後八郡の一である国埼郡に属し、国埼・武蔵・阿岐・田染・来繩くまな・伊美の六郷に分かれ、国埼六郷といわれた。両荘ともに、右六郷中の田染郷中に成立したもので、両者を本書に合載した所以である。

当地域は、宇佐八幡の鎮座する豊前宇佐郡に接し、宇佐宮及び神宮寺である弥勒寺の荘園で占められ、わずか国埼郷一郷のみが国半不輸領として残存する状態になる。おそらく大化前代の国造宇佐津彦・宇佐津姫等の勢力圏であったものと想像される。こうしたことから、律令国家もそうした現実をふまえて、この地域を含めて封戸や位田および供田等を給したものと想像される。

宇佐宮領はその成立過程によって、封戸に基く十郷三箇荘、位田・供田等から成立した本御荘十八箇所、別符・

別名から成る常見名田つひみよちえんの三群に分かれる。田染荘は右三者のうちの本御荘十八箇所中の一所で、しかもその中核をなす根本所領中の根本所領であり、田原別符は常見名田の中核をなす荘園である。この両荘、なかならず田染荘が、六〇〇通を上廻る宇佐宮領中特立した量と質の史料を残存するのも、そうした重色性を裏づけるものである。

本御荘十八箇所は、十一世紀前半から十二世紀初頭にかけて成立したもので、田染荘はその初見史料である長寛三年（一一六五）の関白藤原基実家政所下文（三書）によると、長治元年（一一〇四）以前に成立していたことは判るが、その明確な年代を示しえない。おそらくその原型は、十一世紀前半にまで遡るものであろう。

田原別符は天喜五年（一〇五七）、紀季兼なる人物が開発申請をし、大宮司宇佐公則の外題判を得て開いた別符である（田原別符一號）。国司ではなく、大宮司の外題判によって開かれたというのは、田染郷がすでに宇佐宮領となっていたことを示すもので、田染荘のすでに成立していたことを暗示する。その田染荘の東部荒野の部分、大宮司公則の外題判（別符）によって季兼が開発したという関係にならう。とすれば、田染荘が本荘で、田原別符はその付属開発地であり、いわば田染別符の性格をもつものと考えられる。両荘ともに、寛元三年（一一四五）から宇佐宮の御供米料所となる事実からすれば（一七）、おそらく田染郷には国衙時代に御供米田が置かれていたもので、田染荘はそれを中核として、荘園化したものと思われる。

弘安八年（一一八五）の「豊後国田帳」によると、田染荘は本郷四十町と、吉丸名二十町・糸永名三十町の二群に分けて記載されている（四二）。大半を占める本郷四十町は、律令時代から存在した古作の公田部分で、今日も田染盆地には条里制の跡が残存する。吉丸名・糸永名の両者は、その立地から見ても同荘の周辺部にあり、十一世紀中葉以降から公郷内に形成された別名であろう。糸永名に、のちまで保司がいたことが、この考えを裏づける（一七）。

このように考えると、田原別符とこの両名とは、同一性格のものとして、ほぼ同時代に形成されたものであることが考えられる。しかし、田原別符が独立の荘となったのは、田染荘の周辺部で、耕地面積も本荘に匹敵するほど広大で、しかも地形的にも独立した一区域をなしていたこと等が、原因であろう。

田原別符は開發当初は国半不輸領で、宇佐宮に宮召物加地子稲八百三十束(四十二丁八反定)を納め、国衙には所當を支弁した(号一)。ところが、国司が宇佐宮假殿遷宮の国役陳慢を懈怠したので、保元年中(二五六〇五九)速見郡朝見郷とともに、その代りとして不輸神領として奉免された。保元三年(二五八〇)の檢注定では五十九町七反三十代とある(号二)。のちの「図田帳」でも、ほぼ同じで六十町となっているが、これも本郷四十町と小野一万名十町との两部分に分かれているのをみると(計算は合わない)、後者がやはり、本郷の開發から後れて開かれた別名であることがわかる。小野一万名の地名からすれば、今日の大田村大字小野に占位したことはほぼ確実で、田原盆地の第一次的開發につづき、半島中央部に近い桂川最上流の河谷へと開發されていった過程がうかがわれる。

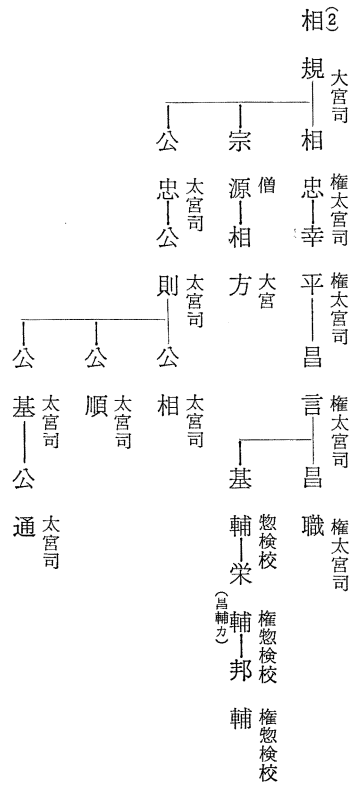
註

(1) 貞應三年八月十二日宇佐末利栗林売券(一一一號)によると、永正名内の長野栗林の四至は、「北限吉丸并弁分塚也」とあり、永正名と弁分に接していたらしい。

(2) 支配関係と支配機構

田染荘は、史料初見の長寛三年(一一六五)の下文には、すでに摂関家領となっており、同家を本家に仰いでいた(号三)。宇佐氏が近衛家に本家職を寄せるのは、白河院政のはじまった宇佐公順の時代といわれるので、凡そ十一世の末頃であろう¹⁾。これから宇佐宮領の本家職は摂関家が帯し、大宮司家が領家職を帯するという関係になった。長

寛の下文では、同荘内の糸永名は、擬大官司昌輔(系図の栄輔に当たるかと思われるが未詳)の祖父前権大官司某(欠字あり、昌



言かから、父政所惣檢校基輔が、長治元年(一一〇四)に譲られたものである、と述べている。糸永名だけであつたかどうかは明瞭でないが、すでに大官司家の庶家に分与されていたことがわかる。

宇佐宮の御供・御菜等を司るのが、下宮社司番長といわれる宇佐氏の庶家(のち永弘を称す)で、その大祖は宇佐池守の子の権大官司宮雄であるという(附録二、宇佐佐雄子ともある)。したがって、この永弘氏が田染・田原両所の御供米を司ることとなり、その庶家が田染荘の下地に居住し、田染元宮の神主職を帯し、同時に荘官として所務に当たつたらしい。これが、のち在地領主化する田染氏である。

しかし、田原別符の荘官は田染荘とは異なり、「田原郡司」が居り(三)、弘安十年(一一八七)の田原別符御供米惣徴符では、「郡司紀」と見える(一、二)。つまり、「田原郡司」というのは、紀氏らしい。紀氏は古代以来国埴地域

に蔓延した豪族で、郡司職を帯していた。この「田原郡司」も、国東郡司家の紀氏らしく、おそらくその庶子家がこの地に土着して「田原郡司」と称したものであろう。前記の開発領主紀季兼は、この国東郡司家の人で、鎌倉期の「郡司紀」はその子孫ではなからうか。

こうした宇佐宮の重要な所領であるが、守護不入地ではなかったようで、鎌倉時代当初からか不明であるが、下地には御家人が地頭として入部しており、社家と種々の争いを惹起していることは後に述べる。

註

- (1) 中野幡能『八幡信仰史の研究』二五九頁。
- (2) 『到津文書』一、菟佐氏系図（『大分県史料』一）より抽出。

三 下地組織と在地領主

田染荘と田原別符に分けて、略述する。

(1) 田 染 荘

弘安八年（二八五）の「凶田帳」によると（四二二、号）

田染郷九十町 宇佐宮領

領主

本郷四拾町 大藏卿法眼有寛跡、小田原又次郎景春
法師法名寂仏相伝之由、申之。 (奉)

吉丸名式拾町 名越尾張入道殿

地頭

糸永名參拾町 肥前国御家人曾放崎淡路法橋慶増
祐敷 (補)

の通り、本郷と別名である吉丸名・糸永名とに分けられていることは、前項に述べた。それぞれの地頭については後にふれることとして、ここには記されていない本郷内の本名から略説する。

(イ) 本郷

宇佐宮領次第案によると(一八号)、田染荘の名は「廿三名」とある。この中には右の別名二名は当然含まれていると考えられるので、本郷の名は二十一名内外ということになる。今文書所見のものを表示すると、次の通りになる。

田染荘の名一覧表

名	領主	獲得過程	摘要	出典 (本書番号)
是行	宇佐昌輔	甲乙人より買得	安堵を請う	九
清成	同上	同上	同上	同上
末久名	大宮司宇佐公仲		田島井用作糸永放田一町五段を落寺に寄進	一〇
永正名	宇佐末利	相伝	長野栗林を三郎檢校に沽却	一一
同	本主吉近		人勾引により右近將監貞綱に渡す	一四

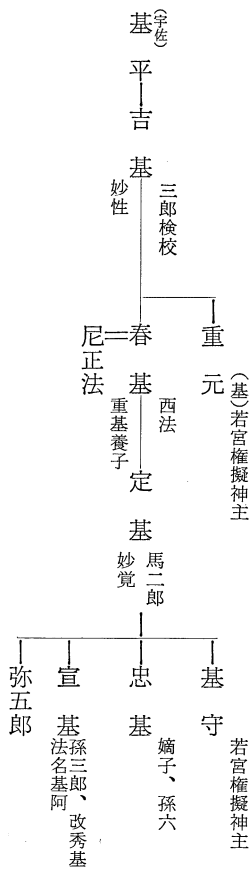
同	宇佐吉基(妙性)	宇三本司の手より買得 <small>(マコ)</small>	大宮司外題安堵す	二六
恒任名	宇佐吉基	野仲郷司道俊の手より買得	同上	同上
大能丸	惣檢校前豊前守宇佐行輔	相伝領掌	妻子に分讓、大宮司外題安堵す	二七
金丸名	同上	同上	同上	同上
重安名	御馬所檢校吉重(信戒)以下舎弟	親父覚妙より讓得	安堵	三一
末次名	宇佐春基	兄若宮神主宇佐重基遺領	安堵	三四
行成名	兼守	沽却	安堵	三五
同	宇佐正法	相伝	すく六二段を長野馬殿に去り渡す	四三
唐木田	宇佐定基	西法(宇佐春基)より讓得	嫡子馬二郎定基に讓る	四九
須加牟田	宇佐定基	相伝の地	安堵を請う	五一
近弘名	宇佐忠基	曾祖父吉基(妙性)が沽却	小田原宗忍従人源馬入道信覚との相論を裁し、定基に返付させる	五九
篠原名	小田原宗忍亡父連仏所領	来繩郷内小野名と相傳	神領興行により社家に返付させる	七二
重房名	宇佐定基(妙覚)		小田原宗忍の押領せるを返付させる	七四
弁分石王丸名	前擬大宮司宇佐清輔	先祖相伝	子とらほう丸に讓る	七七
弁分草葉名	同上	同上	嫡子弥太郎奉輔に讓る	九八
光並名	花光御領		同上	同上
小手則名	田染神主孫六馬二郎(定基)		非分輩の知行を停め年貢を進済させる 田染神主武家の仁に属し放埒を致すに より欠所、田部氏女に安堵	一六一 一二三

中には名を付していないものも若干ある。なお田染弁分内の二名も含まれるが、この弁分は既述の吉丸・糸永両名

とは別地と考えるので、加えると十九名となる。神領次第の記述にはぼ近く、その誤りでないことを知りうる。

これらの名は、大宮司家および庶家に相伝されている。甲乙人・野仲郷司より等、買得のケースが可成り見られる点からすれば、宇佐氏を開発領主とするものとは限らないようである。これは当荘の名田畠の分布が、辺境特有の地域的一括性を示さず、相互に入り組む畿内型の散在形態を有していることから考えられる。おそらく定着した口分田を基礎とし、後の売買・相博・新開等、幾多の変動を経て形成されたものと思われる。

宇佐氏の中でも、恒任・永正・唐木田・須加牟田・末次・近弘・重安・重房・小手則等、九名にまたがる名田畠と屋敷を領有するのが、庶流の永弘氏から分かれる田染氏である。文書から系譜関係を作成すると、



の通りになる。はじめの基平については未詳であるが、もちろん若干の所領を領有し、吉基以下に相伝したはずである。次の吉基(三郎檢校、法名妙性)は、「田染庄住人」と記されており(五九)、鎌倉時代初期から田染荘に居住していたらしい。文永元年(一二六四)から二十余年以前に、下毛郡野仲郷司道俊から恒任名を買得しており、なお年代は未詳であるが、藤原太子から永正名を買得していた。二十年前として寛元二年(一二四四)であるから、十三世紀前半

に、次第に同荘内に経済的基盤を蓄積していたことがわかる。吉基の子重基は若宮権擬神主で、末次名及び永正名内本屋敷等を領したが弟春基(西法)を養子としてこれを伝え(三四・三五号)、春基は正応元年(一二八八)に行成名を買得し(五二)、のち子定基(妙覚)に末久名・永正名・末次名・唐木田・余田・行成名等を譲った(五一号)。その他に定基の伝領したものに、須加牟田・重安名・小手則名・重房名・糸永名(一部)等があったらしい。定基の子忠基の訴状によると、重安名と尾崎屋敷三箇所・為延屋敷二箇所は、外曾祖父御馬所檢校能重(吉重、法名信戒)相伝の地であると述べている(六一)。同氏は、永正名内に本屋敷を有していたから(三五)、ここが本拠地であったと思われる。

このような大宮司や庶家、とくに永弘氏や田染氏等の社家の知行地に、次第に御家人の勢力が浸透してくる。田染氏の例をみると、定基は延慶二年(一三〇九)、御家人小田原宗忍の従人源馬入道信覚に須加牟田を質券の地として入質し(五九)、また永正名内田地・恒任名等を大友一族狭間智覚に押領された(六一・六五号)。しかし正和元年(一二二二)の神領興行法により、返付されている。鎌倉期に武家や甲乙人の手に渡った神領は、多くこれによって恢復された。神領興行法適用の具体的実例からしても、当荘は最も豊富な史料を提供してくれる。

鎌倉期に地頭御家人によって所領を侵略された定基・忠基・宣基(政秀基)らは、南北朝期に進んで武士化し、武家方に属して京洛で転戦した。その結果、「放埒」の廉によって、神官僉議により神官の名帳を解かれ、所領は欠所され、建武五年(一三三八)由緒の仁として田部氏女に与えられた(三二)。しかし定基は重安・恒任名は遵行使に去り渡したが、永正・小手則・末次名は、田原法光(盛直)・同子息貞治らを語らって打ち渡しに应ぜず(三四・三九号)、武力反抗をし、遂には荘内に乱入し狼藉を働くに至った(九一・九二号)。永正名は本屋敷のある本領であったので、打ち渡しを拒否したものである。田原法光の子直平等は、田染荘重安名以下に乱入し、ついに悪党化してしまった。黒

田の悪党は守護領国下に所を得るといわれたが、当荘では逆に当代に悪党が猛威を振うことになる。その社会的・政治的背景を、検討する必要がある。

註

- (1) 二一〇号文書に、「吉基□為基平子之條」とあることにより、吉基は基平の子と推定した。
 (2) 石母田正『中世的世界の形成』二八九〜九〇頁。

(四) 吉丸名

「凶田帳」では、当名の地頭は「名越尾張入道殿」とある。『鎌倉遺文』では名越時章に比定しているが、彼は文永九年(一二七〇)に殺されているので、子の公時であろう。名越氏が、吉丸名地頭職に補任された時期・経緯等一切不明である。公時は関東御家人として鎌倉にいたので、吉丸名下地には地頭代が在荘した。

正和元年(一二三二)神官忠基は、吉丸名地頭代安藤入道西願の知行する近弘名内得太郎屋敷につき、神領興行法によって返還の訴訟を起こした(七二)。同屋敷は曾祖父吉基(妙性)が得太郎に沽却したもので、それを西願が展転知行したものである。鎮西探題は、八坂荘地頭八坂道海に命じて正願に尋ね下させたところ、正願は「正員関東仁依ニ御渡候ニ、御教書者、関東仁満伊良世候(まいらせ)、其上者、重非レ可レ被ニ相触ニ」と申し、請文に及ばなかった。そこで探題は杜家に返付させている。(一)

関東御家人を正地頭とする地頭代の横暴は、速見郡石垣別符(正員名越宗長・大分郡高田荘(正員三浦頼盛)に見られるが、当荘の場合も全くその例外ではなかった。名越公時は永仁二年(一二九四)に死去しているので、当時はその子時家であろう。嘉暦元年(一二三六)、吉丸名森の下五段の下作職を、番長から買い取った安藤太郎入道宝通は、右の西

願の跡であろうか。当名については、これ以後の動向は明瞭でない。

註

(1) 『大分の歴史』三、三一五〜一六頁に詳述した。

(2) 同上、三二六〜一八頁。なお詳細は「書陵部八幡宮関係文書」（『大分県史料』三〇）参照。

イ 糸永名

糸永名には、国衙領段階の名残として、「保司」のいたことは前に述べた^(一七)。その後、綿貫左衛門入道行仁なるものがいたが、彼が保司であったかどうかは判らない。ところが、弘安元年(二七八)、肥前国御家人曾禰崎法橋慶増が、文永十一年(二七四)の蒙古合戦の勲功賞として、行仁跡地頭職を拝領した^(三三)。綿貫行仁跡を曾禰崎氏に与えられた原因が、行仁の死闘によるか、又は闕所によるのかは明瞭でない。曾禰崎慶増はこの時、豊前国佐野次郎丸(兵庫馬二郎兵衛入道跡)を与えられたが、^(一)「在郷名字相違」の理由で、改めて当所が与えられたのである。

鎌倉時代末期になると、田原惣領家の勢力が当名にも浸透してくる。嘉暦四年(三二九)田原貞広は、曾禰崎道西(通定)と親子の契約を結び、糸永名五町を受け取った^(六四)。貞広はそれを足がかりとして、康永三年(三三四)には、糸永名三十町の領主として均等名編成を行なっている^(三九)。こうした田原氏の勢力を背景としてか、建武四年(三三七)ごろには、曾禰崎十郎は馬城山(伝乗寺)の押領人として記され^(八一)、既述の神官定基等の闕所名に対する乱入事件では、曾禰崎道西は田原盛直等に加担し、濫妨人の中に名を連ねている^(六四)。しかしこうした行動にもかかわらず、観応三年(三五一)曾禰崎助三郎は、大友氏時から、糸永本名を預けられている^(一七)。田染荘が、守護領国下に編み込まれつつあることを示すものである。

曾禰崎十郎の馬城山横領を記した六郷山本中末寺次第には、糸永名内にある蔭寺を調幸実なる者が押領した由を記している。また文和二年(三三三)の富貴寺棟札には、大檀那として調宿禰行実・同仲実の名が見える(一七、四号)。この調氏については永く出自等不明とされたが、近時山口隼正氏の研究により、筑後八女郡の木屋氏で、右の幸実は行実と同一人物であることが明かにされた。木屋氏は正平八年(三五三)ごろから南軍優勢期にかけて、懐良親王軍に属し、北軍大友氏時を伐つため、しばしば親王軍に従って豊後に攻め入っている。しかしそれ以前の建武四年(二三七)ごろ蔭寺を押領していたとすれば、討幕の忠功により、建武政府から糸永名地頭職を付与されていたものであろうか。その場合、田原貞広や曾禰崎氏との関係が問題となるが、前記曾禰崎助三郎の大友氏時から預けられたものが糸永本名であったことからすれば、新方ないし弁分というような関係であったのかも知れない。これ以後の当名及び地頭職の動向については、知るところがない。

註

- (1) 「比志島文書」文永蒙古合戦恩賞拝領人名(『蒙古襲来の研究』増補版二七頁)参照。
- (2) 山口隼正「筑後木屋氏と富貴寺」(『日本歴史』四三五号)。
- (3) 「木屋文書」(『福岡県史資料』九)参照。

(2) 田 原 別 符

「宇佐宮神領次第案」には、「十九名」とある(五)。文書中から拾うと、次松名・利行名・五郎丸名・餘名・弥松・諸田松武・本松武・弥久松名・沓懸・山香吉松・波多方名・岡次松・松武吉松名・石丸名・永松名等が検出される(二・一七・三四、四二・四七・四九号)。以上のうち波多方名以外が本方らしく、別符として小野一万名があり、ほぼ前者に近い名

数となる。戦国期になると、右のほか、岡名・峯名・赤松名・上野名・皆口名・神田(出)口名・さか水名等が見えるが(九一・三・九五・九)、本名の分解したものや、のちの新名も含まれるであろう。

当別符には、開発領主の後と考えられる郡司紀氏(田原郡司ともある)のいることは前にふれた(三・一)。しかしこれと並んで地頭が居り、地頭代が在荘したが、郡司の名は南北朝初期ごろまで見えるが、以後は消滅する。利行名の名主は弁官盛信(利行)であったが、地頭代定念と争って殺された。そこで仁治三年(二四三)社家が盛信の父盛泰と地頭代朝辨(定念の子か)を召し出し、また関東の裁定を仰いだと見えるので、仁治三年(二四三)以前から地頭のいたことがわかる(七・九)。弘安六年(二八三)の盛信の子妙直の訴えに対する関東御教書では、大友豊前二郎藏人(基直、泰広の子)に対して陳弁を求めているのをみると、この正地頭は田原氏のように思われる。

田原氏の祖泰広が豊後に下向したのは、十八歳の時といい、また「頼泰代二下向云々」ともある。外山幹夫氏は、泰広が遅くとも弘安八年(二八五)の「図田帳」成立期までに、子の基直は弘安四年(二八〇)の元寇の際に、下向していた、と述べている。利行名主盛信を殺害し、同名の用水を打ち止むる等の濫妨をしたのが田原氏の代官であるとするれば、同氏の勢力浸透はさらに遡るようになるが、なお今後の検討が必要である。

弘安八年(二八五)の「図田帳」の諸本を総合すれば、大友親秀女子の持明院别当室家跡に対し、借上質券、あるいは買得相伝の由を豊前藏人泰広が主張し、辻殿雑掌と相論中というのであろう(一)。親秀女子というのは、「大友田原系図」によると親秀の三女に「持明院别当入道室、号五玉寺殿、元有母」とある人で、元有とは持明院基氏の子基有である。父基氏は検別当で、持明院别当といわれ、その後室に親秀三女が入ったのである。『續群書類従』本「大友系図」には、

親秀(大志)—女參議基氏卿号持明院別當入道円空室

左少将基有母儀・号五王寺

とある。『尊卑分脈』に、基有の母は「家女房」とあるのは、基氏の正室ではなく、正室の死後に後室となったものであろう。文永十年(一二七三)卒卅六とある。田原別符地頭職は、父親秀から譲与され、子の基有の時、泰広と相論となったものである。泰広および子基直は、利行名主と争い、また持明院基有と惣地頭職を争っていたことになる。

別名である小野一万名の地頭職は、伊賀国御家人八十嶋左衛門太郎頼忠(金林本「頼忠」なし)とあるが、彼の当名地頭職拝領の時期・経緯等は未詳である。

元応二年(一二三〇)宇佐宮定米切符を切り宛てた本方地頭代は、田原氏の地頭代であろうか(号一七)。建武元年(一二三四)雑訴決断所から、田原盛直が田原別符本惣領三分二・利行名(除明正買得地)以下を安堵された(号二二)。さらに暦応二年(一二三九)には、その弟直貞の申状により田原別符本方三分一等が安堵された(号二五)。それは父基直(法梁)後家尼妙性の正安四年(一二三〇)正月十九日の配分状、および応長元年(一二三二)七月十日の外題安堵によるとある。おそらく、正安四年(一二三〇)に盛直・直貞兄弟に配分されたものであろう。その後直貞(正曇)は、文和元年(一二三二)將軍足利義詮から、田原別符波多方名戸次丹後守頼時跡等を勲功の賞として与えられている(三四一)。

田原直貞(正曇)は文和二年(一二三三)田原別符本方三分一(付けたり次松岡)と波多方名半分(半分は本主降参により去り渡す)等を、孫子徳増丸(氏能)に譲り、翌年幕府の安堵を請うている(三八)。氏能はまた、康暦元年(一二三九)に田原別符半分内三分一と波多方名半分(戸次頼時跡)以下を、子徳一丸(親貞)に譲っている。直貞の譲与分は田原別符本方三分一

とあったが、氏能譲与分は「半分内三分一」となっているのは、前者に「半分」が脱落したのではなからうか。

というのは、貞治三年（三六四）の大友氏時の所領注進状等に「田原別符半分付岡次松」が見えるからである。この頃になると、田原別符半分は守護大友惣領家の所領となっており、これは永徳三年（三八三）の親世のそれでも同様である。惣領家が半分を領有したとして、田原直貞（正曇）・氏能・親貞の相伝分が半分の三分一、すなわち六分一とすれば、残りは三分一にすぎない。とすれば前記の盛直の本方三分二は半分しか残らないことになる。盛直（法光）・子直平らが田原荘に乱入して悪党化したことは前に述べたが、おそらくそうしたことが原因となって欠所され、守護領に編入されたものであろう。今後、盛直・直平系統が没落し、直貞・氏能系統が発展する両者の隆替の岐路が、ここにあるように思われる。

田原氏惣領家では、直貞の子貞広は南北朝期から京都奉公をして奉公衆の素地をつくっており、のち同氏は小番衆に編成され、ますます発展をつづけることになる。

註

- (1) 「大友田原氏系図」（『大分県史料』一〇、「入江文書」）、「大友吉弘氏系図」（『増補訂正編年大友史料』三三）。
- (2) 外山幹夫『大名領国形成過程の研究』二九八頁。
- (3) 「五王寺殿」は、次述『續群書類従』本には「五王寺」とあり、これが正しいと思われる。
- (4) 『尊卑分脈』一、二六六―六七頁。

四 室町期以後の問題点

南北朝期の両荘は、在地領主の押領の歴史であつた。それが応永期に入ると、次第に鎮静に向う。吉永暢夫氏の研究によると、大友氏(親世)^①は田染荘を守護請とし、武家の給地化した。宇佐宮は、伝統的な直務支配を止めたのである。大友氏は当荘支配のため、新たな機関として政所を設置した。その政所に任命されたのが田原惣領家であり、同氏が荘内の打渡しや神領の安堵・訴訟処分に当たつた。大友氏の田染荘支配は、田原氏の実力に依拠したものであつたが、これが田原氏の奉公衆的性格を弱め、守護への帰伏性を指向するようになる、と述べている。

いずれにしても、室町期の両荘は、大友氏の守護領国下の莊園として、在地領主はその被官人として、給人として編成されるようになる。大友氏の田染荘支配は、文安(長祿(二四四四~一四六〇)期の親繁時代に、田原氏に替えて在地の小領主である長野・久保氏等を打渡機構として組織し、田原氏の権限を守護権力に吸収して直接支配権を在地に及ぼすように変化する、^②と久保氏は指摘している。一旦守護への帰伏性を示した田原氏が再び大友氏に対して、対立的・反抗的となり、常に大内・毛利氏と通じ、天正七・八年(一五七九~八〇)の親宏(宗隼・親貫父子の反逆を最後として滅亡するもの、こうした大友氏の守護領国支配の構造変化が要因となつていゝのではなからうか。

応永二十年(二四一三)に幕府の一國平均役である御禊大管会段銭が賦課されるが、「田染・田原別符二ヶ所本田代之通」とあり、「田染庄九十町本田代」とみえる。明らかに弘安「凶田帳」の田代が本田(公田)として、在地領主単位に把握されていることがわかる(二四三・三四五~七・二四九~五〇号)。このように、本田を対象として余名に対する賦課は原則的

に禁止しているが(二四七号)、これらの余名・余田を含めたいわゆる「在地領主的公田」を(3)、戦国大名に上昇する大友氏は、果して把握し得たのであろうか。権力基盤の弱さが指摘される大友氏の研究にとっては、とくにこの問題は重要な課題のように思われる。

なお、これと関連して、幕府段銭が守護段銭を成立させ、これが戦国大名の軍役・年貢・夫役賦課の統一的基準である貫高制の要因となるといわれている。本史料集を通して、こうした基本問題に関する大友氏の場合を、追跡検証する必要があることを指摘するに止め、紙幅の制約上他は割愛する。

註

- (1) 吉永暢夫「守護大名大友氏の権力構造―十五世紀前半の対国人関係―」(『九州中世史研究』三)は精緻な研究である。
- (2) 同右。
- (3) 田沼睦「中世公田体制の成立と展開」(『書陵部紀要』二二)に啓発される所が多かった。

参考文献 (美術史・民俗学等特殊史を除く)

- (1) 田染村役場「田染村志」(同村役場発行、昭和七年二月)。
- (2) 野田秋生「豊後田染荘における建武内乱前後」(『大分県地方史』一七～二〇合併号、昭和三〇年一月)。
- (3) 酒井富蔵『豊後高田市誌』(西国東半島文化研究所、昭和三二年一月)。
- (4) 川添昭二「鎮西探題と神領興行法」(『社会経済史学』二八ノ三、昭和三七年)。
- (5) 中野幡能「六郷満山の史的研究」(一)～(四)『豊日史学』『大分県地方史』等、昭和三〇年代はじめ～四一年七月)。
- (6) 工藤敬一「九州における均等名体制の成立と性格」(『史林』四九ノ二、昭和四一年三月、『九州庄園の研究』に収録)。
- (7) 酒井富蔵『大田村誌』(大田村教育委員会、昭和四一年九月)。
- (8) 中野幡能『八幡信仰史の研究』第三章第三節三(吉川弘文館、昭和四二年三月)。

- (9) 木村忠夫「神領興行法と田染庄」(『九州史学』五〇、昭和四二年一月)。
 広瀬謙治「田染字佐氏の動向―十三世紀中葉から十四世紀中葉までを中心に―」(『大分県地方史』九四、昭和五四年一月)。
- (11) 海老沢衷「豊後国田染庄の復原調査」(『日本歴史』三九三、昭和五六年二月)。
- (12) 吉永暢夫「守護大名大友氏の権力構造―十五世紀前半の対国人関係―」(『九州中世史研究』三、昭和五七年六月)。
 宇佐風土記の丘歴史民俗史料館では、準備室段階から、海老沢衷氏を中心として田染庄の復原研究を目的として悉皆調査を計画し、画期的な成果を挙げつつある。その成果を列記すると、左の通りである。今後の成果が期待される。
- (13) (イ) 「田染庄水田区分平面図」五〇〇〇分一、一・五、昭和五七年三月。
 (ロ) 「嶺崎地区詳細平面図」一〇〇〇分一、昭和五七年三月。
 (ハ) 「嶺崎地区詳細平面図」二〇〇〇分一、一・二、昭和五七年八月。
 (ニ) 「渡辺家所蔵近世文書仮目録」、昭和五七年一〇月。
 (ホ) 「豊後国田染庄」(『国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報』)、昭和五八年三月。
 (ヘ) 「国東半島の石工」一・二、昭和五八年三月・五九年三月。
 (ト) 「豊後国田染庄Ⅱ」(『国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報』)、昭和五九年三月。
 (チ) 海老沢衷「中世水田開発史序説」(同館『研究紀要』Ⅰ)、昭和五九年三月。
 (リ) 「富貴寺」、昭和五九年一〇月。

編者略歴

一九一二年 大分県玖珠郡に生まれる

一九三九年 広島文理科大学史学科卒業

一九四九年 大分大学助教授

一九五四年 大分大学教授

現在 大分大学名誉教授 別府大学教授 文学博士

現住所 大分市大石町四―三(電〇九七五―四四)―八三七―)

主要編著書

『畿内庄園の基礎構造』(一九五六年、吉川弘文館)

『大分県史料』一―二六(一九五二―七四年、大分県教育研究所、大分県教育庁文化課)

『豊後国阿南庄史料』(一九六六年、『九州庄園史料叢書』)

『豊後国賀来荘・植田庄史料』(一九六七年、同右)

『増訂畿内庄園の基礎構造』上・下(一九六九―七〇年、吉川弘文館)

『大分県の歴史』(一九七一年、山川出版社)

『大和国若槻庄史料』一―四(一九七三―七六年、吉川弘文館)

『大分の歴史』一―一〇(一九七六―七九年、大分合同新聞社)

『豊後国大野庄史料』(一九七九年、吉川弘文館、『庄園史料叢書』)

『角川地名辞典』四四(大分県)(一九八〇年、角川書店)

『源平の雄緒方三郎惟栄』(一九八一年、第一法規出版)

『大分県史』中世一(一九八二年、大分県)

『増訂豊後大友氏の研究』(一九八二年、第一法規出版)

『別府大学史料叢書一』

豊後国

庄園公領史料集成一

豊後国田染荘・田原別符史料

昭和五十九年十二月 十日 印刷

昭和五十九年十二月二十五日 発行

編者 渡 辺 澄 夫

発行所 別府大学付属図書館

別府市北石垣八二番地

郵便番号 八七四

電話 〇九七七―(六七)〇一〇一(代表)

付属図書館長

林 章

印刷 佐伯印刷株式会社

大分市古国府十一組

電話 〇九七五―(四三)―二二一